

会 議 録 目 次

令和 5 年第 3 回曾於市議會定例会

会期日程	1
○ 9 月 1 日（金）	
議事日程第 1 号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	7
報告第 4 号～報告第 9 号	11
承認案第 6 号、承認案第 7 号	20
諮問第 2 号、諮問第 3 号	25
同意案第 20 号～同意案第 22 号	29
同意案第 23 号	37
議案第 51 号～議案第 53 号	42
議案第 54 号、議案第 56 号～議案第 60 号	50
議案第 55 号	52
議案第 63 号	53
議案第 64 号	71
議案第 65 号、議案第 66 号	71
散 会	72
○ 9 月 5 日（火）	
議事日程第 2 号	75
開 議	77
一般質問	
徳峰 一成 議員	77
迫 杉雄 議員	98
上村 龍生 議員	116
今鶴 治信 議員	137
散 会	152

○ 9 月 6 日（水）

議事日程第 3 号	153
開 議	155
一般質問	
山中 雅人 議員	155
大川内富男 議員	177
原田賢一郎 議員	205
瀬戸口恵理 議員	223
散 会	245

○ 9 月 14 日（木）

議事日程第 4 号	247
開 議	250
議案第 51 号～議案第 53 号	250
議案第 54 号、議案第 56 号～議案第 60 号	256
議案第 55 号	259
議案第 63 号	262
議案第 64 号	270
議案第 65 号、議案第 66 号	271
陳情第 7 号	272
認定案第 1 号	277
認定案第 2 号～認定案第 4 号	305
認定案第 5 号～認定案第 7 号、議案第 61 号、議案第 62 号	307
議案第 67 号	314
陳情第 9 号	319
散 会	319

○ 10 月 3 日（火）

議事日程第 5 号	321
開 議	323
認定案第 1 号	323
認定案第 2 号～認定案第 4 号	331
認定案第 5 号～認定案第 7 号、議案第 61 号、議案第 62 号	335
閉会中の継続審査申出について	338
閉会中の継続調査申出について	339
議員派遣の件	339
閉 会	340

会 議 録 目 次

令和 5 年決算審査特別委員会

決算審査特別委員会設置

○ 9 月 14 日（木）

審査日程第 1 号	345
開 会	346
委員長の互選	346
副委員長の互選	347
散 会	347

分科会設置

○ 9 月 14 日（木）

審査日程第 2 号	349
開 会	350
分科会の設置	350
主査、副主査の選任	350
審査日程及び分科会付託	350
その他	351
散 会	351

○ 9 月 28 日（木）

審査日程第 3 号	353
開 会	355
認定案第 1 号	355
認定案第 2 号～認定案第 4 号	372
認定案第 5 号～認定案第 7 号、議案第 61 号、議案第 62 号	376
閉 会	379

令和5年第3回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和5年第3回曾於市議會定例会会期日程

会期33日間

月	日	曜	会 議	摘 要
9	1	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・審議・表決・委員会付託（補正等）
	2	土	休 日	
	3	日	休 日	
	4	月	休 会	
	5	火	本 会 議	○一般質問
	6	水	本 会 議	○一般質問
	7	木	休 会	
	8	金	委 員 会	委員会
	9	土	休 日	
	10	日	休 日	
	11	月	委 員 会	委員会
	12	火	休 会	
	13	水	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
	1 4	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（補正等） ○議案等の上程・総括質疑・委員会付託（決算） ○決算審査特別委員会の設置
	1 5	金	休 会	
	1 6	土	休 日	
	1 7	日	休 日	
	1 8	月	休 日	
	1 9	火	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	2 0	水	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	2 1	木	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	2 2	金	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	2 3	土	休 日	
	2 4	日	休 日	
	2 5	月	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
	2 6	火	休 会	
	2 7	水	休 会	
	2 8	木	委 員 会	決算審査特別委員会
	2 9	金	休 会	
	3 0	土	休 日	
1 0	1	日	休 日	
	2	月	休 会	
	3	火	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（決算） ○閉会

令和5年第3回曾於市議會定例会

令和5年9月1日

(第1日目)

令和 5 年第 3 回曾於市議會定例会會議錄（第 1 号）

令和 5 年 9 月 1 日（金曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長諸般の報告

第 4 市長の一般行政報告

第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

（総務常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下 6 件一括議題）

第 6 報告第 4 号 継続費精算の報告について

第 7 報告第 5 号 令和 4 年度曾於市健全化判断比率の報告について

第 8 報告第 6 号 令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

第 9 報告第 7 号 令和 4 年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

第 10 報告第 8 号 令和 4 年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

第 11 報告第 9 号 専決処分の報告について

（以下 2 件一括議題）

第 12 承認案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 4 号））

第 13 承認案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号））

（以下 2 件一括議題）

第 14 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（田ノ上晃氏）

第 15 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（迫田雪春氏）

（以下 3 件一括議題）

- 第16 同意案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（高良博夫氏）
第17 同意案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（有村芳文氏）
第18 同意案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（吉川俊一氏）

- 第19 同意案第23号 教育委員会委員の任命について

（以下 3 件一括議題）

- 第20 議案第51号 曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の制定について
第21 議案第52号 曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例の制定について
第22 議案第53号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

（以下 6 件一括議題）

- 第23 議案第54号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第24 議案第56号 曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第25 議案第57号 曾於市学校給食センター改築本体工事請負契約の締結について
第26 議案第58号 曾於市学校給食センター改築電気設備工事（1 工区）請負契約の締結について
第27 議案第59号 曾於市学校給食センター改築機械設備工事（2 工区）請負契約の締結について
第28 議案第60号 曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結について

- 第29 議案第55号 曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について

- 第30 議案第63号 令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について

- 第31 議案第64号 令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

（以下 2 件一括議題）

- 第32 議案第65号 令和 5 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第33 議案第66号 令和 5 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1 番	山 中 雅 人	2 番	出 水 優 樹	3 番	瀬戸口 恵 理
4 番	矢 上 弘 幸	5 番	片 田 洋 志	6 番	重 久 昌 樹

7番	鈴木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	渕 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 総務係長 富 永 大 介 参事補 久 永 昌 代
 主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長 補 佐	古 川 齊	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	代 表 監 査 委 員	野 村 行 雄
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉	農業委員会事務局長	中 野 満
土 木 課 長	朝 倉 幸一郎		
大隅支所産業振興課長	中 西 昭 人		

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、令和5年第3回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、瀬戸口恵理議員及び矢上弘幸議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から10月3日までの33日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は33日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第 5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。

総務常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

1、調査地及び調査事項。

（1）岩手県紫波郡紫波町。官民連携の地方創生、オガールプロジェクトについて。

（2）宮城県牡鹿郡女川町。公民連携のまちづくりについて。

2、調査期間。令和 5 年 7 月 12 日水曜日から 14 日金曜日、3 日間。

3、調査委員。岩水豊、重久昌樹、瀬戸口恵理、山田義盛、渡辺利治、久長登良男。

4、調査内容。

（1）岩手県紫波町。紫波町は岩手県のほぼ中央、盛岡市と花巻市の中間に位置し、人口 3 万 2,915 人、面積約 238km²の町であります。

紫波町では、1998 年 3 月に J R 紫波中央駅が開業し、町は再開発に向けて駅前の 10.7ha の土地を約 28 億 5,000 万円で取得しましたが、町の税収減、実質公債費比率の上昇、基金減などの理由から、再開発事業は頓挫しました。その後、この土地は降雪時の雪捨て場として使われるようになり、「日本一高い雪捨て場」とも言われておりました。

この状況を打破するため、町の財政負担を最小限に抑え、必要な公共事業の整備と民間による経済開発を複合的に進めることを目的に 2009 年 2 月、「紫波町公民連携基本計画」を策定、同年 6 月に官民連携によるまちづくり会社、「オガール紫波株式会社」が設立され、駅前都市整備事業を実施し、官民複合施設、民間複合施設、町役場新庁舎、県フットボールセンター誘致など数々の成果を上げています。

紫波町は、オガール紫波から整備後の公共施設部分を買収することで、自ら整備するよりも安価な調達を可能としていました。また、図書館等の集客力のある公共施設を軸に民間施設が稼ぐ仕組みを形成することで、にぎわいや雇用の創設につなげています。

町の特色を生かし、人に優しい統一感のある景観で住みよいまちにするために、極力、国の補助金に頼らず、必要な資金のほとんどを地元の金融機関などから調達することに努め、複数の施設の成果を確認しながら少しずつ整備を進めることで、民間事業施設からの固定資産税や町有地の使用料などを町の収入につなげており、状況に合わせ、変化をやめないことが持続的な終わりのないまちづくりを進める上で重要であるとのことであります。

これまでの官民連携は、一体的に事業に取り組むものの、官・民の境目が分かりにくく、民の失敗を官が補填することもあり、ともすれば財政を圧迫しかねないこともあるが、ここでは官・民の責任がしっかりと区分けされ、計画的に事業が展開されていました。

(2) 宮城県女川町。女川町は、人口5,928人、面積約65km²で、宮城県の東に位置し、平成23年の東日本大震災により町の中心部に壊滅的な被害を受け、人口の1割近い方が犠牲となり、町の建物の7割以上が流滅失、全壊しました。震災直後に行政が被災者の搜索活動や避難所運営を行う中、震災から6か月後には女川町復興計画を策定し、計画では「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」を基本目標に掲げ、防災、産業、住環境、保健・医療・福祉、人材育成の5本柱を復興方針に決めました。

また、民間側の産業界では、「女川のまちは俺たちが守る」と、水産業や商工業などの業種の垣根を越えた民間組織「女川町復興連絡協議会（FRK）」を立ち上げ、設立当時から長期間掛かる復興には「還暦以上は口を出さず」と、10年後、20年後に中心となる若者世代に町を託し、将来の子供たちが誇れるまちづくりを目指しました。

その後、FRKは、①数十年に一度発生する津波に対しても浸水しないまち、②複数の避難道路の整備、③大人も子供ものびのび歩き、活動できるまちなどを盛り込んだ民間独自の復興計画を町と議会に提出し、そのほとんどが女川町復興計画に盛り込まれ、町と民間が一体的にまちづくりを牽引する「公民連携」が生まれました。

また、震災前から抱えていた課題を解決するため、「あたらしいスタートが世界一生まれる町へ。START! ONAGAWA」をスローガンに、震災による人口流失や少子高齢化が進む中で、復興後の持続可能なまちづくりに向けて「活動人口」の創出に積極的に取り組んでいます。

地域内外をつなぎ、地域課題の解決に向けて取り組むことを目的に設立されたNPO法人、アスヘノキボウは、「お試し移住プログラム」や「創業本気プログラム」による定住人口の増加や、活動人口を増やすことで生まれる「にぎわい」や

「活力」をもたらし、企業・団体との連携においても、若い世代を町へ誘引する事業を展開していました。

J R女川駅前からは、海へと一直線に向かうレンガみちが続き、民間のまちづくり会社が建設したテナント型商業施設「シーパルピア女川」、観光物産施設「地元市場ハマテラス」、「まちの居間」「女川町まちなか交流館」、観光拠点「女川町たびの情報館ぷらっと」が町の骨格を形成し、この4つの施設をエリアとして道の駅の指定を受けています。

両視察先に言えることは、行政指導では赤字経営になると補助金に頼りがちになるが、官・民が連携することにより、民間のしっかりとした事業経営によるサービス水準の向上や経営感覚で新たな事業が展開されています。

また、両町とも、将来を見据えて若者を中心とした活力ある持続可能なまちづくりを目指し、町の中心部である駅前を発展し続ける取組が行われていました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料は事務局に保管してありますので御参照願います。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

1、調査地及び調査事項。

（1）岐阜県美濃加茂市。森林環境譲与税を活用している先進自治体の視察について。

（2）岐阜県多治見市。コンパクトシティの形成に取り組む先進自治体の視察について。

2、調査期間。令和5年7月18日火曜日より20日までの3日間であります。

3、調査委員。九日克典、鈴木栄一、出水優樹、今鶴治信、原田賢一郎、迫杉雄。

4、調査内容。

（1）岐阜県美濃加茂市。美濃加茂市は県の中南部に位置し、地勢的には木曽川に沿い、昔から中山道の宿場町として有名な太田宿を中心として栄えたところであり、昭和29年4月に近隣の8か町が大同団結し、市として発足し、現在に至っています。人口は5万7,173人、世帯数は2万3,763世帯で、そのうち1割は外国人居住者です。特にブラジルやフィリピン国籍が多く、外国人人口、市総人口ともに年々

増加しています。

美濃加茂市では、平成25年から「里山千年構想」の策定に着手し、平成27年度には、今後10年間に重点的に進めていくべき具体的な内容として、「里山千年基本計画」を策定されています。里山千年構想の策定の経緯としては、イノシシ等有害鳥獣による農作物への被害が甚大であったことがきっかけとの説明がありました。

里山千年構想の三本柱として、次の3つの考え方を示しています。

①里山整備。「孫子の代に残したい里山」として、荒廃した山林を計画的に整備し、持続的な維持管理体制の確立・人材育成を行う。

②里山活用。「里山を人が集う場所へ」として、毎日のように通える里山、学びの場にできる里山として活用する。

③資源活用。「里山の樹木を価値あるものへ」として、里山資源を発掘し、市産材「アベマキ」の有効活用を図る。

この3つの柱を重点として、地域、市民が積極的に里山整備活動等に参加されていると説明がありました。

また、岐阜県が進める「ぎふ一村一企業パートナーシップ運動」の一環として、地区と企業及び大学が森林づくりに関する協定を結び、地域の課題解決に取り組まれ、その結果、企業・大学としては地域貢献活動を通じた社会的価値の向上につながり、農村にとっては交流人口の増大、地域の活性化が期待できるという取組をされているのが特徴的であると感じました。

美濃加茂市においては、里山整備講座、木育活動、木材普及・啓発活動、未整備地域の意向調査など、里山千年基本計画に掲げる各種事業に森林環境譲与税が活用されていました。

委員より、曾於市においても、森林環境譲与税の一部を利用して、里山整備、広葉樹も含めた植林の推進、自然環境への取組、林業発展につなげる議論などが必要との意見がありました。

(2) 岐阜県多治見市。多治見市は県の南東部に位置し、東濃の交通拠点であり、人口10万6,740人、世帯数4万7,673世帯、面積91.25km²です。岐阜市まで45km、名古屋市まで36kmという立地から、昭和30年代以降は名古屋市のベッドタウン化が進んでいます。

陶磁器産業の発展が目覚ましく、商人の町として、独自の陶都が形成されてきましたが、人口は平成12年をピークに減少に転じています。今後、さらなる人口減少、少子化、高齢化、税収減による行政サービスの低下等が見込まれる中、拡散したまちをコンパクトにすることで人口密度を維持するとともに、都市への投資効果を高めるため、コンパクトシティの実現を目指し、国のモデル事業として総額200億円

の計画を策定されています。

また、コンパクトなまちづくりの実現に向け、おおむね20年間（2019年度より2040年度）を計画年度とした「立地適正化計画」を策定されています。立地適正化に向けたまちづくりの方針は、「人に優しく、活力を生み出す『ネットワーク型コンパクトシティ』の実現」であり、次の3つの誘導方針と都市の骨格構造を定めています。

- ①中心拠点と地域拠点への都市機能の誘導。
- ②拠点を中心とした公共交通利便性の高い地域への居住の誘導。
- ③拠点間をつなぐ基幹的な公共交通ネットワークの維持、構築。

また、次のような区域設定の基本方針を基に、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定していました。

- ①ずっと暮らし続けられる、地域を支える拠点づくり。
- ②中心市街地も郊外地域も生活しやすい、安全・安心に生活できる居住環境づくり。

駅周辺の市街地整備に合わせた巨大な事業であり、多治見市長も我々の事務調査を歓待されるなど、大事業への意欲をひしひしと感じました。

市内には20階建て以上のビルやマンションが建ち、大規模な開発を伴う事業が進められていました。

委員からは、大規模な開発を伴う事業は模倣できるものではないが、本市も少子高齢化は現実的であるので、旧町の中心部への高齢者住宅や高齢者福祉事業所の誘導、将来人口を見据えた市民サービス計画、公共交通機関の利便性向上、SKLVに関連した財部市街地の在り方等を議論し、会社、企業、工場等の誘致を進め、「曾於市コンパクトシティ」の形成に取り組む必要があるとの意見がありました。

報告は以上となりますが、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照願います。

○議長（久長登良男）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

—————・—————

日程第6 報告第4号 継続費精算の報告について

日程第7 報告第5号 令和4年度曾於市健全化判断比率の報告について

日程第8 報告第6号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第9 報告第7号 令和4年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

日程第10 報告第8号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告に

ついて

日程第11 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、報告第4号、継続費精算の報告についてから、日程第11、報告第9号、専決処分の報告についてまでの以上6件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、報告第4号から日程第11、報告第9号まで一括して説明いたします。

日程第6、報告第4号、継続費精算についての報告をいたします。

継続費については、曾於市一般会計の庁舎整備事業及び岩川小学校改築事業の継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告いたします。

まず、庁舎整備事業につきましては、令和3年度から令和4年度の計画であり、2か年度の合計額は、全体計画12億1,800万円に対し、支出済額は、11億8,834万8,762円となり、2,965万1,238円の減額となりました。

次に、岩川小学校改築事業ですが、令和2年度から令和4年度の計画であり、3か年度の合計額は、全体計画21億1,528万4,000円に対し、支出済額は20億9,781万8,564円となり、1,746万5,436円の減額となりました。

次に、日程第7、報告第5号、令和4年度曾於市健全化判断比率の報告について、監査委員の意見をつけて報告いたします。

まず、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率ではありますが、実質収支額が7億9,134万9,000円の黒字であることから、数値はありません。

次に、普通会計に特別会計、公営企業会計を加えた連結実質赤字比率ではありますが、全ての会計の合計が黒字決算となったことから、数値はありません。

次に、収入に対する地方債の返済額を示す実質公債費比率ではありますが、本市の比率は7.4%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。

次に、特別会計や一部事務組合を含めた地方債等の将来負担割合を示す将来負担比率ではありますが、将来負担額がマイナスとなっていることから、数値はありません。

本市では、財政4指標のいずれも基準以下となりました。

なお、各指標の計算方法については、令和4年度曾於市一般会計主要施策の成果107ページから111ページに記載のとおりであります。

次に、日程第8、報告第6号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見をつけて報告いたします。

令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計の資金不足比率についてであります
が、実質収支額が304万2,000円の黒字であることから、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第9、報告第7号、令和4年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見をつけて報告いたします。

流動負債の部が1億1,805万3,000円で、流動資産の部が11億7,897万8,000円であり、資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値はありません。

次に、日程第10、報告第8号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について、監査委員の意見をつけて報告いたします。

流動負債の部が4,212万8,000円で、流動資産の部が5,733万5,000円であり、資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値はありません。

日程第11、報告第9号、専決処分の報告について報告いたします。

「伊佐北始良環境管理組合」が、令和5年4月1日付で「伊佐湧水環境管理組合」に名称変更したことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合規約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について第1項に基づき専決処分するものです。

日程第6、報告第4号から日程第11、報告第9号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、報告第4号の継続費の精算報告書について、大きくは2項目質問をいたします。

質問の第1点は、毎年のようにこの定例議会の中で既に終わった大きな事業についての報告がなされておりますが、質問の第1点は、議会に報告する要件です。例えば、金額で何億円以上とか、あるいはこの複数年度にまたがる場合が要件とか、期限の定めもあるのでしょうか。

例えば、この2件の中で岩川小学校は令和3年度に終わっております。もう既に5年度です。ですから、翌々年度になりますが、こういった幾つかの要件について概要を説明してください。

次に、2点目であります。

今回報告されている事業は、1つは庁舎整備事業でございます。この実績の中では、1万円未満は略しますけれども、11億8,834万円となっております。しかし、

この間の議会審議を含めて関連する総体事業費は、私の理解では15億数千万円と理解いたしております。この中で報告された内容は、一方でどのような、いわゆる附帯事業といいますか、駐車場の整備を含めて、附帯事業がこの中には入っていないのか、入っていない大きな事業について説明してください。

あわせて、最終的な総体事業費は15億何千万円であるのかでございます。これは岩川小学校の場合もそうであります。報告された内容は20億9,000万円ですが、実際は25億円を超えております。これも5億円近くについては、どういった附帯関連の事業が入っていないのかです。一見、これは私たち議会に限らず、特に一般市民は20億円で済んだのかと間違った理解をすることに、誰でもどなたでもなります。

例えば、旧岩川小学校の解体費、移転関係は、これに入っていないはずであります。こうした内容を含めて、最終的な支出済額が25億何千万円であるのか。繰り返しますが、これに入っていない附帯事業の大きな事業はどういった事業があるのか、答えてください。

以上、大きく2点であります。

次に5号関係であります。5号関係については、二、三点質問をいたします。

ここで毎年出てきておりますが、実質赤字比率から将来負担比率までの4項目の財政数値、これは基本的にはどういった算定基礎、算定計算で出されているのかです。議会答弁になじむ内容であったら、答弁してください。複雑でなじまないようでなかったら、その概要を報告してください。

この中で2点目、曾於市の実質公債費比率、若干0.2%下がっていますが、3か年の平均値であります。7.4であります。これが10%を超えるということは、恐らく県内にもほとんど見られないと思います。この実質公債費比率が、例えば早期健全化基準の25%を超えた場合、想像を絶する数字でありますけれども、どのような国の指導なりペナルティーがあるのか、これが大きな質問の2点目であります。

実際、実質公債費比率が25%を超えている、もちろん鹿児島県内にはないと思いますが、全国で幾つかあるのでございましょうか。

以上、3項目でございます。

次に、6号。6号の生活排水については、今朝ほど訂正がありました。基本的なこれは単純なミスでありますけれども、資金不足比率の2.4%であります。この資金不足比率の、これも算定計算、これはもう単純で答弁できると思うんですが、算定計算についてお答え願いたいと考えております。

関連いたしまして、生活排水にしろ、公共下水道、あるいは水道事業についても、資金不足が赤字に生じるということは、一般的にはこれは考えられないことであり

ます。一般に、特別会計でも、一般会計からの繰入れができなくはないわけでありまして、その辺りは財政当局として市のトップと相談して、一般的には、常識的には、この一般会計から繰入れを行って資金不足比率を回避するといえますか、というのが一般的であると思うんですが、その辺りで、やはり県内でも幾つか特別会計ではあり得るかもしれませんが、御承知であったら報告をしてください。

以上2点であります。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

まず、報告第4号の継続費の関係でございますけれども、まず継続費の考え方でございます。

今回の報告の考え方でございますけれども、地方自治法の第212条に基づきまして、この継続費に関しましては、その履行に関しまして数年度を要するものについては総額、年割額を定め、数年度にわたって……。

（「数年度とは複数年ということか」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

複数年です、数年度というのは。それを履行するものにつきましては、経費の総額、それから年割額を定め、数年度にわたって支出することができるという、まず根拠がございます。

今回、この継続費が終了した翌年度にこれを報告するということになっておりますので、今回報告しているところでございます。

（「岩川小学校は翌々年度になっているから質問している」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

庁舎につきましては、3年度、4年度が継続費でございました。

それから、岩川小でございますが、岩川小につきましては継続費は2年度から4年度までとなっておりますので、今回併せて報告をしているところでございます。

次に、庁舎のまず総事業費ということでございましたけれども、こちらで抑えております数字でございますが、本体の工事、それから附帯工事等、全て併せましたところで14億7,798万円という数字を持っているところでございます。これには、駐車場整備とかそういったものも、附帯工事も入っているところでございます。

岩川小関係につきましては、後ほど教育委員会のほうで答弁をさせていただきます。

続きまして、報告第5号、曾於市の健全化判断比率の関係に入らせていただきます。

まず1項目め、最初の項目は、指標の4標に関する質問だったかと思いますが、今回健全化ということで4つの指標がありますけれども、内容ということでございますが、簡単に御説明申し上げますと、まず実質赤字比率でございます。これにつきましては、一般会計に占める赤字の割合ということでございますので、当然赤字はございません。今回、歳入から歳出を引いて翌年度に繰越し財源を差し引いた結果、7億9,000万円からの黒字でしたので、数値がないということでございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。

こちらにつきましては、全会計に占める赤字の割合を示す数値ということでございます。全会計におきまして、実質収支、資金不足、それぞれ黒字だったということで数値がないということになっております。

それから3番目ですが、3か年の平均であります実質公債費比率でございます。こちらにつきましては、標準財政規模に対する元利償還金等の割合を示す比率、簡単に言うとそういうことでございますけれども、これにつきましては、国が示す早期健全化基準というものが25%というふうに設定してありますが、これに対しまして本市では7.4%という数字となっております。

それから最後ですが、将来負担比率……。

(「課長の知りうる範囲で25%というところがあるか、それに対する国の方針、指導、ペナルティはあるのか」と言う者あり)

○財政課長（池上武志）

全国でよろしいでしょうか。全国でいきますと、令和3年度の決算ということで、現在総務省のほうから資料が出ております。これにつきましては、全国では1団体が健全化判断比率の財政再生基準以上の団体ということで示されております。

(「指導、ペナルティはあるのか」と言う者あり)

○財政課長（池上武志）

財政健全化につきましては、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準をもし上回った場合、そうした場合には早期の健全化のための計画といったものを作成し、それを議会の議決を得て公表するという定めになっております。

財政課関係は以上であります。

○教育総務課長（鶴田洋一）

継続費に関わる岩川小学校分について説明をさせていただきたいと思います。

岩川小学校の継続費につきましては、先ほど財政課長が申し上げましたとおり、令和2年度から令和4年度まで設定しております。それ以外の経費につきましても、ありますので説明させていただきたいと思います。

岩川小学校につきましては、準備といたしまして平成30年度より設計等を行っております。その平成30年度、並びに平成31年度分の事業の大きなものといたしましては、基本実施設計業務委託、それから開発行為等の委託等がございまして、それらの委託等が9,100万円ほどございます。

それから、毎年質問のあります、隣接しております防災倉庫事業等を入れまして、総計24億3,786万7,334円という決算でございます。

以上でございます。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

それでは、報告第6号について御説明申し上げます。

まず、算定基礎でございます。算定基礎につきましては、県へ報告する地方公営企業決算状況調査の報告書が基本となるものでございます。その報告書の中で、歳入の部分、料金の収入が分母となります。分子のほうが実質赤字の部分ということで、それを割った分が実質資金不足比率という形になるということになります。

後、県内にそういう団体があるかということでしたけれども、これも県のホームページのほうに出ておりまして、県内で、令和3年度でしたけれども1企業、令和2年度が2企業、令和元年度が1企業という形でホームページには掲載しているようでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

まず、継続費の報告について質問いたします。

これはもう、昔から、以前から私、個人的な疑問に思っているんですが、この大型、いわゆる継続事業の場合、全額じゃなくて関連事業ももちろん起債を含めて事業種の中に入っているわけですが、それを限定された形の言わば事業名であります。これは恐らく全国の市町村の議会でも議論になっていると思うんですが、この考え方というのについては、直接的なこの庁舎整備、直接的な岩川小学校の改築に関わる事業だけを報告の対象となるという文書上の規定があると思うんですが、これについて文書上の、あるいはもっと法律上の規定を報告してください。どこでもこれは議論になっていると思います。これはもうほかの曾於市の事業についても同様のことが言えます。

そうでなければ、繰り返します。先ほど言うように、市民は、やはりこの例えば庁舎整備でも、実際は14億7,000万円掛かっているのに、これでは11億8,000万円で計上されている。市の広報では、これを出さざるを得ないというか、ということで、全ての市民が誤解の元になると思うんです。そういった点で、個人的にはやはり関連事業を含めてこの庁舎整備や岩川小学校を改築するための関連事業ですから。改

築しなかったら関連事業が必要なかったわけでありますので、そういった点で法律上の、文書上の規定があると思いますので、それを答えてください。

それから、報告の6号です。

これは単純化して質問いたしますと、課長、資金不足比率というのは、この実質収支の中で、赤字になったらこれを一応計上するということで理解していいのでしょうか。実質収支です。これは、ほかの項目でも関連いたしますが、単純化して考えると、実質収支が、単年度の赤字になったら、これを議会に報告する義務が生じるのでしょうか。課長が知り得る範囲内で、鹿児島県内に1か所、2か所でもこうした実質資金不足の比率を生じているところがもし御承知だったら報告してください。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

継続費の考え方ですけれども、先ほど根拠は申しましたとおり、地方自治法の212条、ここで定めてあります。その中で、継続費をどういった形で設定するのか、いろんな考え方がございますが、当然この庁舎に関して言いますと、今回のこの継続費というのは、本庁舎、いわゆる増築庁舎に関する工事費、その関係を中心に設定をしたところでございます。

（「継続費の報告の場合は総体事業費を入れなくていいという国の指針を示せ」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

その指針につきましては、大変申し訳ございません。

（「それは休憩を挟んで言ってください」と言う者あり）

○議長（久長登良男）

暫時休憩します。

—————・—————
休憩 午前10時45分
再開 午前10時47分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

徳峰議員の質疑を続行いたします。

○財政課長（池上武志）

それでは、大変失礼しました、答弁をさせていただきます。

継続費の関係でございますが、先ほど申しましたとおり、まず根拠ということで、地方自治法で、212条でうたわれております。今回継続費を設定させていただいて、それが議会に認めていただき、そして継続年度が終了しております。終了したことに対しまして、それを翌年度に議会に継続費の精算報告書を調製し、議会に報告するというのを地方自治法施行令第145条第2項、これでうたわれております。これに基づいて今回報告をしているところでございます。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

実質収支額が赤字の場合が資金不足比率になるのかということでしたけれども、そのとおりでございます。

あと、県内のほかの企業等であるかということでしたけれども、先ほど1回目の答弁でも申しましたけれども、令和3年度、県内で1企業で、令和2年度が2企業、令和1年度が、元年度です、2企業ということで県のホームページには記載してあるところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

財政課長の2回目の答弁は、はっきり言って答弁になっていないんです。これはもう誰が見ても。ですから、この辺りは副市長のほうで、特に今回は大休寺副市長ですか、一応休憩を挟んで関係係長と協議の上で一応、そう時間を取る必要はないから、調べてもらうというかですね。そして、それが可能であったら答弁して。時間的に無理だったら、先ほど申し上げたように、これは致し方ないと思うんです。そういったのを以前はやっていたですよ。以前は、議会でもです。これをそのまま、一般論的な2回目の答弁で済ますというのは、これは議長の権威を含めて、議会のありようとしてはいかなものかということは今後の教訓にしていきたいと思っております。

○副市長（大休寺拓夫）

建設事業ということで私がちょっとお答えしますが、継続費設定を議会にお願いいたしますので、自治法に基づいて、複数年度にわたる事業をです。そのときに設定した事業費が、これは単年度で終わるか、複数年掛かるかということで、複数年掛かる分だけを継続費設定ということで議会でお諮りしますから、その関係でその関係分だけが継続費の報告ということになります。ですから、それ以外のことについての全体事業費の報告とかいうのは参考資料という形になると思いますので、これで十分だと思っております。

（「それが、だから法律上規定があるのかないのか。ないことはないと思うが」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

単純にありません。継続費設定をした分だけを報告すればいいことになっております。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

報告 6 件については、以上で終わります。

日程第12 承認案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 4 号））

日程第13 承認案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号））

○議長（久長登良男）

次に、日程第12、承認案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 4 号））及び日程第13、承認案第 7 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 5 号））の 2 件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第12、承認案第 6 号及び日程第13、承認案第 7 号を一括して説明をいたします。

日程第12、承認案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 4 号）を令和 5 年 7 月 10 日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、繰入金で、財源調整による財政調整基金繰入金を 2,000 万円、市債は、災害復旧費の現年発生農業用施設災害復旧費 3,250 万円、現年発生農林施設災害復旧費 450 万円、現年発生公共土木施設災害復旧費 3,350 万円をそれぞれ追加するものです。

歳出については、7 月 3 日から 4 日の豪雨災害による農林水産施設災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費を 5,000 万円、林業施設災害復旧費を 700 万円、公共土木施設災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧費を 3,350 万円それぞれ

追加するものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は、9,050万円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ271億2,648万9,000円となりました。

次に、日程第13、承認案第7号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第5号）を令和5年8月17日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、繰入金で、財源調整による財政調整基金繰入金を9,459万9,000円、市債は、災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費2,800万円、現年発生公共土木施設災害復旧費5,000万円をそれぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、台風6号の災害による農林水産施設災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費を9,835万円、公共土木施設災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧費を6,110万円それぞれ追加するものが主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は1億8,469万9,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ273億1,118万8,000円となりました。

日程第12、承認案第6号及び日程第13、承認案第7号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

補正の6号、7号は関連がありますので、まとめて質問いたします。

今回は災害関係ということで、いわゆる専決処分の提案であります。私たちも災害だと専決は致し方ないなって受け止めがちになりますけれども、過去の議会を見ますと、災害の大きな点については、これまでも臨時議会を開いたりして、そして専決ではなく議会に提案いたしておりました。

基本的には、災害に関わる専決処分と臨時議会を開く金額にやはり関わると思うんですが、おおむね曾於市の場合は、こういった条件の下でこの振り分けを行っているのでしょうか。時間的にいとまがないということはある得ないと思うんです。過去に臨時議会を開いたケースもありますので。ですから、その基本的な考え方を答弁してください。これが第1点。

第2点目は、内容については先々週の全員協議会で説明がありましたので、補正の6号で質問をいたします。

2点目の質問は、ただいま市長の報告にもありましたけれども、歳入の財源は、財源的には災害復旧債が中心であり、それを補う形で、財源調整という答弁でありましたが、財源調整を行う上で曾於市の場合は財調からの繰入れを行っております。

質問であります、この災害復旧債についての限度額というか、当然あると思うんですが、極力一般財源は使わないほうがいいわけでありますので、ですから、災害復旧債の使える限度額等について説明してください。

そして、災害復旧債の利率とか償還の、あるいは交付税措置はどうなっているか、これが2点目であります。

3点目は、今回の場合は農林施設災害と土木施設災害がありますが、これは、例えば農林施設災害の場合は充当率が65%であります、一方、土木関係は充当率が100%であります。その違いと理由について説明してください。

以上3点であります。

○市長（五位塚剛）

災害が起きたときにこのような形で専決処分をいたします。

まず大事なものは、市民の生活を優先するために市道、農道に対して土砂があつて、まずそれを除去して、通れるようにする。当初予算の中で一定の修繕費の予算を持っていますけれども、どうしてもそれを災害が起きれば、超えるものでありますので、専決処分いたします。

専決処分をするときは、一応議長のほうにこのような形で専決処分をさせていただきたいということの御相談を申し上げます。その後、どうしても大きな予算を伴う工事費につきましては、当然ながら、場合によっては臨時議会を開いてお願いするようなこともあります。そのときは、そのような形でまた対応をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、起債関係についてお答えいたします。

今回、土木と農林とありますけれども、一般単独災害ということで、充当率は今、先ほどありましたとおり、土木は100%です。交付税算入につきましては、47.5%というのが基準となっております。それから、農林施設につきましては……。

（「ゆっくり言ってください」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

土木施設関係につきましては充当率100%、交付税算入率は47.5%です。

それから、農林施設ですが、こちらは充当率が65%、交付税算入は、先ほどと同じで47.5%。ただ、この交付税算入につきましては、財政力の補正というものがあ

るケースもございますので、一概に言えないところであるんですが、最低47.5%は確保されているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長の答弁が十分でなかったから、再度同じ質問をいたします。

この災害復旧債については、私は自治体としては極力一般財源は使わないで今回の補正6号、7号についても、可能な限り災害復旧債を使うというのが当然だと思っておりますが、しかし、使える条件、内容等があると思うんです。これは、簡単に言ったら上限です。どのような要件になっているかといった単純な質問です。今回の場合。これは毎年のことで、これが第1点。

それから、交付税の算定は47.5%ということでありましたけれども、この償還の利率です。利率についても説明ください。

あと、以前からそうであります、農林の場合は65%で、土木の場合は100%充当率、この違いは、何か事情が、計画の間、あったのでしょうか。その点での質問であります。

一般的には、今回もそうありますけれども、農林災害の場合が多いんです、曾於市の場合は。ですから、その点でやっぱり疑問に感じている点がありますので、その質問であります。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、今回の起債の要件、考え方でございますが、まず補助債に適用にならない関係の部分、いわゆる応急災害委託、崩土除去委託、そういったものを対象にしております。

貸付利率でございますが、直近の8月の状況で申しますと、0.3から0.4%あたりで推移しているところでございます。

災害の償還につきましては、10年償還でございますが、そのうち2年は据置きを取れるとなっております。

それから、充当率の違いでございますが、大変申し訳ございません、ここで今明確な資料を持っておりませんので、お答えできないところでございます。申し訳ございません。

○19番（徳峰一成議員）

これも即決事項でありますので、やはり場合によっては時間を取って、そして基本的な点でありますので答弁してもらうように、議長をはじめとして市のトップのほうも考えていただきたいと思いますと思うんです。これは、私だけの疑問じゃなくて、課長

を含めてどなたも知っていないまんま報告を、承認を了承することになるわけで、やはり議会と当局の関係のありようから見て、いいことではないですので、今後工夫をしてください。

3回目の質問であります、これはもう1回、2回繰り返しますが、地方自治体としては可能な限り、極力、災害復旧債を使いたいわけでありますけれども、一連の説明は課長からありましたけれども、この限度額を含めて、何か文章化された国の方針なり指針があるのでしょうか。これを聞いているんです。それをどうしても使えなかった部分をやむを得なく今回も、曾於市の場合も財源調整として財調から繰り入れているんですよね。ですから、繰り返しますが、災害復旧債の使える限度額というのが、方針なり指針で示されていたら答えてください。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

起債のある充当率、100%、65%の違いですが、基本的なことを申し上げます。

土木債の場合は、道路公共施設の財産でございます。そういうことで100%。耕地災害の場合は、農業用地とか、でんぱた——田畑です、そういう個人的な所有のものがございますので、それは自己負担が発生します。そういう関係で、そこに65%というのを国のほうから聞いております。

（「課長、災害復旧債の使える上限、限度まで答えてください」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

限度額の考え方でございますが、基本的にはその状況で応じました災害の状況、その災害費用を算定いたします。それを国との協議にかけます。その中で、最終的に協議の中で認められたもの、それが限度額という考え方になってきます。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、承認案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案2件を一括して採決いたします。

お諮りします。承認案2件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案2件は、承認することに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————・—————

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

—————・—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————・—————

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（田ノ上晃氏）

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（迫田雪春氏）

○議長（久長登良男）

次に、日程第14、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第15、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第14、諮問第2号及び日程第15、諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦について、一括して説明いたします。

現委員である田ノ上晃氏、迫田雪春氏の任期が令和5年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き、田ノ上晃氏、迫田雪春氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

なお、委員の任期は3年となります。

日程第14、諮問第2号及び日程第15、諮問第3号を一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

諮問の2号と3号をまとめて質問いたします。

質問の第1点であります、人権擁護委員の方々の年間を通した仕事といいますか、いわゆる業務の内容、年内のおおむねの出席日数、現在この提案されたお二人を含めて何名の委員体制であるのか、これが質問の第1点。

それから2番目は、曾於市に関わるこの行政の役職との兼務については特に定めは、法律的な定めはないと思うんですが、一応この当局として一定のルールをつくってあるのかどうか。例えば、人権擁護委員、社会教育指導員とか、あるいは行政推進委員とか、選管委員とか、ほかにもいろいろ行政に関わる役職がありますが、この兼務については基本的にどのような考え方を持っているか。

3点目は、人権擁護委員については、政党活動、政治活動については一定の制約があるのかどうかです。

以上3点でございます。

○市長（五位塚剛）

お答えしたいと思います。

今回諮問をお願いしておりますが、基本的には、この現委員であるお二人を引き続きお願いをしたいということであります。このお二人の方が、現状としては活動として優れた活動も含めてしていただいておりますので、そのようにしたいというお願いであります。

一応、徳峰議員に対するお願いであります、人権擁護委員の主な活動とか、もろもろ、いろいろと質問がありますけど、毎回同じような提案をするたびに同じような質問をされるんですけど、かなりベテランの議員さんでありますので、そのような内容については、今後簡素化してもらうことが議会の流れがスムーズにいくのではないかなと思っております。

提案をいたしましたこのお二人に対して何か異議があれば、そのことについてはお答えをしたいと思いますけど、今後そのようにしてもらえばありがたいというふうに思います。

後はまた担当課長が答弁します。

○市民環境課長（諸留貴久）

それでは、お答えいたします。

まず、人権擁護委員における業務内容というところでございますが、まず人権擁護委員が行う活動についてお答えをいたします。

人権擁護委員が行う活動は、人権教室や人権の花運動などの人権啓発活動、いじめや虐待、差別などの様々な人権に関する相談を受け、問題解決を図る人権相談活動、人権侵害の疑いのある事案について調査を行い、問題解決を行う調査救済活動があるところでございます。

令和4年度の各委員の活動につきましては、鹿屋法務局での常設相談が2回程度、市内で行う特設相談が4回、研修や総会等の会議が2回程度、人権の花運動や学校を訪問して行う人権教室などの啓発活動が12回程度でありまして、委員1人当たり年間平均で約20回ほどの活動を行っているところでございます。

次に、人権相談員が何人かというところでございますが、曾於市の人権擁護委員は9名でございます。

次に、兼務に関しての御質問でございましたが、法的なところで申し上げますと、まず人権擁護委員がほかの公的な職業との兼務というところでありますが、人権擁護委員は人権擁護法に基づき、民間のボランティアというふうに位置づけられているところでございます。このことから、兼務する行政側、あるいは企業側から禁止されていない限りは兼務は可能となっているところでございます。

また、政治活動の制約というところで御質問を頂きました。人権擁護委員法により、委員の推薦に当たりましては、政治的意見、若しくは政治的所属関係においては差別をしてはならない。所属政党にかかわらず、どなたでも人権擁護委員になれるというふうに規定されているところでございます。よって、政治活動の制約はないというところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長答弁でありましたように、ほかの役職との兼務は、法律上は民間のボランティアという扱いであって、兼務は不可能ではない、可能ということではありますが、2回目の質問にはいります。

それを踏まえて、曾於市の場合は、特段この兼務については、選ぶに当たりましては、このことは、兼務については考慮していないということで理解していいのでしょうか。これが質問の第1点であります。

第2点目です。これは一般質問の項目に属しますが、固定資産評価委員を含めて、おおむね私がこの曾於市内のこうしたいわゆるもろもろの委員を調べたところ、市

役所の退職者、そして教員の退職者が多くを占めているようであります。もちろん例外もありますけれども。この場合、表現が悪いんですが、手っ取り早い選任じゃないかという疑問があるんですが、その辺りは、選任に当たりましては、どのような考え方を持っているか。

今、曾於市内を見渡しても、定年後にUターンされた方々で、かなりの博識とそれから教養といいますか、能力を持った方々も私が知る範囲内でも結構かなりおられます。そうした時間をかけた選任というのは議論されているのか。

以上、2点であります。

○市長（五位塚剛）

人権擁護委員を含めて、元役場、市役所の経験を積んだ方々をお願いする例が多くあります。そういう意味では、非常にこういう問題についてかなり知識もあるということでございます。民間出身の方であって、それなりの方がいらっしゃれば、私たちもその方をお願いすることも可能であります。

今回の農業委員の選任に当たっては、民間出身の方で今回お願いをしましたけれども、そういう人材を私たちも非常に探しております。また議員の皆さんたちから、こういう人材がいらっしゃいますよということを提案してもらえれば、私たちも十分審議をしながら、また相手の方が受けていただければ、どんどん積極的に登用を進めていきたいというように思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、諮問2件は、委員会の付託を省略することに決しました。

ここで、意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さん、議員控室へお集まり願います。

_____・_____・_____

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 31 分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議題となっております諮問 2 件について採決に入ります。採決は 1 件ずつ行います。

お諮りします。まず、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、諮問第 2 号は適任である旨、答申することに決しました。

次に、諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号は適任である旨、答申することに決しました。

日程第16 同意案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（高良博夫氏）

日程第17 同意案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（有村芳文氏）

日程第18 同意案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（吉川俊一氏）

○議長（久長登良男）

次に、日程第16、同意案第20号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第18、同意案第22号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての以上 3 件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第16、同意案第20号から日程第18、同意案第22号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について一括して説明をいたします。

現委員である高良博夫氏、有村芳文氏、中川晴雄氏の任期が令和 5 年10月 4 日をもって満了することに伴い、高良博夫氏、有村芳文氏を再任し、新委員として吉川俊一氏を選任したいので、議会の同意を求めるものです。なお、委員の任期は 3 年

となります。

日程第16、同意案第20号から日程第18、同意案第22号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

大きくは、2項目質問をいたします。

先ほど市長から要請がありましたけれども、これは私の議員の固有の質問事項であるし、休憩時間でも若い議員の方から勉強になるということもありましたので、当然のことながら従来どおりの質問をいたします。

質問の第1点は、提案された方々含めて固定資産評価審査委員の業務の内容、年間の出会回数、現委員数、任期を含めて答弁してください。

それから、政治に関わる活動は、固定資産評価委員の場合はできるのか、あるいはできないのかを含めて、道義的な問題というのもありますけれども、この点についてお答え願いたいと思っております。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

ただいま御質問頂きました年間の主な業務ということでございますが、まずこちらにつきましては、年間の主な業務といたしましては、地方税法に基づきまして固定資産税課税台帳に登録された評価額に対する不服があり、委員会に審査申出がなされた場合に実質審査を行い決定を下す業務となっているところでございます。

そして、回数でございますけれども、こちらのほうは前回から、令和2年から、10月からお願いをしているところでございますけれども、不服申出がないために審査会は開催していないところでございます。

任期につきましては、3年となっているところでございます。

あと、人数につきましては、曾於市は3人ということでお願いをしているところでございます。

政治的活動でございますけれども、こちらにつきましては、地方税法にございます。政治的な項目はございませんけれども、兼職禁止というところがございます。こちらにつきましては、国会議員及び地方公共団体の議員、そして地方団体の長はこちらのほうには兼職は禁止となっているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

課長答弁にありますように、先ほどの人権擁護委員と違って固定資産評価委員の場合は、実際1年間を通して不服申立てがないということで、課長、令和2年度、3年度、4年度、5年度まで現在、多分1回も開かれていないわけですよね。そう
ですよね。これはもちろん法的な問題もありますけれども、不服申立て、不服申立てを行政に行うということは一般的にはかなり可能性が低いというか、いろいろな事情がありまして、この辺りは、全国の市町村も、特に人口規模が小さいところは議論されていると思うんですけれども、これの改善の方向というのは全く今地方自治体を含めてされていないんでしょうか。

1年間を通してこの数年間1回も開かれていないのを固定資産で選任せざるを得ない、地方自治体としてはです。こうした、言わば現実から離れた制度であるんですよ、客観的に言って。この辺りは議論はされていないんでしょうか。もっとこの現実に照らした形での、行政に対する不満というのはいっぱいあると思うんですよ。いっぱいあると思うんだけど、これが不服審査まであえてしていないということで、この辺りが議論がされていたら答弁してください。されていないかったらよろしいです。

○市長（五位塚剛）

今提案をいたしました固定資産評価審査委員会委員ということでお願いしましたがけれども、2人の方が、もともとが市のOBの方でありまして、また1人の方は民間の方でいろいろな相談を受けている方でありまして。この間、市民からいろいろな審査の依頼がなかったということでありまして、市民の中には、市政全般にわたりいろいろな不満を持っていらっしゃる方がいらっしゃると思います。そういう方々については、当然私たちは広く市民に開かれた市政を進めておりますので、積極的に市に対して意見やら、また不満等も出しております。それに対しては、できる限りの回答をいたしております。

ただ、この場合は制度上の問題でありまして、市民がこのように制度を持って審査会を開いて出していないというのが現状であります。今後改善ができるかどうかというのは、引き続きいろんな自治体を参考にしながら、また検討をさせていただきたいと思います。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案3件については、会議規則

第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、同意案第20号、固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第20号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に片田洋志議員及び重久昌樹議員を指名をいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願いま

す。

なお、投票中の賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、
13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

（投票）

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。片田議員及び重久議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対6票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第20号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（久長登良男）

次に、同意案第21号、固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第21号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に
鈴木栄一議員及び上村龍生議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則
第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、
13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

(投票)

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。鈴木議員及び上村議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第21号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（久長登良男）

次に、同意案第22号、固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第22号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩水豊議員及び刈合昌昭議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

(投票)

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。岩水議員及び荏合議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第22号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね1時10分に再開いたします。

—————・—————
休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 同意案第23号 教育委員会委員の任命について

○議長（久長登良男）

次に、日程第19、同意案第23号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、同意案第23号、教育委員会委員の任命について説明をいたします。

現委員である地主園栄美子氏の任期が令和5年10月4日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき提案するものです。なお、同法第5条第1項の規定に基づき、任期は4年となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

4項目にわたりまして質問いたします。内容的に、教育長並びに教育委員会の担当課長の答弁がよろしいかと思いますので、そのことも含んで各自答弁してください。

まず質問の第1点は、教育委員の年間の出会、あるいは主な活動について。そして、現委員数と任期について。

2番目は、提案された方は病院勤務ですが、この間を見ましても、ほぼ100%出会されているかの確認でございます。

第3点目は、提案自体は市長提案ですが、現在の教育委員の方々を見ますと、本来だったら教育委員を教育委員会で独自に前もって十分探して議会に提案されるのが本来的だと思うんですが、私の受け止め方が間違いでなければ、これまでの教育委員の方々は、基本的には市長部局のほうで、あるいは市長部局の協力を得ながら議会に提案というのがあったように感じております。この点では、今後の教育委員会の中心的な役割を果たすべき教育委員でありますので、もし私の質問が間違いでなかったら、今後は考慮すべきじゃないかと思うんですが、お聞きをいたし

ます。

最後に4点目。今の点に関連いたしまして、今年3月の文教厚生委員会の審議の中で、教育長から今後教育委員会の活性化という意見がありました。この教育委員会に関連しての教育委員会の活性化とはどのような観点から活性化と考えておられるかです。

以上、4項目であります。

○市長（五位塚剛）

教育委員の提案の仕方ですけど、制度上、市長部局のほうから、行政のほうから提案いたしますが、中身については、事前に教育委員会と十分議論しておりまして、教育委員会の中から、教育委員会のほうから、こういう方がいらっしゃるんですけどどうでしょうかという相談も受けております。

また、私たちのほうも教育委員として3町を見ながら、ふさわしい人がおれば、こういう方々も検討してくださいという中で議論してやっておりますので、市部局のほうが全面的にやっているということではなくて、お互いに協力してやっているということでございます。

後は、教育委員会のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○教育総務課長（鶴田洋一）

それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず最初に、教育委員の主な活動でございますけれども、教育委員会におきましては、毎月1回教育委員会の定例会がございます。その定例会には必ず出席をいただいております。それから、毎年度必ず全学校を訪問するようにお願いをしております。その学校訪問にも出席をいただいております。それから、各県で行われます研修会、さらには学習会等に参加をいただいているところでございます。

教育委員の人数ですけれども……。

（「年間の出会日数は何日か」と言う者あり）

○教育総務課長（鶴田洋一）

年間の出会日数が、今回地主園委員におきましては、令和2年から令和5年まで年間の平均が35回であります。それから、出会しているかどうかということにつきましては、今回提案する地主園委員については……。

（「現委員数と任期については」と言う者あり）

○教育総務課長（鶴田洋一）

現委員数については、教育長を含めて教育委員5名でございます。

任期については、お一人ずつ言ったほうがいいですか。

（「別にいいです」と言う者あり）

○教育総務課長（鶴田洋一）

任期については、教育長が3年で、残りの委員については4年でございます。

それから、出席率でございますけれども、地主園委員につきましては、ほとんどの会に出席をいただいているところでございます。

それから、任命の方法で市長との関わりなんですけれども、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

それから、教育委員会の活性化についてですけれども、教育委員会の活性化については、国、文科省からも言われているところでございます。これについては、通常の教育委員会、定例教育委員会だけではなくて、教育委員として様々な知識を身につけていただくために学習会とか、それから曾於市の学習の定着度とか、その辺について学習をしていただくとともに、それから各種研修会に積極的に参加していただくことをお願いしているところでございます。

以上です。

○教育長（中村涼一）

私のほうからも申し上げたいと思います。

教育委員の活性化ということで、平成26年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、それまでの教育委員会と大きく変わった点が、やはり教育委員会にそれなりの責任を持たせると。その中で、教育長とほかの教育委員との関係をはっきり区別するというところで法律が変わりました。

その中で、やはり教育委員が、文科省からも指摘があったんですが、やはり名誉職化しているんじゃないかと。本来ならば、その教育行政の、これは重要な事項を決める執行機関でございますので、その教育委員の資質向上を図っていくべきだということで、教育委員会のほうでも先ほど課長が申し上げましたように、定例の教育委員会のほかにも、教育委員会独自に研修会や学習会をしております。また、必要があれば県外とか県内のいろんなところに出かけて、研修を受けたり視察も続けております。

以前に比べて私自身が感じているところは、やはり教育委員のほうからもいろんな意見が出るようになりました。これまでどちらかというと、全会一致が多かったんですが、時には議論の末、反対意見もあると。それぞれの教育委員が自己の責任においてきちっと自分の考えを述べていただいているということで、私は、それはそれで曾於市の教育行政を活性化しているんじゃないかなと思っております。

今後でもできるだけ活性化を進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの教育長の答弁にも重複いたしますけれども、教育委員会の活性化ということで、以前教育委員会の議事録を拝見したところ、これは以前ですよ、ほとんど行政の追認機関となっている。質問もほとんど異議なしということで、ちょっと違和感を感じたんですけれども、その点は一応この間の努力によってかなり各委員の方々も質問、意見がどんどん出ているということを含めて活性化しているということで、一応確認してよろしいですね。非常に大事なことでありますので。

○教育長（中村涼一）

今、徳峰議員のほうからありましたが、本当に今はいろんな議題について意見が本当に絶えない状況もございます。中には、やっぱり事務局の説明に対して疑義を言われる方もいらっしゃるし、最終的には反対意見を述べられる方もいらっしゃいます。

そういう意味で、本当に一人一人の教育委員が責任を持ってこの教育委員会に参加していただいているというふうに私自身は実感しております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第23号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案第23号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第23号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は19名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今鶴治信議員及び九日克典議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（久長登良男）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番。

(投票)

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。今鶴議員及び九日議員の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（久長登良男）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成18票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、同意案第23号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第20 議案第51号 曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の
制定について

日程第21 議案第52号 曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例
の制定について

日程第22 議案第53号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、議案第51号、曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第22、議案第53号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、議案第51号から日程第22、議案第53号まで一括して説明をいたします。

日程第20、議案第51号、曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

令和6年4月に運営開始予定である曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理について規定を定めるものです。

拠点は、鹿児島大学と連携し、市民及び利用者に、産業動物に係る知識及び技術の継承並びにデジタル技術を活用した先進的な研さんの場を提供することで、農畜産業に携わる人材育成を図るとともに、多様な世代の交流とにぎわいを通じた地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、地方創生の拠点として設置するものです。

次に、日程第21、議案第52号、曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例の制定について説明をいたします。

公の施設である曾於市南九州畜産獣医学拠点の設立に伴い、一部の施設の利用に

において、特定の者に長期かつ独占的な利用をさせることで、設置目的を効果的に達成することが可能となります。その利用については、地方自治法第96条第1項第11号の規定に基づく議決が必要となることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案をするものです。

次に、日程第22、議案第53号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について説明をいたします。

個人番号カード又は移動端末設備を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため、関連する規定を改正するものです。

日程第20、議案第51号から日程第22、議案第53号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

当初出していた発言通告用紙の番号が違いますけれども、これは後ほど、その後、通告用紙を出してから通し番号の修正があったための違いでありますので御了解をいただきたいと思います。

議案の第51号と50号につきましては、関連いたしますので一緒に質問いたします。

今回の特にこの50号の条例制定というのは、内容というのは非常にこれは大事な条例ではないかと思っております。今後のこの運営を効果的に進めるためには、最初のこうした出発点といいますか、条例の内容が非常に大事であるということで受け止めており、その立場から質問いたします。

質問の第1点は、今回の条例を制定するに当たって、ほかの市町村の条例を参考にされたのか。参考にもしていた場合は、こういった自治体を参考にしたのが第1点。

第2点目は、この1年間の運営は、これまでも議会で確認いたしておりますが、独立採算を原則としております。ただ、この内容を見ますと、使用料の収入は、この運営に充てることを含めていろいろありまして、その原則性が大事じゃないかと思っておりますが、その確認であります。

質問の第3点目は、指定管理者制度を設置いたしております。第3条の設置の項目であります。この指定管理制度について、基本的には何年間を一応指定管理の期間として考えているのか、これも確認でございます。

それから、この指定管理料については、この14条の中に書いてありますが、先ほ

ど申し上げましたように、収入は一般会計の繰入れではなくて、この運営事業の中に組み入れるということで一応解釈していいのでありましょうか。これも非常に大事な点だと思います。

一般論から言いますと、指定管理料の使用料というのは、一般会計に繰り入れて、もし財源が不足した場合は、ほかの観点からこの点については財政的な支援を行う。どのような形で行うか非常にこれは研究が必要でありますけれども、基本的なこの点についての考え方を聞かせてください。

最後に、この附則の2、使用料について、令和6年3月31日から1年間はこの使用料を猶予するというか、徴収を行わないということがありますが、この基本的な考え方についてです。1年間猶予した場合、したことの理由について教えてください。

次に、議案の53号の印鑑の登録証明に関する条例の一部改正であります、この提案では、令和6年の2月1日からコンビニ等で個人番号について、印鑑登録を発行することができるということでありますが、この基本的な流れ、仕組みについて教えてください。

実際、これが利用されるということになりました場合に、曾於市内では、幾つの店舗が利用できるのかどうかです。そして、大体年間にどれぐらいの利用者が見込めるのか。

以上、3点であります。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、お答えいたします。

答弁漏れがあった場合は、御指摘いただければと思います。

まず、条例51条の1点目、他の市町村を参考にしたかということでございましたが、類似のこういう施設がございませんで、今回は法令を担当しております第一法規の弁護士等との協議の上で条例制定の提案をさせていただいております。

それから、運営についての独立採算の原則だというのがということでございましたけれども、今回条例と一緒に参考資料というものを提案、御提示させていただいております。この中に算定料の考え方、それから算定の基本的な維持費、それから算定の仕組み等を提示しております。よって、原則的には独立採算制というふうに考えておりますが、一般的にはこの指定管理を想定しておりますので、これまで市が指定管理をしている団体と同様に、歳入については一般会計に納入しながら指定管理料で運営をしていくという形になろうかというふうに考えております。

（「使用料もか」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

使用料の収入についても、財団が受入れをしますけれども、一般会計に納入するということを想定しているところでございます。

それから、指定管理制度につきまして、現在財政課のほうと協議を行っておりますが、指定管理の期間については3年又は5年という規定がございます。今回このSKLVについては、12月議会に提案する予定でございますが、3年間というふうな考え方を現時点では持っているところでございます。

それから、14条の使用料の考え方だったかと思いますが、今回、参考資料に使用料の算定の仕組み等を提示しております。簡単に申し上げますと、この参考資料の16ページのところに、原価、いわゆる維持管理費に掛かる費用という表を提示しております。一般的に、この1年間、電気料ですとか水道料、あるいは電話料など1年間の積算を2,800万円と見込んでおります。このうちに公共施設といいますか、共用する部分です。廊下ですとか玄関、そういう部分を差し引きますと、おおむね1年間に掛かる費用が2,500万円程度というふうに算出しております。この2,500万円について、それぞれの使用する団体あるいは事業者に負担をしていただくというような考え方にのっとっているものでございます。

それから5番目に、附則のところの御質問を頂きましたが、今回この条例施行日を令和6年4月1日というふうに予定をさせていただいております。よって、新聞等でも報道がございました県の経済連等につきましては、令和5年度中に準備行為を行っておられます。そういった観点から、5年度中の使用料については徴収しないという附則をうたったところでございます。

以上でございます。

○市民環境課長（諸留貴久）

それでは、議案第53号についてお答えいたします。

初めに、この条例改正の概要について最初に申し上げさせていただきます。

令和6年2月1日からコンビニエンスストアにおいて公的証明書の交付を開始いたしますが、この証明書の種類に印鑑登録証明書がございます。この証明書を交付するに当たって規定の改正が必要なため提案するものでございます。

条例改正の具体的な内容であります。

まず、これまで印鑑登録証明書交付については印鑑登録証の提示が必要でありましたが、この登録証の提示なく印鑑登録証明書の交付ができるよう第8条にただし書を追加しているものでございます。

次に、市役所窓口において交付申請書に個人番号カードを添えて交付申請ができるよう第11条にただし書を追加しているものでございます。

次に、多機能端末機で個人番号カード又はスマートフォンを用いて交付申請がで

きるよう第11条の次に第11条の2を追加しているものでございます。

次に、2点目のコンビニの店舗数でございます。

コンビニ交付が利用できるコンビニの数についてお答えいたしますが、全国では5万4,000か所ある中で、市内では11か所のコンビニエンスストアでコンビニ交付が利用できるということでございます。

次に、年間の利用者数、年間の件数の見込みを申し上げます。

まず、令和5年度であります。地方公共団体情報システム機構が令和4年6月に公表した調査に基づき算定をしているものでございます。5万人未満の人口の市の交付割合は、全体の交付件数からコンビニ交付件数を見ますと、この2月、3月においては3%でありました。このことから、令和6年2月から3月までの交付件数を171件というふうに想定しているところであります。

また、6年度におきましては、同様にこの機構が算定しているものから見込んだ場合が、年間で3,500件ほどの交付を見込んでいるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。類似した類例がないということで、第一法規の弁護士に一応助言を頂いたということでもあります。大事なことじゃないかと思っております。

全体としてまとまった条例体系ではないかという立場で2回目の質問をいたします。

この指定管理団体は、確認方々の質問であります。幾つの指定管理を設定したいと準備しており、現在までその中で全部決まったのかどうかです。6月議会では、まだ1社が、1つの施設がまだ決まっておりましたけど、現在はどうであるのか。これが第1点です。

それから2点目は、使用料は課長答弁にありますように、原則独立採算制でありますけれども、確か赤字にもしなった場合は1億円の基金を、このために活用する、一応持っていたと思うんですが、この基金活用をもし必要ならば使うということでこの財政運営では考えていいのかどうかです。これ確認方々の質問であります。

3点目は、私これ一見して、参考資料を含めて、拝見して、ちょっとこの点が弱いんじゃないかと感じた点の1つが、やはりこれだけの二十数億円のお金を掛けて、まだ今後非常に大事な事業でありますので、やはりこの事業の財政運営上しっかりした対応をしていくためには、今後の中長期の資金計画を含めた計画策定が必要だし、これを議会に報告提案すべきだと思うんです。これが欠けているんですね。

これまでも一例だけ挙げますと、例えば堆肥センター、堆肥センターは見直しを

含めて資金計画を議会に一応報告したんです。私は再三これを申し上げたんですが、これは今後行ふべきだと思うんですが、行ふ考えがないのかどうかです。

やはり、この幾らしっかりした体系でありまして、やはり中長期の資金計画を作成して、それでやっぱり精査していくというか、当然見直しが必要になってくる点もあろうかと思しますので、その点で必要だと思うんですが、この点はどのように考えているかでございます。

以上です。

次に、この議案の53号についてであります。

課長から答弁がありました。市内にはコンビニが11か所あるということですが、この内容ではコンビニエンスストア等と書いてありますが、この「等」というのはどこまでを広げていくのか、具体的に答えていただきたいと考えています。

第2点目は、この印鑑登録証明を行う場合には、一定使用料が必要だと思うんですけども、これは今の窓口で実際交付を受けているのと変わらないのかどうかです。幾らということでは考えたらいいか。

3点目。想定するに1年間に令和6年度は、曾於市内では3,500件ほどがこの利用があるのではないかとありますが、総体として年間に曾於市の場合は約何万件あるのかどうかです。それに対する3%の3,500件ということではいいのかどうか。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

まず、指定管理についてですけれども、現在の状況としましては、牛事業者が県の経済連ということで決定しております。それから、ほかの公募している状況は、8月25日が締切りでしたので、応募が数社あった程度でまだ決定までは至っておりません。

（「それはどこの部分か」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

馬エリアと、それから地方創生エリアです。

現在審査中ですので、事業者の公表は控えさせていただきます。

なお、指定管理について基本的な考え方ですけれども、このSKLVをお全体を1つの指定管理者に指定したいというふうに考えております。そこから牛事業者、馬事業者、地方創生エリアを利用する使用者と個別に協定といいますか、契約を結んで、貸付けといいますか、をしたいというふうに考えております。

それから、基金の活用についてですけれども、基金については、現在残高が2億円程度ございまして、これにつきましては整備に関する経費、それから管理運営に

関する経費、それから様々な事業に関する経費というところで、お尋ねのように、赤字等になった場合には補填できるような仕組みになっているところでございます。

それから、資金計画の御指摘がございました。確かに、中長期的な目標が必要だろうということかと存じます。そこで、現時点でやっと年間の具体的な必要経費等が出てまいりましたので、今後を含めて資金計画等の報告を随時させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市民環境課長（諸留貴久）

お答えいたします。

多機能端末を用いてこのコンビニ交付が、証明書等が発行されるということになります。この多機能端末を置く施設として、曾於市ではコンビニエンスストア、市内では11店舗ありますが、これを想定しております。

（「ゆっくり答弁してください」と言う者あり）

○市民環境課長（諸留貴久）

失礼いたしました。多機能端末をコンビニエンスストア以外で設置する自治体もございまして、これが「等」というところになります。

例えば、大規模商業施設、近隣ですと、イオンモール、あるいは自治体の自庁内にこういった端末を置いて、その中で証明書を交付する自治体もございます。こういったところで「等」というところがついているところでございます。

次に、使用料でございます。

現在、証明書交付の手数料については、1件当たり200円の手数料を頂いておりますが、コンビニ交付においても同額の200円を頂くというところで――。

（「200円ですか」と言う者あり）

○市民環境課長（諸留貴久）

200円で進めております。

次に、年間の交付数です。

今現在の交付数の想定であります。全体で約2万7,000件の証明書交付を、市全体で2万7,000件想定しております。このうちの約12%、3,500件をコンビニ交付というところで見込んでいるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まずは、議案の第53号から。

私の聞き間違いであつたら、答弁よろしいです。この使用料が、1件が200円ということでもいいですね。私、100円と最初聞いたものだから。再度200円と言われま

したが、200円ですね。じゃあもう答弁よろしいです。

議案の第51号、52号についてであります。3点質問いたします。

課長答弁にありますように、指定管理については、牛エリア、馬エリア、地方創生エリアの3つの施設を指定管理制度で行っていくことで確認をさせてください。これが質問の第1点。

質問の第2点目は、今の課長答弁ですと、この指定管理者の扱う主体といいますか、通常だったら曾於市の施設ですから、市長提案で議会に諮り指定管理制度を行っておりますが、今回のこの南九州拠点事業についてはそうではないのかどうか。先ほどの課長の答弁では、私の受け取り違いかもしれませんが、一括してSKLVのほうで行うようなことを言いましたけれども、指定管理はあくまでも市が行うということで確認したいんですけれども、もう少し詳しく説明してください。これが質問の第2点目であります。

それから、これはもう答弁よろしいですけど、1回目の課長答弁の中で、独立採算を基本としながら2,500万円程度で対応できるんじゃないかということでありましたけれども、これはもうける組織じゃないからやむを得ないんですけれども、あくまでもこの減価償却が全然入ってないからです。その点は、お互い理解を含めて、やはり減価償却費が入ってないことは一応お互い了解の下でこれは考えていくべきじゃないか。ですから、今後施設の修繕等を含めて、それは当然市のほうで対応しなければいけませんので、そのことを含めて確認したい点であります。

最後に、中長期の資金計画を策定というのは、これは、議会にはこれを提出する時期はいつ頃を予定しておりますか。これはもう絶対的に私必要じゃないかと思うんですよ。資金計画。これを成功させる意味でも、この事業を。その点で答弁してください。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、お答えいたします。

私の説明が少しお分かりにくいかもしれませんが、まず指定管理につきましては、市が指定管理者を指定して、1つの団体と指定管理を行いたいというふうに思っております。

この時期につきましては、12月議会に指定管理関係の提案をさせていただきたいというふうに考えております。よって、市が1つの団体に指定管理をさせた上で、牛エリア、それから馬エリア、地方創生エリアをそれぞれテナントとして貸し出すという考え方でございます。

（「12月議会までに3つともですね」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

はい。それから、減価償却につきましては、議員の御指摘のとおり、我々もそういうふうに考えているところでございます。今後修繕となった場合には、市の施設ですので、市が対応していくという考え方に立っているものでございます。

それから、資金計画につきましてはいつ頃提示できるかという御質問ですが、これにつきましては、まだ全ての業者が決定しているわけではございませんので、収入について若干不規則な部分がございます。ある程度、この辺の見通しが立ったタイミングで中長期的な資金計画を御提示できるものというふうに考えておりますので、現段階では、まだいつ頃ということはお答えできないところでございます。

（「今年度は無理ですか」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

はい。今年度はまだ難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第23 議案第54号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第24 議案第56号 曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第57号 曾於市学校給食センター改築本体工事請負契約の締結について

日程第26 議案第58号 曾於市学校給食センター改築電気設備工事（1工区）請負契約の締結について

日程第27 議案第59号 曾於市学校給食センター改築機械設備工事（2工区）請負契約の締結について

日程第28 議案第60号 曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結について

○議長（久長登良男）

次に、日程第23、議案第54号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから日程第28、議案第60号、曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結についてまでの以上6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第23、議案第54号から日程第28、議案第60号まで一括して説明をいたします。

日程第23、議案第54号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、内閣府関係の就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、改正部分を引用する箇所について改正するものです。

次に、日程第24、議案第56号、曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

財部支所整備に伴い、財部郷土館が解体されるため、提案するものです。

次に、日程第25、議案第57号、曾於市学校給食センター改築本体工事請負契約の締結について、説明をいたします。

曾於市学校給食センター改築本体工事につきまして、条件付一般競争入札により執行した結果、渡辺・鎌田特定建設工事共同企業体が6億4,680万円で落札者となり、8月2日付で仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第26、議案第58号、曾於市学校給食センター改築電気設備工事（1工区）請負契約の締結について、説明をいたします。

曾於市学校給食センター改築電気設備工事（1工区）につきまして、条件付一般競争入札により執行した結果、九州電通建設株式会社大隅営業所が1億7,930万円で落札者となり、8月2日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第27、議案第59号、曾於市学校給食センター改築機械設備工事（2工区）請負契約の締結について、説明をいたします。

曾於市学校給食センター改築機械設備工事（２工区）につきまして、条件付一般競争入札により執行した結果、株式会社田中冷熱設備工業が１億４,９７１万２,７９４円で落札者となり、８月２日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第２８、議案第６０号、曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結について、説明をいたします。

曾於市学校給食センター改築厨房設備工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、株式会社中西製作所鹿児島営業所が２億２,５９４万円で落札者となり、８月２日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等を添付しておりますので、御参照ください。

日程第２３、議案第５４号から日程第２８、議案第６０号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案６件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第２９ 議案第５５号 曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第２９、議案第５５号、曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第２９、議案第５５号、曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されることに伴い、関連する

規定を改正するため、提案するものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第30 議案第63号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第30、議案第63号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第30、議案第63号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について、説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に9億2,634万5,000円を追加し、総額を282億3,753万3,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であり、6ページの第2表のとおり、曾於市例規管理システム維持管理業務委託及び中学校管理費のスクールバス運行業務委託料を追加しております。

第3条は、地方債の補正であり、7ページの第3表のとおり、道路改良整備事業外3件について、限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明しますの

で、2 ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、県支出金は、災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を6,355万円、過年発生農地・農業用施設災害復旧費補助金を2,945万9,000円、繰越金は、前年度繰越金を7億4,134万8,000円、市債は、土木債の道路改良整備事業を2,500万円、災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費を3,610万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1,100万円それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、財政調整基金等への積立金の追加により総務基金管理費を6億2,619万2,000円、法面崩土復旧工事等の追加により南九州畜産獣医学拠点事業を1,649万円、保育所等給食支援事業補助金の追加により保育所等給食支援事業を808万8,000円、肥料価格高騰対策支援事業補助金の追加により曾於市肥料価格高騰対策支援事業を3,000万円、肉用子牛生産推進緊急支援対策事業給付金の追加により肉用子牛生産推進緊急支援対策事業費を4,800万円、市道法面改修工事等の追加により市道整備事業の緊急自然災害防止対策事業を2,506万4,000円、7月の豪雨等による災害発生により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を1億1,774万6,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1,106万4,000円それぞれ追加し、風力発電機設置工事の皆減等により市役所庁舎管理費を1,262万円、市道新設改良工事等の減額により市道整備事業の市単独事業を683万5,000円それぞれ減額するものが主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第63号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について、質問をさせていただきます。

まず、52ページ、地域生活支援事業の手話通訳者・要約筆記者等派遣謝礼、また地域生活支援事業委託料、こちらのそれぞれの増額の理由と内容の詳細について、お伺いいたします。

また、88ページ、学校教育総務費、部活動地域移行推進協議会謝礼、こちらの増額の理由、そして部活動指導員講師謝礼と情報モラル教材使用量（小学校）のこちらが新しく補正予算で上がっております。こういったものであるのかということと増額の理由、内容の詳細について、お伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それでは、52ページ、手話通訳者・要約筆記者等派遣謝礼の増額の理由と内容の詳細について、お答えいたします。

本年度は、手話通訳者の派遣申請が多く、また1回の派遣で4日間にわたる金額の大きな申請もあり、予算に不足を生ずる見込みのため、増額補正するものです。

次に、地域生活支援事業委託料の増額の理由と内容の詳細について、お答えいたします。

本年度になり、地域生活支援事業の中の日中一時支援事業を利用する方の新規の申請があり、これも予算に不足を生ずる見込みのために増額補正するものです。

以上です。

○学校教育課長（関戸達哉）

88ページ、部活動地域移行推進協議会謝礼、部活動指導員講師謝礼、情報モラル教材使用料の3点について、お答えいたします。

初めに、部活動地域移行推進協議会謝礼につきましては、当初、今年度3回を計画しておりました協議会を、部活動の地域移行をより加速度的に進めるために4回に増やしたためでございます。

次に、部活動指導員講師謝礼につきましては、教員に代わって部活動を担当する部活動指導員を育成するための研修会を新たに2回設けたためでございます。鹿屋体育大学の先生方など、部活動指導に特に専門的な知識を有する講師を招聘するため、計上するものでございます。

最後に、情報モラル教材使用料などにつきましては、小学生を対象に情報モラル教材を導入するものでございます。内容としましては、授業で活用できる取組や、児童が各設問に解答することで、児童の情報モラルの向上に寄与する内容となっているものでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、52ページの地域生活支援事業に関して、需要が増えたので増額ということでしたが、その需要の原因は分かっていますでしょうか。また、その需要に対して当局としてはきちんと対応できているかどうか、お伺いいたします。

それから、88ページの先ほどの学校教育総務費の中で、情報モラル教材というのがありました。学校教育の中で情報モラル、これから大切になっていくと思うんですけれども、こちらもう少し詳細がもし分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

手話通訳者の派遣が多くなったということでもありますけれど、やはり手話通訳の広報ではないですけれど、皆さんのほうにこういう制度があるというのが周知されたために、やはり少しずつ増えていっているものと思っております。

以上です。

○学校教育課長（関戸達哉）

それでは、お答えいたします。

令和2年度に児童生徒一人一人にタブレットが全て配布をしてあるところですが、そのタブレットの中にこの情報モラルのアプリが入っているような形になっております。それは概要で申し上げますと、84の事例を基に授業で使えるようなコンテンツ等が入っております。

具体的に言いますと、4つのカテゴリーに分かれておりまして、情報安全、具体的に一つ挙げますと、不適切なウェブサイト、2つ目のカテゴリーが責任ある情報発信、これにつきましては適切な書込み等、3つ目が健全な情報社会の形成、調べ学習と著作権、最後が健康というカテゴリーで、使用する時間とか画面までの距離あるいは使用する時間についての約束、このようなものが84学ぶことができるという形になっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

3回目の質問をさせていただきます。

先ほど答弁漏れがありましたので、52ページの地域生活支援事業は、その需要増に関して手話通訳者が不足しているという現状があるかと思っておりますので、それに対してきちっと対応できているかどうかについて、加えて御答弁ください。

それから、88ページの先ほどの情報モラルに関しては、具体的にいつからスタートされて、小学生の対象となる学年がもし分かれば教えてください。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

今言われたのは、地域生活支援事業の中の日中一時支援事業のことでよろしいでしょうか。

（「それと、それぞれ需要が増えていることに対して対応できているか」と言う者あり）

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

はい。これに対応するために今回、補正をお願いしているところであります。

皆さんのほうもやはりこちらにいられていろんなことを聞かれたりする中で、広報なんかができいて徐々に対応ができていっているものと思われま。

以上です。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

令和6年2月1日より、1人1ライセンスという形で取り組む予定となっております。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

通告に基づきまして、質問いたします。

まず、説明書で言いますと、6ページの前年度繰越金が7億4,000万円余であります。毎年のことではありますが、これは基本的にはほとんどもう基金積立てに回しております。これが43ページでございます。この43ページの基本的な振り分けについて、質問をいたします。

この基金積立てに回した金額は全体で6億2,000万円余であります。その中で4億2,000万円余を財政調整基金に積み立てております。これは当然の積立てではないかと思っておりますが、併せて、ふるさと開発基金とまちづくり基金の積立金にそれぞれ1億円を基金に積立てを行っております。財政調整基金は、これまでの質疑あるいは聞くまでもなく一定額必要な積立金であります。ふるさと開発基金とまちづくり基金については、これまで何と何に使うということが全く議会には示されていないんです。示されないまま積み立てておりますけれども、基本的にはこの2つの基金積立金については、ふるさと、まちづくり、どのような事業に使うということで一応想定して、今回また新たに1億円ずつ積み立てたのか、教えてください。これが第1点。

次に、15ページの建物貸付料のこの旧大隅のたばこ共同乾燥施設の貸付料の36万4,000円あります。これは場所はどこにあるのか、まずお答え願いたいと考えています。

2点目、これは曾於市の建物であるということで、当然のことながら有料で貸し付けておりますが、今回がこれは初めてじゃないんですかね。一般的には、この種の貸付けは市が有償貸付けの取決めを行って、そしてそれに基づいて貸付けを行うというのが一般的なやり方なんです。これまではどうであったのか。これが質問の第2点目であります。

質問の第3点目、この算定基礎の中で貸付けの金額が100分の4とか65%とありますが、これは何を根拠とした算定計算であるのか。これが3点目。

第4点目は、今後、来年度以降は、これはあくまで貸付けだから本年度分の6年度の貸付けということで通常だったら解釈をすべきだと思うんですが、来年度以降はこの有償貸付けの協定を結んで取決めを行って対応するのが原則だと思うんですが、今後はどのように考えているか。以上、4点です。

次に、16ページの看板移設の補償金、これは柳迫の交差点であります、この概要について、説明をしてください。これが質問の第1点。

それから、第2点目は、この部分は国道と県道の事業に関わる分であります。ですから、これは基本的には曾於市は何ら関係ないといえますか、関係ないわけであって、あくまでも事業主体は国と県であります。

その中で私は、これは一見してちょっと違和感を感じたのは、柳迫交差点移設に関わる補償金の中の国補償分、県補償分とあります。これは理解できるんですが、曾於市の補償金が122万円という、同じ扱いでよいのかという疑問であります。あくまでも国道と県道に関わる分でありまして、曾於市ももし出すとしても、市の土地は恐らく全然ないと思いますので、これは別の文言で書き換える必要があるんじゃないかと感じたんですが、その辺りはどのような協議がされたか。これが3点目。

それから、第4点目は、この122万円の算定の考え方です。算定の考え方でございます。これについてもお答え願いたいと考えています。県の補償分が19万円なのに対して、曾於市の補償金が122万円ですか。ちょっと高いような感じがするんですが、この辺りも検討された上での提案だと思いますので、答えてください。

次に、29ページのこの耐震性の貯水槽設置工事費で5つの地区が提案されてあります。

まず、質問の第1点は、曾於市内にはこうした貯水槽が全部で何基あるのか。

2点目は、その中で耐震性の必要性がある貯水槽は全部で何基が必要なのか。

質問の3点目、これまで曾於地区で幾つか耐震性の工事を行っているとしたら、幾つが 필요한のか。取りあえず1回目は、以上3項目の質問でございます。

次に、34ページ、この南九州畜産獣医学拠点事業、先ほども若干議論をいたしましたけれども、まず質問は初歩的な質問で、この財源内訳の中で、その他の440万円とありますが、その440万円の財源の具体的な内容について、説明してください。

今回の事業費では、市長の報告にもありましたけれども、一つは、この開所式典関係以外の問題では、法面崩土の復旧工事とあります。これは具体的には、分かりやすく、どの辺りのこの崩土復旧工事であるのか、答えてください。

それから、旧昇降口の改修工事も具体的に答えてください。今になってこの400万円の予算計上ですけど、今までは分からなかったのでしょうか。あと関連いたしまして、法面崩土の復旧工事を含めて全額一般財源でありますけれども、これら

は国等の補助は全く難しかったのかどうか。

以上です。

次に、37ページ、パークゴルフ場・フラワーパークの跡地の管理事業ということで、今回、立木伐採委託料ということで予算計上が、446万3,000円計上されております。例のといいますか、フラワーパーク問題が一応もう造らないということで五位塚市政の誕生で、決まってから、これに類する予算は計上されておりましたが、今回が初めてじゃないかと受け止めております。この中で立木伐採の委託料と、具体的にはどれだけの内容と規模の事業費であるのか、どこまでをこの立木伐採を行う考えであるのか、具体的にお聞きをいたします。確かに現地へ行っても、この立木伐採が必要な地域でありますけれども、この点についてお答え願いたいと考えております。

次に、66ページ、肥料価格高騰対策の補助金であります。

まず、質問の第1点であります。この算定の基礎計算が一応書かれております。この算定の考え方について、お答え願いたいと考えております。945万円から割る1.4割る0.9掛ける0.15って、これはもう市の独自の計算ではできないと思うんですよ。モデル計算があらうかと思うんです。これは何を根拠にして、参考にしての基礎計算であるのか。

質問の2点目、これは1回きりの一応この提案であるのかです。現在、予測するに、肥料は今後とも恐らく値上げが続くと思うんですよ。ですから、後ほど質問いたします畜産関係の補助については半年間、5月から10月までと限定された期間の補助であります。これは1回だけの補助であるのか。

それから、質問の3点目、対象者は、何名の農家の方々が対象者として考えているのかどうかの3点でございます。

次に、70ページのこの子牛の支援対策事業であります。

これは1頭1万円、800頭、5月から10月ということでありまして。

これもまず、質問の第1点であります。1万円という算定、考え方はどこから来たのか。

2点目、5月から10月ということで当然のことながら、もし11月以降も価格の下落が続けば、これをさらに補正予算を組んで続けるということにしなければいけないと思うんですが、その考え方に基づいての当面は6か月間の一応提案であるのかです。例えば、6月議会では、酪農対策が半年間という期限を限定した措置がありました。これらを含めて当然1回限りではいけないと思うんですが、その辺りについて考え方を聞かせてください。

次に、74ページ、災害復旧費の中の農業用施設災害1億1,774万6,000円で、この

中で主な事業について報告してください。特段、大きな事業を要する復旧はないと思うんですが、強いて挙げたら3つほど、どこの地域のこういったのが大きな復旧事業であると捉えているのか。これが質問の第1点であります。

質問の2点目は、先日の議会全協でも聞いた点ですが、今回の夏の災害については、この農地災害については、基本的にはこれでもう一応全額ということで考えてよいのかです。その点もお聞きをいたします。土木災害はまた別だと思いますので、この点。以上2点であります。

次に、77ページ、77ページは79ページと関連いたしますが、当初の段階では、このいわゆる大隅町の長迫線については、市の単独事業ということで予算計上されていきました。

質問の第1点であります、長迫線の場所を説明してください。これは起点、終点を含めてです。どこからどこまでが長迫線と。今回、全額予算を落としました。落として、79ページにあります、緊急自然災害防止対策事業で対応するということであります。

質問の2点目であります、この緊急自然災害防止対策事業について説明してください。こういった点で有利な点があるのかです。あるいは、やはりこれは制約があるのか。これが質問の2点目であります。

3点目は、この当初計画していた長迫線、これは今回、事業費名が変わるということであって、事業内容は全く同じであるのか。当初の予算に計上されたように、プラスアルファの部分が出てきているのかどうか。これは3点目。

そして、4点目、私の受け止め方が間違っていなければ、この緊急自然災害防止対策事業というのは、これまでもあったのですかね。もし、あったにしろ、なかったにしろ、この事業は積極的に活用すべきじゃないかと思うんですが、今後の市の考え方も聞かせてください。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、財政課関係から答弁させていただきます。

43ページの基金の積立の関係でございます。

今回、財調以外に、ふるさと開発基金とまちづくり基金にそれぞれ1億円ずつ積立てを計上しております。この考え方ということでございますけれども、まず、ふるさと開発基金でございますが、市の施設整備事業や公共用地取得事業又は地域づくり事業の財源に充てることを目的に積立てを行う基金でございます。

今後ですけれども、様々な施設等ございますけれども、老朽化する公共施設等の改修、こういったもので緊急のそういった財源等も危惧されるところでございます。

ので、今回1億円の積立てを行うということでございます。

次に、まちづくり基金でございます。

この基金につきましては、市民の連携の強化及び地域振興を図ることを目的に積立てを行う基金でございます。今後も、こうした事業の取組というものは当然続けていくわけでございますけれども、こういったものに対応できるためにまた1億円を今回、積立てを計画したところでございます。

以上です。

○大隅支所産業振興課長（中西昭人）

それでは、ページで言いますと15ページですけれども、大隅町のたばこ共同乾燥施設の場所について、お答えいたします。

場所は、大隅町岩川7857の3にあるところでございます。

（「わかりやすく、どのあたりか」と言う者あり）

○大隅支所産業振興課長（中西昭人）

旧岩川小学校の上を通過して高速道路の入り口の手前のほうの右手にございます。

次に、有償貸付けは5年前も行っていたかということでございますけれども、5年前も行っておりまして。株式会社アグロテクノサービスという会社に貸し付けているところでございますが、令和5年度が契約更新時期でありまして、令和4年度末に更新手続の意向を相手先に尋ねましたところ、事業縮小のため、借用面積を減らしたい旨の相談がございました。その後、協議を重ねてまいりました結果、事業縮小で進めることとなり、実際に使用する借用面積を決定するのに時間を要したということでございます。

（「それは何年間ですか」と言う者あり）

○大隅支所産業振興課長（中西昭人）

5年間でございます。

次に、算定基礎でございますけれども、この算定基礎の根拠といたしまして、曾於市行政財産の使用料条例に基づいて、根拠は時価評価額の1,401万4,046円の係数の100分の4を掛けて、65%の減額割合を掛けた36万4,300円が貸付金額ということの根拠でございます。

来年度以降の貸付けでございますが、曾於市公有財産貸付規則に基づいて貸し付けるといような流れでございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

それでは、16ページ、看板移設補償金の事業内容について、お答えいたします。

今回、移設を行います看板につきましては、和牛日本一PR看板事業によりまし

て、平成30年度に柳迫交差点の西側に市が設置した看板であります。

看板移設の理由としましては、国土交通省及び鹿児島県が施工します、一般国道10号並びに県道500号末吉財部線の末吉町深川の柳迫交差点の改良工事のために看板の移設を行うものであります。

看板移設補償金につきましては、国と県の敷地所有持ち分によりまして案分されておりまして、国土交通省の移設補償金が102万157円、鹿児島県の移設補償金が19万5,268円でありまして、合わせて122万425円の移設補償金が市のほうに入ってくるということの予算でございます。

算定につきましては、国及び県が移転に掛かる費用の補償を算定されておりまして、提示された金額で補償金として入ってくるということで説明を受けているところであります。

以上です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、総務課分、お答えいたします。

耐震性貯水槽設置工事についてでございますが、今期は5基をお願いしているところでございます。設置件数ということでございますが、合併後90基ほど設置しているところでございます。

こちらの必要性につきましては、市内等の火災の発生、また消火活動のほうを迅速に行うため、また生活用水として緊急時に使用するために設置するものでございます。

以上です。

（「貯水槽は全部で何基か、耐震性が必要なのは全部で何基か」と言う者あり）

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。

あと何基かということでございますけれども、今、地図上でこちらのほうを図面で落としておりまして、今、消防団と協議しながら設置数の件数がどれぐらい必要かということも協議しているところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、34ページの南九州畜産獣医学拠点事業です。

7月3日、4日の豪雨災害によりまして、体育館裏側の法面が崩れた場所を復旧するものでございます。

すみません。前後しましたけれども、財源内訳のその他440万円につきましては、この事業に賛同していただいている会社2社から寄附金を頂いております。40万円

と400万円、合わせて440万円の寄附がその他の内訳となっております。

それから、法面の崩土、崩れた場所につきましては、災害の対応はできなかったのかということでございますが、市の土地でございますので、災害の対象にはならないというところでございます。

それから、図書スペースにつきまして、もともと高校生が学校の入室時に利用していた旧昇降口というのがございます。下駄箱等があったところでございますが、ここの有効利用を大学等と協議した結果、このSKLV内に図書スペースがないということが協議の中で出てまいりました。よって、この図書スペース等を整備するために400万円を計上させていただきますが、本等の書籍につきましては、大学側からの提供を今想定しているところでございます。

それから、37ページ、パークゴルフ場・フラワーパークの管理事業ですが、こちらは計画地全体では28万8,000㎡ほどございます。その中の末吉町諏訪方という字になるんですけれども、農地が数筆ございます。畑がございます。その周辺を合わせて約2万㎡、2haを対象として、工業企業誘致用の造成団地の予定地を確保するために一時森林を伐採したいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

66ページの肥料価格高騰対策事業について、お答えいたします。

肥料価格高騰対策支援事業につきましては、肥料価格の高騰に伴いまして創出されました、国・県の肥料価格高騰対策の支援事業に併せまして、国・県の事業の対象者へ対象となる期間に購入された肥料費に、国の事業で示された計算方法に基づき算出された肥料コスト上昇分の一部を県の支援額と同額を支援するものでございます。今後この補助につきましては、状況を見ながらいきたいと考えております。

対象者につきましては、県のほうに6月末時点の申請者数を確認しましたところ、約430名の今、申請があるという状況でございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

70ページの肉用子牛生産推進緊急支援対策事業について、お答えしたいと思います。

まず、今回の支給の単価1万円の考え方についてでございますけれども、これを算出するに当たりまして、農家の子牛の価格が下落しておりまして、その当時、子牛価格が57万5,000円の平均でございました。国のほうが60万円を下回った場合、4分の3を交付するというようなことで、当時1万5,000円の単価が決定しておりましたので、60万円から引いた57万5,000円、これが2万5,000円でございますけれ

ども、そのうち1万5,000円が国からの支援があると。残り60万円を差し引きますと1万円というようなことで、その1万円を市のほうで支援していこうというようなことで計画したところでございます。

それと、2つ目の11月以降はどのようにするのかというような御質問であったわけですが、今回10月までの6か月間ということで提案したところでございます。それ以降につきましては、農家の状況を見ながら、また国のほうでも支援策等、今回の価格下落につきましては新設等もまたされております。そういう状況を見ながら、今後どのようにするのかというのは検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○耕地林務課長（國武次宏）

それでは、74ページの1億1,774万6,000円の事業費の主な内容について、お答えします。

現年発生の農地・農業用施設災害復旧費のこの事業につきましては、工事費であります災害復旧費が水路災害1件の800万円、農地・農業用の施設災害復旧事業が農地災害1件と施設災害7件、合わせて8件の9,800万円となっております。主な事業については、この工事費が主なものとなっております。

2番目の地域につきましては、大隅町の須田木地区、隧道が300m復旧の必要がございます。これが一応4,000万円計画しております。それと財部地区の下財部、母智丘公園の近くになりますが、これが水路の破損ということで3,400万円を計上しているところでございます。

この補正予算の第6号につきましては、梅雨前線の災害の復旧が主なものを計上しております。今後また、台風6号によります工事費等、応急等が出てくる予定でございます。

以上です。

○土木課長（朝倉幸一郎）

それでは、77ページの683万5,000円の減額、それに関連しまして、79ページの2,506万4,000円の増額につきまして、お答えしたいと思います。

当初予算では、市単独事業によりまして、長迫線の法面工事を実施する予定でしたが、令和5年度の年度当初に県より緊急自然災害防止対策事業の計画書の提出依頼がありました。それに対しまして、地元から要望が出ておりました長迫線及び大隅の新留線の法面改修工事につきまして計画書を提出しましたところ、6月に県を通じまして国のほうから事業実施の決定通知があったため、市単独事業の長迫線分を減額しまして、緊急自然災害防止対策事業で長迫線、新留線の2路線分の予算を計上するものであります。

それから、長迫線の場所ではありますが、こちらにつきましては垂水南之郷線の岩川小学校から恒吉のほうへ向かいまして、別府集落に入る手前を斜め左に上がる市道でございます。その途中の法面が崩壊しているということでもあります。

それから、予算の内容に変更があるのかということではありますが、基本的には法面改修ということで変更はないところであります。今後、委託を発注しまして、それに伴って適切に工事をしていきたいというふうに考えております。

それから、緊急自然災害防止対策事業についてであります。こちらのほうは令和元年から創設されている事業でありまして、当初は令和2年までの2か年ということでありましたが、今のところ令和7年度まで事業があるところであります。

一番最初に南之郷の富田永田迫線、富田のほうになります。そちらのほうの工事を最初に曽於市としてはやっております。今後も積極的に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、財政課長に質問いたします。

この積立金の説明の中で、ふるさと開発基金については課長答弁では、老朽化施設ということでありました。老朽化施設が全てじゃないと思うんですが、基本的には了解いたしました。

あと、まちづくり基金というのは、課長答弁ではちょっと想像が難しいんですよ、この市民の連携といっても。具体的には、どういった事業に今後、積極活用を考えているのか。ちょっと具体的に私たちが理解できるというか、イメージができる形で答弁してください。1点だけあります。

次に、15ページの建物貸付けについても、課長から詳しい説明がありましたけれど、今回2回目であるということで、これも——その前に、今後5年間ということで、5年間は令和何年度から何年度までかを答弁してください。

そして、今後もこういった形で5年間ごとに、言わば議会に提案せざるを得ないのかどうかです。僅か三十数万円の貸付けであります。1回目の質問でも繰り返しましたが、やっぱりこの種の貸付けは市が相手方と協定を結んで、有償貸付けの。そして、それに基づいて市が徴収するちゅうか、というのが一般的だと思うんですよ。それが今後もされないのかどうかです。僅か三十数万円のを一回一回議会に提案するのは、お互いに非効率的じゃないかと思うんですが、この点での考え方を示してください。

次に、16ページのこの看板移設の補償金については、課長答弁、私もちょっと受け止め違いがありましたけれども、課長答弁でその点は分かりました。

質問でありますけれども、当然、今後は別な場所に移設しなければいけませんけれども、それはいつの議会に提案で、大体どれぐらいを予定しているのかどうかです。この1点だけであります。

次に、37ページのこの立木伐採というのは、課長答弁では、全体で28万8,000㎡の中で農地数筆分があって、その地域を中心として2万㎡が対象となるということで理解いたしました。当然、課長答弁だと今後の工場の誘致を視野に入れての今回の提案であるということではありますが、課長を含めて一番大事なのは、この地域で、何といっても排水ですよ、白毛川に流す。これは計画の俎上に載っていないと思うんですが、このフラワーパーク問題が議会で議論したときに当時の池田市長の答弁では、2億円ほど掛かるんじゃないかといった答弁なんですよ、私への答弁で。ですから、これもセットで考えなければ工場誘致はなかなか難しいんじゃないかと、問題は排水でありますので。その点は議論されていないのか。この1点であります。

それから、66ページ、肥料価格高騰対策は課長答弁では、一つは、国・県、事業主体としては県だと思っておりますが、同じような支援を行っていて、同額の支援を——もうこれは形を変えて市単独という表向きは財源になっておりますが、同額のものを行ったということで、これは課長、県から要請があったわけですね、この点については。これが質問の1点であります。

全く計算式等を含めて、複雑なのを曾於市独自にこれは算定できるのが難しいわけでありまして。ですから、これはほかの市町村もこの9月議会かどうか分かりませんが、全ての県内の市町村が対象となるところは、この県の示した考え方に基づいて予算を計上しているということでの解釈で理解してよいですね。これが質問の1点であります。

この種の考え方は今ちょっと例外的な部分が出てきますが、これまでの事業というのは国が行うんだったら国が行って、その分を例えば市も一定額を負担するというのが一般的ですよ。別個な形で県は県、市は市で同じ内容のを行うというのは、これは非常に変則的というか、例外的な対応になりますけれども。この点でちょっと気になるのが事業主体は、この部分はやっぱり曾於市になるわけですかね、当然のことながら。曾於市の予算ですから。窓口も曾於市になるわけですかね。一方で、県は県でやはり同様の対策をすることになったら、農家にとっては好ましいものじゃないと思うんですが、この辺りはどのように議論されているのか。今後も恐らく、この種の新しい形の支援が財源の内容を含めて出てくとも思うんですよ。

先ほどの畜産課長の説明にありますように、1万円の補助も、畜産課長、国の57万5,000円に対する一定額を曾於市が負担して1万円ということでありましたけれども、これも形を変えた新たなやり方でありまして。くどいようであります

けれども、この辺りが農政課サイドで議論されていたら、財政当局を含めてお答え
願いたいと考えております。やはりこれは今後の地方自治体の在り方としてよいの
かどうかは分かりませんが、少なくとも議論して意見があったら国・県に意
見を申し上げるちゅうか、いうことも私は大事な側面の一つじゃないかと思ってお
りますので、まずは議論が必要であると。議論されているのかどうか、お答え願
いたいと考えております。

次に、74ページのほうは理解いたしました。

最後に、77ページのこの……。特に79ページの点でありますけれども、これも課
長から詳しい説明がありました。了解いたします。課長答弁では、令和元年度から
当初2年間という計画が7年度まで延びて、そして今回2か所を追加したところ、
一応認められたということでのこの組替えを含めた予算計上であります。

私は1回目の質問でも、この事業は市単独よりはよりましな事業でありまして、
ですから今後この事業については制約というか、制約があるのかどうかということ
も質問いたしました。答弁が漏れでありましたので、やはりこれは7年度までとい
うことは、課長、今年の予算編成前に分かっていたわけですね。ですから、県に
なぜこうした申請を積極的に行っていないのかどうかです。やはり使える、こうし
た補助事業はどんどん使うべだと思っております。その点で関連して答弁をしてく
ださい。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

まちづくり基金の関係でございますけれども、基金条例でいきますと、先ほど申
しました市民の連携の強化及び地域振興を図るためということであつてあります。
私どもは、これに基づいて解釈をし、これに該当する事業ということで充当してい
くところでございます。

参考までに申しますと、今回、令和5年度の当初予算でございますが、この中で
は主な充当先としましては、耕地サイドが進めております各種県営事業負担金、こ
ういったもの、それから地域振興住宅の一部、こういったものに充当しておるとこ
ろでございます。

以上です。

○大隅支所産業振興課長（中西昭人）

それでは、先ほどの質問に対してお答えいたします。

何年度から始まったかということで、平成30年度から令和4年度の5年間で一つの
スパンとして契約を結んでおります。その後、令和5年度がまた更新という形で

価格がなかなか決まらずに今、補正で上げているところでございます。これからは、この5年間ということになりますので、令和5年度から令和10年度までの契約期間ということになります。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

看板の移転先になりますけれども、まずは移転先としましては、そお鹿児島農業協同組合が所有されています、末吉町深川柳井谷地区の国道10号沿いの旧Aコープ跡地の敷地に看板を移設する予定でございます。ちなみに、このそお鹿児島農業協同組合さんから、無償による土地使用承諾は得ているところでございます。

また、今回のこの移転の予算につきましては、今回の第6号補正で商工観光課になりますが、67ページのほうに観光総務費の中で、看板移設等業務委託料ということで85万8,000円をお願いしているところでございます。

また、移転時期につきましては、令和6年2月までに国・県のほうから移設してほしいという要望がございまして、年内の移設予定をしているところであります。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、37ページの排水についてのお問合せでございました。

現在2haの事業計画を想定しておりますが、議員御指摘のとおり、河川への影響があることは以前から承知しております。ただ、今回、事業計画を行おうとしている計画面積のうち、造成部分あるいは道路等の公共部分がどれぐらいの規模になるのか、今後、測量設計等によりまして、その辺の詳細がはっきりするかと思います。その段階で雨量が細かに算定されますので、河川側への協議が必要になるのか、あるいは県道側へ排水ができるのかといったところを今、検討しているところでございます。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

66ページの肥料価格高騰対策支援事業について、お答えいたします。

まず、事業の内容といたしまして、国のほうが昨年、肥料価格の高騰に伴いまして創設した事業がありまして、その事業の内容としましては、化学肥料を低減する取組、国が示した取組を行う農業者に対して、国のほうが価格高騰上昇分の7割を支援するということになっております。

申請方法につきましては、各肥料購入者が買われた肥料会社等を使って、その肥料会社を取りまとめて、県の協議会のほうに申請、国へというふうな流れになっております。県につきましては、県が独自でプラス、国が70で生産者30の負担になっ

ているんですけれども、15%上乘せということで県のほうが独自でされております。また、今回、補正をお願いする分、市につきましても、その残り15%の上昇分に対して独自で支援をするという形でございます。

あと県内の事業を市町でこの取組をしているのは、県のほうに確認をしましたところ、約6市町でこの支援をされているということで聞いております。

以上です。

○土木課長（朝倉幸一郎）

それでは、79ページ、緊急自然災害防止対策事業につきまして、お答えいたします。

補正予算ということで少し対応が遅いのではないかとということではありますが、先ほどの答弁でも行いましたとおり、4月にこの事業の要望に対する文書というのが例年来ていますので、その後、その要望箇所の事業計画書を提出した後、事業決定がなされるのが6月頃ということで、その後の直近の議会ということで9月、昨年度は7月に臨時議会があったということで、そのときにやっているようではありますが、それで対応しているところでもあります。そこはちょっと今後、県のほうとも協議しまして、当初予算でできるのか、できないのか、そこはちょっと検討していきたいというふうに考えております。

あと、その採択の制限ということではありますが、これは国土強靱化ということで道路の防災ということで、法面工事、法面对策というものであれば今のところ、曾於市が事業計画を提出して採択がされなかったところはないところでもあります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目ですけれど、お二人の課長に質問いたします。

一つは、企画課長でありますけれども、このフラワーパーク・パークゴルフ場跡地の今後の特に白毛川の排水工事については今、検討中ということです。

質問であります。当然検討されて一定額の事業費が必要となります。当然、総合振興計画を含めて考えていくとなると、恐らく継続事業になろうかと思っておりますので、相当の期間が必要であります。ですから、質問であります。大事なものは総合振興計画をいつまでに議会に提案されるのかです。やっぱり一定の期限を設けてこの問題も検討が必要かと思っておりますが、総合振興計画に出すのは何年の何月頃を目標としているか。この1点だけであります。

それから、この農政課長に質問をいたします。

県と曾於市は一応別な形で支援を行うということで、その中で農家の立場から見たら、農家は今回の市の提案が可決されますと、こういった手順というか、やり方

で。申請方式になるのでしょうか。その辺りがはっきり分かりません。そして、支給される時期は、何月から支給の予定であるのかです。この２点だけであります。

○企画政策課長（外山直英）

いつまでに総合振興計画に記載するのかということでございました。

今後のスケジュール的なもので申し上げますと、場所を確定した段階で造成に関する測量設計と予算計上をすることになろうかと思いますが、遅くともその予算計上の前までには総合振興計画に記載して、議会の皆様に御提示できるものというふうに考えております。

（「大体何年頃か」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

来年度の当初予算に測量設計を予算計上するとすれば、その前までには御提示できるものと思います。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

66ページの肥料価格高騰対策事業について、お答えいたします。

農家への支援の方法につきましては、県のほうに申請者名、金額等について情報提供を頂けるということで確認が取れておりますので、県のほうが申請等々を取りまとめ次第その情報を頂きまして、その対象者へ個別に郵送等で発送して申請をしていただきたいと考えております。

（「時期は。今年の何月からか」と言う者あり）

○農政課長（吉田秀樹）

時期については、県のほうが取りまとめ次第だと思うので、国の事業の締切りが7月末でしたので、早くても10月以降になるかと思います。

（「支給時期はいつか」と言う者あり）

○農政課長（吉田秀樹）

県の数字なり、実績の取りまとめ次第なので、多分10月以降になるのかと考えております。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第64号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（久長登良男）

次に、日程第31、議案第64号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第31、議案第64号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に400万円を追加し、総額を55億6,016万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、国民健康保険システム改修業務委託料に関わるもので、歳入については一般会計繰入金を400万円、歳出については一般管理事務費を400万円それぞれ追加しております。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第32 議案第65号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第33 議案第66号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第32、議案第65号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第33、議案第66号、令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についての2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第32、議案第65号及び日程第33、議案第66号を一括して説明をいたします。

日程第32、議案第65号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4万円を追加し、総額を7,037万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は会計年度任用職員に係るもので、歳入については、一般会計繰入金で4万円、歳出については会計年度任用職員費用弁償等の追加により、施設管理費を4万円それぞれ追加しております。

次に、日程第33、議案第66号、令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に107万4,000円を追加し、予定額を5億7,161万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、会計年度任用職員に係るもので、107万4,000円追加しております。

日程第32、議案第65号及び日程第33、議案第66号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月5日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時27分

令和5年第3回曾於市議會定例会

令和5年9月5日

(第2日目)

令和5年第3回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月5日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員
通告第2 迫 杉雄 議員
通告第3 上村 龍生 議員
通告第4 今鶴 治信 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	農業委員会事務局長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	朝 倉 幸一郎		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して、大きくは4項目にわたり質問をいたします。

初めに、市民の暮らしを守る、物価高対策をについて。

①今年4月以降の5か月間の市内の物価動向をお聞かせください。特に、物価高が見られる主な商品については、その内容を具体的に示してください。

②この間の物価高が市民生活、あるいは仕事にどのような影響、さらには被害をもたらしているのでしょうか。行政を司る市当局は最も客観的な実態把握をしていると思いますので、その内容を具体的に報告してください。

③私は物価対策の一般質問は、昨年12月、今年3月、そして6月でただしてまいりました。国の給付金を使った非課税世帯への3万円の支給や1世帯5,000円の商品券事業はありましたが、6月議会での市長答弁はまだ市の支援が十分であるとは見ていないとの答弁でありました。私が紹介した、例えば東串良町の財政調整基金を積極的に活用した町単独の課税世帯への一律3万円支給の提案に、今後、見極めて検討したいとの答弁でありました。その後、検討されたか、具体的な内容をお聞かせください。

次に、大きな2点目、子牛の安値対策をについて質問をいたします。

①子牛価格の安値が続いております。一昨年の平均価格が77万8,000円、昨年の1年間の平均価格が12万円安い66万9,000円、そして今年も1月から下がり続けており、先月8月の曾於市の平均価格は1頭52万円であります。一昨年に比べて実に25万円以上安くなっております。

一方で、餌代は、課長の私への説明では、この2年間に約1.5倍上がっております。踏んだり蹴つたりの状態であり、危機的であります。その背景と要因をお聞き

いたします。

②これほどの大きな安値、一方で餌代の高騰ですと、現在の安値対策だけでは到底十分ではありません。繁殖農家の中には今年で畜産に区切りをつけたいとの声が聞いております。現在、市内には650戸ほどの繁殖農家がおられますが、市はこうした声をどれだけ全体的に把握していますか、お聞かせください。

③私、長年の議員生活の中でも、過去、畜産を取り巻く危機的な状況・歴史はありました。旧3か町は特に町単独の思い切った支援策で危機を乗り越えてきた経験・経過があります。私は現在の子牛の安値は餌代の高騰が重なり、複合的な要因がありまして、一過性とは言えない、そうした状況であるように感じております。市の思い切った支援が、これは絶対的に、絶対的に必要ではないかと思っており、市長の所見をお聞かせください。

④子牛の安値が続く中で10月1日からインボイス制度が実施されます。インボイスを登録していない繁殖農家の子牛価格に今後どのような影響を与えるかが大変心配されます。このことで市長の所見をお聞きしたい、併せて対策についてお聞かせください。

⑤市内の約650戸の繁殖農家の中でインボイスを登録していない、あるいは消費税の申告をしていない農家が大半だと感じますが、全体の約何割程度と見ているか報告してください。

次に、大きな質問の3点目、高過ぎる介護保険料の引き下げをについてであります。

①2年前に市が策定した介護保険の第8期の事業、令和3年度から本年度の5年度までの3か年でありますが、この8期事業はその後1年後、あるいは2年後の結果、実際との間に大きな違いが見られます。このことで以下の3点にわたりその違いを報告してください。

その1、当初の3か年計画では、介護保険にかかったサービスに対する医療費でいいますと、医療費、介護の場合は給付率、給付率を大きく計画では見ていましたが、答弁にあらうかと思いますが、実際はそうではなかった。そうした毎年の本年度を含む大きな違いが生じております。

その2、このため毎年の剰余金が計画、3年前の計画に比べて大きく違っております。その違いについて。

その3、このことは毎年の年度末の介護保険の積立金、基金積立にも当初の計画に比べて大きな違いが本年度を含めて出てくるようであります。

以上、令和3、4、5年度の計画と実際の結果との違いについて報告してください。

②65歳以上が加入のいわゆる1号被保険者の介護保険料についてであります。被保険者の中で年間の保険料が収入の1割を超える方は、令和4年度は何名でしょうか。4年度の被保険者数を含めて報告してください。

③市は現在、来年度から始まる介護保険の第9期事業の既に策定に入っており、1回ほど会合も開いております。先ほどの質問に関連いたしますが、市は令和2年度に介護保険料の平均で約15%の大幅引上げを行ったために、現在、2億数千万円の剰余金をはじめとして保有いたしております。市民から見ますと、この剰余金は介護保険料の取り過ぎであります。それから生じた剰余金であります。ですから、来年度の9期事業では、剰余金の全額とは言わなくても、少なくとも一部は払い戻す、具体的には引き下げに回すべきだと考えます。市長の所見をお聞きをいたします。

④先ほどの②の質問に関連して、介護保険料は被保険者の負担割合が、負担額ではなく負担割合です、負担割合が大変高い現状・現実があります。実際、そうした市民の不満の声は、あえて言いますとドグマのように表には出ませんが、広がっております。このため市は第9期事業の策定に当たり、私が以前から提案していますが、令和6年度から市単独の一般会計から介護保険会計への繰入れを他市町村に先駆けて、他市町村に先駆けてっていうのが大事なんです、五位塚市政らしい他市町村に先駆けて実施されるよう改めて強く提案いたします。市長の前向きな見解をお聞きいたします。

⑤令和5年度、あるいは4年度の曾於市の保険制度の介護保険の認定者は何名でしょうか。その中で、例えば税金の申告時に障害者控除を受けるために前もって手続を行う、あるいはそのことを活用する介護保険認定者は何名と見られますか、報告してください。このことでは県内いろいろ調べましたが、霧島市が最も進んでおります。霧島市は障がい者控除の対象となりそうな希望者には、6,000人の中で4,000人であり、3分の2。約4,000人を市は前もって独自に希望者にはこの障がい者扱いの手続を済ませております。難しい手続ではありません。これはもう早くから行っております、霧島市の場合は。行政のこうした被保険者に寄り添う取組は、私は取材の中で、調査の中で、非常に大事だと受けとめました。市民に寄り添うそうした独自の対応であります。曾於市でも来年度から実施されるよう、システム云々の問題でなく実施されるよう提案いたします。これも市長の所見・裁量でできますので前向きな答弁をしてください。

最後に、質問の大きな4点目、イヌマキの害虫駆除に市は補助をについてであります。

①市内の国道・県道・市道・公園・学校など、いわゆる公有地でのイヌマキなど

の被害状況、枯れている、あるいは枯れつつある、こうした被害状況を報告してください。併せて市の対策をお聞きいたします。

②民有地でもイヌマキなどの被害が特に今年は広がっております。市が把握している被害の実態を報告してください。私自身、このままでは公有地を含めて数年後、あるいは10年後はイヌマキなどの被害が広がり、そして深刻になりかねないと大変心配をいたしております。このため市は総合的な駆除対策を打ち出すべきではないでしょうか。鹿児島市など、これまで市民の駆除対策に市が噴霧器を貸し出している、あるいは南さつま市など市民の薬剤購入にもう数年前から市が補助を行っている事例があります。市の支援はこれからであります。来年度から、あるいは早期に、こうした先進例を参考にしながら、大事なの中長期的な視点、害虫でありますので、すぐとは解決いたしませんので、中長期的な視点で対策を講じるべきではないでしょうか。市長の見解をお聞きして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市民のくらしを守る、物価高対策をの①今年4月以降の市内での物価動向、物価高がみられるおもな商品の内容についてお答えをいたします。

市内の物価高動向につきましては、一部高止まりの品物もありますが、全体的には上昇傾向であると思われます。本年4月以降の物価高の主な品物につきまして報告させていただきます。食料品の野菜が23%上昇、魚類が15%上昇、乳製品が13%上昇、果物は季節物であります57%上昇、生活用品の電化製品は10%上昇、燃料のガソリンが9%上昇、A重油が10%上昇、軽油が13%上昇、灯油が12%上昇となっているようです。

1の②物価高が、市民生活や仕事にどのような影響や被害を及ぼしているか業種ごとについて、お答えをいたします。

市民生活におきましては、物価高により家計負担への影響が大きくなったと思われる、衣類や化粧品、食費などにかかる費用を抑えるなど、やりくりの工夫をされている状況であると思われます。

飲食店などのサービス業では、仕入れ食材高騰により、販売価格の値上げによる利用者負担の増や、販売価格の値上げをされていない場合は、事業者の経費負担の増が考えられます。畜産をはじめとします農業におきましては、飼料及び肥料の高騰により経営が圧迫していると思われます。建設業におきましては資材価格の高騰による工事費の増や、資材調達に遅れが生じ、工期延長の変更が生じる場合があると伺っております。運送業におきましては、燃料費高騰分を全て運賃へ転嫁ができないため、経営が圧迫していると思われます。エネルギー価格や物価高騰が市民を

はじめ市内事業者へ大きな影響を与えている状況であります。

1の③検討された内容について、お答えをいたします。

本年6月議会におきまして、全市民を対象としました市民1人当たり5,000円の配布型商品券事業、価格高騰の影響が大きい低所得世帯を対象に、1世帯当たり3万円を支援する事業、酪農家の経営安定を図るため緊急支援対策事業を補正予算で提案をいたしまして承認をいただき、現在、事業を実施しているところであります。

今回の支援策といたしまして、肉用牛子牛生産農家を対象に出荷及び自家保留された子牛に対して1頭当たり1万円を支援する事業、国県が行う支援事業の対象となる農業者に対しまして、肥料コスト上昇分の一部を、県の支援額と同額を支援する事業を、補正予算第6号で提案しているところであります。

2、子牛の安値対策をの①子牛の安値が続いている。その背景と要因についてお答えをいたします。

子牛価格低迷の背景といたしましては、飼料価格の高騰と和牛肉の需要減退であります。価格低迷の要因といたしましては、肥育農家での生産コストの増加が大きな要因で、枝肉相場下落も重なり、肥育農家では生産コスト増加分を子牛の導入費で調整している状況であります。

2の②繁殖農家のなかには、今年で畜産に区切りをつけたいとの声が聞かれる。市はこうした声をどれだけ把握しているかについてお答えをいたします。

飼料や資材価格の高騰に加え、子牛価格の低迷が追い打ちとなり、収益が大幅に減少したり、赤字経営で飼料代金等の支払いが厳しいとの声が聞かれます。また一部の高齢農家では、廃業を考えている農家もあるようです。これまで資金を借入して規模を拡大された農家等では、想定外の価格下落で返済ができるか、危機感を持たれている農家もあります。

2の③現在の子牛の安値は一過性とは言えない背景と要因が見られる。このため市の思い切った支援策を必要としている。所見を聞きたいについて、お答えをいたします。

子牛価格の下落に対して、国の支援策として、和子牛生産者臨時経営支援事業が創設され、今年の4月から6月限り市分については、1頭当たり1万5,000円が交付されました。市といたしましても、今回の下落に対し1頭当たり1万円を給付する事業を補正予算（第6号）において提案をするところであります。

2の④インボイスを登録していない繁殖農家の子牛価格に、どのような影響を与えるか、心配される。このことでの所見を聞きたい。合わせて、対策を考えているかについて、お答えをいたします。

課税売上高が1,000万円以下の消費税免税事業者でインボイス登録をしていない繁殖農家の子牛を肥育農家が導入すると、肥育農家は仕入れ税控除ができず、消費税を余計に支払うことになります。そのためにインボイス登録をされていない農家の子牛は買い控えや消費税分だけの価格が下がる恐れがあります。飼料高騰や子牛価格の安値に加え、インボイスの影響でさらに下落となると、廃業等も懸念されます。対策については、考えておりません。

2の⑤市内の繁殖農家で、インボイスを登録していない、あるいは消費税の申告を必要としない農家は、全体の約何割程度と見られるかについて、お答えをいたします。

現在、市内の肉用牛繁殖農家は650戸であります。その中で、インボイスの登録をされていない農家は約70%程度と聞いております。

3、高すぎる介護保険料は引き下げをの①第8期事業計画と決算との差異についてお答えをいたします。

給付率につきましては、第8期介護保険事業計画書と比較して、令和3年度がマイナス3.9%、令和4年度がマイナス7.8%、令和5年度は見込みとなりますがマイナス11.8%となっております。

次に、剰余金につきましては、国・県等への精算後の繰越金の推移についてご説明いたします。

令和3年度が約1億4,309万円、令和4年度が約2億2,757万円、令和5年度は見込みとなりますが約2億3,280万円となります。

次に、基金残高につきましては、事業計画において3年間で総額1億1,000万円の基金取崩しを見込んでおります。決算としては令和3年度に3,400万円を取崩し、令和4年度は給付実績を鑑み、3,000万円を積立て、令和5年度は給付費が現状のまま推移すれば、取崩しを要しないことから、令和5年度末の基金残高は、約1億957万円となる見込みです。

3の②令和4年度の被保険者のうち保険料が年間収入の1割を超える被保険者数についてお答えをいたします。

令和4年度末時点での被保険者数は、1万4,304人で、そのうち生活保護者を除き保険料は年間収入の1割を超える方は、同一世帯に課税されている方がいる世帯で510人、同一世帯に課税された方がいない世帯では166人になります。

3の③第9期事業計画での保険料引下げに係る所見について、お答えをいたします。

第9期介護保険事業計画の策定においては、保険料の引下げも視野に、第8期事業計画の評価及び分析を行い、人口推計をはじめとする様々な指標を基に、給付費

を推計し、剰余金・基金残高も考慮して、必要となる保険料を計上の上、策定委員会にて審議・検討してまいります。

3の④一般会計から介護保険特別会計への繰り入れに係る所見についてお答えをいたします。

介護保険事業に対する一般会計からの負担金繰入れは、介護保険法により負担割合が定められており、令和5年度は介護給付費繰入金として6億9,393万7,000円、低所得者保険料軽減繰入金として2,745万円を繰入れております。法定外繰入については、厚労省の通知や事務連絡、全国介護保険担当課長会議において、介護保険制度の趣旨である共助に鑑み、適当ではないとされておりますので、今のところ繰入れの考えはありません。

3の⑤介護認定者のうち税の申告で障害者控除の適用を受けている認定者数及び令和6年度以降の取組に係る所見についてお答えをいたします。

介護保険の認定者数は令和4年度末時点で2,799人であり、その中で福祉介護課へ障害者控除対象者認定証の交付を受けに来られた32人が障害者控除を受けていると思われます。霧島市の取組は、対象となる方全員に認定証を送られているところですが、曽於市及び周辺の市町村は申請に基づく交付をしているところです。令和6年度以降の取組につきましては、システムの改修等も要するため調査してみたいというふうに思います。

4、イヌマキの害虫駆除に、市は補助をの①公有地でのイヌマキ等の被害状況についてお答えをいたします。

現在、確認されているイヌマキの被害は、市内の国道0本、県道13本、市道30本、公園0本で、その他市が管理しているイヌマキで被害のひどかった本数は1,825本です。市の対策といたしましては、街路樹におきましては業者等により年2回の薬剤散布を行っております。その他施設におきましては、施設ごとに被害が確認された時点でシルバー人材センターや業者、市職員等による薬剤散布を実施しております。

4の②民有地でのイヌマキ等の被害状況と、市の総合的な駆除対策について、お答えをいたします。

民有地についてのイヌマキ等の被害状況は把握しておりませんが、空き家や高齢者などの住宅の庭木の被害が非常に多いと感じております。このようなイヌマキ等の被害を軽減させるため、9月の補正予算におきまして、キオビエダシヤク駆除用の薬剤を、地域で共同駆除を実施する自治会へ配付する計画であります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

今回は質問項目、内容も多いですので、中心点だけ絞って質問をいたしますが、質問の内容上、一時点は厳しい指摘・質問も含まれておりますので、別に他意はありませんのでそれを含んだ上で気持ちよくはとは言えませんが、一応含んで答弁をしてください。

まず、市民の暮らしを守る物価高対策であります。

市長答弁でもありましたように、物価高騰が僅かこの4月、4、5、6、7、8、5か月間だけでももう大変な2桁以上の全て、主な製品は値上がりですね。特に季節物とはいえ、果物は5か月間に57%、1.5倍ですよ。これはスーパーに行ったらすぐ感じます。1.5倍ということは1.8倍、2倍もあるんですよ。逆にですね、果物によっては。これはもうびっくりいたします。あるいは食料品の野菜もそうです、今現在。私もたびたび行っておりますが23%、3月までに比べて23%です。ですから、これは御夫人だけではなくて男性でも、ここであえて食料品に限定いたしましたけれども、市長答弁でありますように、ほかの商品も資材を含めて上がり続けております、上がり続けております。ですから、私は市民にとって、議員という仕事柄、毎日のように意識的に農家を中心として市民の中に入っておりますけれども、この市民にとっての最も重大な関心事は言うまでもなく物価高、飼料、肥料、燃料、ガソリンなどを含めて物価高の問題であります。

そうした市民が持っておられる共通の気持ち、認識、市長もそうした同じ気持ちでありますか、まずその確認から質問の前にさせてください。

○市長（五位塚剛）

私も市民の中の皆さんの声を逐次、聞いております。基本的には買物も直接、私もスーパーに行って市民の皆さんたちの実態を見ながら感じておりますので、基本的には全く一緒でございます。

○19番（徳峰一成議員）

共通認識というのは当然のことながら、副市長をはじめとして市の幹部の方々も同じ気持ちと当然のことながら思っており、それを踏まえて2回目の質問に移ります。

であるならば、やはり平たい言葉で言いますと、市民の暮らしを守るのが、暮らしを守るのが、広い意味で言いまして行政の役割、そして市長の務めではないでしょうか。平たい言葉で言いましてですね。ですから、やはり今の曾於市にとっての第一義的なやはり中心課題は、私は物価高対策だと思っております。例えば曾於市が力を入れている財部高校跡地の問題もあります。それはそれで大事であります、しかし曾於市民全体から見て客観的な第1次的中心課題は言うまでもなく物価高対

策だと、これは断言していいのではないのでしょうか。

そうした立場で市長をはじめとして、これまで継続的に物価高対策で議論をされてきたのでしょうか。それが予算に見えないんですよ、この答弁の中でも。例えば非課税接待に対する3万円はもう6月議会に提案されておりますし、これは国の給付金事業であって、全国市町村、全て行っております。

あるいはここに書いてありませんが、商品券事業も給付金を使った事業であり、独自の事業ではありません、取捨選択は独自でありますけれども。

そして今回、新たに子牛に対する5月から6月の1頭当たりの1万円、これは市単独の事業であります、いずれにしても予算額自体にも、そして内容的にも、全体として冒頭申し上げた市民の共通重大関心事から見たら少ない、弱いのではないのでしょうか。これは答弁を聞くまでもなく、共通の認識としてください。共通の認識してください。

私が6月議会でも提案したのは、これはコロナ対策も含めてであったんですけれども、東串良町、これは鹿児島県で唯一、町の単独の予算を使って非課税世帯だけでなく課税世帯にも3万円の支援を行っているという。これは町長の大きな決断があったと言えます。なぜならば、大きな予算を伴うからです。それはできないものか、市長答弁は6月以外では見極めて、見極めてというのが議事録にもありますけれども、検討したいと言った五位塚市長答弁でありました。本当に検討したのでしょうか。まずその点からお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

この問題については、私も知っております。財政的な猶予と、またいつまでこの状況は続くかというのは全く分かりませんので、検討はいたしましたけれども、まだ実施には至っておりません。この間、非課税世帯に3万円、また全ての市民に1人当たり5,000円の商品券、これは国の補助事業に市が上乗せをしております支援をしておりますけれども、これである程度のカバーができているというふうに思っております。今のところは東串良町みたいなことを今やるということについて、まだ決定はしていないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

現在進行形の商品券事業、これを過小評価するわけではありませんけれども、冒頭申し上げた重大関心事、市民の。市長も共通の認識ということを踏まえての私の2回目以降の質問であります。

東串良のことはもう脇に置きます。もうそうした判断でありますので、市長判断でありますので。じゃあこれに代わる独自の、市民がみんな手を叩いて評価できる、それを何か考えておりますか。私はそれが欲しいんですよ、五位塚市政ならではの。

南九州の事業をはじめとしてほかの事業には一生懸命金をかけておりますが、しかし、物価対策が予算的にも、内容的にも、非常に少なく、弱く、乏しいんですよ。これではいけないんじゃないかと。ほかの市町村はともかく、五位塚市政ならでは、私だけじゃなくて市民から見ても五位塚市政を支援したいと思っている人たちから見ても評価できる、そうした独自の物価高対策がほしいんですよ。それは何か考えておりますか。

○市長（五位塚剛）

私は、この物価高の問題は、本当に申し訳ないんだけど、私たち曾於市だけで解決できるものではありません。やはり、なぜこの物価高が起きているかと言いますと、やはり私は、根底はロシアによるウクライナ侵攻だというふうに思っております。このことによって原油の値上げから飼料、肥料等やら、それが全ての物につながっているというふうに思っております。まずやるべきことは、この戦争を1日も早く終結させるための国際的な努力が必要だと思っております。私たち市民もそのことを願っていると思っております。

そして、この物価高がいつまで進んでいくのかというのが全くちょっと分かりません。場合によっては年末までで終わる可能性もありますけれども、これは全く分かりません。そういう状況を見ながら、場合によっては一番市民が喜ばれるのが商品券であります。商品券の場合は所得者に関係なく公平に支給されて、その商品券が市内の業者、市内のお店、いろいろなものに回るということで、この状況が続くのなら、またそういう独自の商品券については検討してまいりたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

物価高の1つの要因が、ウクライナ問題にあることは客観的な事実でありますけれども、ここは曾於市議会でありますので、私は足元問題から取り上げているんですよ。国会だったら私もウクライナ問題を含めて真正面から取り上げたい気持ちなんです。これは後ほどの介護保険も同じなんです。根本は国の政治に問題点があるんですよ。それはもう本当に言いたい気持ちなんですけれども、地元、曾於市の問題でやはり議論しなければ、空中論議になってしまうから、ですからもうその立場上、お互いやはり足元問題で議論をしたいという気持ちがありますので、その点を含んでください。

この暮らしを守る物価高問題ですね、これは商品券についても5,000円ということで少ない。以前は1万円だったですよ、コロナ対策では。繰り返しますが、この問題が重要であるならば、市の三役会議を含めて、あるいは課長会を含めて、いろいろ出してもらおうというか、そうした系統的な中心課題としての議論がされてい

るかということ、先ほども言ったんですよ。それがされていたら、やはりいくつか予算が出てくると思うんですけども、それが各課からのものが予算計上されていない、畜産課を除いてですね、畜産課を除いて。ですから、そうした意味で旗振り役の市長、あるいは副市長がその立場かということをごきようですけれどもも問いたいんです。これは、物価上昇は今後も恐らく続くでしょうから、12月議会を始めとして市民の暮らしを守る第一義的な中心課題でありますので取り上げてまいります。もう現状はそうした市長答弁ということで、受けとめて対応を私もせざるを得ません。

次に、大きな2点目、子牛の安値対策でございます。この子牛の安値対策、私も畜産課長とは日常的に意見交換をさせていただいております。幸い旧町時代から、この畜産課の職員の中心的な方々は、もう畜産課1本で仕事をされている、課長のように自らも牛を養っている、私が見ても非常に専門家というか、頼もしい方々が何名もおられます。ですから、市長、副市長をはじめとして舵取りも非常に頼もしいというか、やりすいんじゃないでしょうか。これはほかの課にも、やはり、余談になりますけれども、介護保険なんか特に非常に予算的に大きいし、大きなものでありますので、考えていただきたい点であります。

まず子牛の問題。私は本日は、曾於市の繁殖を支えている、畜産を支えている、下支えと言ったほうがいいと思うんです、下支えしているのが、1つは高齢者の方々、それから関連いたしますが2つ目は10頭、20頭未満の、零細の農家、零細といえますか、農家の方々。それは家族経営が中心であります。こうした家族経営の畜産農家を守っていくことが、曾於市の畜産を今後も支える1つ、大きな1つになると思っております。もう答弁よろしいですが、同じ市長も気持ちだと思います。

そうした点に絞っての一、二点質問をいたします。

現在、答弁にもありますように、曾於市の繁殖農家は約650戸であります。650戸の中で80歳以上の牛農家が177世帯、全体の27%、そして70歳以上が80歳まで165世帯で全体の25%、つまり曾於市の650世帯の繁殖農家の中、52%の半分以上の方々が70歳以上の高齢者なんですね。これ1つの側面です、最新のデータでも。

それからもう1つ、10頭未満の方々が、つまり9頭以下ですね、何戸あるかというと、実に362世帯、これは全農家の55%、つまり半分以上の農家は、畜産農家は9頭以下なんですよ、10頭未満以下なんですよ。これが曾於市の昔から、特に最近が高齢化で、近年は曾於市の大変大事な畜産を下支えしている。これは目的指摘に、かなり曾於市が出しながら補正予算を含めて力を入れてほしいんですよ。なぜかというと、年齢的にも特に80歳以上の方々が安値が続いている、餌代も高くなっている。もうやめようか、ちょっとやめるのを早めようか。これが加速しないか、

大変私、心配いたしております。昨年1年間の曾於市の牛農家でやめた方が、畜産課長、約20戸ですよ。20戸ですよ。20戸が30戸、40戸にならないかって、今年だけじゃなくて来年以降も。これが曾於市の畜産の下支えを崩しかねない今、局面にあるんじゃないかと。私も毎日のように畜産農家に私的に入っております。これ何人も聞いているんですよ。私はもうこれは以前から説得しております。もう二、三頭だけはやったほうが体のためにもいいんじゃないですかと。はっきり言ってボケが入りますよと冗談を言いながらとどめております。結構多くの方にとどめております。しかし、もうやめたいという方も一方でおられます。

ですから、これの下支えを維持するためには、曾於市の畜産を一大産地として守っていくためには、いくつかの角度からの取組が必要であります。1つ、2つ、3つ、いくつある。これは専門家の野村課長が常々考えておられる点だと思いますが、あります。

私1つは、今ある曾於市の市単独の事業がいくつかありますよね、旧町時代から。その総合的な検証が必要じゃないかと思うんですよ。今の曾於市の取組の中で、これで十分なのか、見直し点はないか。一つ一つをやはりいい意味での見直しの方で検証する。時間の関係上、一つ一つは言いませんけれども、1点だけ例えば言いますと、今70歳以上に支給している高齢者の牛の引付料4,000円。合併前は5,000円、末吉町の場合は。そして足並みをそろえて3,000円、また今朝、課長に確認したところ4,000円。予算的にもう僅かですよ、800万円そこですよ、年間。これを引き上げる。まあほんとささやかに一例ですけれども、このことを含めて、やはり総合的な前向きでの見直し検証が必要じゃないか。この引付料についても新年度からそうした前向き対応はできませんか。

○市長（五位塚剛）

旧町時代に牛の引付料について、私が田崎町長に提案をいたしまして実現をいたしました。8,000円からスタートしていただきました。残念ながら今、非常に3町で足並みをそろえて下がってきておりますが、また一旦、引上げをしました。これについては十分議論する必要があると思います。これはまた畜産課長を含めて農家の声を聞きながら検討していきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

ここで、野村課長の出番でありますので、この引付料を含めて今ある検証、いくつあります。そう数は多くありませんけれども、これは五位塚市長の提案というのがちょっと私、疑義があるんですがね。いずれにいたしましても、野村課長がもうその時代からずっと職員でありますので、今ある現行の何か、見直しを含めて考えていきたいという点があったら答弁できる範囲内で答弁してください。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

今、畜産農家は先ほどありましたように市内で650戸、その中の半数以上を高齢の農家、また小規模農家、こういうところが支えておっていただいているということで、今回の子牛価格の下落に伴いまして、農家の方々の意見を聞く中ではやはり生産意欲が減退していくんじゃないかなというようなこと等の発言も聞かれます。

そういう中で、我々が一番心配しているのは、やはりそういう生産基盤、これが脆弱化していくんじゃないかなというようなことで、どうしてもこういう一大産地である曾於の畜産の素牛供給地帯、これの衰退が一番危惧されるところでありまして、中でも今、こういう農村地帯で畜産をする中ではどうしても和牛繁殖では飼料作物、こういう作付が大事でございまして、それと一方では水田の藁、これも必要になってまいります。

そういう中で、現在の荒廃地、こういうところ等も出てきているわけですが、やはり畜産農家があるからこそ、やはりそういう遊休農地等がなくなるというようなことで、非常に貢献していることではないかなと思います。

そこで、今ある既存の事業等は、これはやはり継続して残していただきたいなということと、併せてやはりこういう子牛価格等下落、農家の収益性が低下したというようなこういうときには、その時々により臨時的に農家を支援していく事業等が必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

野村課長は立場上、抑え気味に、控えめに答弁がありましたけれども、市長、以上のとおりなんです。私も共通の認識なんです。

その中で、今後、今ある施策の前向きな検証と見直しと、そして、もし足りない分があったら新たなやはり市単独の事業を取り入れる。今までずっと取り入れていきますよね、市長も旧町時代、経験しているように。田崎町長の下でも。これは野村課長、今後含めて検討してください。答弁よろしいです。

あと1万円支給ですね、はっきり言って1頭平均が57万5,000円を一つの踏み台にしての1万円支給で今57万5,000円が52万円になっていますが、それはそれとして大事な、やはり補助であります。ですから質問したいのは、11月以降も恐らく子牛の57万5,000円以下下落は続くと思うんですね。その場合は、これは市単独の事業でありますので、11月以降も基本的に延長するということで、理解していいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

子牛の価格の下落については、国の制度がありまして、補填金が出てまいります。これを見守りながら、当面はこの今の予算は限られた期間でありますので、今後、その分はまだ続くならば当然、市としても考えたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

当然というか、ある意味では前向きな答弁であります。これは酪農家に対する6月議会に提案された支援も含めてということで、含んで私のほうとしては理解させていただきます。

あと最後にインボイスの影響ですね。これが本当に深刻になる。答弁にもありますように、曾於市の場合は650戸の中で約7割の方々がインボイスを登録しない。もしそうなりますと、もう来月10月の競り市から名簿の中で、インボイスに登録してある人、していない人の言わばこの表示がされている、不合理を生じるということですよね。ですから6月議会の一般質問でも、五位塚市長も、インボイス制度はやはり農家を潰す何ものでもないということで反対をされましたけれども、質問であります。まだインボイスは10月が始まりまして御承知のように6か年間は経過措置なんですね。だから露骨な形での差別扱いは許されないということで、ニュースでも度々報道されておりますが、公正取引委員会が入りまして是正勧告を行っておりますよね。

私も個人的にはこの10月から始まるといっても、インボイスの未登録の農家に対して、いや未登録、そうでないというのは、やはり客観的な不公平じゃないかと思うんですよね、不公平って。これは、やはり公正取引委員会等に調べる必要が、聞いておく必要があるんじゃないですか。問題がないかどうかだけですね。問題がないとしたらもうやむを得ないけれども、それに従わざるをえない。おかしいと思ったら、やはり農家の立場から、これは経過時点でありますので、来月からも。やはり改善をしてもらうとか、それは必要じゃないかと思うんです。市長の見解をお聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

インボイス問題は、私は非常に不公平を生む制度だというふうに思っております。1,000万円以下については、消費税はかけないということでここまで進んできておきながら、結果的には全ての方に消費税を課税させるような制度であります。そのことによってお年寄り、高齢者が制度上、計算ができなくなるような非常に難しい扱いだというふうに思っております。曾於市の議会でも陳情が出ているようでございますので、ぜひ議論をしていただいて、議決をしていただき、堂々と曾於市からもインボイスはやめていただきたいという声を広げ、全国でそのような運動が広がることによって、私は今、経過措置は2年間を見ていると思っているんですけど、

この中でやはり元に戻すというのはやはり国民の運動ではないかなと思っておりますので、私自身もこの制度は本当に道の駅なんかに出している出荷者まで廃業に追い込む。またいろんな演劇人を含めてフリーランス的な人たちにも、もう仕事ができなくなるというのがもう目に見えておりますので、国民的な運動にすべきだというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

五位塚市長からは大変力強い言葉がありましたけれども、私の質問の中心はもう1つ、子牛の競り市が来月からありますけれども、インボイスに登録していないのと、しているのと、一応名簿に違いの表示が出るって、これはおかしいんじゃないかということで、やはり市のほうで公正取引委員会等に一応聞いてみるというか、少なくとも。これは今の時点で早急に行うべきだと思うんですよ。公正取引委員会が、いやもうそれは致し方ないということだったら、まあやむを得ない対応にならずを得ませんけれども、もしそうでなかったら、やはり農家の立場から見て、それはやめていただくということが非常に大事だと思うんです。この質問なんです。

○市長（五位塚剛）

このインボイス問題は、登録をしていないところに上から登録をしろというのを強制すると、これは公正取引委員会に違反になりますので、私もそれはすべきでないと思っております。これは今後、畜産課を通じて確認をしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

議長から休憩なしの進行がありましたので、こちらどちらでもいいですので、引き続き質問をさせていただきます。

次に、高すぎる介護保険料は引き下げを。実は、この問題、本日の4項の中で一番私、時間を割いております。予定時間、私22分ということで計画をしていたんですが、それでも力を入れたい質問でございます。

この問題は、これも取り上げておりますが、冒頭に、市長や副市長にも考えていただきたい点は、今の介護保険制度というのは、国の制度にももちろん大きな問題あります。もうそれはもう言うまでもないことでありますが、地方自治体の議会の議論におきましても、例えば国民健康保険、水道、後期高齢者等に比べても、あえて比較いたしましても、介護保険問題というのは特段に今、大きな問題だと思っております。例えば年間の予算も60億円、入っている方々も、答弁にもありましたけれども1万5,000人弱、曾於市民の45%半分近くが、しかも65歳以上の年金生活者が入っております。そして保険料の負担、いわゆる税金、負担料も低年金者には重くのしかかっております。答弁にありました1年間の収入の1割以上が保険料、介護

保険料。これは異常なやはり負担割合ではないでしょうか。

特に曾於市の場合は、この低年金生活者が農村地域ということもありまして、非常に多くこれまでもこの五位塚市長の3月議会の答弁でありますけれども、1年間に80万円以下の年金生活者が5,000人近くもおられるんですよ。なんと50万円以下の年金しかない方々が1,200人、議会答弁でもあるんですよ、そして50万円の年金から介護保険料が引かれている。ほかの保険関係も引かれておりますよ。それで生活しているって。そうした状況なんですね。

私も議員という仕事柄、足を運んでるんですが、もう本当気の毒で、気の毒で、大変なんです。ですから、そうした認識を恐らく市長も持っていると思うんですけども、それをぜひ時間をかけて、失礼ながら自宅でも、市長室でも、一番身近な担当職員いますので、勉強していただきながら、いかに今の介護保険制度が地方自治体にとっては深刻であるか。そして加入者の65歳以上の、特に低年金者にとっては深刻な問題であるかということを受け止めていただいて、私、一言をお願いしたいんですよ。

つまり介護保険については、市長の、あるいは副市長の理念・哲学を持っていたきたい。理念と哲学、この1点に尽きるんです。そのもとで担当課長をはじめとして指導をしていただきたい。そして各課の畜産課と同じような専門家を育ててほしい。数字だけ見ると、もう1回目の答弁にありましたように、数字だけ非常に大きい。しかし見込み違いがまず一方でものすごく大きいという現状があるんですね。その点でもう答弁はよろしいですけども、理念・哲学を持っていたきたい。理念・哲学を持っているということが感じられたら、私は多少の値上げでももちろん賛成するんです。そうした気持ちで、今日は時間がありませんけれども、質問いたします。

答弁にもありましたけれども、介護保険はこの2年前に第8期の計画をつくりましたけれども、実際、この2年間、3年目に入っておりますが、見ますと、大きく食い違っております、伸び率も。給付率は伸び率も答弁にありましたように、大きく、実際の伸び率よりも下がっております。これはコロナだけの問題じゃありません。もう時間の関係で省きますが、コロナも影響しますが、コロナだけじゃありません。

1点だけ課長に、課長、どこですかね、質問いたします。

例えば本年度、令和5年度、5年度は8期計画では保険料の伸びを、給付費の伸びを2.18%ですよ、これ御存じですね、課長補佐時代に作られたと思うから2.18%、これが本年度の本予算、今、現在進行形の本予算では約6%でしょ、給付費の伸びを。6%、私はもうびっくり仰天したんですよ、なぜ6%かって。2.1%でも、実

際はこの2%もならないのに、答弁ありましたように6%。なぜ6%としたんでしょうか。はっきり言っていい加減な伸びの、もとにして予算を作っているんですね。その1点だけ聞かせてください、時間の関係上。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

令和5年度の当初予算を組むときに、令和4年度の当初予算の金額からして、若干少なく見込んで予算を立てたところです。実際の決算額からすると6%ぐらい伸びを見ているんですが、どうしてもコロナ関係で給付率が伸びることも予想されましたので、一応6%ということで予算を立てているところであります。

○19番（徳峰一成議員）

あまり課長をいじめたくはないんですけどね、全然もう答弁になってないんですよ。6%の介護保険制度ができてから1回でもないでしょ。通常の年においても、ないですよ。過去8年間のデータがありますけれども、通常はもう1%から、コロナ以前でありましても0.3%からせいぜい3%ですよ。この第6期、7期においても。一番高いので3%、一番低いのがコロナのずっと前ですけども0.3%ですよ。それを今年はもう6%と、別段高く立てているんですよ。昨年が高かったという、昨年度も今年も0%ですよ、零コンマ以下なんですよ。私は剰余金が余っているから基金積み立てだけに回すと数字があまりにも大きくなるから、やはり剰余金の分散のために取りあえず予算では6%と計上しているということしか、もう疑いの余地がないというか、それ以外、理由は考えられないんです。これ、もう既に上半期は終わろうとしておりますけれども、今現在、本年度の給付率の伸びは何%ですか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

すみません。今、資料を持っていないところであります。

（「資料がなくても概算で答えられるでしょう」と言う者あり）

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

ちょっとお待ちください。

（何ごとか言う者あり）

○議長（久長登良男）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

大変失礼いたしました。令和5年度の伸び率ですが、7月までの実績で97.4%、マイナスの2.6%になっております。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問というのは、令和5年度、本年度ですよ。本年度のこの年間の予算の中で、当初予算の中で、大きなほとんどを占めます介護保険料ですよ、介護保険料の前年度のみを約6%、異常ですけど6%伸びを前提として予算編成がされているんですよ。御承知ですよ。保険料の伸びが、4年度に比べて、5年度は6%ですよ。6%伸びることを前提として予算が作られているんですよ。だから6%はどう見てもおかしいんじゃないかって、議会でも指摘したんですけども。ですから、反対したんですけども。この6%は何を根拠にしているのかって。今年の、だから、例えば4月から8月までも、もう既に5か月間過ぎておりますけれども、保険料の伸びが何%ぐらい伸びている、減っているということが概算で計算できるでしょう、そのことも含めて答弁してくださいという質問だったんですよ。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

保険料は3年間一定であるので、上がっては、人数が減った分でしか関係ない…
（「概算でいい。減っているはずだが、概ね何%減ったのか」と言う者あり）

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

昨年の10月に5年度の保険料を、保険料というか、見込むんですが、税務課の所得の推計と被保険者の数で算定していますので、それで計算をしていますので、そのような金額になっているところであります。

○19番（徳峰一成議員）

同僚議員をはじめとして誰一人分かる方がおられんと思うんですよ。分かったら、事後、説明を求めたいと思うんですよ。

課長、時間の関係で、私が申し上げたいのは、あるいは市長、副市長にも申し上げたいのは、介護保険というのは60億円の年間、大変な予算額だし、3年間に180億円、そして市民の負担も非常に高いという問題でありますので、伸び率をどれだけ見通して予算を作るか、計画を立てているかって、これは非常に大きな問題ですよ。もう1%の違いは許されないというか、0.3、4%違いまでは許容範囲であったとしても、1%で5,000万円違うんですよ、5,000万円、単純化して言うと。1%違い生じると。ですから6%だと大変な違いなんですよ。これを予算計上しているんですよ。

ですから申し上げたいのは、3週間ほど前も、直接、課長にも口頭で申し入れた

んですけども、やはり第9期の計画を来年度から作る場合は、やはりしっかりした計画を作るべきじゃないかと。マニュアルがありますよ、国が示した。マニュアルを無視するわけじゃないけども、参考にしたりもいいんですが、それではなくて、我が曾於市の実態を客観的にしっかり分析して、つかんで、やはり9期の計画を作っていたかどうかを申し入れましたよ、口頭です、直接。そういった指導を市のトップも、特に大休寺副市長の役割、大きいんですが、していただきたいと思うんです。

2年前がそれなかったんです。だから反対をせざるを得なかった。結果として私の指摘が当たってありましたよ、この2年間半を見ますとですね。ですから、そうした点で、これは課長だけの責任じゃなくて、これは専門を要しますので、ほかの課と違って。ですから、事業課の畜産課とは違いますけど、市長のほうでも、やはり育てていただきたいと思うんです。人間というのは限界ありますので。これは課長の責任じゃないんですよ。課長には気の毒で申し訳なかったですけどね。その点で、これは人事の問題で、今後、3年、5年という長めで、特に介護保険関係が今複雑でありますので、年々変化しております。私も勉強、勉強しているんです。複雑でありますので、その方向でやっていきたい。もう市長の答弁よろしいです。

その点で、この余ったお金は、もう客観的な事実でありますので、今余ったお金を基金積立てを含めて、曾於市は分散いたしておりますが、この余ったお金の一部は引き下げに来年度回すべきということで、それも視野に入れて検討したいという、視野に入れてというのがありますので、これももう答弁よろしいです。

その点で、今後の基本的な介護保険の運営の考え方だけについては、市長、トップでありますので、一応、基本的な考え方を聞かせてください。先ほどの、もう一応、脇に置いてですね。

○市長（五位塚剛）

介護保険制度は、やはり介護を利用される方々のためにあります。今後、9期の事業計画を今から決めてまいりますので、基本的には指摘されたことを含めて、策定委員会で十分議論をして、間違いのないように取り組んでいきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

次は、もう一つ、これで何回か取り上げているんですが、一般会計からの繰入れです。これは国民健康保険の場合は、私も同僚議員の五位塚議員と、交代交代です、一般会計の繰入れ、介護保険以上に、ペナルティを含めて国の障害があったんです。それでも10年も20年も繰り返し提案して、これ池田市政のときからそうありますけども、今1億円、2億円の繰入れを、曾於市は特に行っております。こ

れは率直に評価したい点であります。

これを、介護保険の場合も、当時は国保以上に複雑で、負担の割合が高くなっておりますので、他市町村に先駆けて、やはり検討していただきたいんですよ。だから、私は金額はともあれということを再三言っております。金額を大きくしなさいということは一言も言っておりません。これが一つの私は理念哲学だと思うんですね。ああ、五位塚市政は、ほかの市町村と違って、一つのしっかりした方針を持ちながらやっているなって。そうしたら私は拍手したい。2年間反対いたしておりますが、賛成に、もちろん回りますよ、多少の値上げであっても。そうした理念哲学を持つての、こうした大きな方針でありましたらですね。

ですから、さっき1回目の答弁は、これまでと変わらない答弁でありましたが、ぜひ検討をしていくべき大きな課題じゃないかと思っておりますけども、市長の答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

介護保険料の算定につきましては、法律で決められて、国県、市、そして被保険者で案分して計算するようになっております。ですから、基本的にはその数字でやるからペナルティということは出てこないわけです。当然、今言われるような問題も抱えておりますので、市として、この一般会計からの繰入れができるのかどうか、その辺りを、場合によっては国とも相談しながら、問題ないよと言うのであれば、そのことも一つの方法ですので検討をさせてもらいたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

検討課題ということで、これ以上質問しても進みませんので、最後に4項目めのイヌマキの問題ですね。イヌマキについても、これまで曾於市は担当課がはっきり決まっておりました。これも私、市民課長をはじめとして、この1か月半の間に、ほかの課長の方々にも、就任して短い方々もおりましたので、やはり市民から苦情とか意見とか要望等があったら、やはりそれを課で議論して、そして副市長等にも上げる。そして、その問題を含めて教訓点があったら、また出していただくというか、市長、副市長と現場との一方通行じゃなくて相互関係的な、やはり在り方が、特に課長は大事じゃないかということで、あえて苦言といいますか、意見を申し上げましたが、このイヌマキもそうであります。

昨日、聞いたところ、今度は市民課じゃなくて、副市長、これは一応、林務課の担当だったですね。昨日初めて聞いたんですよ。このように、まだ定まったばかりであります。これも林務課だけに任せていては、林務課も林務課長どこかな、大変ですね。課長は山の専門家ではありますけども。でありますけど、やはり市民課、場合によっては、まちづくり課とも連携しながらの、やはり対応が必要じゃ

ないか、これが副市長の役割だと思うんですが。

一つは、私も今年は特にびっくり仰天いたしました。地域によって違いますけども、大隅町の八合原の家畜競り市の周辺は、もう乱舞しておりました、乱舞。八木副市長が近いですが、八木さん御承知ですか。乱舞しておったんですよ。もうあの辺りは100m、150m範囲内ですわね。

そして、大隅町の新原とか月野は全部枯れている家もあります。新原のある方は、八木さんも御承知の方ですけど十二、三本、全部枯れていますよ。1本も残ってない。これは末吉の南之郷ですけどね、私が長年付き合いの、庭のど真ん中に50年ものイヌマキが1本あるんですが、それがもう台風が過ぎてから、もうチョウが乱舞して、そして、もう全部枯れて1か月かそこらの間で全部、1本ですけども枯れておりますよ。そのように、ある意味じゃ、もう恐ろしいですよ、油断をしたら。

ですから、やはりこれは系統的に、そして、地域に対する補助というのもありますし、それらも含めて、複合的な、そして総合的な、やはり取組が大事じゃないかと思うんですわね。いろいろ文書を見ましても、今後も当面は、鹿児島県では、これは続くんじゃないかと、この被害はですね、広がるかもしれんということで文書にも書かれてあります。ですから、やはり中長期的ないろんな角度からの、噴霧器の貸与を含めて対応が、補助が必要じゃないかと思うんですわね。

例えば、公道におきましても、このわずか真ん前の銀行前だけでも3本から4本が枯れる、あるいは枯れかかっておりますよ。それから、末吉小学校前も1本、もうこれは駄目だなというものが1本あります。もうあっという間に油断すると、そうなるんですわね。

○議長（久長登良男）

徳峰議員、時間です。

○19番（徳峰一成議員）

はい。ですから、これは総合的に、特に植物に関心のある大休寺副市長、まとめて今後の対応策を考えて、答えてください。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

植物には詳しくないんですが、議員のほうからと、あと地域の方々からも、そういう意見がございましたので、関係するのが、林政、山の関係の木の専門家が、樹木医もいますので、あと街路樹のほうがまちづくり推進課、あと個人の庭になりますと、もう個人の財産でありますので環境係ですね、その3課を交えて、どうするかという話をして、今後どうやっていくかということで今回の補正に至ったということです。

個人的な補助はできませんので、高齢者とか、あとそういう資材がないというところについては、1件だけやっても意味がないので、地域こぞってボランティアでやっていただく、そういうところに補助をしてはどうかということと、あとは薬剤の関係ですね。いわゆるトレボンとかそういうものしかなかったんですけど、ロックオンみたいな長期間継続する薬等も出てきましたので、そこも研究をしながら今後進めていきたいと思います。

(「中長期的な対応を」と言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

はい。なるべく長期間継続するような対策を取っていききたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、迫杉雄議員の発言を許可します。

○18番（迫 杉雄議員）

18番議員、迫です。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回の一般質問は、2項目を別添の要旨で市長と教育長に質問いたします。

まず、本市が進めてきました南九州畜産獣医学拠点事業も、SKLVと命名して、令和6年4月の運営開始に向けての対応状況を市長に質問いたします。

①運営開始とすると、現段階で把握している職員並びに従事者の人員の見通し、各牛舎、鶏舎、厩舎等に従事する関係者は、常時、人員をどれほど見込んでいるのか伺います。

次に、②運営開始まで半年となりましたが、今後、財部における昼間人口が増えることは確かであります。どのように捉えており、関係者等の住居並びに通勤通学の手段は、どのような対応が議論されているのか伺います。

次に、③財部駅からSKLVまで約1.2kmの道のりについては、どのような整備を考えているのか、現段階での見解を伺います。

次に、④SKLVの施設の地方創生エリアにおけるレンタル事業者の募集の状況、内容はどうか伺います。

次に、⑤SKLVについては、アジア初となる欧州国際水準の獣医師育成実践施

設となるようですが、今後、国際的見通しについて、外国との連携等については、どのようになるのか伺います。

⑥鹿児島大学等の連携、役割等もさることながら、都城市、霧島市並びに県とはどのような協力が得られるのか、事業等の説明がどのようになされているのか伺います。

次に、2項目めのコンパクトなまちづくりについて伺います。

①コンパクトシティの事業について、本市では、どのような議論、検討がなされているのか伺います。

次に、②特に財部地区については、SKLVの運営開始に相乗して、条件的、地域的財部市街地をコンパクトに整備を進めることが、10年先、20年後の未来を見据えて取り組むべきだと思いますが、市長の見解はどうであるか伺います。

次に、③財部は、霧島市と都城市に隣接していることから、特に医療機関関係並びに住居については都城市に多く流れておることを留意して、今後、どのように対応、検討されるか伺います。

次に、④本市においても今後、急激な人口減少、少子高齢化の進行に伴い、コンパクトなまちづくりの実現に向けて「コンパクト＋ネットワーク」という考え方の下に立地適正化計画を進めるために、公民連携まちなか再生推進事業に取り組む議論はどうなっているか伺います。

以上で、壇上からの1回目の質問といたします。2回目以降、質問と答弁が、議論がかみ合うことを期待いたします。

○市長（五位塚剛）

それでは迫議員の質問にお答えしたいと思います。

1、SKLVについての①人員の見込みについて、お答えをいたします。

令和6年4月の運用開始時、SKLVで従事が見込まれる人員について、管理運営を担う人員が3人程度、鹿児島大学南九州畜産獣医学教育研究センターの職員が、兼任を含んで9人程度、牛飼養施設が3人程度、鶏飼養施設が2人程度、馬飼養施設が5人程度、飲食スペース等に従事する人員が3人程度、レンタルオフィスが5人程度、合計で30人程度と見込んでおります。

また、学生の見通しについては、年間200人から500人程度と見込んでおります。

1の②昼間人口等について、お答えをいたします。

令和2年10月の国勢調査における曾於市の人口は3万3,310人で、流出人口が5,576人、流入人口が4,481人となり、流出が流入を1,000人余り上回っております。市外へ通勤、通学している方が多く、都城市、霧島市が上位を占めております。今後は、SKLVに関係する人員の増加が見込まれますが、商店や飲食店、アパート

などの民間事業者の参入には時間が必要だと認識しております。

また、関係者の住居や通勤、通学について、それぞれの状況に応じて関与できるものも含めて検討することになります。

1の③財部駅からの道のり整備等についてお答えをいたします。

現在、財部駅からの道のりは、空き地、空き店舗が見られ、閑散としていますが、SKLVの運営開始によって、人の流れを創り出し、資源の再活性化が期待できる場所です。

また、既存のテレワーク施設の利用促進や、市街地周遊のための交通手段の具体化、JR財部駅の利便性向上も期待できると考えております。景観を含めた道路等のハード整備についても、これらの動向を見ながら、県等とも連携しながら整備していくことになると考えております。

1の④地方創生エリアの募集等について、お答えをいたします。

地方創生エリアは、主に地域交流の場としての飲食スペース、福祉事業等の展開を想定した多目的室、レンタルオフィスで構成されております。いずれも8月1日から8月25日の期間で公募し、飲食スペース1者、多目的室1者、レンタルオフィス2者の応募があったところです。現在、書類審査中で9月中に決定予定です。定数に満たなかった施設については、引き続き公募したいと考えております。

1の⑤今後の国際的見通しについて、お答えをいたします。

鹿児島大学は、2019年、アジア初となる欧州獣医学教育機関協会による国際認証を取得しました。このことで国際水準の教育を実践し、国際的に通用する人材育成を行っているとお墨付きを得たこととなります。

まずは、国内の獣医系大学と連携し、臨床教育の基礎的役割をSKLVで確立していくことが、さらに国際的な人材育成へとつながるよう連携したいと考えております。

1の⑥近隣自治体、学校との連携等について、お答えをいたします。

隣接する自治体や県とは、より一層の連携強化を図る必要があると考えます。

具体的には、都城定住自立圏などの結び付きを基盤に、自治体が主催する農畜産業関連の会場や研修会の候補地として、圏域を巻き込んだ動きを展開することを考えており、SKLVの事業概要説明を行っているところです。

また、小中高校等との連携につきましても、早い段階から農畜産業への興味を引き出し、地域産業を支える人材を育成するためにも連携・協力体制の構築が有効と考えております。

2、コンパクトなまちづくりについての①コンパクトシティの事業化に対して、どのように議論、検討がなされているのかについてお答えをいたします。

コンパクトシティとは、住まい・交通・公共サービス・商業施設などの生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市のこと、又はその政策のことを言います。曾於市におきましては、将来のまちづくりをどのようにするかを考え、立地適正化計画を策定中です。

②特に財部地区については、SKLVの開校に相乗して、条件的、地域的に財部市街地をコンパクトに整備することは、10年、20年後のまちづくりを目指すことについてお答えをいたします。

曾於市全体のまちづくりとなる目標が定まっていないので、今後どのようなまちにしたいのか、市民を中心に置き、公民連携を模索しながら市の目標となるものを作成していきたいと思っております。

2の③交通機関の対応について、お答えいたします。

財部から都城市へ運行している路線バスは、4路線12便ありますが、財部市街地を経由するバスは3便となります。また、JR九州財部駅から都城方面へは、1日当たり9便の運行となります。いずれの交通手段も利便性が悪いのが現状です。燃料高騰による路線存続の危機や、高齢化による交通弱者への対応は、これまで以上に深刻となります。

今後は、路線見直しを含め、まず路線の存続を第一に考え、持続可能な公共交通を目指していきたいと考えております。

2の④コンパクトなまちづくりの実現に向けて「コンパクト+ネットワーク」という考え方の下に、「立地適正化計画」を進めるための議論はどのようになっているかについて、お答えをいたします。

現在、立地適正化計画を作成中ですが、その中で公共交通機関の維持として、拠点施設間の効率的な公共ネットワークを構築する必要があると感じております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

通告の要旨に基づいて、詳しく答弁がされましたが、あともうちょっと込み入ったところを質問したいと思います。

8月17日、鹿大と運営に関する協定が結ばれました。内容的には、教育研究の推進と人材育成、そして交流人口の創出に努めるという調印のようですが、この中で、佐野学長は、動物福祉に配慮した近未来モデルを設置するとともに実践的な教育や学びを実施すると挨拶されたという報道がされましたが、一言で言いますと、まずこの事業に掛かって、市長を先頭に一生懸命取り組んできたということから考えますと、端的に言いますと、西日本エリアに位置する畜産獣医学拠点で言いますと、今後、曾於市が、SKLVが中心になるということの一つは、5年後のことでもあ

りますが、誇りと自信を持って、なお一層努力すると、汗をかくということが曾於市の発展につながると。今まで一生懸命曾於市が発展してきたということにおきまして、今後、曾於市の変わり時だというふうに捉えて、誇りと自信をどのように曾於市の市政に発展する市長は考えなのか。言葉でも何でも態度でも示せるわけですが、今申すように、誇りと自信たるはどういうものかを、まずお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ここまでに来るまでは、鹿児島大学さんの熱意、また、それを支えていただきました地元選出の森山先生のいろんな助言と事業に対する事業費の獲得ですね、そういうもの、また、これに対して、地域住民、そして議会がこの予算を認めていただいた成果が、ここにつながっております。

そういう意味では、皆さんに感謝しながら、曾於市が、今言われるように大きく転換する時期に来ました。最終的には財部駅に特急をとめるお願いもしておりますので、やはりその特急をとめるということは、乗り降りする方が市民を含めて多くないと、これは可能になりませんので、いろんな取組を今後皆さんたちと協力しながら、財部にできましたので財部駅からのコンパクトシティ的なまちづくりを含めて、やはり進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長が答弁されたことを基に質問を続けます。

まず、①に出しましたSKLVにおける職員数等々は、今の答弁の中で市長が答えられましたが、学生の見通しについては200から500ということ等やら、いろんなレンタル施設においても合計30名ということ等ですが、数年たつうちには、まだ増えていくんじゃないかと思います。

というのは、牛舎、鶏舎、厩舎等の従事者やら、また反対に、いろいろ全国から訪問してくる、若しくは、それなりに曾於市内でも増えるということ、昼間人口ということで考えておりますが、まず、その中で、町並み等々も考えられますし、そのことを基にどのような対応、計画的なものは分かります、狙いは分かりますが、対応については、今答弁された内容で大丈夫ということはないんですが、対応されるということについて、もうちょっと、はまったというか意気込みというか、市長の答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今後、鹿児島大学さんをはじめ多くの学生が来られると思います。場合によっては、日豊本線で電車を使った方々、車を使った高速道路を使った利用者、また、い

ろんな方法があると思います。財部駅に来られた方々に対して、場合によってはレンタルの自転車とかレンタルの車ですね、そういうものも当然準備しなきゃならないだろうと思っております。そして、やっぱり食事をする場所の提供ということで、民間の力も借りたいと思います。

そういう意味では、9月に全国の大学を中心として事前説明会をいたします。その後、地域住民と市内の3町の中で活躍されている建設業の方々、不動産業、また、いろんなことで関心のある方々に民間の力を借りたいと思いますので、この事業の説明と、また参入をしていただきたいというお願いもしたいと思っております。通りに関しては、財部駅から左側のほうの歩道が全部つながっておりますので、この歩道の整備については、県の事業をいただいて整備して、本当に来た人たちが歩いてでも、1.2kmですので利用できるように、また楽しい曾於市だなということが感じられるようなまちづくりを、具体的に今後取り組んでいきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今答弁されている内容を、いろいろ想像したり考えたりするわけですが、あと半年しかないという立場から考えますと、半年というのはあつという間で、今答弁された財部駅からSKLVまでの約1.2kmぐらいを、今答弁された内容、これが肝心の曾於市全体としたり、せめて財部の地元とどれほど理解してもらったり、一生懸命乗っているのか、市長がつかんでいる内容を尋ねたいと思います。

当然、地元の財部市街地の人たちは、必死に情報やら議論をされているんじゃないかなと思います。ただ私たちは、その中に一步も足を踏み入れておりませんので、俗に言う、聞こえておりません。市長がつかんでいる状況を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

来年の4月から開校いたしますので、それを目指して、地元の若い方が居酒屋さんを今開かれました。そういう方々が、たくさん出てくるんじゃないかなと思っております。

当然、今後、財部支所を今ある公民館のほうに移設をしたときに、その跡地利用ということで宅地分譲が隣地に今、取得をして、今進んでおりますので、あの辺りをコンパクトシティ的なもので、いろんな民間の力を借りてまちづくりを進める必要があると非常に思っております。まだ具体的にこれを購入するというのは決まっておりますけど、先ほど言いましたように、10月にいろんな方々に声をかけて、アパートを造ってもらったり、また宿泊施設、また商業施設、そして飲食できるもの、いろんな形を、行政がするのではなくて民間の力を借りて、お願いをして、具体的に一步步実現をしていくために努力をしていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、取り組んでいられることは重々分かりますが、まず、町並み、今シャッターが閉まっている現状を、できれば飲食店街とか昼間の人口には、言葉で言えば食堂が、レストランが欲しいというわけですね。そういうこと等にどのように手をつけていかれるのか、そして、端的に言いますと、曾於市商工会等も全面的に合わせないかんだらうという気がします、さっきも言いましたように、なかなか聞こえてきません。市長が今、一生懸命取り組んでいることが、商工会なり、若しくは曾於市全体にどうやって広がるかということが、いまいち分かりませんので質問をしているところですが。

それと合わせて、答弁の中で出てきました学生の見通しについては、年間200から500ということ等ですが、大学については宮大、山口大、若しくは、それ以外の大学等からの学生を呼ぶこととなれば、これはリモートが主体になるのかですね。若しくは、先ほどから出ている日豊本線財部駅とか都城からのいろんな交通アクセスが通用するのか。そこら辺りを、ちょっと今つかんでいらっしゃる、見通していらっしゃるところを答弁を求めたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

では、お答えいたします。

獣医系の大学が全国に17、大学がございます。今、鹿児島大学と連携を結んでいる大学が数校あるというふうに伺っております。議員御指摘のとおり、オンラインですとかテレワーク等でできることではございませんで、実際にこの拠点に来ていただいて牛や鳥、馬などを触っていただく臨床教育の場所でございますので、必ず協力校といいますか、大学の学生さんがこちらに出向いてこられるということを聞いております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

出向いてくるということは確認的ですが、そうなるとやっぱり先ほどから言うように、質問するように、住居、アパート等と、それから交通アクセスですね、これがどうも今の状況じゃ、いまいち読み取れないわけですね。今さっき言ったように、シャッターが降りている昼間の商店街ですね。これに半年と言わず、あそこを1年、2年かけてでも広げるんだけど、やはりこの半年後の令和6年4月を目指した取組、狙いを持たなければ、歯車が回り出せば必ず良くなるとそう信じたいんだけど、やっぱり最初の段階が必要じゃないかなと思います。

課長がどのような絵を構想されているか分かりませんが、再度、交通についてとか、昼間の飲食店、それともう一つ言えば住居の件が出てくる。どうかすると都城

に吸い取られるということが、もう懸念されるわけですよね。都城からでも、そこからそこだということ等ですね。それについての見解はどうか、もう1回答弁を求めたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

議員御指摘のとおり、駅から拠点までの1.2kmの間に、民間事業者の協力を借りて飲食店ですとかアパート等を整備していただきたいという考え方を持っておりますが、実際に、この想定を超えるような人が實際来るのかどうかというところを、もう少し具体的な数字がつかめないと民間の協力は得られないというふうに考えております。

ですので、まずは拠点内に学生の宿泊所は28室準備しておりますけれども、それ以外に大量の学生が来るという事実がはっきりすれば、民間事業者の方に宿泊所等の整備をお願いしたいという協力を依頼できると思いますけれども、現時点では、あくまでも推測値といいますか推定値でございますので、もう少し具体的な数字が必要かというふうな考え方を持っています。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、そうだと思います。推測や想定やらですね。けど、それに向かって、やっぱりあらゆる手を使って、先ほど言いましたように、都城とのつながりやら駆け引きやら、そこら辺りも努力されているのかですね。あくまでも、後でまた質問するんですが、霧島やら都城がどこまでこの人口、若しくは交流人口について乗ってきているのか、課長がつかんでいるような、握っているような状況でも、答弁を求めたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

今、定住自立圏という枠組みがございますが、この中で都城市、あるいは志布志市、三股町と連携した事業を展開しておりますが、こういったところを中心に、SKLVにこういう事業をやりたい、やる予定ですよという事業説明をやっている段階でございます。

ただ、このことが、逆に都城市にたくさんアパート等もございますし、飲食店等もございますので、誘発といいますか、向こうに流れてしまうおそれもありますので、その辺は今、慎重に検討している状況という段階でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今答弁で、ややもすると都城若しくは霧島に流れるおそれは十分あるんじゃないかというのは、私も重々考えていますが、だからその手前に、もう運営開始するんだという意気込み、若しくは、そのような空気をですね。あと1年や2年の先じゃないわけですよね。早く言えば半年だから、もう正月明けというような感じ、それ

までに、どうやってその空気を作れるかですね。

今課長が答弁された市内の財部のいろんな協力をもらえる人たちの、その不安は、早めに、必ず狙いの数字を上げられようにしますというようなぐらゐの意気込みは必要じゃないかと思います。

ただ、4月以降にならないと分からないというのは、まず事業にならないと思いますし、協力してもらえる、参画してもらう事業者と市民ですね、その人に、そういう分野に、なお一層、説明やら協力を求めるというふうに思います。

次に、整備に関して、駅前整備、そして、市長が答弁された、当然、この県道、俗に言う都城隼人2号線ですね、これについての対応はどうなっているのかですね。今後の対応を、今答弁されたわけですね。それについてお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

県道2号線につきましては、私たちもいろいろと考えておりました。今の現状の中で、特に今、大型のトラックが離合するのに大変苦勞されているようでございます。

また、いろんな意味での、このまちづくりの関係でも、県道2号線の拡幅を含めて地元からも要望が出ておりますので、今県のほうにもつないで、今後、具体的な予算獲得に入って、要望に応えていきたいというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

現状は、駅前から左右に、小学校のほうからとか都城方面とか、ここ一番、やはりこの2号線を整備する、若しくは財部・末吉の500号もだけど、そこの今計画すると、一応努力するという答弁を、はっきり出すべきだと思います。

というのは、ちょっと言葉はきついですが、せめて県に行って、確約というかそれを市長自ら、若しくは市長が1人では、もうあれば、副市長共々、県に出向いて、この説明と同時に2号線の整備といいますかね、改修というとあんまりやけど、整備に着手するということの返事的なものはもらえないのかですね。

県が動きや、当然、国も動くわけです。私がやれ、つばが出るような形で質問するのは、先ほどから言うように、曾於市において、ここ一番が今までの上に積み上がると。これは一言で言いますと、曾於市は畜産のまちということで畜産が基幹産業で来ている。その上に、全国的に名前を馳せているわけですね。後で質問をすると思うんですが、昨年の全共であっても、曾於高校の一席ですね、優秀ですね、こういうところも全部吐き出すように県を動かす、若しくはその延長線は国を動かすというふうに行くべきだと思うんですが、市長が今、1回目の答弁されたように、それよりももう少し意気込みを引き出したいと思います。

もう再三言いますけど市長と副市長と課長も連れ立って県まで足を伸ばす考えは

どうですか。

○市長（五位塚剛）

当然、今後の課題は予算を獲得することであります。一応大隅の振興局のほうにはつないでありますけど、今言われるように、ちゃんと副知事も曾於市出身でありますので、私たち三役も出ていってお願いをしたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひですね。もうはっきりしたところで、行きますよ、やりますよというぐらいの意気込みが、やはり先ほどから言うように財部の市街地の人たち、それに携わる事業者や関係者に伝わっていくものだと、当然、私たち議会も、もうちょっと我々議会サイドも汗をかかないかんなどというような空気を醸し出さんないかなだろうと思います。

強いて言いますが、この事業を5年後、若しくは10年後につないで成功させることが、今後の曾於市だというふうに思います。もうその裏を返せば、なかなかほかにいい目玉商品的なものは、今のところ見当たりません。これを成功させることによって教育を位置づけられるんじゃないかと思いますが、もう1回、その意気込みを聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

もうこの問題は、本当に市民の多くの方々が望んでいる問題でもありますし、曾於市を発展させる大きな起爆剤にもなりますので、必ず実現できるように、早期にできるように頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、迫議員の一般質問を一時中止して、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分から再開いたします。

休憩 午後 零時09分
再開 午後 1時10分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

③であと1点、質問をしたいと思います。

当然、市街地の交通アクセス等についての整備は、極力努力、力を入れるということですが、令和4年の11月26日に文化センターで、末吉財部インターから都城の平塚インターまでの都城末吉道路の決起大会だったですか——が行われております

が、その中で、市長は、この件に関しては、曾於市ですので、今後の進め方等にはどういう立場ですか。今後立ち上げていくための役目を市長は持っていらっしゃるんですか。道路の件に関して。

○市長（五位塚剛）

昨年行われました大会は、いよいよ来年の3月末で都城志布志道路が、主なところがもうつながりますので、その後に向けた道造りということで、いろいろ議論がありました末吉財部インターから都城のほうにどういうふうに高速道路をつなぐかということと、弥五郎インターから志布志、都城等につなぐための有明インターのほうに接続する、どちらもバイパス的な要素があるわけですが、このことについて会議を持ちまして、私がこのための実行委員長といいますか、推進するための会長に就任をして、今進めているところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

そのようなふうで、明日、あさつての話じゃない、一、二年先の話じゃないですが、進めるとなるとやはりそこに曾於市の、また市長の意気込みが見えてくるわけですが。端的に申しますと、昨年の11月26日の決起大会のときのニュアンスでは、末吉財部インターから10号線を併合して、俗に言う農免道路の深川、小倉のところからどうするやということ等までは耳に聞こえました。その後、どうかすると七村のほうに行って、新田を通して平塚につなぐ構想的なものも聞こえてきたわけです。また、10号線をそのままずっと都城方面に下っていくと、高之峯から高之峯下と言えいいですか——野間谷から蕨原のほうに出るようなコース案も聞こえるような気がします、市長がどこまでそういううわさというのを流すんじゃないくて、案をつかんでいられるのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

道路の路線についてはまだ確定はしていないところでございます。この両方とも、私たち曾於市民の土地を買収することになりますので、市民にとって、基本的にはメリットがないといけないというふうに思っております。ですから、私なりの考えでは、財部インターからまず末吉の道の駅にインターチェンジを造り、その後、財部のこの獣医学の拠点事業につないで、平塚インターにつなぐという、これをお願いしたいということで思っております。

これについては、また都城、志布志の市長さんをはじめ、お願いに行きますが、来週また九州整備局のほうに、このことも含めて陳情に行く予定であります。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、千載一遇というか、さっきからSKLVへの相乗という言葉で質問をしているわけですが、一気に足並み、前進を進めてもらえばそれなりの我が曾於

市の先が見えてくると思いますので、今、市長自身が答弁された内容を早い時期に、1歩進んだ、1歩進んだを伺いたいと思います。

それでは、先ほども言いましたように、2号線等の件やら、また500号線とのいろんな交通アクセスがありますので、いろんな形で市長に頑張ってもらいたいと思います。

あと、今質問をしている中で、SKLVを中心にして議論をしているわけです。そうすると、曾於市全体、390.14km²の中で言えば、当然末吉地区、大隅地区が取り残されないかなど。そういうわけにはいかんわけです。だから、力を注ぐ財部市街地、SKLVに関して、そのまま末吉のほうにも大隅のほうにも水が流れるように議論をしていかなきゃいけないと思います。まずあそこを仕上げようという言葉じゃなくて、末吉、大隅に手を広げれば、いろんな形で、再三言う相乗効果、相乗ができると思っているんです。何かその辺り、今のところではSKLVばかり、財部ばかりという考えなのか、市長の思惑を、見解を聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

まず、今言われるように、財部ばかりに力を入れているわけではありません。やはり大隅町、末吉町も含めて、曾於市全体に力を入れるべきだというふうに思っております。

いよいよありがたいことに、弥五郎どん祭りが、国指定が本格的に近づいてきました。また、あと2年後が曾於市誕生合併20周年になりますので、これに向けたいろんな取組を開始する必要があるだろうと思っております。そういうことも含めて、今、内部的にどういうふうなものを進めていくかということを、協議に今から入りたいと思います。そういう意味ではまた、財部を含めて、大隅、末吉の方々も、地域活性化のために何ができるかということを大いに議論していただければありがたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

市長が答弁されたそのままを続けますが、当然、弥五郎どんということもありますし、私が単純に考えますと、このSKLVを利用してというか、SKLVに人が集まるわけですので、そこに弥五郎どんなり、強いて言いますと、山中貞則顕彰館なり、強いて言いますと、文化的イベントで言えば、鬼追いとか流鏝馬とか、そういう類いに引っ張って流れるようにするのがせめてものじゃないかと思います。

先般、熊本の菊陽町のTSMCを議員のみんなと見に行きましたが、入り口に見たら、ぱっとこう看板がもう一遍に目につくわけです。今後、あそこに関与するいろんな事業主の大きな看板が、もう看板が壁になつとりやせんかというような機運があって、ああいうふうでも、看板でも、水先案内でも同時にやったらどうかと思

うんですが、そんとは後からよという議論よりも、一挙にやったほうが、せつかくもう半年後以降は財部、SKLVに人が入ってきます。それと同時に、曾於市のよさを認識してもらうという考えも今市長が答弁された議論の一つにしていったらどうかと思うんですが、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

熊本の菊陽町の半導体の工場というのは大変な事業であります。ああいうものはなかなか簡単にはできませんけれども、しかし、看板を再利用をするというのは非常に大事だと思うんです。曾於市内にある看板も、旧町に立てられた看板もまだ残っておりますので、その看板の再利用を今指示をして、もうちょっと曾於市に合った、例えば子育てしやすい曾於市とか、有機農業のまちとか、またいろんな畜産のまちを含めたいろんな形の看板、PRができると思いますので、それは十分今検討させていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

私は、一般質問に随時看板看板と言ってきたように思いますが、やっぱりPRするのには、看板なり、のぼり旗とは言わないけれども、それに見合うものがあらわすものです。市民が一回一回、PRのためにぺちやぺちやしゃべってもなかなか広がらないけれども、曾於市に入ってくる、若しくはSKLVに入ってくる人たちは必ず目に留まるわけです。曾於市の奥にはこれがあるのかと。今、市長が言われたように、それはもう言えば、それは柚子のまちとか、ナンチクも当然ですが、いろんな形で今をそれ以上にPRできると思います。

今後、いろんな検討材料にしてもらいたいと思います。

次は、⑤に入りたいんですが、この鹿大をどういうふうに、企画課長、連携を取っていろんな打合せはされているんですが、鹿大との中に、先ほどちらっと言いました、今後、獣医系の大学との交流を——交流というよりも協定はどういうふうに結ぶか、私が調べたのはもう北海道の帯広畜産大学をちょっとのぞいてみたところで、どこの大学も外国ととか協定を結んでいるわけです。そういうのを、鹿大も、そういう考えはあるだろうけれども、曾於市の一方的な考えで、ぜひほかの関係大学との協定を結ぶことをどういうふうに受け取られるか、進めるか、課長が何かそういう心当たりがあれば答弁を求めたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

午前中も少しお答えさせていただいたんですけれども、国内に17の獣医系大学がございます。この中から、鹿児島大学の共同獣医学部と臨床教育の部門で、このSKLVの実習をするという協定を結ばれた大学が、既に3つの大学と協定を結ばれているというふうに聞いています。

このことから、SKLVがヨーロッパの認証を受けていますので、鹿児島大学が。EAEVE（イーブ）というんですけれども、このEAEVEの認証を受けた鹿児島大学が、ここで臨床教育をやるというところが、特異な臨床実習の場ということになります。2019年に鹿児島大学がEAEVEの認証を受けていまして、この認証期間が7年というふうに聞いています。今後、更新をするために、随時施設の点検というか、審査があるというふうに伺っておりまして、またヨーロッパのほうから審査される方々がSKLVのほうにも審査に伺いたいというような内容も大学のほうから聞いているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

当然、鹿大側との打合せはそういうふうに進んでいるという意味ですよね。質問で、身勝手な質問だけで、帯広畜産大学において、今曾於市が台湾の屏東縣の里港郷とつながっている、盟約提携ができています。それにちなんで、鹿大のほうに意見を上げればいいんだがという質問ですが、屏東の国立大学屏東科技大学が帯広畜産大学と協定を結んでいるというのをちょっと目で読んだんですけれども、できれば鹿大のほうに意見を求めて、台湾のほうにも手を伸ばすというような考えは、すぐ実行できないと思えども、そうすることが国際化というようなふうと考えられます。

当然、教育も国際化ということで考えていますが、課長が、分かっていますというよりも、何か答弁があれば求めたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

今、屏東大学ですか。

（「屏東科技大学です」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

その話、今議員から初めて伺いましたので、少しお時間をいただいて、勉強させていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

まあそういうことで、紐解いてみて、狙いは、当然畜産系の大学学部もあるわけですので、話はするだけ価値があるし、里港郷は屏東の中の里港郷だし、やっぱりそこ辺りから向こうのほうを知る糸口になるんじゃないかなと思ったところで質問しております。

あと、学校関係になるんですが、教育長が答弁されればいいんですが、再三、これは教育なんです。SKLVはもう教育、教育の立場からですが。これをどう活かすかということを議論すれば、曾於市の教育を今までからちょっと角度を変えると

というような感じで進める手だてがあるんじゃないかと。曾於市の教育は、曾於市内の教育という問題でもないし、やっぱり再三議論する中に、国際化というのを考えれば、今企画政策課長が答弁された方向にも目を向けてもらい、この中で、今後、運営開始に始まれば、曾於市内の小・中、ましては高校に対してのいろんな取組、こうやってこの教育につなげないかという等の考えがあれば、まず答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

S K L Vができるということで、それをいかに曾於市の今の教育に役立たせていくかという観点から考えた場合、2つあると思います。1つは、施設が本当にすばらしい施設で、子供たちにいろんな体験活動をさせることができるんじゃないかと。それから、宿泊施設もありますので、今後、子供たち、宿泊学習ということではないんでしょうが、いろんな活用する方法があるんじゃないかなと。農業体験にかかわらず、いろんな、特に馬との交流とか、そういうのができるんじゃないかということと、もう一つは、人の交流ということで、曾於市にたくさんの通年として大学生が来るということ、こういう人的な交流の場をうまく活用して、曾於市の小中学生、また県立ではありますけれども曾於高校を含めて、そういう交流ができれば非常にいろんな意味で子供たちにとってこのS K L Vが優位な場所になるんじゃないかなと思っております。

さらに、議員が言われるように、ここは外国から国際的な交流もできればまた違った意味で国際交流という形で発展していくんじゃないかなと思っております。

そのような方向で、我々は考えて、教育委員会としても考えていきたいと考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

当然ですが、小中学校は曾於市立です。そして、曾於高校は県立ということですが、これについて何か考えられる、進められるというか、曾於高校も、先ほど言葉に出したんですが、昨年は全共で優秀な成績を取って、全国に名を馳せたところで。ここがまた曾於高校の今後の発展性を見出せるんじゃないかと思いますが、曾於高校の農食産科ですか、農畜産科ですか。もうちゃんとやっているわけですので、何かの形で、ただ交流というだけでなく、進める手だてではないものか。そうすることでまた新たな曾於高校のイメージが立つんじゃないかという気がします。

ですから、先ほど再三言うように、教育のまちをここ一番ということで、高々と旗を上げる考えにならないものか。そうすることがやっぱり今後の曾於市の教育が

表れるんじゃないかと思います。教育長がその場で、県立と市立は立場が違うというような意気込みがダウンするようじゃ話にならんし、そこら辺り、意気込みを尋ねることと、1つは、私の質問がちょっとおかしいんですが、市長を中心に、副市長、教育長、3役と言えいいんですか。その、俗に言えば曾於市の閣僚会議的なものはどんどん進むのか。やっぱり曾於市を引っ張るのは市長の立場、行政プロの必要の立場。そうすると、教育長もその一角に立って、閣僚会議をどんどん進めていけば、教育長の思惑も聞こえるんじゃないかと思うんですが、何かそういうことで、今後の問題としても答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

曾於高校の畜産食農科という科がございます。昨年度は共進会で非常にいい成績を出した素晴らしい学科がございますので、これはもう本当にSKLVと連携できるものだと思っております。そこについては、我々、市のほうからも、曾於高校のほうにぜひ活用をお願いしたい。できれば、もう少し今後どういう活用の方法があるのかというところも踏まえて、ちょっと学校のほうと話をしていきたいと思っております。

学校のほうも、今回曾於市にこういう施設ができるというのは十分分かっていらっしゃるし、どういう施設であるかということも理解されて、畜産食農科での活用ということは十分考えていらっしゃると思います。

県立ではありますけれども、たくさんの予算を曾於市から曾於高校には出しておりますので、これまで以上に連携を深めていけたらと思っております。

あとの、教育長としても、私の立場ででき得る限り教育委員会に限らず、市長と、また副市長とも連携をとれるようにしておりますので、今後はそういう方向で、これまで以上に頑張りたいと思います。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁されたことを、即実行に移して、県教委をしっちゃんばったんさせるぐらいの勢いを見せてもらいたいです。県教委も言い分やいろんな問題はあるだろうけれども、今言われたように、教育長が答えられたように、曾於市としては曾於高校を大分見守っているんだと。これは一理あるんじゃないかと思いますし、やっぱりこれをなすことは、先ほど言いましたように、畜産の全国的な先頭に立つという誇りと自信を持てば教育につながるんだと思います。ぜひ教育長の今後の踏ん張りをお願いしたいと思います。

あと、このSKLVについてはいろいろまだ議論すべきことはたくさんあると思

います。ほかの議員も角度を変えて議論をするだろうと思いますので、あと2項目めのコンパクトなまちづくりですが、まず1点目が、ここをどう受け取るかですが、先ほど市長の答弁の中にもあったと思いますが、大隅支所、それから財部支所の移転の問題です。ここに対してもコンパクトシティの議論が大分出たのか。ここで議論する問題じゃなくて、当然今まで計画が進む中で、コンパクトシティを目指さなければいけないと思っています。ですから、財部が場所は分かるんですが、大隅も場所は分かるんですが、そこに対するコンパクトシティプラスネットワークです。そういうことに話が進んでいるのか進んでいないのか。思惑を、見解を伺いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この間、末吉のこの本庁の増築工事を含めて、まちづくり検討委員会ということで地域の商工会、商店街、いろんな各種団体も入ってもらって議論をして、ここまで来ました。今後、財部支所、大隅支所が具体的にになってきますけれども、あとはまたその地域の商工会を含めて、まちづくりについては具体的にまた議論しなきゃならないというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今、建設の方向、事業としてはコンパクトプラスを目指すという状況じゃなかったんじゃないかなと思いますが、早速、これあらゆる方面に目配り・気配りをしてやっていくことこそ、先ほどから言います、財部から大隅まで、末吉、こっち大隅までの流れがつかめるんじゃないかと思います。でなければ、よっぽど考えがなければ、大隅がまたあそこに新築してもなかなかの今後の問題が出てくると思います。交通アクセスばかりじゃなくて、いろんな福祉の問題も出てくると思いますが、そこは事業、施設が建つ前に十分議論して、そしてその延長線に完成するというようなふうには持っていかなきゃいけないと思います。

そういう意味で、今後のコンパクトシティの事業化について、産建も先般は施設の調査に行ってきたりまして、また、聞くところによると先日の委員会報告等でも、岩手県の紫波町だったですか、報告があったとおり、みんな議会の人たちがコンパクトというのを考えているわけです。

端的に申しますと、まち全体を、3万2,000を網羅するような機運を高めてもらいたいと思いますが、副市長は岩手県に行かれたんですか。市長が行かれたわけですか。そこ辺の感想を聞かせてもらいたい。議会からは委員長報告でここで発表になりましたけれども、求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

岩手県の紫波町のまちづくりを検証させていただきました。全国でも珍しいコン

パクトシティを目指した成功している例だというふうに思いました。なぜ成功したのかというと、行政だけではなくて民間の力を借りて新しい発想の下、非常に総合的に計画された事業でした。図書館もあり、病院もあり、また市役所も入り、そしてエネルギーもうまく活用しながら宅地分譲まで成功しており、そして、何と駅まで造って、非常に活性化されておりました。そこまで行くに当たり、地域住民と何回も何回も議論をして、民間の力を借りて成功していると見れば、私たちも学ぶべきものが非常に多かったというふうに思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今申したように、産建委員会も岐阜の多治見市に行ってきたところ、なかなか一気にコンパクト化というのはまずできないということも重々分かっていますが、今市長が答えた民間の力、やっぱり民間の力というのは市民の理解です。それが必要だし、行政サイドだけではなかなか事業は難しい。事業費を使えばいいというような問題でもないし。その多治見市は20年先までに200億円を見越して、もう現にもうほとんどコンパクトシティが出来上がっているというか、すごい駅前周辺を見てきましたけれども、そういう感じです。市長が見た紫波町辺りもそうだったんじゃないかなと思います。

そういうことから、今後はやっぱり市民を引き合いに出して市民の協力を得ると、公民連携でもいいですが、そういうことの考えをぜひ、先ほどから言っているように、曾於市の閣僚会議でやってもらえばいいんだと思うんですが。市長が、執行部が一生懸命やっても議会が合わせんがねというようなことになっても答は半分しか出ないというふうに受けております。ですから、言葉でよくオールという言葉がありますが、議会も一生懸命努力をする意気込みなんです。けど、一緒にやっぱり、同じ方向を見ていかなければ、議会というのは政治的な議論ばかりでは話にならない。前進的な議論ならいいんだけど。そういう考えが私ばかりじゃないと思うんですが、そこら辺りから今後の市長、3役の手腕を問いたいぐらいです。

そういう意味で、今後、端的にこの事業にかかるという返事はできませんが、やる気は見せてください。もう、5年や10年でできるまちづくりじゃない。けど、やっぱりもう始まったということだけは自覚してもらいたいと思います。でなければ、そげん広げてもという言葉もありますが、けど、ここはもう曾於市をかけた、汗をかかにかいかんという考えですので、それに対する、市長でも教育長でもいいですが、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

毎月、庁議というのをやっております。これは、基本的には市政全般にわたった

議論をしていくわけですが、今言われるように、曾於市のまちづくりをどうするかというのは非常に今大事なところに来ておりますので、まずこのSKLVに始まった財部のまちづくりから、曾於市全体の、今後10年、20年後の先を見た議論を開始して、議会の皆さんたちの力を借りて、また市民の力を借りて、前に進めさせていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、私自身は頑張ろうという気持ちになりますし、もうSKLVの5年、10年後の成功の下には、曾於市の畜産振興、誰たちの時代にしたんだろうと、いうなれば、五位塚市長は中興の祖に祭り上げてもいいんじゃないかというぐらいの意気込みで成功をさせて、発展をさせてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩します。

休憩	午後	1時47分
再開	午後	1時57分

○議長（久長登良男）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、上村龍生議員の発言を許可します。

○8番（上村龍生議員）

創政会の上村龍生です。通告に従いまして、大きく5項目について質問をいたします。

1項目め、台風6号関連の災害対策について、台風被害の状況や当局の災害対策対応について質問をいたします。

①台風6号関連の災害発生状況を報告してください。

2番目、今回の台風対策と対応について、警戒本部設置や避難所開設等、時系列で報告をしてください。

3番目、災害対策と災害発生の関係について、分かる範囲で報告をしてください。

4番目、今回の災害対策対応について、反省・教訓等があれば報告をしてください。

2項目め、旧岩川高校跡地防災広場、名称は違うかも知れませんが、広場の活用について。

1番目、防災広場と広場敷地内の建物の名称を含めた用途について説明をしてく

ださい。

2 目、これまでの広場と建物の利用状況を報告してください。

3 目、広場近隣の住民の話として、今年のお盆休みに岩川小学校OBの帰省客と思われる県外ナンバーの車が多数現場に駐車して、岩川小学校と防災広場を写真撮影して、近くの住民の方に小学校の広場になぜ砂利が敷かれているのか、あの建物は何かと質問されたので、ここは防災広場と倉庫で小学校敷地ではありませんよと説明をしましたとのこと。さらに、近隣の住民のほとんどの方が広場の活用法については知らないとのこと。

そこで近くの住民の方からの要望で、道路から見えるように建物に大きく防災広場（用途に応じた名称）の表示と広場入り口付近に広場の用途説明文を掲示してほしいとのこと。この件について市長の考えを伺います。

3 目め、各種債権の管理状況について。この3 目めと4 目めにつきましては、市民の方々からの問合せがあり、現状をお伺いします。

1 目、曾於市債権の公債権と私債権について、具体的な債権名を報告してください。

2 目、債権管理条例制定後の債権の管理状況（滞納処分、強制執行、債権放棄等）について報告してください。

3 目、私債権の時効の援用状況について報告してください。

4 目、債権管理条例制定前の市債権の管理状況を報告してください。

4 目、水道料金の徴収状況について。

1 目、貸家における、水道料の基本料金の取扱いについて説明してください。

2 目、貸家における、水道メーター取り外しについて説明してください。

3 目、給水装置の切り離しについて説明してください。

4 目、貸家の定義を説明してください。

5 目、これまでの取扱いで問題点・改善点等があれば報告してください。

5 目め、曾於市における道徳教育の現状について。

1 目、曾於市における、道徳教育の現状について伺います。

2 目、現状での、問題点・改善点等があれば答弁を求めます。

以上で、1 回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の5 以外は私が最初に答弁いたしますが、質問事項の5 については教育長に後から答弁させます。

1、台風6 号関連災害状況についての①災害発生状況について、お答えをいたし

ます。

8月8日から9日にかけて接近した台風6号は、複雑な動きで速度が遅かったため、本市においても長時間の影響を受けたところです。総務課で把握している主な災害発生状況は、家屋の床上浸水が5棟、法面崩落による車庫の倒壊が1棟、裏山の崩落による車庫の一部損壊が1棟、河川災害が1か所、市道の被害が10か所、農道が125か所、水路が140か所、頭首工が4か所、農地で145か所の災害報告を把握しているところです。現在もまだ調査中でありますので、今後さらに増えてくるものと考えております。

1の②今回の台風対策対応についてお答えをいたします。

台風の対策対応については、8月7日の10時に臨時庁議を開催し、副市長、教育長及び各課長を集め、台風6号の進路及び接近時間等の情報共有と、今後の避難所開設等について協議を行い、その後、15時30分に台風接近に備え警戒体制を取ったところです。8月8日の午前0時40分に、気象庁から暴風警報が発表されたため、災害警戒本部準備体制を取り、7時に、災害警戒本部を立ち上げ、警戒レベル3の高齢者等避難を発令し、市内20か所の避難所を開設しました。14時49分に、気象庁から大雨警報が発表され、今後さらなる台風接近に伴い、雨風が強くなることが予測されたため、避難情報を警戒レベル4の避難指示に引き上げました。8月9日の17時30分には、気象庁から土砂災害警戒情報が発表され、18時43分にはさらに洪水警報が発表されました。その後、19時3分に、暴風警報が解除され、翌10日の午前2時58分に、洪水警報が解除、午前5時に、土砂災害警戒情報が解除され、午前7時に3か所を残し避難所の閉鎖を行い、午前9時には全ての避難所を閉鎖しました。14時46分に、大雨警報は解除されたことから、災害警戒本部を解除したところです。

1の③災害対策と災害発生状況の関係について、お答えをいたします。

災害警戒本部で情報を把握し、対応した事案としては、8月9日の19時20分頃、大隅支所前の道路冠水の情報が入り、大隅支所地域振興課から県の土木課と警察に連絡を入れ、通行規制を行い、その後20時頃には冠水状況が収まったというところであります。

また、19時50分頃に、広域農道の道の駅すえよしから財部記念病院へ向かう途中で倒木があり、走行中の車がUターンしたところ崩土があり、通行ができず身動きが取れない状況がありました。

耕地林務課と土木課の職員が現地に向かい、業者を手配し倒木を撤去し、20時40分頃に車を退避させ、区間を通行止めとしました。翌日には崩土の除去を行い、通行可能となったところです。

また、20時15分頃に、財部中谷小学校裏の崖に泥水と小石が流出してきており、がけ崩れの兆候が見られると住民から連絡が入りました。財部支所産業振興課の職員が現場に向かいましたが、雨風が強く、小石などの流出が激しい状態で近づくことが困難であり、地元の自治会長に協力をもらい住民の安否確認を行いました。2人の住民がいることを確認し、地元消防団に協力を要請し避難誘導を行ったところです。

1の④今回の災害対策対応における反省・教訓等について、お答えいたします。

今回の災害対策対応における反省・教訓につきましては、台風6号が迷走台風とも言われ、複雑な動きで速度が遅く、県本土への接近時刻や進路の予測が、大変難しい台風であったところです。また、大隅半島が暴風域を抜けたあと、宮崎、熊本で線状降水帯が発生しましたが、発生前にそれらの積乱雲が曾於市を通過したため、想定していなかった大雨が続き、今回の災害が発生したものと考えております。

幸いにして、人的な被害はなかったものの、台風通過後も線状降水帯等の大雨の影響により、河川の水位が上昇する状況にも注視していく必要があることを、再認識したところです。今後の災害対策対応に役立てていきたいと考えております。

2、旧岩川高校跡地防災広場の活用についての①防災広場と広場敷地内建物の用途について、お答えいたします。

令和3年3月に完成した曾於市防災倉庫は、敷地面積が約1万㎡、建物倉庫の面積が約257㎡であります。敷地内広場の用途としては、大規模災害時には仮設住宅の建設用地としての利用や、市民の車中泊利用での避難場所として想定しております。平常時での用途としては、現在、主に岩川小学校の学校行事等における駐車場として利用しております。建物倉庫の用途としては、災害時、平常時にかかわらず、市の災害用備蓄品の保管場所となっております。

2の②これまでの広場と建物の利用状況について、お答えいたします。

これまで敷地内広場については、主に駐車場として利用しております。令和3年度の利用状況は、岩川小学校の学校行事で3回、大隅中学校の学校行事で2回、周辺の工事に伴う仮設現場事務所の設置場所として3回の利用がありました。令和4年度の利用状況は、岩川小学校の学校行事で15回、大隅中学校の学校行事で3回、周辺の工事に伴う仮設現場事務所の設置場所として3回、その他団体による駐車場としての利用が3回ありました。令和5年度の現在までの利用状況は、岩川小学校の学校行事で6回、大隅中学校の学校行事で2回、周辺の工事に伴う仮設現場事務所の設置場所として1回、その他団体による駐車場としての利用が2回あるところです。建物倉庫については、市の災害用備蓄品の保管場所としての利用以外はしていません。

2の③防災倉庫の表示と、敷地広場の用途説明の掲示について、お答えをいたします。

令和3年に曾於市防災倉庫が完成した際には、当初、倉庫施設の開所式典を行い、広く市民等へ周知を図る計画もありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、式典開催を中止した経緯があります。そのため、この倉庫施設の目的・趣旨、用途についての、市民への周知不足を感じているところもあります。道路側から見えるような建物、施設の表示などについては、今後協議してまいります。

3、各種債権の管理状況についての①曾於市債権の公債権と私債権について具体的な債権名について、お答えいたします。

まず公債権ですが、市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権となります。主なものといたしましては、土地改良事業分担金、下水道使用料、介護保険料等となっています。

次に私債権ですが、市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権となります。主なものといたしまして、住宅使用料、水道料等となっています。

3の②債権管理条例制定後の債権管理状況について、お答えいたします。

私債権の放棄につきましては、住宅使用料が、平成28年度から令和4年度におきまして21人、735万5,920円となっています。水道料が、平成28年度から令和4年度におきまして85人、107万9,430円となっています。

3の③私債権の時効の援用の状況について、お答えいたします。

私債権を放棄する場合は、債権整理委員会において審査しております。私債権の放棄につきましては、債権管理条例第15条第1項第1号から第8号に基づいて対応しております。時効の援用につきましては、第7号の「私債権の時効期間が満了したにも関わらず、債権者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき」によって、債権放棄の対象としております。

3の④債権管理条例制定前の市債権の管理状況について、お答えいたします。

制定前の3年間の市債権の放棄につきましては、住宅使用料が、平成25年度から平成27年度におきまして4人、69万4,600円となっております。水道料が、平成25年度から平成27年度におきまして158人、328万4,725円となっております。

4、水道料金の徴収状況についての①貸家における、水道料の基本料金の取り扱いについて、お答えいたします。

貸家につきましても、一般住宅と同様に水道料金の基本料金は算定しております。

4の②貸家における水道メーター取り外しについてお答えいたします。

水道メーターにつきましては、原則的には、閉栓又は廃栓の届け出があった都度、

取り外しております。貸家につきましては、住宅を退去されましても、その後の入居が予想されるため、届け出の都度、メーターの取り外しは行わない場合もあります。

4の③給水装置の切り離しについて、お答えいたします。

給水装置の切り離しにつきましては、曾於市水道事業給水条例第34条で、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができると定められております。

第1号では、給水装置所有者が60日以上、所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき、第2号では、給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたときと規定されております。

4の④貸家の定義について、お答えいたします。

水道事業事務を執行する上で、特に貸家の定義はありませんが、一般的には、家の所有者が家賃をとって人に貸す家というふうに理解をしております。

4の⑤これまでの取り扱いの問題点・改善点等について、お答えいたします。

先ほど、水道メーターの取り外しについて、お答えいたしましたが、貸家については、業務の効率化を考えて届け出の都度、メーターの取り外しは行わない場合もあります。この場合は、一定以上の水の使用がなければ水道料金も発生しない取り扱いで運用しておりました。この取り扱いを、現在は空き家となっているもの等にも適用した事例もあり、検針に支障がでたり、漏水が発生しても発見が遅れたりという事案が発生しております。これらの運用で実施してきたものを是正するために、令和3年度から解消に取り組んでいるところでございます。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

5、曾於市における道德教育の現状についての①曾於市における、道德教育の現状について、お答えします。

曾於市では、豊かな心と感性を育む道德教育を推進しております。自他を大切に、ふるさとや国を愛し、社会に貢献しようとする児童生徒の育成をめざしています。

令和5年度全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の、「人が困っているときは、すすんで助けていますか」という質問に対し、本市の小・中学生は県より1ポイント、全国より2ポイント高い結果となっております。また、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」との質問について、小・中学生とも全国・県よりも4ポイント高い結果となっており、人との関わりの中でよりよく生きていきたいとの願い

を持っている児童生徒が多いと考えておりますので、今後もこのよさを伸ばしていきたいと考えております。

5の②現状での、問題点・改善点等について、お答えいたします。

曾於市の児童生徒は、生徒指導上の大きな問題もなく、健全に育っております。しかし、問題点として、以前に比べると規範意識や自律心に関して課題があると考えております。これらの問題については、学校だけではなく、家庭や地域の教育力が大切です。これらの問題を改善していくためにも、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を自覚し、「そおぐるみ」で子供たちを育てていくことが大切だと考えております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

2回目以降の質問に入ります。質問事項がちょっと多方面に及んでしまいましたので、ポイントを絞って2回目以降ちょっと質問をしたいと思います。

台風関連のところではございますが、今回の災害状況、特に人的被害がなかったこと、これがほかの様々な災害は発生していますけれども、それが最大の不幸中の幸いであったというふうに考えております。

総務課長は、今回の災害対応は初めてですかね、2回目ぐらいかな。自身でこの対応について自己評価は何点ぐらいですか、自分で。

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。台風の関係の対応というのは今回初めてでございました。自己採点ということでございますけれども、まだまだ勉強不足でありましたので、50点、60点だという程度でございます。

○8番（上村龍生議員）

申し訳ないですね。初めてというか、いろいろと緊張したり難しい面があったと思うんですけども、一般的に台風に限らず、災害対応というのは非常に難しいと思っております。その理由は、やっぱり災害は全く同じものというような存在はしません。台風にしても一緒ですよね。ですから、それぞれ、毎回毎回災害の対策対応も異なってくるわけです。したがって完璧な対応ができるということは、ほぼどなたでもないんじゃないかというふうに思っております。

特に総務課長の場合には、今回は初めての対応でしたので、完璧には難しいのはありますが、何が大事かというところ、それでも最後の教訓のところで答弁をもらいましたけど、毎回、災害対応は難しいけれども、その中で何らかの反省教訓点があると思いますが、それを次の災害には生かしていただく、それでもうベストということはないんですけど、それに近い災害対応はしていただきたい。

特に人的な災害を起こさないためにも、その辺をしっかりとまた要望をしておきたいと思っております。答弁は結構です。

2 項目めです。岩川高校跡地の広場のところですよ。3 番目のところで若干触れましたが、特に岩川小学校が新築移転をしました。その新築移転の直前だったですかね、150周年の記念式典が行われ、実に150年の歴史があるわけです。その中で多分、OBの方々だと思うんですが、夏休みに帰ってこられて、多分非常に珍しいというか、いろんな意味合い、感慨深さを含めて小学校見たと思うんですよ、ここが新しくなっている、きれいだなと。詳しく私も直接聞いたわけではありませんが、近隣の方のお話によりますと、かなりたくさんの車が停まって写真撮影をしていましたということで、それぞれに反響があったのかなというふうに思っております。

その中でいろいろ聞かれたということで、1 回目の質問でもしたんですけども、小学校の敷地と思っておられるんですよ、恐らく。近隣の方々もなかなか詳しくはよく分かっていないようだというので、広報もしていただきたいなと思うんです。

特に、お願いを住民の方がされたのは、広場の入口付近に何らかの掲示をしていただいて、ここはどういう広場ですよというような掲示もほしいですねと、その方も毎回毎回聞きに来られて本当は説明したんだけど、迷惑がられておられたんです、もう毎回うちに聞かれても困るというような言い方をされたんですが、それと、できたら倉庫にも何らかの表示をしていただければなということを言っておられました。

市長答弁でも1 回目あったんですけど、その辺のところぜひ意をくんでいただきたいと思うんですが、再度答弁をお願いできますか。

○市長（五位塚剛）

岩川小学校に多くの人たちが見に来られるということはいいいことではありますが、そのような形で地域住民に迷惑をかけるようなことではいけませんので、すぐに表示についてはさせていただきたいと思います。

○8 番（上村龍生議員）

そのような方向で、ぜひ早急な取組をしていただきたいと思います。

3 番目のところ、ちょっと早いんですけど、後がありますので駆け足でまいります。

債権管理条例の制定後のところ、ちょっと早いのでちょっと待ってくださいね、資料が間に合わない。

公債権と私債権の具体的な債権のところを説明をしていただきましたが、要はここで何を聞いたかったかといえ、担当課はそれぞれまたがっていますので、債権管理条例を制定をしましたが、そのことによってどの債権はどのように取扱

いが変わってきたのかということの確認でございます。

これ私債権の代表格は、後ほど質問します水道料なんですよ。その取扱いが債権条例ができる前とできた後、違いがあるのかないのか。それから公債権についても、この条例ができる前とできた後、違いがあるのかないのか。もし違いがないのであればいいんですが、あるのであれば、特に水道料なんかなんですが、私債権は、債権管理条例ができる前は私債権という区別はなかったわけですよ。この債権管理条例ができて初めて私債権ができて、延滞、これ料金が2種類あるのかな、延滞金と遅延損害金というふうに分かれていますね。

その額も多分違うんだろうと思うんですが、その辺の違いはあるのかないのか。公債権と私債権、代表の方でいいんですけど。公債権は誰になるかな。

市の税務課の市税というのは大きな意味での公債権には入らないんですかね。

○税務課長（山中竜也）

それではお答えいたします。

一応、市税としましては、市民税の個人、市民税の法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、それに国民健康保険税を含めたものが市税となります。公債権の中の一つということになります。

税務課の、市税につきましては地方税法上の義務に基づいて発生する債権でございますので、今回この債権管理条例の方では市税につきましては入っておりませんので、違いはありません。

○8番（上村龍生議員）

それでは、私債権の代表格の水道課長、水道料です。これ違いが出てきたのか来ないのか。それで、要は金額の遅延金、金額に違いが出てきたのか来ないのか、それも含めてちょっと答弁をお願いします。

○水道課長（吉元健治）

水道料金につきましては、債権管理条例施行前ですけれども、平成27年度以前になりますが、公債権としての取扱いを行ってございました。督促手数料につきましては100円を徴収しておりまして、延滞金につきましては、公債権でしたので延滞金を徴収するものとされておりました。

債権管理条例施行後ですけれども、私債権になりますので、督促手数料につきましては徴収していないと、債権管理条例によりましてしていないと。延滞金、遅延損害金ですが私債権として取り扱っておりますので、債権管理条例の8条第2項の規定に基づきまして、遅延損害金として徴収をさせていただいているところでございます。

以上です。

○8 番（上村龍生議員）

今の答弁の確認なんですけど、要は督促料というか、100円ですかね、の徴収をしていたということですよ。それ以外は公債権と同じ取扱いで以前はやってた、現在は督促料は取らなくて、遅延損害金として徴収をしていると。

問題は、債権管理条例制定前の債権が残っているのか、いないのか、その取扱いをどうしているのかというのが確信なんですけど、その辺どうですか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

債権管理条例施行前は公債権で延滞金を徴収させていただいておりました。施行後につきましては、私債権ということになります。遅延損害金ですが、条例施行前の債権につきましてもございます。それにつきましては、延滞金で徴収させていただいているというふうに考えております。

以上です。

○8 番（上村龍生議員）

今の話では、そうしたら、条例制定前の債権も残っていると。その条例制定前の債権についても、条例施行後の条例に基づいて執行しているという話ですかね。

○水道課長（吉元健治）

大変失礼をいたしました。債権管理条例施行前、大変申し訳ございません、勘違いしております、27年度以前の債権についてはございませんでした、申し訳ございません。

27年度以前の債権についてはございませんでした、申し訳ございません。

○8 番（上村龍生議員）

それは間違いないですか。それ以前の債権残っていないですか。もう再度確認させてください。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

一番古い債権が平成28年度分になりますので、28年度です。申し訳ございませんでした。

○8 番（上村龍生議員）

28年度といたら、ここは28年の4月1日からの施行ですね。それ以後ということ。以前のやつはもう残っていないということでもいいんですね。確認しました。

それが残っていて、先ほどの答弁のように施行後の取扱いで取り扱うのはちょっとおかしいのではないかという内容だったんですが、なければよろしいです。

この債権管理状況の3番目のところの時効の援用のところの話なんですけど、この

債権管理条例が制定をされて、私債権というのが設けられて、水道料金が一番の代表格なんです、これは基本的には民法の規定が適用される。個人個人の取扱い、公的役所からのお金ではないということで、民法の適用がされるということなんです。それで、私債権については消滅、これは債権放棄で定められているところですけど、私債権というのは時効期間の経過と、これは債務者、支払い義務のある方、債務者によるこれは民法の145条かな、時効の援用ということの行為によって消滅されると、これは民法で定められているわけです。私たちの市の条例というのは上位規定と言われる、一番上は憲法ですけど、その下の民法、刑法、その他の法令に違反してつくことはできないんですよ。ですからこの時効の援用についても民法に従うのであれば民法の規定の範囲内で運用しなければこれは法令違反になるわけです。

この時効の援用というはややこしいので、私、この債権管理条例を制定するときにもこれは議論したんです、この本会議場の場所で。時効の援用というのは、支払い義務のある方、債務者の通知、どういうことかという、債権者が消滅時効を援用しますかと確認をするわけです、市がですね。そしたら支払い義務のある人は、消滅時効が経過しましたので、消滅時効を認めますという意思表示をしないといけないとなっているわけです。何でこういうことを決めたかという、私はそのときも言ったんだけど、借金がもしある、個人間で。それが恩義のある方から借金をしている場合に、借りている人が、いや私はどうしても返しますよと、時効期間が過ぎてもということであれば、借金は消滅しないわけです。支払う義務のある人が、いや私はお金払いますからそれは消滅はさせないでくださいという意思表示ができるという、民法の世界での制度が残っているわけですね。

だから、これが市の私債権のところも援用を、援用のところは、これは生きているわけなんです。ですから、ここでも、債権管理条例第15条の1項の第7号に、私債権の時効期間が満了したにも関わらず債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないときには放棄ができるとうたっていますが、これは厳密にいうと民法違反なんですよというのを、私はこの本会議の場所で指摘したんです。

ただそのときの、賛成をするときの話で、最低でもここは満了したにも関わらず債務者が時効を援用をするだろうと推定されるというふうな取扱いをして、法律違反にならないように運用をしてくださいねということを確認をして、了解をもらったわけです。議員の皆さん方と一緒にですね。

ですから、そのところはしっかりと抑えておいてもらう取扱いをしてもらわないと、これちょっと勘違いされると、条例で決まっているから、もうその時効切れている、なくなっているんだという理解をしてもらうと困りますよということも、

この本会議上で議論したんですよ。

それからもう何年たちますかね、平成27年ぐらいだと大分たっているんで、多分、課長さんたちも皆さん入れ替わっているから認識がないんじゃないかなという、この再確認の意味で僕はこれを質問をしたんです。

ですから、特に水道料金の、議会に報告がある債権放棄のところの一番下のところに、時効を援用したときにはそれを援用すると推定されるという一文も入れてもらったんですよ。そこはしっかりと抑えていついていただきたいと思いますと思うんですが。水道課長、いかがですか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

今議員の方から言われたことで、意思を示さないときという第7号ですけども、民法上は意思を示さなければ時効は援用されないというお話だと思います。当時の債権管理条例が制定されたときのいきさつ、議会での審議等につきましては、詳しくは存じ上げておりませんが、今、言われるとおりではないかというふうには考えております。

ただ水道料金の不納欠損につきましてのことなんですが、この債権管理条例第15条第1項を適用させていただくときに、債権整理委員会のほうで御説明をさせていただいておりますが、4年度につきまして御説明させていただきますと、27名の42万2,300円という債権の放棄をさせて、債権整理委員会の方をお願いをしたところで、全てが認められたのですが、この内訳としまして、当然7号の時効期間の満了というのもございますが、第1号の生活困窮者及び第7号の時効期間の満了と、2つの条項に該当する方が1名いらっしゃいまして、そして第4号の死亡、失踪等、そして第7号の時効期間の満了と、この2つの条項に該当する方が23名で34万3,050円と。第7号だけの方が3名、7万3,940円ということになっておりますが、その条例の制定されたいきさつの段階でのお話というのは、詳しくは、申し訳ございませんが存じ上げていないところでした。

○8番（上村龍生議員）

この15条の1項第7号、消滅期間を経過したときの取扱いについては、今後はそのようなことを考えながら執行していただきたいと思いますということです。それは了解していただけますよね。

○水道課長（吉元健治）

今の御質問にお答えいたします。

債権管理条例につきましては、所管が財政課ということになってございますので、財政課とも十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○8 番（上村龍生議員）

財政課の所管でありますけども、水道料については水道課長の所管ですからね。ですから、これは最悪裁判を起こされていたときには、これは負ける可能性が出てくるんですよという話なんです。ですから、そこはちゃんとそこをクリアできるように対応していただきたいという話をしているところです。ですから、そこは間違いないようにしてください。水道料だけじゃないですからね。水道課だけの話ではないんです、ここは。

ここは、副市長はどなたの担当ですか、債権管理。八木副市長、そこは……。

○副市長（八木達範）

この債権につきましては、それぞれ主管課のほうで努力をされて、徴収はどうしてもできないということで、債権整理委員会に掛けるわけですがけれども。今後は、今の指摘を十分参考にしながら、進めていきたいというように思います。

○8 番（上村龍生議員）

相当飛んでいますね。水道料金のところに、課長入ります。

水道課の限定のところで、4 番目の。これも水道料金のところは、借家にお住まいのある住民の方から、これまで水道料金の基本料金は免除であったが、今年から基本料金の請求が来ていておかしいのではないかと。

これ非常に、非常にというか、やかましい口調で、苦情のような、相談じゃなくて苦情だったんじゃないかと思うんですけど。何で私が苦情を聞かんにやいかんのかと思うぐらいやかましく言われて。いや、ちょっと私もあんまり内容的に詳しくないので、少し調べさせてくださいということで、一応受ける形になったんですよ。

ちょっと分かりやすく、課長説明してほしいんですけどね。これまで貸家、借家については、基本料金が免除をされていたというのは事実ですか。

○水道課長（吉元健治）

貸家につきましてですけども、先ほど市長のほうからの答弁でもございましたように、貸家のメーター取り外しにつきましては、その住宅を退去されましてもその後に入居が予定されているために、1 回 1 回メーターの取り外しは行っていないということで、取り外さなければ水が出るという状況でございます。

そして、これは水道課の運用として行っていたということなんですが、入居された方が退居されて、新しい方が入るまでの間は水が出ますので、住宅の掃除なりということで使われる大家さん等もいらっしゃいますので、一定の基準を設けさせてもらいまして、一定以上使えば、基本料金と使用料が発生させていただきますと。一定の使用量に満たなければ請求はしませんということを、水道課内で運用で決めていたものだと思います。

今おっしゃられたのが、たまたまその方が一定の水の使用量を超えたがために、料金が発生したということなのかなと考えております。

○8番（上村龍生議員）

今のをちょっと要約すれば、基本的には基本料金はもらっているけども、一定量以下であればもらっていないというのを、これは運用としてやっていたという話でいいんですか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

水道課内の運用で行っていたということでございます。

○8番（上村龍生議員）

実は私もその点は確認はしたんです。平成21年頃だというふうに伺っているんですが、ただそのときには一定量以下とかどうかというのは聞いていなかったんですけど、貸家、借りるほうからいったら借家については、基本料金は払わないと。

私に苦情じゃないけど相談に来られた方は、一定量以上使うようになったから基本料金は請求が来たという理解でいいんですか、それまで全く取っていなかったけれども。私が聞いたのは、全く基本料金はなかったのに何で払わにゃいかんとかという言い方をされたんですよね。だから、私ちょっと非常に複雑な気持ちだったんですが。水道課長、どうですか、そこは。

○水道課長（吉元健治）

今のお話なんですけど、直接水道課の窓口のほうでお聞きしてないので、ちょっとお答えが難しいんですけども。どういう状況でそういうふうになったのか、そのお問合せをされた方が貸家の大家さんなのか、その辺がちょっと分からないと詳しいお答えができないところでございます。

○8番（上村龍生議員）

私に言ってきた人は借りている人ですから、住人です。住んでいる方です。ですから、私ならまだいいんですけど、ほかの人にそうやかましく言うことがないように、しっかり説明ができるようにしてもらえないですか、それは。非常にまだ今でも困っているんですけどね、私は。

基本料金がなかったのが出てきた。

それから、2番目、3番目で質問していますが、メーターの取り外しやら、給水装置の切り離しのところ。これは、ここに根拠になる条例の、これは水道事業の給水条例ですかね、その34条で1号と2号というのが決まっていると思うんですが。

これに該当をしていないんじゃないかというような方からの苦情でもあったんですけど。それ直接苦情来ていないですか、水道課のほうには。

○水道課長（吉元健治）

水道課のほうに、直接これについての苦情は来ていないところでございます。

○8番（上村龍生議員）

私のところに何で来たんですかね。困るんですけど、僕も。

住んでいるのに何で給水装置を外すのかという苦情でした、内容的には。その辺のところ、そういう話をどこでそうなったのか分かりませんが。水道課長、これはもう現実に私にきた話ですので、そこをよく確認していただいて、そういうことがないように。取り外しかれこれというのは、結構件数的に多いんでしょうか。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

給水装置の切り離しにつきましてですけれども、こちらから入居されている方に対して、一方的にメーターを撤去するということはまずございません。水道を使い始め、又は使わなくなった、そして、もうそういう届出、申請主義ですので、こちらから取り外すという場合は、今お話になったように切り離し、今、給水条例第34条で、給水所有者が60日以上所在が不明で、給水装置の使用者がないとき、若しくは2号で、給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたときという条項ですので、こちらから一方的に入居されている方のメーターを撤去するというのは、まずありえないと思います。

ただ、水道料金が大幅滞納されている方、そういう方につきましては、給水停止の処分をさせていただいておりますので。しかし、その場合はメーターの撤去は行いません。水が使えないようにするだけでございます。

職権でその34条の適用で廃止にした件数ということですが、こちらは令和3年度に8件、令和4年度に5件、実績として切り離しをさせてもらっています。こちらの方につきましては現地まで確認させてもらっていますので、敷地内の状況、その住宅の状況、この1号、2号に該当するような方でなければメーターの取り外し、入居の跡があれば、もうこれは間違いなく撤去はいたしますので。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

今課長の答弁、非常に大事なんですよ。入居の形跡があれば取り外さないということ、これは確認できますよね、そこは。

私に言って来られた方は、メーターの取り外しもだけど、連絡をしてくれという連絡が来たけれども、連絡をしていなかったという事案です、水道課のほうに。そのときに連絡がないと取り外しますよということで、取り外しに来たという話なんです。

ですから、そのところは所在確認をしっかりと、本人が連絡していないから取り外すということじゃなくて、今課長が答弁したように、形跡があれば外さないという処置をしているのであればそれでいいんですが。もしなされていなければ、今後ともそのような取扱いをするように指導をしていただきたいと思います、どうですか。

○水道課長（吉元健治）

今議員の言われるような事例があったということ、ちょっと理解し難いところもあるんですが。職員としましては、現地調査までしまして、誰も住んでいらない、メーターも動いていないということを確認した上でなければ、メーターは撤去しておりませんので。今後も現地調査をしながらさせていただきたいと、慎重に慎重を重ねてさせていただきたいと思います。

○8番（上村龍生議員）

僕は書類まで見せてもらったんですよ。水道メーターの取り外しについて、これは課長名で今年の3月6日に本人に出されているんですけど。なお連絡がない場合は、使用者がおられないとみて当該水道メーターを撤去させていただきますと、御了承願いますという文書を出しているんですよ。もう今言っていることと違うじゃないですか。それは、僕は本人からこういうふうに来たから、今質問しているんですけど。それ、確かに今言われた答弁のようにしているんですか。それで間違いなかったら、もう本人にそう言いますよ。

○市長（五位塚剛）

今の質問を聞いておりまして、基本は水道料金をちゃんと払っているか払っていないかの問題だというふうに思います。水道料金を払っていなかったら、当然払ってくださいという督促状をずっと出して、それがされていないときは給水停止をしますよというお願いをいたします。

今の状況の方は、水道料金を払っているのに市のほうでメーターを撤去することは、これは絶対にないというふうに思います。だから、住んでいらっしゃるんでしたら当然、水道を利用されているわけですから、それは払ってもらうのが当たり前ですので、そのような形で進めるのが当たり前であって、何らかの手違いがあったのでしたら、行政としても謝りたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

私も一方的に言われて、詳しい状況というのは、冒頭申しましたけれども掌握しておりませんので、確認がてら質問しているんです。ですから、ただ私に言ってきたところを見ると、何らかの手違いがあったんだろうと思うんです。だから、その辺のところは十分に理解していただけるように、説明をして対応していただきたい

ということで、市長のほうからもその辺の指導をしていただけますか。

○市長（五位塚剛）

年間に何人か水道料金を納められない方があります。私たちのほうから、そういう方々に一方的に給水停止をすることはあり得ません。ちゃんとお願いをして、これは市の税金でありますので使った分は払ってくださいというお願いをいたします。誠意がないときは、給水停止をしますよということも、本人に会ってちゃんとお願ひします。

今回の場合は、後でちゃんと住所と名前が分かったら、担当課に伝えてもらえば、水道課のほうに行ってちゃんと説明して、もし落ち度があったら陳謝をしたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

水道料金のところで、あと1点だけですが、4番目のところの貸家の定義のところをちょっと確認したんですが。家賃を取って人に貸すというところの確認ですけど、これは市の住宅もありますし、個人間の借家も同じという理解でいいんですよね、課長。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

貸家は市営住宅等もございますし、民間の貸家もございます。取扱いとしては同じような取扱いとなっています。

○8番（上村龍生議員）

貸家の取扱いのところで、先ほどの答弁の中であった基本料金のところ、現在では基本料金を取っているということであれば問題はないと思うんですが。どういふもんですか、昔、貸家だったけれども家がなくなっているところ、家がないけれども水道を使っているというところ、畑になっているところ、家の実体がないところで水道料金の契約がそのままなっているところ、というのがあるのではないかいという私への話なんですが。水道課長、それ、ここにありますというふうには言えないかもしれないんですが、それ私からのあれとしてちょっと調べていただいて、実態をちょっと実態調査していただけないですか。

○水道課長（吉元健治）

今議員の申されたことでございますが、今言われたそういう事例が、先ほど答弁申しましたように、冬の大きな寒波が来たときに凍結して、破損して、そこで漏水が起こっているんですが、なかなか発見が遅れるということで、配水池まで影響が及ぶということもございますので。今それをなくするという、是正しようということで、令和3年度から、そういうのをなくするための取組を今行っているという途中

でございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

継続的に確認がてら、そのような実態もあるというふうに私のところに話が来ておりますので、それも確認がてら進めていただきたいと思います。

急ぎ足ですけど、教育長のところに、すみません、長くはなりません。

道徳教育について、今日はここをしっかりと話をしたいなと思っていたんですけども、なかなか時間が取れるかどうか分かりませんが。

先ほど、道徳教育についての答弁を頂いたんですけども、それで教育委員会としても、その道徳教育の重要さというのは十分に認識をされておるということは、私も承知しております。今回はその重要性について、再認識をしたいということの共通理解をまた図りたいというような思いで質問をしております。

この道徳教育の重要性につきまして、元最高裁判所長官をされておりました三好達先生が講演をされております。その中で、道徳教育の重要さというのを講演されたんですが、ちょっと紹介させてください。

その前に、ちょっとウクライナ紛争に関連したアンケートを紹介したいと思うんですけども。ウクライナ紛争発生後の世論調査においてアンケートがされたんですが、もし戦争が起こったら国のために戦うかというアンケート、どこのやつか、これは確認しておりませんが。その中で、はいの比率が日本の場合は13.2%であり、この調査をした世界79か国中で最低であったと。第1位はベトナムの96.4%でありました。これは主テーマではないんですが、忘れてもらってもよろしいんですけども、この数字は。これを少しだけ頭の片隅において、聞いていただければありがたいかなと思うんです。

その最高裁判所長官をされていた三好達先生の講演の要点だけなんですけれども、ちょっと紹介させてください。

元最高裁判所長官の三好達先生は、教育の再建から日本の再生への演題で、平成20年の3月22日、福岡市で全九州学生ゼミナール記念講演というものをされておりまして、その中で、誇りある国作りについて述べておられます。

先ほどの教育長の答弁でもありました、誇りのある郷土、国作りにも関連するんですが、その誇りある国作りとは、客観的に見て、誇るべき点をたくさん備えている国であり、国民がこれを自覚している国にすること。さらには誇るべき点をさらに増やす努力をし、実現させていくこと。我が国には誇るべき点がたくさんありました。

第一に、国民の資質、国民性であります。勤勉であり、節度を心得、他者への配

慮を欠かさず、国民相互あるいは地域社会において協力的、清潔、モラル水準、知的水準が高いなどいろいろありました。有史以来、一貫した国の体制を連綿と存続させてきました。さらに、アジアのほとんどが欧米諸国の植民地となっていたときに、一人我が国だけは独立を維持してきました、我が国が他国の支配を受けたのは、さきの大戦で敗れたとき、ただこの一回だけであります。

このように、誇るべき点が多々あった国でありましたが、現在は残念ながら誇りが失われています。誇りを失えば人間は墮落します。誇りを失った結果、現在の日本は墮落しきっています。最も墮落しているのは政治・外交・教育です。さきの大戦後の我が国の指導者層は、自信を喪失していった。積極的に我が国の在り方を正そうとする見識を欠き、訳の分からぬままに全てを受け入れてしまい、ずるずると時流に流されてしまった。これが最大の原因だと思っています。

伊藤肇氏の現代の帝王学という本に、清国末期にイギリスとアヘン戦争を戦った中国清国の軍人の曾國藩が、亡国の兆しとして次の3つを挙げたと書いてあります。

第1に、何事によらず黒白が分からなくなると、その結果は逃避的・迎合的になる。

第2、善良な人々がますます遠慮がちになり、くだらぬ連中がいよいよでたらめをやる。

第3、問題が深刻になると、あれももっと、これも無理からぬと何でも容認してしまい、どっちつかずの痛がらずかゆがらずというような、訳の分からないことをしてしまう。

我が国を墮落のスパイラルから抜け出させるのは、教育であり、その要は徳育であります。

東洋哲学人物学の安岡正篤先生の本に、人間には本質的要素と付随的要素の2つがあると書かれています。

第1の本質的要素は、これがあることによって初めて人間であるということができるもので、それは徳性であります。

付随的要素とは、これも非常に大切なもので、あればあるにこしたことはないが、なくても致命的欠陥とはいえないもので、それは知識・技術や技能であると言っておられます。

先端を行く知識・技術や技能を持った人が、その運用を制御する道徳性を欠いているときの恐ろしさは、最近の世相なり犯罪傾向なりを見ればよく分かります。

思想家の杉浦重剛先生も、真の力は、知力でもなく腕力でもなく武力でもなく道徳であるとされ、国家の興亡は道徳にある。道徳的に退廃すればその国家民族は衰亡し、道徳的に向上すればその国家民族は高まると言っておられると伝えられてお

ります。

もともと人間の本性は自己中心的であり、自己抑制が困難な本質を持っています。自己抑制を身につけさせるためには、道徳を教え込むほかにありません。繰り返し習うことにより、自己中心的な本性を抑え込んで、徳目に従った在り方を本性にしてしまう、これが道徳教育だと考えています。

このように三好達先生は講演をされております。

この道徳に関しましては、同じような考え方は、経営の神様といわれた松下幸之助先生が塾長であった松下政経塾でも受け継がれております。

これは、私が約1時間半前後の三好先生の講演の内容の一部を要約したものでありまして、どれだけ正確に伝わるかどうかは疑問ではありますが。このお話を聞いて、私も2点ほど考えました。

第1点目は、冒頭、忘れてもいいんですが、ウクライナ紛争後のアンケート結果について、戦後の日本の教育、特に道徳教育に影響された部分が非常に大きいのではないかということを確認的に思いました。

それから、第2点目ですけれども、私も戦後教育を受けている一人でございます。ですから、まだまだ抜け切らないところもありますが。これまで漠然と、知力が優れた者、学校のテストの結果がよい者が偉いというふうな認識があったんですが、成績がよいにこしたことはないんですけれども、それは人として本質的な要素ではないと教えられたということでございます。

道徳教育の本質なり、その道徳教育の大切さ、いろいろ議論はあると承知をしております。いろいろな考え方があると思いますが、その点でいいますと、教育長はこの分野での専門家であると私は認識をしております。教育長なりの感想なりコメントでもよろしいんですが、一言頂ければと思います。

○教育長（中村涼一）

今のお話を聞きながら、一言では語れないなと思っているんですが。

学校教育において道徳教育、よく学校では知・徳・体、この3つが大事だというふうに言っていますが。私個人としては、やっぱり徳育だろうなと思っております。

先ほど来ありましたように、知育だけ体育だけでは、人間として社会で生きていくときに、集団の中でどうなんだろうと。やっぱりそこに徳育がきちっと備わっている人間でないと、集団の中では生きていけない。社会の中では生きていけないんじゃないかなと思っております。

私も今、上村議員の話を聞きながら、日本の若者が、若者なのか日本人全体なのか分かりませんが、国のために戦うかという設問に対して、13%の人しか戦うとは言っていないと。どこの国も戦争を好む人ばかりではないし、平和を望んでいる方

もたくさんいらっしゃると思います。ただ、自分の国が侵略されたときにどういふふうに対応するのかという点については、やはり考えていく必要もあるのかなと私自身は思っております。もちろんその前提になるのは、やっぱり平和ということが一番大事だと思うんですが。その辺を考えると、自分の国を大事に思えばそういう気持ちが自然に湧くのかなと。

一方で、私も過去にちょっと読んだ本に、海外交流で日本の学生が外国に行ったとき、相手の国からあなたの国のいいところを教えてくれと言われたとき、日本の学生はほとんど答えられなかったと。一方、外国の学生は、どんな小さい聞いたこともないような小さな国の出身の学生でも、自分の国の自慢をしたと、誇りを語ったと。

そういう話を聞いたとき、私自身も、学校教育で本当に日本のよさ、日本の持つ文化なり伝統、こういうものをしっかり教えて、それが子供たちの中に、自然な中で自分の国、ふるさとを愛する気持ちを培っているのかなと、そういう思いもあります。

道徳教育というのは、私はある面では生き方教育をしているんだと思っています。社会の中で、世界の中で生きていく人材を作っていくためには、やっぱりこの徳育というのがやっぱり大事なんだろうと思っております。

答えになったか分かりませんが、一言ではありませんでしたけど、そういう感想を持ちました。

○8番（上村龍生議員）

道徳教育を行うのは市町村、曾於市でいえば曾於市の仕事でございます。今後も子供たちへの道徳教育が充実しますように、私たちもできるところは仕事をしていきたいと思っております。

今後の道徳教育がますます充実することを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時19分
再開 午後 3時29分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

11番、創志会の今鶴です。

私は大きく3つの項目について質問いたします。

まず、南九州畜産獣医学拠点施設整備事業について。

①馬エリアの運営について伺います。

次に、引きこもりの状況について。

①令和元年度から現在までの小中学生の不登校の状況について伺います。

②中学校を卒業した人から65歳未満の引きこもり状態にある方の状況について、把握しているか伺います。

最後に、ふるさと納税について伺います。

①今年10月以降、ふるさと納税返礼品の送料・事務手数料等の取扱いがより厳密になりますが、曾於市の対応について伺います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。

市長、教育長に明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2の①以外は、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2の①については、教育長に後から答弁をさせます。

1、南九州畜産獣医学拠点施設整備事業についての①馬エリアの運営について、お答えをいたします。

鹿児島大学共同獣医学部には、JRAや全国の馬産地で十分な診療経験を有する教員が複数在籍しております。SKLVの馬エリアでは、そのような鹿児島大学の優れた教育環境を全国の学生等に提供する目的もあって設置するものです。

牛、鶏については、生産される食肉をブランド化し販路開拓することを目指しますが、馬については、終生にわたり飼養することが原則です。学生等の臨床実習・研修機会に備え、複数の種類の馬を導入し、その気性・能力に応じた活用・運用をしていくことを想定しております。具体的には、馬を用いた実践的な臨床教育事業、預託馬事業、乗馬事業、ホースセラピー事業を予定しております。

馬エリアについては、8月1日から8月25日まで公募期間を設け、2者からの応募があったところであり、現在審査中であります。

2、引きこもりの状況についての②中学生を卒業した人から65歳未満の引きこもり状態にある方の状況について把握しているかについて、お答えいたします。

引きこもりの方を把握することは非常に難しく、市では把握できておりません。

しかし、昨年、県が民生委員の方へ、現在引きこもりの方を把握しているかの調

査があり、曾於市では18人の引きこもりの方を把握しているとの結果が出ております。

ふるさと納税についての①今年10月以降の対応について、お答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、募集に要する費用の合計額が寄附金額の50%以内でなければならないとされております。

今回の制度改正では、募集に要する費用の対象にワンストップ特例に関する事務経費など、これまでは対象外であった費用も追加され、また、返礼品の地場産品基準も厳格化されるところであります。

本市では、今後も総務省が示す制度内容に沿って事業を実施してまいります。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

2、引きこもりの状況についての①令和元年度から現在までの小中学生の不登校の状況についてお答えいたします。

曾於市における不登校の状況は、令和元年度は小学生が5人、中学生25人の計30人、令和2年度は小学生2人、中学生28人の計30人、令和3年度は小学生5人、中学生43人の計48人、令和4年度は小学生6人、中学生48人の計54人です。令和5年度は、7月の1学期終了時点ですが、小学生1人、中学生21人の計22人という状況でございます。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま、それぞれ1回目の質問について答弁していただきました。質問事項の順番に従って2回目の質問をしてまいります。

先ほど同僚の迫議員からも質問があったところで答弁が少しありましたけど、いよいよSKLVが開設に向けて順調に進んでいると思っております。その中で事業の馬エリアの分が若干、後からの事業でありましたので、その運営についてどのようなになっているかということで質問したところでございました。

いろいろある中で、この前の全員協議会でもだったんですけど、運営をまず一般財団法人が指定管理をして、あと、それぞれはテナント方式といいますか、そこに運営を任せるということでございましたが、先ほどの答弁の中で、8月1日から8月25日までの公募で2者応募があったということで、まだ決定ではございませんが、今後、この2者をいつ頃決定されるのかどうか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

8月末までに応募のあった公募者については、9月中1か月をかけて書類審査、それから面接審査などを踏まえて、10月頭には決定したいというふうに考えており

ます。

○11番（今鶴治信議員）

獣医学部のほうはそれぞれ専門の教授たちが立ち会われるわけではありますが、馬に至っても専門的な知識がないと、なかなか運営が難しいと思っていますが、まだ決定ではないということですが、その2者は、それぞれそういう乗馬クラブ等、そういう馬についての専門的な業者であるかどうか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

公募しております内容につきましては、ホームページで公表しておりますので、どなたでも御覧いただけますが、この馬エリアにつきましては、今現在、馬を飼養している事業者というふうに限定しておりますので、いずれも馬をしている団体でございます。

○11番（今鶴治信議員）

その中で、令和4年の資料で頂きました各運営団体の収支計画でございますが、その中で馬エリアが令和6年から事業を始めて、当初売上げがそこまで上がらないということで、2年間は赤字の収支であります、令和8年度からは黒字になるという一応の計画でございます。

当初、ここの答弁にもありましたけど、JRAのそういう競走馬の余生を動物福祉の観点から、ゆっくりのんびり過ぎさせるという話は聞いておりましたが、当初は20頭ほどの馬ということで、JRAの馬が20頭来るのかと思っておったところですが、10頭という説明がございましたが、当初からそういう予定であったかどうか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

預託馬のことでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○企画政策課長（外山直英）

もともと馬エリアの厩舎については、20頭規模の厩舎を造っておりますけれども、その中で一部預託料が頂けるような馬を導入したいという構想を持っておりました。今現在、馬の導入等を考えているわけですが、現実的になかなか、今餌代とかの高騰もありまして、預託料をもらえるような馬を探すのが少し難しい状況でございました。そういったことも考えまして、預託馬を10頭程度というふうの方針転換といいますか考え方を考えまして、現在それぞれの事業者と協議といいますか行っているところです。

今、公募をしていただいています2つの団体につきましては、一定程度の馬を飼養されていらっしゃると思いますので、最初からある程度の頭数は確保できるものと、い

ずれの団体になってもできるものというふうに考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

JRAとの交渉もあると思うんですけど、今公募の事業者は馬も養っているということでございますが、確認でございますが、JRAの預託馬は10頭という計画でありますが、これは間違いなく来る予定であるか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

間違いなく来るかとおっしゃいますと、そこはまだ断定できないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

9月中にそういう事業者を選定するということではありますが、今後のそういうJRAとの交渉等につきましては、そういう業者が受け持つのか、また、市も一緒に、これまでの経過があるので取り組んでいくのか、その点についての計画について伺います。

○企画政策課長（外山直英）

今審査をやっている段階なんですけれども、例えば一方の団体の内容を見ますと、馬の飼養頭数が60頭程度お持ちの団体でございますので、全てをここに移動させるかどうかはまだ分かりませんが、一定程度の馬は確保できるんだろうというふうに考えています。

JRAからの預託馬というのが間違いなく導入できないというふうにお話ししているのは、やはり餌代の高騰だったり、いろんなものにお金が掛かっていますので、SKLVの事業内容を理解していただくような馬主さんにお話を各方面でやらせていただいております。そういった実績のある乗馬クラブみたいなのところにもお話を持っていっておりますので、確実ではありませんが、事業を理解していただいた方はそういったところも参画していただけるんじゃないかというふうに考えております。

○11番（今鶴治信議員）

その中で一般財団法人が指定管理を受けるということで、この計画によりますと、収入・支出も2,300万円前後でございます。そして、それぞれの特に馬について今回は質問を上げましたので馬について質問をいたしますけど、運営費が最終的には令和8年度は計画でありますので、このとおりはいかないんでしょうけど、4,400万円の支出があって、それ以降は4,200万円の支出となっておりますが、この支出の200万円の差額はどのような理由であるのか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

すみません、少しお時間を頂きます。——すみません、今議員がお持ちのやつは令和4年度の数値ということだったんですけれども、今回の9月議会に向けまして、参考資料ということで皆様に配付させていただいております。この中で参考資料の18ページの表の下の方になるんですけれども、馬飼養施設というものがございまして、ここに係る経費が、小計は出ていませんが、このSKLV全体で大体2,500万円程度年間に掛かるという試算をしております。これを逆算して使用料というものを取っておるんですけれども、議員からも御指摘があるように、最初から完全な状態で事業を始めるわけではなくて、3年間で視野に入れて最大の馬の飼養頭数にしていくという考えでございましたので、それで段階的に使用料を頂くということで、今回も使用料の条例を出させていただいたというふうに考えております。

○11番（今鶴治信議員）

計画でありますのでこれからのということで、20頭前後の馬舎を建設であります、最高でも20頭と思ってよろしいでしょうか、頭数として。

○企画政策課長（外山直英）

今、馬の厩舎が建屋は立っているんですけれども、馬が入る馬房といいます、これが24ございます。ですので、最大で24頭までは飼育することが可能です。

○11番（今鶴治信議員）

JRAのほうで飼料高騰等の関係で、10頭が、実際はその頭数を確保できるかどうかはまだ不確定ということでありますが、事業は事業者を選択すれば始まっていくわけではあります。当初の説明では1頭当たり20万円ということで、10頭をもし預託させていただければ月200万円、12か月を掛けると2,400万円ということで、あとの経費の4,200万円は大分軽くなってくると思うんですけど、JRAのほうのもし10頭を確保できれば、飼料高騰等があれば、そういう20万円のほうを交渉で上乗せするというのも可能であると思うんですけど、そこら辺についてはどのようなJRAとの話し合いになっているかどうか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

今、馬エリアの公募内容では、条件の中に預託馬を何頭こちらが準備しますというような条件は提示しておりません。よって、今の施設を借り受けられた事業者さんが御自分のシミュレーションといいますか、計算上で採算が取れるというふうにご考えられて公募というか、応募していただいております。よって、議員が御指摘のように、JRAとの何がしかの取決めがあるので、そこを条件にしているわけではございません。

○11番（今鶴治信議員）

そういう場合に数字の積み上げでございますので、支出の飼料等の高騰とかある

と、また前後するのもかもしれませんが、4,200万円の支出は絶対に掛かると思ってよろしいのでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

すみません、議員が今お持ちの資料をちょっと見つけられないんですけれども、今公募している内容は、今馬エリアを運営する上で、現在の施設の使用料を提示しております。それは逆算しますと、年間に掛かる使用料を案分しているわけですが、その範囲内で事業をやれるというふうに理解された業者さんが手を挙げていらっしゃるということです。議員が今おっしゃるように4,000万円が返済できるかということではなくて、今の条件で参入しますという業者が出ていますので、そういった部分は少し見解が違うのかなというふうに考えております。

○11番（今鶴治信議員）

ただいまの課長の答弁を聞いて安心したところでございます。私もいろいろ今回の質問に当たって資料を探したんですけど、この古いやつしか出てこなかったものですから。ただ、4,200万円の経費が頭で掛かるといったら、運営上非常にリスクがあると感じたところでございました。

ちなみに、その資料があったんでしょうけど、公募の際に大体使用料としてどのぐらいを提示されたのか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

すみません、今回管理及び設置に関する条例で馬飼養施設の使用料というものを提示させていただいております。これが年間で533万2,000円となっています。ただ、議員からも御指摘があるように、いきなり最大の馬がそろうわけではありませんので、数年かけてという考え方もありますので、そういった場合には使用料を軽減するということで、今回規則のほうで年間につき100万円の使用料というふうに定めさせていただいております。

○11番（今鶴治信議員）

今詳しい数字を頂きまして、より現実的な計画であるということで少しは安心したところでございます。やはり資料に頂いたのでは、ホーストレッキングコースが大体全長1,000m程度で、近隣の観光乗馬場、都城市、霧島市、湧水町、熊本県までは一応書いてありますけど、熊本県の阿蘇と書いてありますけど、そういうことでやはり馬愛好家としてはそれぞれいろんなところを試したいというのもあるかと思いますが、その中でどのぐらいの人が、最終的にはその受け手の事業者が経営されていくわけですが、その計画の中で乗馬クラブ会員、また観光等でポニーとかも入れる予定があると聞いておりましたけど、そういうふうに乗せて料金を頂くという感じで、JRAがそこは不安定要素があるということで、それに限ら

ず運営していくということで、どのぐらいの、一番主なのは、乗馬クラブ等、観光で乗馬される方々の料金、どういうのが今回応募された方の収支売上げの計画では上がっていたか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

まだ審査中ですので、確定した数字を公表するわけにはいきませんが、一つの目安として、一つの団体から出ている事業計画書では、1年目に11頭程度の馬を飼育して、そのうち乗馬やホースセラピーなど5頭から8頭を使った上で、人数はその団体が示している人数ですので、まだ審査の段階で審査いたしますが、1,100人ぐらいの人数を想定しているということです。

○11番（今鶴治信議員）

これから事業が始まって、まだ事業者等の選定等も決まっていないということで、そこまで詳しくは話ができないともあると思います。とにかく観光の目玉として、馬エリアのほうも非常に交流人口増に対して期待されている事業でございます。当初頂いた古い資料でございましたので、4,200万円でないといと採算に合わない事業計画だったら相当無理があるなと思いましたが、現実的に使用料として五百何万円。コロナも大分落ち着いてきたところでございますので、その辺もこれから期待できるんじゃないかと思っております。

その中でクラブハウス等も建設、もう出来上がったのかどうか。今度13日に議会のほうでも見に行きますけど、その中ではクラブハウスだけで、飲食エリアがあるという説明もありましたが、その場所とはまた別になるんですか。

○企画政策課長（外山直英）

9月中をめどにクラブハウス等ができるものというふうに聞いておりますけれども、そこでも軽食というか、できるようなスペースも準備する予定でございます。また、もともと高校であった校舎のほうにも飲食スペースを設置している予定でございます。

○11番（今鶴治信議員）

食品衛生上もあるから、何か持ち込んで食べたり、そういう場所を提供されるということでありましたが、将来的、研究施設のほうの飲食エリアのほうはよく分からないんですけど、観光客が来たら、そこで将来的でありますけどレストラン、大きなレストランじゃなくても小さなレストランなんかで地場産の食品を出したり、何かそういう取組も将来的にできれば、また観光客も増えるんじゃないかと思っております。今は乗馬クラブ、馬のほうを軌道に乗せるので精いっぱいではありますが、その辺については将来的なことではありますけど、市長のどうお考えか見解を伺います。

○企画政策課長（外山直英）

すみません、一つ訂正をさせてください。クラブハウスの完成は年内ということでございました。大変失礼いたしました。

今後の方針といたしましては、今、高校の中に造りました、地方創生エリアの中に屋外馬場が見える飲食スペースというのの公募も行っております。そちらも応募がありますので、乗馬をしている模様を見ながら食事ができるスペースができるものというふうに考えております。

ただ、観光事業だけをメインにするのではなくて、馬の飼養につきましては、あくまでも臨床教育が大前提でございますので、そちらをまず重視したいというふうに考えております。

○11番（今鶴治信議員）

指定管理は管理団体の一般財団法人がするという説明でございました。その中の収入はずっと2,338万9,000円で変わらないんですけど、これはそれぞれのエリアの使用料と見ていいのか、また、市のほうからこれだけは運営上助成を出すという考えでいいのかどうか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

以前、議員にお示ししている収支計画書では、管理団体、教育・研究棟、鶏エリア、牛エリア、馬エリアという表を見ていただいているんだと思うんですけども、当時は必要経費を逆算といいますか、これだけは掛かるだろうというシミュレーションで収支計画を出しておりました。今回この9月議会に提案させていただいているのは、実際に掛かる必要経費を逆算した使用料を取っておりますので、今回のシミュレーションがより現実的なものだというふうに考えております。

○11番（今鶴治信議員）

とにかくいよいよ事業が始まりますので、継続的に安定的に運営がなされることを期待しているところでございます。古い資料で質問だったのでちょっとかみ合わないところがあったと思いますけど、今9月議会に対しては、そういう無理のない現実的な数字を出しているということでありましたので、それに期待をしまして、この獣医学部拠点事業については終わります。

続きまして、2番目の引きこもり状況についてでございますが、まず、市長のほうの答弁がさきでございましたけど、教育長について、教育課長でもいいんですけど伺います。

小学校、中学校が、頂いた答弁の中では、年々増えているということで、以前私も文厚常任委員会に所属しておりましたけど、非常に、議会また執行部としましては、今年は何人、今年は何年度より減った増えたを問題にしますが、この方々が卒業された後はどのように過ごしておられるかなというのがすごく気になることで

ございました。

その中で、義務教育の中では、なかなかそこまで調査というかできないところもあると理解するところでございますが。令和5年度は、今の時点では少ないというところでございます。たまたまその年度で違うと思いますけど、令和4年度に対して、現在のところ少ない状況であるのは、その対策が生かされて現在こういう状況になっているかどうか伺います。

○学校教育課長（関戸達哉）

それでは、お答えいたします。

議員が御指摘のように、今年度、非常に不登校の人数が減っております。これは、ここ数年来進めております学び合い学習、子供たち同士が学び合う授業形態、あるいは、不登校の対応だけではなく、いわゆる不登校の未然防止の取組を各学校で行っている成果であると思っております。

具体的に言いますと、ソーシャルスキルトレーニングであったり、構成的グループエンカウンターであったり、あるいは市の配置しておりますスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等との相談が功を奏しているものと考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

本当いろいろ現場のほうでも積極的に取り組んで、今こういう状況であるというのを説明を聞いて非常に効果が出ているなど思っているところでございます。

その中で不登校等で結果的に人数に入っているわけでございますが、これまでのそういう不登校の中学生の方々が、その後、高校とか、また通信教育の高校とか、今度夜間中学ができるというのも報道されていましたが、進路については、全ては把握されていないと思いますけど、この不登校の方々の進路状況等については把握されているかどうか伺います。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

過去3年間の令和2年度から令和4年度までの中学校3年生の不登校、年間30日以上休んだ生徒についての進路先でございますけれども、令和2年度につきましては、15名全てが高校のほうに進学をしております。令和3年度につきましては、14人のうちの13人が高校へ進学、1人が県外のほうに就職という形になっております。昨年度令和4年度につきましては、22名のうちの20名が高等学校へ進学、2名が就職ということで、そのような進路先となっております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

それぞれ個人情報もございますので、不登校になった理由等もそれぞれまた内容も違うと思うところでありますが、その中で高校に進学された、また就職をされたということで、非常に前向きに不登校であっても頑張っているだろうなというので安心したところでございます。

いろいろ対策を講じられて効果が出ているところでございますが、實際上、それぞれ不登校になる理由はあると思いますが、小学生の場合は少ない。だけど、高校になるとやっぱりそういう進路と勉学と人間関係いろいろあると思いますが、それぞれ違うと思いますが、傾向として、不登校になる理由の根底にあるのはどういうことか分かっていたら質問いたします。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

主に9割の生徒が4つの理由から小中学生共通しているところでございます。まず1つ目が、無気力・不安というのが約4割、続きまして、親子の関わり方・関係、あるいはいじめを除く友人関係をめぐる問題、あと生活リズムの乱れ、遊び、非行、このような形で約9割の小中学生が、不登校の原因がこのような形となっております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

学校現場のほうでもいろんなそういう対策を講じられて効果が見えているということですが、やはり学校で指導するにも限界があると思いますが、そういう中で家庭の協力なしでは、なかなか子供さんたちもそうやって学校に。しかしながら、いろいろ報道等で見ると、無理強いさせて学校に行かせると逆効果であるというのも聞いておりますが、實際上、この効果が今非常に出ているところでございますが、こういうところで家庭的な取組に対しても力を入れられたのか、また、それぞれ個人的な人がそういう事前防止のための取組が功を奏しているという説明でもございましたが、それぞれ誰でも起こり得ることですので、それを未然に防ぐというのが効果が出ているのか、家庭的な指導、親御さんに対してのそういう勉強会とかそういうのは取り組んでおられるか伺います。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

議員が御指摘のように、不登校の小中学生は本当に数字で何名という形で話をするんですけれども、その子一人一人の人生がかかっておりますので、学校も一生懸命取り組んでいるところでございます。

ただ、なかなか改善が難しいところも現実ありますので、まずは子供たちへの対応ももちろんそうなんですけれども、今年初めて、2学期に不登校の保護者の会を設定をする予定でございます。つまり子供たちの対応しながら、保護者がその対応に疲れてしまったりとか、非常にストレスを抱えるというケースが多いものですから、まずは子供もそうですけれども、保護者も支えようということで、そのような会を立ち上げを予定しているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

積極的に前向きに取り組んでおられるということですね。学校現場のほうに対しては、非常にこれから頑張っていたきたいと思っているところでございます。

引き続きまして、同じ引きこもりについて大きく取り上げておりましたので、これまでそういう調査はしていなかったということでありましたが、そういう民生委員を中心にして、引きこもりの方を調査されて、現在18人の方が引きこもりをされているということでございましたが、それに対して民生委員の方々に啓発するのも限界があると思うんですけど、そういう調査はされたと思うんですけど、それに対する対応等は福祉のほうでも何でもされていないのかどうか伺います。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

今の質問に対してお答えいたします。

この18人の調査は、県のほうが昨年されました。調査と言われても、民生委員さんが把握している数を上げてください。無理して調査して回るんじゃないくて、今現在把握している人数を報告してくださいということでありました。その後に、この結果が公表されているのはつい最近であります。まだ私どものほうも、この結果は曾於市の分しか前もってもらっているものでもありません。それで、どの民生委員さんが誰を把握しているのかというのも、まだつかんでいないところです。

実際のところは、その人がそういう引きこもりであると言われても、こちらから手を差し伸べるというか、こちらから行って支援するというのは、やはり家族の方からこちらに相談がないと、なかなかこちらから行って支援するというのは、ちょっとなかなか難しいところがあるのかなと思っております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

本当その人の人格、またプライバシーに関することありますので、質問をするに当たっても、先ほどの子供の不登校もですけど、非常に私も若しくは聞いていらっしゃるかもしれませんので気を遣ったところでございますので、答えられる範囲でよろしいです。大体分かる範囲で18人というのが、県のほうであって分かって

いるということで理解しました。

義務教育でもそうなんですけど、やはりその後進学されたり就職されたということで、やはり社会に出てから、こうやって何らかのことで仕事等ができなかったり、家に引き籠もる。親御さんがまだ若くて仕事をされているときはいいんですけど、65歳未満ということで質問したのが、65歳で引きこもりになった場合は、親御さんも80の高齢になっているということで、年金等で生活もできていたんでしょうけど、やはりずっとそうやって仕事ができないわけでもないんでしょうけど、保護者がいなくなった場合のそういう人たちはケアはどうなるのかということで今回質問をしているところでございます。

決算のほうでも今回質疑に出したんですけど、令和4年度から社会福祉協議会が生活困窮者の就労支援事業に取り組んでいらっしゃるということで、その中で人数にして表を持ってきていないんですけど、4人ぐらいの引きこもりの方の就労支援の相談があったというのがありましたけど、その辺に関しては社会福祉協議会で取り組んでいるところでございますが、福祉事務所のほうではその内容については把握しているかどうか伺います。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

その4人についてですが、一応把握はしております。1人は不登校ということで学生さんであります。ほかの人たちは3件ありますが、その中の1人は就労へつなげております。1人は預貯金があって、特に預貯金で生活できるのでそれ以上はということであります。1人は生活保護のほうへつなげております。

以上であります。

○11番（今鶴治信議員）

4人の実績ということで把握されているということで、そのようにして自ら相談に来ていただくと、いろいろ、市、社会福祉協議会でも対策を一生懸命していただいて、どうしてもという方は生活保護のほうもされたということですね。非常に先ほども課長から答弁があったように、親族の方、本人からでも相談がないと、そこを特定してしまうようなことになりますので非常にデリケートなことだと思っております。

しかしながら、県のほうもどういう趣旨で調査をされたかは分からないところでありますが、こういう数字があるということ把握して、県・国のほうでも積極的にやっていただかなくちゃいけないんですけど、こういう引きこもりの方々を社会全体としてケアしていかなくってはならないと思っております。その中でなかなかプライバシー問題もありますので難しいところでありますが、なるべく民生委員の方だけに頼るのはいいけど、在宅福祉アドバイザー制度もありますので、そういう方が、

今、社会福祉協議会が窓口でありますので、そういうところに相談に行ってみられたらどうかという、親族の方にもそういう対応策はアドバイスしてもいいんじゃないかと思っていますけど、その辺については課長はどうお考えか伺います。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

今、県のほうでも引きこもり地域支援センターというのが県のほうにできております。アドバイザーさん、民生委員さんなんかも、そういうちょっとした相談などがあつたときはそういうとことか、もちろんこっちの福祉介護課や生活相談支援センターのほうにちょっと声をかけていただければ、対応できる分については関係機関と連携しながら対応していきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

すぐにはできないことでありますが、こうやって県のほうから調査の要請があり、また県のほうのそういう機関もあるということですね。本当に社会全体でこういう方々のそれぞれの理由があると思いますので、ケアして健全なそういう職場とか、また、家にいてもいいんですけど、そういう生活保護等でもケアできるように、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、引きこもりについては終わります。

最後に、ふるさと納税について質問いたします。

曾於市では今課長も、商工観光課長も非常に尽力されて、15億円前後のありがたいふるさと納税を頂いているところでございますが、今回、広報やら、そういう寄附金の受領証の発行、そういうのも全て含めて返礼品を30%、事務経費等も全て含んで50%以内でなければならないという、10月から国のほうの方針が大きく変わったところでございますが、これまでも曾於市はこれを遵守していて、10月が来ても影響を受けずに、これまでどおりの、仮に1万円であれば、同じ商品を返礼品として受け取れる体制になっているかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

本市ではこれまでも50%以内ということで経費率について抑えて、実績でも出しであるところですが、今回の法改正によりまして、これまで経費で算入されなかった部分が算入されてくるようになりました。ここは市長答弁でもありましたように、ワンストップ特例に関する事務、それからそれに付随する事務ですね、これらも含めた形での今度は報告となってまいります。そうすることで、これまで対象外とされていた経費を入れますと、経費率50%を維持することが難しい状況ということで今考えているところです。

国のルールのほうを遵守できるように、経費を可能な限り抑えることに加えまし

て、寄附金額の値上げも視野に入れまして、現在検討しているところでございます。
以上です。

○11番（今鶴治信議員）

本当これから年末に向けて非常にふるさと納税が増える時期に、水をかけるような制度変更でございますが、やはり曾於市が厳格にやってきておりましたので、50%以内で返礼品等の変更がなければ、より有利に進んで、曾於市もまた見劣りがしないから増えるんじゃないかと期待していたところでありますが、やはりワンストップ特例等の事務経費が対象外であったのが、今度含まれるということで、その点を含めて試算として50%でありますけど、それを入れると52%ぐらいになるとか、そういう数字を把握されていたら伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

今、予算の段階で、予算の試算ということで出しておりまして、ただ、その数字につきましては、まだ正確な数字というのがつかめていない状況であります。ただし、50%を超えるというものは間違いはないということで今把握しているところです。
以上です。

○11番（今鶴治信議員）

曾於市の場合は、地元企業の返礼品としてナンチクさんの肉等が非常に人気があるところでございますが、そういうふるさと納税の協力事業者についても、そういうちゃんとした勉強会をしないと、もしオーバーしてしまうとふるさと納税の停止とか罰則等があると思うんですけど、その辺は10月ということで非常に時間がないところでありますが、どのように取組をされているか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

一応今おっしゃいましたとおり、返礼品事業者につきましては、本当今までもいろんな御協力を頂いております。その中でも今回、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、寄附金の値上げも視野に一応入れて今協議をしているところでございます。ということで、返礼品事業者の皆様には御迷惑をかけないような、そのような今協議をしているところです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

曾於市の場合は全て地元産であると思いますが、いろいろ返礼品の都会的なところで特産物の少ないところが、輸入肉等を熟成肉とか、お米でもです。しばらく地元置いて熟成とかいう、それも対象外になったという報道であります。曾於市の場合は、これまでの返礼品にそういう物品等はなかったかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今御質問がありましたとおり、今回、国の制度改正で、今外国産のお肉をそのまま仕入れて熟成ということでお肉を出しているとか、そのような情報も来ているところでございますが、その辺を厳格に踏まえた形で今回このような制度改正がなされたところであります。

本市のお肉と、また返礼品等につきまして、そのような現状はございません。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

それと、よく分からないということではありますが、地元産が70%以上で3割はセットでやる場合は可能であるような報道もありますけど、それはどういうことに当たるのかよく分からない、課長も分からないかもしれませんが、そういうのが曾於市には、3割は大丈夫ということですので、そういう返礼品があるかないかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今おっしゃいましたとおり、地元産品が70%以上じゃないと返礼品として認められないということに今回なっておりますが、曾於市の中では、今私の把握している以上はないというふうに考えています。もしございましたら、また御報告はさせていただきます。

○11番（今鶴治信議員）

これから年末にかけて、ただでさえ忙しくなる、返礼品事業者もですけど、の中で国のほうが厳格になった。日本一ふるさと納税で市民税、所得税が外に出ていくという都市とかも報道されていますので、そういう点で厳格によりなったのかなとは思っているところでありますが、曾於市に、どこの市もであります、以前頂いた資料では51の事業について、ふるさと納税を使っているということで、特に振興住宅とかいろんな事業に係っているふるさと納税、ふるさと寄附金でありますので、ぜひ大変な中、事業者の方に負担が掛からないように、同じ肉だったら金額を上げる。上げる方向であります、これまでよりお金に合わせて手数料もろもろのところの返礼品を少なくするという、そういう事業所はないか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

先ほども御説明のほうをいたしましたけども、返礼品事業者の方々に御迷惑をかけない方法ということで考えていますので、品数を減らすとか、そのような方法は考えていないところです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

隣の都城市が日本一ということですね。いろいろ移住人口も増えたということで、そういうふるさと納税で財源があれば、市単独の事業も打てるところでありますが、その中で曾於市も検討して給食費に充てたり、いろんな事業に、資料を見させていただいたら使われていますので、とにかくふるさと納税は、自主財源等に入るのかどうか分かりませんが、市のほうで使えるお金でございますので、大変な中でありますが、そういう国の規定内で、よりそういう消費者というか、返礼品をふるさと納税をしていただく方々に魅力ある商品を出していただきたいと思います。

以上で、私の今回質問に出した一般質問は全て終了いたします。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日6日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時28分

令和5年第3回曾於市議會定例会

令和5年9月6日

(第3日目)

令和5年第3回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月6日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 山中 雅人 議員
通告第6 大川内富男 議員
通告第7 原田賢一郎 議員
通告第8 瀬戸口恵理 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中 雅人	2番	出水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	会計管理者・会計課長	新澤津 友 子
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉	農業委員会事務局長	中 野 満
土 木 課 長	朝 倉 幸一郎		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

1番、さくら会所属、山中雅人。通告に従い、大項目2点を質問いたします。

1、曾於市のコンパクトシティ推進について。

近年、本市ではコンパクトシティの推進が本格的に打ち出されており、令和4年の組織再編で、まちづくり推進課にコンパクトシティ推進室を設置しております。本市におけるコンパクトシティの定義と推進に至る問題意識について伺います。

2、令和5年度に公民連携まちなか再生推進事業が提案されており、エリアプラットフォーム、未来ビジョンを策定するとあるが、現在の進捗について伺います。また、都市計画アドバイザーの意見はどのようなものだったのか伺います。

3、本事業の目的に、「居心地が良く、歩きたくなるまちなか」の形成を図るとあるが、それはどのようなものなのか伺います。

4、本市における維持・統合・廃止の基準はあるのか伺います。

大項目2、合併後20年に向けての取組について。

曾於市は2005年度の合併から18年が経過し、20年の節目も近くなっているが、今なお旧町単位で地域を考える人も少なくないのが現状である。改めて、「曾於市」単位でものを考える地域アイデンティティの確立の必要性を感じるが、合併後20年に向けた取組などはあるのか伺います。

以上、大項目2点です。

喉の調子がよくないためお聞き苦しいところがあると思いますが、御容赦くださいますようお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、山中議員の質問にお答えしたいと思います。

1、曾於市のコンパクトシティ推進についての①本市におけるコンパクトシティの定義と推進に至る問題意識について、お答えをいたします。

コンパクトシティとは、住まい・交通・公共サービス・商業施設などの生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市のこと、又はその政策のことを言います。

曾於市では、急速な人口の減少と高齢化が著しく進んでいます。これらが進行すると、市街地内の低密度化や地域活力の低下が懸念されます。また、厳しい財政状況下においては、医療・福祉・子育て支援等の市民への行政サービスの提供が困難になることも予想されます。

市として、このような状況に対処していくため、今後は都市全体のまちの構造を見直し、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であると考えます。

1の②公民連携まちなか再生推進事業のエリアプラットフォーム、未来ビジョンを策定するとあるが、現在の進捗について。また、都市計画アドバイザーの意見はどのようなものだったのかについて、お答えをいたします。

エリアプラットフォームは、まちづくりに関心のある人や、まちづくりに関わる多様な立場の人が集まって、エリアの将来像や課題解決について協議・調整を行うための人材の集積ですが、まだ設立されていません。また、それに伴う未来ビジョンも作成されておられません。

都市計画アドバイザーについては、都城工業高等専門学校の杉本准教授にお願いをしており、財部のまちづくりを中心に検討していただいております。今後、生徒と一緒に活動を始める予定です。

1の③本事業の目的に、「居心地が良く、歩きたくなるまちなか」の形成を図るとあるが、それはどのようなものなのかについて、お答えをいたします。

街路空間を車中心から人中心の空間に再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い、憩い、多様な活動が広げられる場としての取組です。

1の④本市における維持・統合・廃止の基準はあるかについて、お答えいたします。

本市における維持・統合・廃止についての明確な基準は設けておりませんが、公共施設等の管理の基本方針として、曾於市公共施設等総合管理計画を策定しており、その基本方針として、保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減、長寿命化の推進によるライフサイクルコスト低減、施設管理の効率化によるコスト削減と定めており、その基本方針を基に、各施設の在り方について、施設ごとに検討していくこととなります。

2、合併後20年に向けた取組についての今後の取組について、お答えをいたしま

す。

曾於市ならではの魅力や独自性を活かして、市内外にアピールするのに、合併20年という節目を良い機会と捉え、地域ごとのこれまで受け継がれてきた伝統や文化を尊重し、曾於市全体が一体となる取組が重要であると考えます。そのためには、住みやすさと、子育てしやすいまちに重点を置いた、魅力的なまちづくりを今後検討したいと考えます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、コンパクトシティの推進についてから質問いたします。

まず、過去の経緯について伺いたいと思います。

私が知る限り、令和2年の9月議会において、松ノ下いずみ前議員が、財部の町の振興について質問された際、市長の方から、コンパクトシティ的な対策を考えているといった答弁がありました。課内を含めまして、コンパクトシティについて本格的な検討が始まったというのは大体いつごろからになるのでしょうか。まずその時期について、担当課にお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、お答えしたいと思います。

コンパクトシティをまずどのようにするかということで、最初出たのが空き家をまずどうしようかという話でした。その空き家をどうしようかという、話が出たのが令和元年度頃でございまして、本当に曾於市の町並みが、景観が悪くなってくるということでございました。そこに併せて、ちょうど国の方も立地適正化計画という計画を出しておりましたので、それに乗っていこうかという話をしたところでございます。

その中で、いろいろと話が合ったところなんですけれども、まずどうやって対処していくかという形で打合せをしたところでございます。

それで、まずはその空き家に対する係、そういうものを設けようかということをお話ししたところだったんですけれども、それではやっぱりそのまち全体の方を考えた方がいいんじゃないかという形を設けまして、まちづくり推進課という形でできたところでございます。

あとコンパクトシティにおきましては、その立地適正化計画がありましたので、それに向けての話合いという形でコンパクトシティ推進室という形ができたところでございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

まずは、過去の景観について理解できました。大体令和元年度あたりから空き家の対策がコンパクトシティの出発点であったといった答弁でありました。わざわざ問題意識について、何で伺ったところかなんですけれども、迫議員とのやり取りでもあったんですけれども、このコンパクトシティの推進というものは、言うはやすしやるは難しの最たるものでございます。一般的に日本の政治というものは、過疎地域や恵まれない地域に補填していくとか、資源、人・物・金を投入していくといったところで政治が回っておりまして、コンパクトシティというのはある種恵まれた都市部というか、中心部に資源を集中していくといった政策ですので、当然、住民や団体の反発もかなり強いことになっていくということで、執行部としてはそれでもやる、やらなきゃいけないといった強い問題意識がこのコンパクトシティを推進する上で非常に重要になってくるわけであります。そういった推進の意思というか、まずそれについて、これは市長でしょうか、市長の御見解を伺いたいんですけれども、お願いします。

○市長（五位塚剛）

地域づくりをどうするか、また、まちの中心化の活性化をどうするかというのは、地域住民の皆さんたちの協力がなければできません。現状のまま放っておいたら住まなくなった家は廃墟となり、また商店街ももう後継者がいなくなると店を閉じてシャッター通りになっていく。これはもうどこでも同じことだと思うんです。そういう中で、少なくとも町部を中心としたコンパクトな、皆さんたちが生活ができるいい意味での生活環境づくりを、行政としても支援をしながら、地域の方、住民も一緒に入ってまちづくりをしていくというのを検討していきたいというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

商店街やこのままこれを放置するともう人が住めなくなり魅力もなくなっていくと。だから、ついこれを推進しなければいけないというのが市長の答弁でありました。

私もまさにそのとおりだと思っております。やはり過疎化によって町の密度が減っていけば、それだけ商売も人流もなくなって、商店街などの基盤もなくなっていくので、人口が減るのはいいけれども、密度は保っておかなければ生活が成り立たないので、そういった方針自体はいいと思います。

ただ、このコンパクトシティを推進する上で一番問題となってくるのが、どの程度の強さでそれを推進するかといったところであります。私も市町村議会の研修なども行くんですけれども、そこであった建設課職員のやり取りとして、まず住民がポツンと一軒家を買ったと。でも、その道路を整備するだけでも何千万円とかかる

ということで、町の中心部に移住をお願いしに行くんだけど、いいや、私の墓はここにあると、独りでもここに住んでやると言ってなかなか聞いてくれないと。そしてその建設課の職員が何度も何度も言って、お願いにお願いを重ねて、何とか中心部に移住をしてもらったといったような事例も聞いております。

これはこれからのお話だと思うんですけども、コンパクトシティというのはそういった住民の誘導というふうに言われたりしますけれども、お願いしますねと言っただけで来るわけではないんですね。やっぱり役所としても、なぜそれが必要なのか、このまま放置するとどうなるのか、なぜ誘導して移住してもらわないと困るのかということをちゃんと説明しに行ったりしていくということで、非常にコストがかかるものでございます。

まちづくり推進課として、これは本当にただの一例ではあるんですけども、どの程度の強さでこの誘導というのをやっていくのか、その点について伺いたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

今後のまちづくりの流れという形で受け取りましたけれども、この事業というか、このコンパクトシティにおきましては、長い年月というか、時間をかけてゆっくりと進むと考えております。そこでいろいろな課題とか相違とか出てくると思っております。それに対して、このまちづくり推進課の方で対応していきたいと一応思っているところですけども、まだ今度スタートしたばかりですので、今からどういう問題が出るのか、そういうもの等を検討しながら進めていきたいと思っております。

○1番（山中雅人議員）

始めたばかりなので、今後課題などが出てきたらといった答弁でありました。

昨日の迫議員とのやり取りであったんですけども、この立地適正化計画を策定中であるといったことがありました。ただ、国交省のホームページを見ますと、令和2年度の段階で鹿児島県内でこの立地適正化計画を公表しているのが鹿児島市と姶良市、これは公表していると。そのほかで曽於市も入っておりまして、公表はしていないけれども実際に取り組んではいるということで、ホームページに上がっております。これは令和2年度なので、何年か前の段階ですけども、現在の立地適正化計画というのは現状の進捗などはどのような段階なのでしょう。その点、担当課にお伺いたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

立地適正化計画の現状ですけども、現在、先ほど議員が申し上げられたように、素案ができている状態でございます。今後、防災指針に基づいて内容を追加したいと一応考えております。そこで、立地適正化計画というものの手引が毎年のように更

新されてきますので、それを見ながら、なるべく早く公開ができるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

そのコンパクトシティを進める上でこの辺り、立地適正化計画が内容の肝となっていくので、これは非常に重要になってくると思うんですけども、これ一応答弁のあと公表する予定があるということなんですけれども、大体いつ頃までに公表の予定でしょうか。現在のその段階について伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

すみません。先ほど申しましたように、素案のほうはできております。それに基づいて、先ほど申しましたように、防災推進計画による立地適正化計画への反映へという形を来年度一応計画いたしております。

そこで、またパブリックコメントを実施いたしまして、市の都市計画審議会、それから立地適正化計画をそこで作成いたしまして、今度は国、本省、それから整備局、県との協議を済ませまして、できれば令和6年度末、早ければ。遅くても令和7年度の当初でできればというふうに一応計画しているところです。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

来年度の公表予定ということで、私もそれをある種楽しみにしたいなというところでございます。

この立地適正化計画というのは、大体居住誘導区域とあと都市機能の誘導区域によって、市民の新しい建設ですね、建設・建築について誘導していくといったことが肝にはなってくると思うんですけども、現在、進捗段階というか策定段階ということなんですけれども、この立地適正化計画をすることによって、これまでのまちづくりと一体どの点が差別化される、違うことが出てくるのか、その点について、この策定したら何が起こるのか。それについて改めて担当課の方から答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

議員の言われるとおり、まちづくりを誘導していくというのがこの立地適正化計画でございます。まず、都市施設とそれから住居誘導施設という形で、2つの誘導施設がございます。それにつきましては、また区域を定めていきながらやっていくわけなんですけれども、今既存にあるものをどうするかという多分問いだと思いますので、それにつきましては官民連携・公民連携という形でまちづくりを進めていきたいと一応考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（山中雅人議員）

その内容についてなんですけれども、この国交省のホームページを見ますと、立地的成果計画を設定すると、建築等における、これは居住誘導地域の話なんですけれども、届出が必要になってくると。そして居住誘導地域外に家を造ろうとするとこういった居住誘導地域がありますよといったことで情報提供をして、届出が必要になったりすることもあるということで、この届出というのは一体どのようなものなのか。本市もその届出制のようなものをまた導入する予定なのか。その点についてお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

まず、立地適正化のための誘導の届出なんですけれども、これにつきましてはあくまで規制というわけではございません。誘導という形になります。そのために、どういう建物がどちらの方に今できているかというのを調べるための届出制度になります。その中で、届出制度の中で行うというのがうちの曾於市の方でも案ができておまして、1 番目に、3 戸以上の住宅の建設を目的地とする開発、それから、1 戸又は2 戸の住宅の建築を目的地とする開発で、その規模が1,000㎡以上、③としまして、3 戸以上の住宅を新築する場合、それから4 番目としまして既存の建物を改築し又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合となっているところでございます。

以上でございます。

○1 番（山中雅人議員）

立地適正化計画について、内容もおおむね理解できました。粛々と進めていっていただきたいと思います。

それでは、2 点、公民連携まちなか再生推進事業について伺いをいたします。

現在、まだ人材の集積をする予定ですが設立されていない。また、それに伴う未来ビジョンも策定されていないとのことですけれども、この未来ビジョンの策定、エリアプラットフォームの設置というのは大体いつ頃行われる予定でしょうか。その2 点について伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

まず、このエリアのまちづくりという形で考えたときに、エリアとしても考え方が多分いろいろあると思います。旧町で考えた大きな考え方、それから市街地に対する考え方、それからここに1 軒空き家があるけど、これをどうかしたいという考え方ですね。そういういろんな考え方があります。

その中で、今ある問題解決をどうしようかというところに、そこに人々が集まっ

ていただいて、その民間という人たちの中でプレイヤーを募るという形になります。それが今そのまちづくりに関して興味がどれだけ市民の方があるのかなというのがありまして、今まちづくり講演会なんかも開いているところでございます。

それに基づいて、そこに集まった人たち側からの意見を聞きながら、自分たちの目指す将来像なんかを話し合いながら、その未来像を作っていくというのがこのプレイヤーを発掘しながらしていくというやり方でございます。

現在、なかなかそのところまでいっていないところでございまして、まず啓発とか、あとその人作りというものを念頭に、今頑張っているところでございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

現在、人作りの段階で、なかなか予定が立っていないといったところだと思うんですけども。それではエリアプラットフォームの画像の表示をお願いできますでしょうか。

（山中議員、議場モニターに公民連携まちなか再生推進事業の事業イメージ図を表示）

○1番（山中雅人議員）

これが全員協議会でまちづくり推進課から共有されたものなんですけれども、まずはエリアプラットフォームというのを設置して、そしてその会議の中で未来ビジョンを作って、そして各種取組をやっていくといった中でありました。

プレイヤーとして、住民、地権者、行政、企業、就業者、まちづくりの会社、大学といったところで、都市再生推進法人を作るといったところがうたわれております。

その中で、大学といったプレイヤーがいるんですけども、この都市計画アドバイザーについて、答弁書では都城工業高等専門学校の杉本准教授をお願いしているといったことなんですけれども、一応この学のプレイヤーとしては、この杉本先生をお願いしているといった理解でいいんでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

杉本先生におきましては、都城の高専という形で、准教授でございます。曾於市におきましても、建築の担当者は高専とのつながりが、高専卒の方が多いですので、そのつながりもありましてお願いしたところでございます。

そこで、今、杉本先生が考えていらっしゃるのがリノベーションによるまちづくりという形で考えていらっしゃるそうです。

そこで、市の遊休施設、そういうものとか、あと市に、まちの中にある空き家、そういうものを利用して活用できないかということを今検討していただいていると

ころでございます。

今から、学生さんと一緒にそういうものを目指した形で進めていきたいということで、また明日ですけれども、都城の高専と打合せをする予定でございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

地元の高専の先生とそういった取組をやっているということで大変いいことだなと思うところであります。

ただ、私ふと思ったのは、今回SKLVを誘致しておりまして、このSKLVと財部町の町ともいろいろ、非常に密接なつながりができたと。そして、まちづくりとこのSKLVの拠点というのはほぼ一体化した事業であるということでした、つい先日、鹿児島大学との協定書も覚書として締結しまして、その中に第2条の第3項です。地域の交流人口創出による地域の活性化を大学とも図っていくといったことがうたわれておりました。

特に、今回の地域の交流人口の創出というのはやはりSKLVの事業というのは獣医学部との連携だけでなくこの鹿児島大学との連携事業でありまして、ほかの工学部や理学部の先生たちともこれは協力もお願いできるんじゃないかなと思ったところであります。

やはり鹿児島大学の先生も、自分の施設でもありますし、自分の学生が通うところでもありますので、やはり当事者意識を持って取り組んでくれるのかなと思ったところであります。

そういったエリアプラットフォームの協力が、構築に関して鹿児島大学とも連携を強化していくということはこれができないものでしょうか。その点伺いたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

先ほど申しましたように、うちのほうとしましては、都城高専の卒業生もいるということで、まず建築学科もあるということで示したところでございます。また、鹿大等につきましては、今からの検討となると思いますので、進めていきたい、検討させていただきたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

本当に思ったより地元の高専との協力を得ていて安心したところなんです。なぜかと言いますと、私の知っている限り関西大学や慶応とも一部協力などをやっているということが示されていたんですけれども、やはり遠方の大学やほかのコンサルティング会社などというのは、基本的に本市の実情をなかなか把握してくれず、また仮に大学の提言などが失敗したとしても責任を負うことはないんです。やはり私

も個人的に自治体向けのコンサルティング会社などの方とも話したこともあるんですけども、やはり先進自治体の成功例を10パターンぐらい持っていて、それを切り張りして自治体に提示してお金をもらっているといったことで、なかなか当事者意識を持って取り組んでくれるところがないといったところがあります。

しかし、今回、SKLVの誘致に当たっては、やはり鹿児島大学というのはまさに当事者そのものですので、やはりそういったほかの団体などよりも責任を負ってくれるのかなと思ったところがありました。

そして、またいいでしょうか。

(山中議員、議場モニターに鹿児島市の都市開発に関する記事を表示)

○1番(山中雅人議員)

ちょっとこれ見づらくて申し訳ないんですけども、これは——少々お待ちください。木方十根教授という鹿児島大学の理工学部の先生のお話なんですけれども、大体この徒歩圏600mということを提案されておりまして、これは鹿児島市内のアーケードの人流の向上というか、再開発について意見を提言されているんですけども、やはり600m圏内というところを中心に、町の施設やそういった人流を高めるような、そういったつながりを作っていくと人が増えますよといったことを提案されていると。やはりそういった大学との連携も高めていって、こういった先生方などをお願いしていくのもいいのかなと思ったところであります。

ぜひ、視野広く、いろんな先生方とも協力して、やはり官と民だけでは現状限界があるというのが現状の私の認識であります。やはり学ですね。学とも連携して、このまちづくりについては推進していったほしいなと思っているんですけども、市長のまず見解をお伺いいたします。

○市長(五位塚剛)

もう先ほどから答弁しているように、まちづくりは住民の皆さんたちの協力がないとできません。そのために、市の考え方をやっぱり示す、そのためにビジョンを作る。それを実現するためにはいろんな国の補助事業があります。特に、コンパクトシティについてはそういう事業がありますので、なるべく地域の皆さんたち、またその財部の皆さんたちが納得できるようなまちづくりというのを進めていきたいというふうに思います。

○1番(山中雅人議員)

それでは、この歩きたくなるまちなかについて質問しようと思います。

まず、ここなんですけれども、これは、私が国交省のホームページ公民連携まちなか再生推進事業のホームページに見ていきますと、ほぼ同じ文章が出てきてまして、これはそこから取ったものでしょうか。それについてお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

これは国交省のホームページにありまして、それから引用させていただきました。
以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

県議会のなどのほうでも交流人口、といったことはどんどん進められておりまして、これは当然国交省も言っていることですが、ただ過疎だからといって諦めるんじゃないくて、ちゃんと昼間、夜の交流人口、そういったものをどんどん高めて、人流の流れを増やしていけば人口の多寡に関係なくそこに産業が生まれてまちが発展していくといったことがあるので、特に歩きたくなるまちなかというのは重要な概念であります。

特に、歩くとやっぱりお金を使うんです。我々、車で目的地まで行くと、目的地にしかお金を使わないと。だけれども、歩けば途中でカフェに寄ったり本を買ったりいろいろしてお金を使うということで、やっぱりどうにかして歩かなければお金を使ってくれないということで、歩きたくなるまちなかというのは非常に大事な概念ではあるんですが、現状、これが成功したまちというのはなかなかないのが実態でありまして、特に田舎ほど車社会になっていまして、歩くようなまちの構造にそもそもあまりなっていないところが多いんです。これに成功しているのが大阪や東京などといった、いわゆる電車のある地域、これであればあまり困難なく歩きたくなるまちなかというのを作れるんですが、田舎ほど歩きたくなるまちなかというのの難易度が上がってくるものでありまして、それができればいいんですが、これをどうやって曽於市の実情に落とし込むのか。その点、担当課としてはどう考えているのか、御意見を伺います。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

議員のおっしゃるとおりだと思います。なかなか難しいところだと思います。曽於市におきましては、どのような形で進めていくかというときに、今ある歩道があります。特にまちなかは歩道が整備されていますので、その歩道とあと民有地を一緒になって使いながら、何かできないかという形で今検討しているところでございます。

特に、まちなかを歩くというのがもうほとんどなくなりましたので、町並みウォーキングとかそういうのも面白いのかなと思いつつ、そこのまちをもう一回見直していただくという機会を作ったりとか、あと道路占用というのがありますので、その道路占用許可制度も利用しながら、それをうまくできればなと思っていますところでございます。

以上でございます。

○1 番（山中雅人議員）

この道路占用というものと、このまちづくりと歩けるまちというのは、具体的にどう関連していくのか、ちょっと具体的に答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

道路占用につきましては、道路を使う、通常は道路は道路のための施設ですので、その他のものはできませんので、そこに一時的に通行止めではないですけども、歩行者天国をしたりとか、あと歩道を使ってこの時期には催し物ができますよとか、そういうことを一応考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（山中雅人議員）

この歩きたくなるまちなかの形成の上で、特に大阪市などでも歩行者天国を作ったりとか、いろいろそういった取組などが始まっているところでございます。中で、大きな自治体の例がどうしても多くなってしまうんですけども、例えば福岡市などでは、商店街と商店街の間に公園を作って、無理やり商店街の間を通らせることによって、公園を人流を多くするとか、そういった動線をつなげるようなことを試みを通じて、歩けるまちなかというのを作っていると思うんですけども、今後、そういった都市計画の際に、人の動線が分かるような二次元、できれば三次元の地図なども議会側に提示していただきたいんです。特に、先進自治体などでは、ここに二次元の人流の地図などあるんですけども、それ以上に町並みというのを三次元に見るために、ここに公園があって、ここに商店街があって、ここに独居施設を置いてという形で、絵のような形で提示していると。抽象的なビジョンじゃなくて、我々はこういうまちなかを作りたいんですよということで、三次元の青写真にして議論を進めていたりしているんですけども、こういった二次元、三次元の地図を議会側と共有することというのはこれ可能でしょうか。その点、担当課にお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

申し訳ございません。ちょっとその3Dというか、それについてはまだ詳しく知らないところですけども、都市空間におけるそういう3D化というのを今国の方が進めております。それらについてもまだ勉強不足ですので、そこはまたどんどん勉強していきたいと思えます。

以上でございます。

○1 番（山中雅人議員）

やはり、特にSKLVの誘致の際にも財部の市民の方がおっしゃっていたのが、これがあることによってどう町並みが変わっていくのかわからないといったことが

一番大きな反応だったんです。やっぱりイメージ、二十何億円かけてこの施設を作りました。500人、300人から人が来ます、人流が増えますと言われても、で、どうなるんですかと言われてたら、それは分からなくなってしまうので、そういった住民の説明の上でも、この三次元の地図などを提示して、ここから財部駅までが通じるんです。そして、整備をしたらこのような形になっております。

そういった形で、この三次元の地図などを使った方がやはり住民説明などもやりやすいと思うので、今後も検討していったほしいなと思うところであります。

やはり抽象的な話じゃなくて、これはまちづくりは具体的な話でありますので、やはり議論を具体的にするためにも、具体的な地図で議論をした方がいいと思いますので、その点、改めて担当課の御意見を伺います。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

そのようなものがありましたら、ぜひ利用というか、使わせていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは4点目、本市における維持・統合・廃止の基準について伺います。

まず、この答弁として、保有総量の縮小、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減、施設管理の効率化によるコスト削減といった3点が提示されているんですけれども、これはある種、一般論のところもありまして、これが個別の施設にどう適用されるのかがちょっと見えてこないところもあるんですけれども、その点、財政課としてはどのように考えているのか、見解を伺います。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

この公共施設等相互管理計画を策定しておりますけれども、これにつきましては、全体の公共施設の取組に対する横断的な指針、こういったものを示しております。

これを基としまして、それぞれの各種の施設、例えば教育施設であったり公営住宅関係の施設であったり、そういったものの個別の計画等も作っております。

そういった中で、この計画の指針に基づいて、それぞれ検討していただきたいという形で位置付けている計画でございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

私がこの質問を何でしたかといったところなんですけれども、基準がないと、ここの施設の廃止統合というものが政治問題化しやすいといったことが指摘できると思います。私、文教厚生委員会ですけれども、津市の方でこの施設の統合について

話を伺ったんですけれども、言ってしまうと、ここの施設を基準を作って統合しようと思ったんですけれども、この施設の近くに市長の有力な幹部が住んでいましたとか、若しくは有力な市議会議員の地盤がそこにありましたとかいうことで、個別のものが非常に政治問題化しやすいといったことで、財政課がそれに対応できなくてパンクしちゃったということをおっしゃってまして、非常に、どうあってもこれが政治問題になるんですけれども、統合といったことは。ただそれをある程度避けるためにも、明確な基準などを設けておいた方が、もめ事が最小化されるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

公共施設の総合的な管理の在り方は、当然早く策定すべきだと思っております。そのためにはいろんな団体の方々にも入ってもらって、議論をして、将来のビジョンを見た上でしないとだめだと思っております。

一部の議員さんの圧力でそれが惑わせるようなことではいけないと思っておりますので、基本は住民の皆さんたちと将来的な財政の在り方も含めて検討すべきだというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

まさにそのとおりでございまして、まちづくり全体のものとしてそれを捉えて、個別の施設だけじゃなくて、町全体としてこれを統合するか、維持するかということを決定すべきでありますので、やはりそういったこと、特定の政治問題化するというのは避けるべきであると考えております。

また、議会サイドとしても、基準がないと、この施設をなぜ統合するかについて合意が取りづらくなってしまいまして、賛成・反対といったことになりやすいんです。そういったことも含めまして、やはりある程度どういう方針なのかということについて、がっちりとした基準などは、これはまあ現実には無理なんですけれども、ある程度策定していただかないと議論が進まないというふうに思うんですけれども、市長の答弁も踏まえまして、財政課としてはどのように考えているのか、答弁お願いします。

○市長（五位塚剛）

全国の自治体で、例えば図書館とか文化センターを、行政の方から一方的に解体をするという、これが出て反対運動が起きているところがいっぱいあります。だから、それについては、やはり市が総合的に公共事業の施設をどうするかというところに結論に至るまで住民にちゃんと説明して、この後はこういうふうにしていくんですよということがない中で、一方的に行政が解体撤去すると住民の反対運動が起

きております。やっぱりそれは避けるべきだというふうに思っております。

計画についても、当然ながら住民の意見を尊重しながら、同時に縮小するものは縮小しないと財政的な負担が必ず出てきますので、それは理解をしていただいて、根本的に、3つある施設だったらどこかのところに集約するとか、そういうことは当然議論の対象になるというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

質問の意図がよく伝わっておりませんでした。改めて意図を説明いたしますと、例えば明確な基準というのはなかなか作れないんですけれども、ある程度私の行った津市では、利用者数や利用料、施設の回転率、そして延床面積、人口20万人くらいの都市だったら1人当たりどの程度の公共施設を持つのかといった、そういった基準を出しまして、それが1人当たりの公共施設の広さが広いようであればある程度強めに縮小していくといったことで基準を作ったりしておりました。それを個別の施設に当てはめていくと大変な問題になってしまうので、原則的な基準というのを作った上で、個別の施設に関しては、維持なら丸、変更などをするんだったら三角、廃止するならバツといった形であえて振り分けていくと。

今後、そういった基準などを作りまして、評価、これを実際に維持するのか、維持することを検討するのか、それと廃止を決定するのか、そういったことを丸・バツ・三角のような形で評価などしていく予定などありますでしょうか。その点、財政課の見解をお伺いいたします。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

この公共施設問題につきましては、なかなか難しいところがあります。そういった中でも、私どもはこの施設ごとにつきまして個別計画、それから施設ごとのカルテというのを設けまして、いわゆるその中で現状であったり、課題であったり、それから将来的な展望ということで、維持、廃止とかそういったことではなくて、とにかく現状維持、管理、こうしたものをどうしていったらいいのか、そういったところを中心に、各課協力をいただきながら、そういったカルテというのを作成しております。

今後もそういった中で、基本的には維持管理、そういったものが中心になっていくと思うんですけれども、公共施設マネジメント検討委員会等もございますので、そういった中でいろいろと検討していければと思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

その個別計画なんですけれども、公共施設の総合管理計画は私も拝見したことが

あるんですけども、個別計画に関しては見たことがないんですけども、これというのは公開されているものなんでしょうか。その点お伺いたします。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

財政課の方で管理しておりますのは、曾於市公共施設等個別施設計画というのがございます。こちらについては、公表してあると思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

公表してあるということで、それを見ながら議会としても十分な議論がされていくものかなというふうに思います。

それでは、合併の方に移ります。

答弁としては、これまで受け継がれてきた文化や伝統を尊重し、曾於市全体が一体となる取組が重要であるということですけども、率直に市長に伺いたいんですけども、私も個人的に、曾於市民としての意識よりも末吉町民、財部町民、大隅町民といった旧町意識が残っている市民の方もまだまだ多いところがあるというふうに感じておまして、行政側としてもそういった、何で財部ばかりするんだ、大隅をやってほしいとか、何で末吉ばかりやるんだ、ほかの地域やってほしいといったことが結構来たりするというのを伺っているんですけども、実はそういった現状を、感覚として執行部としてどういうものとして感じているのか。その点、市長のまず感覚というか、受け止め方をお伺いたします。

○市長（五位塚剛）

3町が曾於市に対等合併をいたしました。当然ながら、もう20年が近づいてきております。いつまでも財部とか末吉とか大隅、そういうことをもう言っているときではないというふうに思っております。曾於市全体として行政も進めなきゃならないと思っているし、必要なところに必要なものを作っていくというのは、よく議論した上で、そして議会にも相談しながら事業というのを進めるべきだというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

市長のおっしゃっているとおりだと思っております。

このアイデンティティの形成というのは、言うまでもなく難しいものでございまして、これは私が思うに、2005年度の合併の際に、本来は過去の旧町意識というものと過去に一区切りをつけた上で、曾於市民としてこれから生まれ変わるんですよということを官民ともに理解した上でこれを実行すべきだったと思うんですけども、当時、小泉政権が、合併しなければ地方交付税を減らしますよと、合併すれば

合併特例債ももらえますよということで、行政側の都合にばかり気を取られてしまっていて、このローカルアイデンティティの再構築の話まで意識が下りなかったのかなというふうにも思うんです。

当時、市長も当時の状況を知る立場ではありましたが、やっぱり合併当時、改めてどのような認識で合併したのか、その過去について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

合併のときも私も一議員でありました。私の考え方は、小さな町でもちゃんとやっていける、輝けるようなまちづくりという基本があればそれでもいいと思います。現状としては、隣の大崎町も、合併しないで独自のまちづくりをやっておりますので、それはその地域の住民の意思と行政の考え方で進んでいるというふうに思います。

ただ、これだけ人口が少子高齢化によって減るこの状況を見るならば、今になってみると、3町に合併してよかったのかなというふうに考えております。

○1番（山中雅人議員）

3町の一体化した意識をつくる上で、個人に一番大事なのは、晴れの日イベントであるお祭りだと思うんです。お祭りで商工会や地元の若者たちが交流して、一丸となってイベントを起こしたりするということで、もうお互い同じ町の住民だよね、同じ市民だよねという意識がちゃんと生まれていって、そういったイベントになっていくといったことがあるとは思いますが、現状、お祭りなどもこれ旧町単位の商工会を中心となっておりまして、現状なかなか曾於市一体としてのイベントになりきれていないようにも感じます。

例えば、9月2日に末吉町のサマーフェスタがありまして、その前に向江公園で八坂神社例祭があったんですけれども、その場到大休寺副市長もいらっしゃったと思うんですけれども、やはり末吉の議員だけが行っていて、これを別に財部、大隅の議員が来たっていいよなと個人的に思って、例祭のイベントに参加していたんですけれども、こういった、商工会が担当なので市のイベントというわけではないところもあるんですけれども、そのあたり、イベントなどをもっと曾於市全体の交流イベントにしていくような取組など、対応策などあるか。これは担当課にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この商工会を中心とした夏祭りは、各商工会が自主的にやっている祭りでありますので、それを行政が一本にまとめるとか、そういう考えはないところでございます。

やはり独自独自のやり方をもって、一本化して末吉のこのまちに、祭り一本化した場合に、とても人が入りきりません。この前のサマーフェスタも私も参加いたしましたけれども、全く駐車場が足りなくて大変な状況でありました。ですから、そのまちに合った独自のやり方でやれば、私はいいのではないかと思います。

将来的に、もう財部のほう、大隅のほうはできないという状況であれば、考えればいいわけですけど、大隅は弥五郎どん広場で、かなりの人たちが集まっておりますので、それはそれでいいんじゃないかなというふうに思います。

○1 番（山中雅人議員）

イベントの主体がやはり民間の組織なので、当然その市長の答弁はそのとおりだとは思いますが、じゃ、どうやって曾於市民意識を作っていくのかといったところでございます。本当に、商工会も含めまして、例えば農協の組織もそうですし、現状、猟友会などもそうですね。あらゆる組織が旧町ごとに組織化されておまして、例えば末吉の商工会に入ると、大隅、財部の人とは会わないとか、逆に農協なども、大隅のほうに入ると財部や末吉の人とは会わないといったことが今でも続いております。

当然、行政マターではないと言われればそうなんですけれども、じゃ、いつまでこの旧町単位の組織構造でやっていくのかといったところも個人的に疑問なんです。やはり、当然過去の積み重ねもありますので、特に歴史あるイベントほど旧町単位の組織構造が強く根づいているので、逆に、合併したからといってほかの地域の人が参入するのがこれは難しい構造になっております。

それを含めまして、ちょっと話は変わるんですけれども、農政課の方に伺いたいですけれども、こういった陳情がありました。その方は末吉に住んでいるんですけれども、イノシシが出ましたと。末吉と大隅の町境でして、そのイノシシが大隅の方に逃げ出すと猟友会の方が仕事をしないと。それはもう大隅の方に言ってくれと言ったことで、ハンターを、そもそもめめごとが多くなるので、人を派遣しないと言ったことがあります。何とかしてくれと言われたんですけれども、猟友会のことなので、私はどうともというふうには答えたところではあるんです。

この問題を含めまして、やはりあらゆる組織がやはり旧町単位でやっていて、その弊害なども感じるころではあるんですけれども、そういった猟友会の事案など、実際にどういったことになっているのか。農政課の方にお伺いいたします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えします。

農政課の方では、農作物に被害があった場合に、猟友会駆除隊の方が出動して、わな等を仕掛けて捕獲という状況でございます。実際、その場所にわなを仕掛けま

すので、それを追っていつてまでは捕らないという状況ですので、その点で場所が変わって追いかけていくという、そういうことは今のところ聞いておりません。

○耕地林務課長（國武次宏）

耕地林務課が統合前に、私、農林振興課で駆除の担当をしております、猟友会はちょっと合併できなかったんですけども駆除隊については曾於市でも一本化されて広域的に動きましようという対策をとっておりますので、今は広域的に動いていると思います。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

私も猟友会のハンターさんから、全然末吉と大隅で一本化されていないから何とかしてくれといった話を聞いたので、あれそうなのかなといったところで、実体の運用はともかくとして、一応実務部隊は一本化しているといったことで、仮に、大隅などにも行ってもと特別問題がないといった理解でいいのでしょうか。その点お伺いいたします。

○耕地林務課長（國武次宏）

一応駆除隊のエリアというものはあるものですから、その土地の専門性で考えて動いておられると思うんですが、ただイノシシが多く出る箇所とか、そういうのは協力していただきたいということで、駆除隊長には要望しているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それはまあ個別の事案については話がついたので、それはいいんですけども、話を本筋に戻りますと、市長はそのために、住みやすさと子育てしやすいまちに重点を置いた魅力的なまちづくりを今後検討するといったところなんですけれども、住みやすくて子育てしやすいまちを作るだけで本当に曾於市民意識って高まるのかなといったことは疑問でございます。やはりイベントなどで実体の交流です。末吉・財部・大隅関係なく、人と人が混ざり合って一緒にイベントを起こしたりとか、NPO法人を起こしたりとか、そういった実体の伴う人の流れやイベントなどがないと、なかなか住みよいまち、子育てしやすいまちというのは個別の話になってしまうので、なかなか曾於市民としての意識の向上にはつながらないように思われますけれども、その点、市長はどう考えていらっしゃるか見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私はまず、曾於市というまちを知っていただきたいという思いでありました。同

時に、曾於市に若い人たちがたくさん住んでいてほしいなという思いも持っていました。そういう中で、私はほかの市町村に先駆けて、医療費の無料化から保育園・幼稚園代の1万円以下からずっと始めてきまして、子育て支援センターも含めて、3町に作りましたが、いろんな施策を今やっております、今多くの曾於市以外の方々から、曾於市は非常に子育てに温かい支援をしているなというのを相当今聞えてきております。

これは、今曾於市に住んでいる人たちもお母さんたちも、そういう声を今言ってもらっております。そういういい意味では、やはり子育てがしやすい環境、いろんな問題がありますけど、もっともっとできることがいっぱいあると私は思っておりますので、どこの市町村にも負けないような、曾於市に住んで子育てをしてよかったなと思えるようなものをさらに強化していきたいと思います。

ただ、山中議員が言われているように、イベントなんかはかなり若い人たちが中心になって頑張っておられます。これは私はすごいなというように思っておりますので、今後も支援していきたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

子育て支援などを中心として、お母さんたちにそれが伝わっていると。そして、今後も若者たちのイベントなどを支援していきたいといった答弁でありました。私も本当にそのとおりだと思っております。特に、やっぱり下からのイベントがない限りはこういった市民意識というのは向上されませんので、ただお祭りなどは現状、上がもうが起きているもので、なかなか変えていくのは難しいと。それは内容、実態としても、行政という立場としても難しいといった答弁でありました。

では、今後そういった市民同士の横のイベントなど、具体的にどうやっていくのかなといったところが、企画政策課としてはどのように考えているのか、その点をお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

議員が御指摘のように、地域アイデンティティ、これを再構築する方法は様々なものがあるというふうに認識しております。言われるような、祭りやイベントを開催するというのも1つの方法だという認識を持っております。

今市長の方が、子育てしやすいまちにつきまして答弁があったわけですが、例えば子育てをやりながら市内全体の住民が参加できるコミュニティーあるいはボランティア活動、そういったものを催すことで市民一体化といいますか、一体感を出すような事業が展開できるのではないかなというような考え方を持っております。

○1番（山中雅人議員）

子育てコミュニティーやボランティアなども活用してイベントを起こしていきたい

いといった答弁にありました。私も本当にそのとおりだと思っております。このローカルアイデンティティの構築の上では、やはり都城市が参考になると思っております。池田宜永市長が辣腕を振るっていらっしゃるんですけども、この2代前の岩橋辰也市長が自治体版のC I、コーポレートアイデンティティの形成というものに取り組んでおられまして、ちょっと長くなるんですけども説明いたしますと、やはり都城市というのは薩摩島津家発祥の地であると。それゆえに、日向の国だが宮崎でもなく、薩摩に属するんだけど鹿児島でもない、そういったその中ぶらりんな立場にあって、都城市民がどういった人間なのかということがいまいち分かっていなかったと。そういった意識ではまちづくりは進んでいかないと、改めて都城市民意識というものを確立させた上でまちづくりを再出発させなければまちづくりはあり得ない。そういった強い問題意識を持っていたらしまして、それをきっかけとして、ウェルネス都城という標語を作られまして、都城のまちづくりを進めていったと、そういった経緯があります。

結果として、その都城市民意識というのは、長峯市長や池田市長に受け継がれてまして、全国でも有数の知名度を持つ自治体になっていったということでございます。

都城市というのは人口も多くて、曾於市からすると非常に進んでいるような自治体にも思えるところはあるんですけども、やはりそういった自治体ですらアイデンティティの形成という模索の時期があって、そして自治体アイデンティティの確立といった作業を通して何とか今まとまって、今、まちが一体となって活動に取り組んでいるという。

やはり本市としても、そのような自治体版のコーポレートアイデンティティのようなそういったものを定義づけて、もう少しまとめるようなものですね。かつて末吉にはメセナ末吉という標語があったんですけども、これもあくまで末吉の単位のものでありまして、曾於市のものではないですね。本当に曾於市単位のこういった標語のようなものをつけて、そしてイベントなどを、そこを中心に行っていくと。そういった取り組みなどもやはり合併後20年になりますので、必要かなというふうには思うんですけども、企画政策課としてはどのように考えていらっしゃるのか、その点をお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

議員御指摘のとおりだというふうに私も今同感している状況でございます。

都城市がいろいろな宣言ですとか、今、フィロソフィー宣言というのをされておりますけれども、そういったことも一つ一体化を生み出す運動の一つだろうというふうに考えておりますので、20年に向けて様々な取組を検討したいというふうに思っております。

○1 番（山中雅人議員）

そういった認識であるということが理解できて大変よかったなと思っております。

やはりそういった、市長もこれは私の要請に近くなるんですけども、やはりぱしっと、曾於市というものはこういうものだという、子育てのしやすいまちというのは施策であってビジョンではないので、やはり曾於市をまとめるようなそういった本当にウェルネス都城、メセナ末吉でも、本当に市長側と、執行部ですね——がまとまって、これでいきましょうと、こういったまちづくりの標語を掲げてイベントを起こしていきたいと思いますというふうに強く思うんですけども、その点、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

いよいよ曾於市が合併20年に近づいてきました。

多くの市民からいろいろな声を聞いております。本当に曾於市がやっぱり今このSKLVの関係でも、日本全国に名前が出てきますので、いい意味で一つのスタートに立ったのではないかなと思っております。弥五郎どん祭りがいよいよもって国指定になって、千年の歴史がちょうど合併になってきますので、弥五郎どん祭りを以前行われた東京の渋谷区でおはら祭と一緒にできないかとか、弥五郎どんフェスタを東京で開催できないとか、いろんな期待が膨らむような声がどんどん出てきております。そういうものをやっぱりまとめ上げて、曾於市を一体化したまちづくりを作ることは私は可能だと思っております。

そういう意味で、何かの看板みたいな名前の問題については今後検討させていただきたいと思います。

○1 番（山中雅人議員）

以上、2点を質問いたしました。

やはりまちのアイデンティティなくしてまちづくりなしだと思っております。合併後20年に向けてしっかりとしたまちをまとめられるようなビジョンを提示していただいて、そしてその上でコンパクトシティ、具体的な施策に移って、曾於市が50年後、100年後も元気ににぎわいのあるまちとして存在していけるような、そういった施策を作っていただきたいと改めて要請いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時11分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、大川内富男議員の発言を許可いたします。

○16番（大川内富男議員）

皆さん、こんにちは。私は16番、新生会、大川内でございます。本日は大きくは3項目について質問をいたします。

まず大きな1番目は、教育問題についてであります。

私は文厚委員会であり所管ではありませんが、市長、教育長の見解を求めたく、質問をいたします。

まず①小学校・中学校の直近の学力は国県と比較してはどうか。又、前年度に対してはどうか。

②小・中学校に教育の一環としてミカンやキンカンを植えたらどうか。

③小・中学校の不登校の状況とその対策について伺います。

④小・中学校のいじめの状況を過去5年間で各町ごとに報告を求めます。

⑤本市の教職員の時間外労働時間は短縮されているのか。

⑥小学校の通学は財部町のバス通学と末吉町、大隅町の徒歩通学は非常に不公平を感じるが、早急な統一を求めます。

A、財部町と末吉町、大隅町の小学校の不公平な通学状況をどのように考えているか。

B、曾於市立小学校通学対策協議会は、最近いつ開催されて、メンバーは何人か。

C、末吉町、大隅町の保護者にこの不公平さが伝わっているのか。伝わっているとしたらどのような方法で伝達したのか。

D、各町における片道2km以上の通学者は何人か。

E、財部町以外の小学生で片道4km以上の通学者に対し1万円の補助金が支給されているが、どの様にして決まったのか。

F、通学手段を統一するため、いつまでに、どのような対策を考えているのか。

⑦自主的に閉校して統合をする学校が出てきたが、教育委員会主導で統廃合を進める気はないか。

次に大きな2番目、財部駅前屋台村についてであります。

私の令和3年6月の質問に、市長の答弁で、財部高校跡地に鹿児島大学の畜産獣医学拠点が誘致でき、JRの特急の停車がかなえば、屋台村の実現の可能性があると答弁されたが、現在もその考えに相違はないか。

次に、大きな3番目は、4月に行われた県議選についてであります。

①公民館長は後援会長ができるのか。

②6月議会において市長は新人候補に今まで応援をいただいていたので応援したのとのことでしたが、副市長お二人は選挙において中立を貫かれたが、その理由をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、大川内議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2と3の②について私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1については教育長に、質問事項の3の①については選挙管理委員会書記長に後から答弁させます。

2、財部駅前屋台村についての①屋台村の実現可能性について、現在の考えについて、お答えをいたします。

いよいよ令和6年4月から、SKLVの運営が開始されます。また、財部駅へ特急を停車していただくよう、JR九州とも交渉を行いました。

屋台村についても、夢を諦めず努力していきたいと考えております。

3、県議選についての②中立を貫いた理由について、お答えいたします。

選挙における候補者の支持については、誰でも自由であり、今回の県議選において両副市長の意思だったというふうに思っております。

あとは教育長から答弁させます。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1の教育問題についての①小学校・中学校の直近の学力は国県と比較してどうか。又、前年度に対してどうかについて、お答えいたします。

本年4月18日に実施された全国学力・学習状況調査の結果についてお答えいたします。

対象は小学校6年生と中学校3年生です。

曾於市の小学校6年生は、国語科の正答率は県と比較してマイナス3ポイント、全国と比較してマイナス3ポイント、算数科の正答率は、県と比較してマイナス4ポイント、全国と比較してマイナス5ポイントとなっております。

中学3年生は、国語科の正答率は県と比較してマイナス1ポイント、全国と比較してマイナス1ポイント、数学科の正答率は、県と比較してマイナス4ポイント、全国と比較してマイナス7ポイントとなっております。

昨年度の結果と比較すると、中学校国語科は全国・県との差は縮まっていますが、

その他の教科については昨年度と同等若しくは差が開いているという結果でした。

1の②小・中学校にミカンやキンカン等を植えたらどうかについて、お答えいたします。

ミカンやキンカン等を植えることについては、理科教育、食農教育、そして郷土教育などに有用な効果があると考えます。その一方で、果樹を栽培するためには、気候への対応、病虫害対策、維持管理、そして安全管理等、長期にわたる取組が必要になるといった課題もあります。

現在、各学校では特色ある学校づくりの一環として野菜やカンショ、ソバ、水稻といった作物を教育活動に取り入れている学校が多いです。

教育委員会としては、各学校の考えを尊重し、植樹や作物等の植付けについては一律的に決めることはせずに、各学校の経営方針や実態、そしてカリキュラム等に基づいて判断されるものであると考えます。

1の③小・中学校の不登校の状況とその対応は、について、お答えいたします。

曾於市における令和5年度の不登校生は、7月の1学期終了時点で小学校1人、中学校21人の計22人となっております。ほとんど登校できていない児童生徒は、小学校はゼロ、中学校は10人という状況です。

不登校の対応は、学校としては、心配な児童生徒について、学校と本人との関係づくりのために、定期的な家庭訪問を実施しております。また、日常的な声かけや目配りなどによる児童生徒理解に努め、関係機関や保護者と連携し、個に応じた心身に寄り添う対応を行っております。

教育委員会としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣や、教育相談員に相談ができる体制の充実に努めているところです。

また、適応指導教室を開設し、学校復帰の前段階として、学習支援や相談活動をしているところでございます。

1の④小・中学校のいじめの状況を過去5年間で各町ごとについて、お答えいたします。

曾於市におけるいじめの認知件数を各町ごとにお答えします。

平成30年度は、財部町が14件、大隅町が13件、末吉町が11件。令和元年度は、財部町が107件、大隅町が18件、末吉町が36件。令和2年度は財部町が65件、大隅町が38件、末吉町が28件。令和3年度は、財部町が58件、大隅町が87件、末吉町が831件。令和4年度は、財部町が40件、大隅町が79件、末吉町が772件です。令和5年度は、7月の1学期終了時点ですが、財部町が5件、大隅町が36件、末吉町が158件という状況になっております。

1の⑤本市の教職員の時間外労働は短縮されているかについて、お答えいたしま

す。

令和3年5月に「曾於市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について」において、時間外の業務を行う時間について、一月において45時間、1年について360時間が上限となっております。令和4年度の一月当たりの時間外労働時間の平均は、小学校で28時間、中学校で34時間となっており、基準内となっております。

しかし、今後コロナが5類へ移行したことにより、学校行事等がコロナ以前と同じように実施されていくと、時間外労働時間が増加することも予想されます。そのため、今後も業務改善を今以上に進めていく必要があると考えております。

1の⑥小学校の通学は財部町のバス通学と末吉町、大隅町の徒歩通学は非常に不公平を感じるが早急な統一を。のA、財部町と末吉町・大隅町の小学校の不公平な通学状況をどのように考えているかについて、お答えいたします。

教育委員会としては、地域間で住民サービスに差があってはならないと考えています。しかしながら、財部地域の小学校スクールバスの運行については、合併前からの経緯もあり、運行を継続しております。

このような状況も踏まえて、末吉・大隅地域には、令和3年度から、遠距離通学者に対する助成制度を設けました。各地域間で条件や方法は異なりますが、遠距離通学者への支援を行い、段階的に不公平の是正を進めてまいります。

1の⑥のB、曾於市立小学校通学対策協議会は、最近いつ開催されてメンバーは何人かについて、お答えいたします。

令和元年度に3回開催し、メンバーは小学校長やPTA代表、保護者代表、民生委員等13人です。

1の⑥C、末吉町、大隅町の保護者にこの不公平さが伝わっているのか。伝わっているとしたらどのような方法で伝達したのかについて、お答えいたします。

小学校通学対策協議会の中では、通学方法の違いについて説明し、御理解をいただいたと考えておりますが、全ての保護者に伝わっているかは、委員会としては把握しておりません。また、本年6月にスクールバスの運行に関する要望書が出された際、一部の地域の方々から、スクールバスの運行に不公平を感じておられることも認識しております。

1の⑥D、各町における片道2km以上の通学者は何人かについて、お答えいたします。

末吉町151人、大隅町199人、財部町171人です。

1の⑥E、財部町以外の小学生4km以上の通学者に対し1万円の補助金が支給されているがどの様にして決まったのかについて、お答えいたします。

文部科学省の基準では、適正な学校規模の条件に、通学距離が小学校にあってはおおむね4 km以内とあることから、4 km以上を遠距離通学としており、金額については、近隣の自治体を参照しながら、月額1,000円の11か月分を助成することといたしました。

1の⑥のF、通学手段を統一するため、いつまでに、どのような対策を考えているのかについて、お答えいたします。

財部地域のスクールバス運行については、平成23年9月議会での決議を尊重し、運行を継続しております。末吉地域及び大隅地域については、今後も遠距離通学の助成という方法で進めてまいります。

1の⑦自主的に閉校して統合する学校が出てきたが教育委員会主導で統廃合を進める気はないかについて、お答えいたします。

これまで、小学校の統合については、行政主導ではなく、保護者や地域からの要望があった場合のみ進めてまいりました。しかしながら、現在、想定を上回る急激な少子化、特にコロナ禍での出生数の激減もあり、数年後に学校維持が難しくなる小学校も出てくるものと予想しております。

教育委員会としては、今年度内に保護者や地域の方々にアンケート等を実施し、学校の在り方や統廃合について、それぞれの意向を確認したいと思います。

以上です。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

3、県議選についての①公民館長は、後援会長ができるのかについて、お答えします。

曾於市では、地区公民館長を特定の公務員として条例で位置付けておりません。よって、公職選挙法において規定される公務員等に該当しないため、後援会長をしても規制されるものではないと判断します。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

1回目の答弁をいただきました。2回目以降の質問をこれからさせていただきます。

まず教育問題なんですが、このテストの状況を見ますと、県と比較し、また国とも比較しても、プラスになっているのではないというような状況ではありますが、昨年度と比較するとやはり伸びているところもあるし、全体的には年々伸びているんじゃないかという教育長からも報告があるように、全体的には伸びているような気がいたします。

ただ、ここに示されているとおりに、なかなか県との比較しても、国とも比較し

でも、なかなかそこまでは追いつかないと、そういうような状況であると思いますが、これはもう専門的な先生方が一生懸命頑張っておられるのでお任せしたいと思いますが、その中で、毎年ミドルリーダー研修、これが行われているんですが、この研修をされた中で、現在その学校教育現場で取り入れている、そういう事例はありますか。

○教育長（中村涼一）

まず、今回の全国学力については、ほぼ例年と同じような結果になって、私個人としては、教育委員会としては、今年は少し上がるかなと期待をしていたんですが、ちょっと残念な結果となりました。

県が1月に行う鹿児島学習定着度調査、それから国が行う今回の全国学力、この2つ大きなテストがあるわけですが、1月の鹿児島の方は大分いい結果が出ていたものですから、我々としては今年、国の方も少し良くなるかなと期待はあったんですが、結果的に見て、やっぱり曾於市の子供たち、まだまだ学力がついていない部分、特に今言われているのが思考力、判断力、今の問題は高校入試もそうなんですが、非常にたくさんの文章を読ませるような問題に変わっています。もう単純に解くような問題ではなくて、本当に、私、今の子供じゃなくてよかったと思うくらいテストの方も難しくなっております。

そういった意味で、なかなか授業の方が先生たちが変わっていない、そういう状況もございます。そこで、先生方の授業を変えていただくということで、ミドルリーダー研修というのを行って、曾於市内の中堅の力のある先生方に県外の先進地に行っているいろんなことを学んで、それをまた市内の自分の学校や先生方に還元していただくということで、今曾於市として取り組んでいるのがいわゆる学び合いという、簡単に言えばこれまで先生が一方的に教えていた授業から子供同士で学び合う、そういう授業に変えていくと。そうすれば、子供たちも意欲的になるし、そして、分からないことを自分で、分からなければ友達に聞いたり、そして先生に聞いたりしながら、積極的に学んでいく、そういう力がつくんじゃないかと、そういうふう

に現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

令和4年度にされましたミドルリーダー選手派遣の研修なんですが、報告書を見ますと、先生方が本当にきれいにまとめておられるんですが、その中で、研修されたのをまずまねをすることから始めたらいんじゃないかという先生がいらっしゃるんです。また、これに関しては私も全く同感で、いろいろな私ども文厚としてもいろいろなところに研修にいきますが、先生方の研修された中でも、やはりその報

告を聞いたことがあるんですが、多分、山形か秋田かのそういう学力の高いところだと思うんですが、机をこの辺、曾於市で行きますと、全部横並びにして前の方、教壇側を見るというようなあれでやっているわけですが、そうじゃなくて、コの字型にして、今教育長が言われたみたいに、議論するような格好の学校は非常に優秀だったと、そういう報告を受けたことがあるんですが、そういうまねからするというのが、一人の先生が書いているんですが、そういう先進地のまねをしたところの事例はありますか。

○教育長（中村涼一）

今、曾於市としてもそういう授業ということで、先生方、各学校にそういう学び合いができるような形に学習形態を変えてくれということでお願いしています。

結構、以前に比べたらそういう学校は増えてきております。ただ、なかなか自分の授業を変えられない。年配の先生になると、自分がこれまで培ってきた方法からなかなか変えられない方もいらっしゃるんですが、若い先生を中心に、今、ＩＣＴも、タブレットも入っていますので、そういった意味で、どんどんそういう新しい授業の形態に変わっていく、またそのための曾於市の今年設立しました教育センター主催でいろんな講師に来ていただいて、いろんな研修を先生方に受けていただいて非常に好評を得ております。

そういった意味ではまた、２学期以降も曾於市が今取り組んでいる授業形態に変わっていく学校が増えていくんじゃないかなと期待はしております。

○１６番（大川内富男議員）

研修も、今年も予算が組まれておりますが、８人、ＩＣＴまで入れて１４名ですね。この先生方の研修の成果が非常にいいということであれば、この先生方を増やすような予算を獲得していただいて、今８人なんですが、１０人、１２人、それをして曾於市の学校教育を支えていただきたいと、そのようにこのことは思います。

次に、２番目なんですが、私はこのキンカンやミカンを植えたらどうかというのは、教育長の、谷口教育長、それから瀬下教育長、今度の中村教育長、今３名様にお伺いしたんですが、一番最初の谷口教育長は、これと一緒にですが、管理に手間がかかると。それでちょっと難しいという話があったんですが。瀬下教育長は一応諮ってみましよう、ということは、まあ植えないということは大体分かっているんですが、言葉として諮ってみましよう。

そして今回は、こういうふうにいろんなこと書いてありますが、やってみるといってろんなところであるんですよ、今まで、やっているところが。やっているところが昔からあるんですが、これでいきますと長島町の長島中では梅を収穫したとか、それから、こないだ閉校した南さつま市の田布施小でも梅を生育したとか、南さつま

市の旧津貫小ではキンカンですか、収穫。それから、栗野中では梅、南さつま市では川畑みかん、こういうのを植えて収益にしているところもありますし、それからそういうのが教育の一環と書いてありましたが、本当になるんじゃないかと思うんですね。

今、市民の中で、小学生、中学生ですね。キンカンはどうなるんだろうとか、それからスイカはどうだとか、落花生はどうだかというとなかなか知らないです。それは、落花生なんかというと、木にぶら下がっているんじゃないかというような感覚の子がいっぱいいます。そういうので、いろんな今、教育長が答弁にありましたが、いろんな野菜を作ったりなんかも、それも本当に教育の一環だと思いますが、校庭にキンカン、ミカンを植えて、これは管理費はかかりませんよ、管理は。うちも植えているんですが、ほったらかしで適当になります。これを商売で売るわけではない。たまにはそれをたくさん取れて出しているところもあるでしょうけれども、例で言いますと高岡小学校の銀杏がちょっと不幸がありましたが、銀杏なんかも取って、校庭の前に、道路沿いに100円を出してあった。そういうことも可能性がありますので、これはこれ以上は言いませんが、植えてはいかがかなと、そういうふうに今思っておるところです。

それから、3番目なんですが、不登校については、昨日、今鶴議員の方から詳しくありましたので、私がお聞きしたいのは、小学校から中学校になったときに、中学校の不登校の方が昨日も多かったんですが、そういうときに、小学校から中学校に上がったときに中1ギャップというのが出ていました。これちょっとニュース的には古いんですが、「不登校の今」というのがこれ新聞の切り抜きを取っておいたんですが、そういうのと、それから小規模校から上がってこられる。それから、曾於市は中学校は1つですので、小学校の本当に1人とか2人とかという卒業生が中学校に上がってくる。そうすると、非常に周りの友達も少ないし、そういうところでそのギャップは出てくるんじゃないかと思うんですが、曾於市の実情はそういうことは出ていませんでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

それでは、お答えいたします。

不登校につきましては、今申し上げられましたように、中1ギャップという言葉がありますように、おおむね全国平均で言いますと、小学校は100人に1人、中学校は100人に5人ということで、平均的にはそのような人数になっております。

あるいは、不登校になるときに、やはり環境の変化というのは非常に学業不振と並んで大きな原因ともなっておりますので、やはり小学校と中学校の連携というのがなるべくその段差をなくすと。例えば、中学校のルールを早めにもう小学校にお

知らせして、そのルール之差がないようにするとか、あるいは中学校になって、例えば急に手を離すのではなくて、やはり配慮すべきところは配慮していくとか、そのような段差をなくしていくことで中1ギャップというのはなくなっていくのかなというふうに取り組んでいるところでございます。

あと、2つ目の御質問で、小規模校の子供たちにつきましては、議員の御指摘のような視点から取組を進めているところでございます。

例えば、小規模校同士が集まった集合学習であったりとか、ICTを使って児童が1人のところでも交流とか、やはり人間関係に起因する場合がありますので、そのような力をつけられるように、ICTを使って大人数と接したりとか、あるいは実際に、例えば高岡小学校、憶小学校の子供が末吉小学校に入ったりとか、そういった活動もしているところでございます。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

この件に対しては、昨日、今鶴議員が詳しく質問されたので、この項は終わりにしまして、次に小・中学校のいじめの問題の方に参りたいと思います。

これでいきますと、本当に各年度ごとに出していただきましたが、非常に急に増えたところとか、前年度に対しては考えられないような件数が書かれておりますが、この原因は何でしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

いじめについては、いじめの定義も含めましていろいろな通知文とか定義も、昭和61年をはじめとして8回ほど変わってきております。直近のやつでは、令和3年度にいじめについての通知文が文科省から出されておまして、軽微なものでも、相手がいじめであると感じた場合はもういじめとして計上する、捕捉するという形になっております。

そのような観点から、いじめについては非常に、人間関係の中でやはり一番多いのはからかいとかそういったことなんですけれども、日々そういったことは人間関係の中で起こっていくわけなんですけれども、そういったものを小さな、本当に軽微なものまで全てアンケートで補足して、一つずつ対応していくといった、より細かく対応しているというのが1つの原因でございます。

あと私たちが非常に考えないといけないのは、いじめの未解消事案です。未解決のまま、そのままいじめが残るということがないように、とにかく解消していくということで、直近の過去5年間では未解消事案が本市ではゼロとなっておりますので、おおむね3か月をめどに、必ず解消していくという形で取り組んでいるところ

です。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

今、学校教育課長から詳しく説明いただきまして、よく分かりました。町別に、末吉が前年度、何十倍というのは、前年度が28件だったのが、次のときは831と、これを見るとびっくりするんですが、そういうのは、前のとき、毎年の先生方のいじめの定義というのは、ここから上がいじめだと考えるのと、ここから上がいじめだと考えるこのギャップというのは、こういう年度には出ているということでしょうか。

先生方のこのいじめと認定する程度の差ですね、これが年によっては変わると。これも令和2年度から令和3年度の30倍くらいですよ。このことの説明を求めます。

○教育長（中村涼一）

今回、私も数字を見てちょっと大分驚いたところもあるんですが、令和3年度にいじめの定義が少しまた変わって、教育委員会としても軽微なそういういじめがあれば挙げてくれと。

実際、学校はどういうふうに把握しているかという、アンケートを取っております。いじめとか嫌なことをされたことはないかということで、それにあると書いた子が結構たくさん出ています。ほとんどは単なる、先ほども課長から言いましたけど、悪意のないからかいとか、ちょっとしたいざこざくらいの内容ですが、中にはそういう中に非常にいじめと認定し得るようなものも実際ございます。

とにかく、たくさん見つけて、それを早く解決するということで、ただ、議員が御指摘のように、やっぱり先生方によっても大分差がありますし、その基準値が。学校間でもやっぱり、割とそういうのに一生懸命厳しく言われる校長先生の学校はそれなりの数が出てくるし、小規模校で、大丈夫かなというようなちょっと考え方があればやっぱりちょっと件数的に減っていくと。そこにやっぱり少し差があると思っております。

○16番（大川内富男議員）

今教育長が言われたとおり、本当にそういうのがあると思いますが、これはしかし積み残しの事案はないということですね。これで安心しました。これでこの項は終わりたいと思います。

次に、先生方の労働時間、このことなんですが、曾於市においては、規定以内ということで、そういうことはないということで一安心したんですが、やはりこれは7月29日の新聞ですか。中学校の先生方、77%残業の上限を超えているというのも

あったんですが、小学校にもしかり64%と。そういうようなことで、やはり行事が多いんだと、前回私も質問したときにも、学校からの行事表をもらったんですが、やはり行事が多いような気がするんです。今と昔を比べるということとはとんでもないことかもしれませんが、私らがちっちゃいときというのは、まず入学式、運動会、学芸会、卒業式です。今だとそのほかにいっぱい、ところによっては合唱コンクールだとか持久走だとかというのがいっぱいあるんですが、そういうことで試験の数も多くなったと思うんですが、前に中村教育長がまだ学校教育課長のときに、私も質問したと思うんですが、このときの、古い資料で申し訳ないんですが、麴町中学校のこの先生の、結局、何もかもなくしたと、決まりをなくしたということで。まず中間やら期末としてテストをしない。宿題を出さない。固定担任制をやめる。服装・頭髮の指導は行わない。生徒・教員・保護者がそれぞれ自律した主体となることを標榜して大きな成果を上げている中学校である。

このことでいきますと、私が提言したいのは、いろんな行事の中で、先生方も忙しい、生徒も忙しい中で、こことは別で、曾於市の学校を、まず行事を優先順位をつけて、生徒と話し合いながら、1つでも減らしていったらどうかと思うんです。そうしますと、まあ一つテストならテストをしますが、テストにしますけども、テストをするとテスト問題を作らなきゃいけない。生徒はもちろん試験を受ける。採点しなきゃいけない。配らなきゃいけない。成績の順位を決めなきゃいけない。1つすることを省くことによって大分時間的に余裕が出てくるんだと思うんです。

だから、今小学校・中学校で行われている行事が本当に必要なのかというのをもう一回教育委員会としても、学校の校長先生を含め、保護者を含め、できれば中学生ぐらいだとも考えもしっかりしているでしょうから、中学生ぐらいまでの生徒会を集めてそういう議論をしたらどうでしょうかと考えているんですが、その件についての見解を求めます。

○教育長（中村涼一）

議員のおっしゃるとおりだと思います。やっぱり学校の忙しさの中にそういった学校自体の行事の、とにかく一つの行事をするために準備、それから練習、いろんなもろもろのことがございます。確かに以前に比べて、以前はゆとり教育で割と授業時数も減った時期にこういう行事をやっていたわけです。ところが、学力低下と言われ始めて、また授業が増えて、時数が増えていくと、本来ならば減るべきだった学校行事がそのまま残っています。それが結局先生方を忙しくしているという状況がございますので、我々教育委員会としても、できるだけ大川内議員が言われたように、行事の精選をして、その辺について、子供たち、保護者、先生方が話し合っていていただいて、本当に学校に必要な行事は何なのか、また、一番効率的な学校の

教育目標を達成するための行事は何なのか、そういうことをしっかり考えていただければ、あとはもう学校の判断で僕はどんどんやって、少しでもこの先生方の長時間労働が縮減されることを我々も願っておりますので、教育委員会としてもまた学校の方にそのように伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、大川内議員の一般質問を一時中止し、休憩いたします。午後は、おおむね1時から再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、大川内議員の一般質問を続行します。

○16番（大川内富男議員）

午前中に質問させていただきましたが、結局、学校の成績とか、ある意味では究極の教育というのは、私は生きる力だと思っておりますので、学校の成績に一喜一憂するものではありません。

次は、今日の質問の最重要点であります通学問題に入らせていただきたいと思います。

まず、この通学問題にしましても、市民として義務を果たした人間は、同じサービスを受ける権利がある、その観点から質問をさせていただきます。これは、さきの重久議員の市長の答弁にもありましたが、市長は国に対して同じ税金を払っている者は同じサービスを受けても当然だというような答弁もありましたが、全くそのとおりで、同じ市民であれば、同じサービスを受ける権利があるということで質問をいたします。

まず、通学バスの1番目、委員会としては地域でサービスの差があってはならないと考えておられる。これはもう間違いない。その中で、いろんなところで話合いがされると思うんですが、交通対策とかなんとか、またあとで出てきますが、この中で、小学校の財部、大隅、末吉の話合いの中でテーマとしてはどういうテーマで話し合われているか、お伺いいたします。

○教育総務課長（鶴田洋一）

先ほど教育長の答弁でありましたけれども、この小学校の通学対策協議会というのが、令和元年度に3回実施されております。その中の議題として3回分の話し合

われた内容の協議題という形で御紹介を申し上げたいと思います。

まず、第1回目、令和元年7月24日に開催されております。その中では小学校の通学距離について、それから、財部地域のスクールバスについて、財部地域で小学校でスクールバスが運行されていることをその中で紹介しております。

それから、財部小学校に、小学校のスクールバスが運行することになった経緯について説明をしております。

それから、その当時の運行状況について説明をしているところでございます。

続いて、第2回目の会議が、令和元年8月19日に実施されております。

その中での協議といたしましては、県内の遠距離通学の支援方法、他の自治体の支援方法について説明をしております。

それから、スクールバスを、例えば、末吉、大隅地域にも走行させた場合の経費等について説明をしております。

さらに、それに変わる遠距離通学の補助金を出した場合について説明を実施しております。

その後、それに基づきましてグループごとに分かれて、委員の方々にワークショップ、その通学方法について、通学手段について課題、それから、どういう解決方法があるかということを検討していただいております。

そして3回目、令和元年10月23日に実施されております。

このときは、遠距離通学、実際の遠距離通学者の実態を把握していただくということで大隅町の恒吉の須田木から実際、恒吉小学校までバスを走らせて、その遠距離通学の過程を委員の方々に確認をしていただきました。

その後、思いやりバス、思いやりタクシー、これらが検討できないかということを経験者の皆さん方で話し合いをさせていただいております。

最後に、この会議の意見集約という形でまとめさせていただきました。

以上でございます。

○16番（大川内富男議員）

全く話にならないですね、私の考えていたことと。私はそういう小さいことは全然言っていない。言っているのは3町を統一しなさい。それ以外言っていないですよ。そういうどこがどう、財部がどうこうじゃなくて、会をするんでありや、質問の趣旨として3町を統一するにはどうすればいいか、この会合でなければ意味がない。

そして、元年にやっているんでしょう。それから後やっていないんでしょう。その前にも質問しているんですよ、その後にも。全然意味が違う。3町を統一しなさい。さっき言いましたとおり、同じ権利があるはずだ。それがばらばらじゃないで

すか。そういう会合を私は求めてはいません。もう1回。

それから、ここに、これは今年度の教育行政要覧なんですが、元年にそういう話合いがあったということは、これには書いてないんですよ。なぜこれに出てこないんですか。なぜこれにこういう、今ありました交通対策協議会の会合があったというの、これは出ないんですか。

これ、見えないと思うんですが、ずっと何年度に何があるというの書いてあります。元年度にそういう話合いがあったというの全然書いてない。

○教育総務課長（鶴田洋一）

まず最初に、今ありました、この教育行政要覧における教育委員会の各種行事等がこれに掲載されてあるけれども、その話合いが掲載されていないかということですけれども、この教育行政要覧に掲載されてあることにつきましては、事務局でその年度に起こった大きな行事、学校建設とか、それから文化財の指定とか、そういうことについて掲載をしているところでございます。あと教育委員の選任とか、これについて掲載しているところでございまして、細かな話、細かなと言ったら変ですけれども、各事業の話合いについては掲載がされていないところでございます。

○16番（大川内富男議員）

もう全く認識が違いますね。これに書いてあるのは、大きなことだけ書いてある。このこういった小学校の通学対策は小さいことなんですか。私はこれで4回目の質問です。小さいことなんですか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

申し訳ございません。小さいことではなくて、これに掲載してあるのが、例えば教育委員の選任だったり、学校建設だったり、大きな修繕だったり、教育委員の選任だったりということになります。

○16番（大川内富男議員）

これはいいです。そしたら、この教育委員会に関する事務のこれありますね。これにも、これは1年間のが書いてあります。その中に中学校の通学バスの管理規則の改正とか、これは2回あります、会議が。小学校のこれだけ私は声を張り上げて言っているの4回目なんですが、3回やったのに小学校の交通対策というのは、これやっていない。さっきあったみたいに元年やって、後やっていないんでしょう、やっていないんでしょう。これはどうもおかしい。

さっき言ったみたいに、そしたら今度やるときはどこどこが、恒吉がどうだとか財部がどうだじゃなくて、会合の趣旨を、会の名前を3町を統一した形にするためにはどうしたらいいかというのを会合にしてほしいんですが、それをやる気ありますか。

○教育長（中村涼一）

これまで歴代の教育長が、この件については先送りされていらっしやいますので、もう合併してまもなく20年ということで、本当に教育委員会としては平成23年の議会で、そのときの教育委員会の判断としてはスクールバス、財部についてはもう廃止すると、継続しないということだったんですが、そのときの議会の決議を受けて、教育委員会としてはそのまま運行しております。ただもうそのときから、もう10年以上も大分時間もたっておりますので、教育委員会として今後どう対応するかということについて我々も、今年5月に柳迫の養原地区からスクールバスを出せないかと。隣の財部のほうは、バスが出ているのに、これは不公平ではないかということで指摘を受けました。

そのときに我々としても、方法としてはもう2つしかないわけです。財部のスクールバスを廃止するか、それか末吉、大隅も同じようにスクールバスを出すかということでシミュレーションしたわけです。結果的には、1億円近い予算が必要になると。

それから、もう一つは、一番これは今スクールバス我々が抱えている大きな問題で、今後バスの運転手が確保できるかどうかという、非常にそういう問題もございます。バスの運転手さんも高齢化している状況もあって、なかなか非常に厳しい状況もございます。

ただ、今、大川内議員からあったように、やっぱり私自身も住民サービス、地域間で差があるというのは、これはやっぱり好ましい、むしろは解消していかなくやならないということで、では、解消するためには、当然、財部の方にとっては今度はサービス低下になっていくわけです、廃止した場合には。

私が、何名か聞いた財部の保護者は、バスについて防犯上非常に助かるとか、交通安全という観点から非常に助かっていると、そういう御意見もいただいております。

一方で、曾於市には50名を超える、4キロ以上で通学している子供たちもいます。本来ならばこの4キロ以上歩いてくる子供たちにまず本来通学支援をするべきではないかなという思いもございます。

ただ今、我々が非常に悩んでいるのは、どちらを選択するかということで、教育委員会としてはある程度シミュレーションはできているんですが、これを市民の方に、保護者にどう届けていくか。その中身によってある程度段階的に解消する方法もあるのかなと今考えている段階でございます。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

教育長の言うこともよく分かります。確かに私も方法は、まずやるのかやらないのか。やるのであれば、お金がないというんだったら、お金を徴収してやるのか、そういうところ。

もう一つは、やらなくて何km以上には、どこかの4km以上に月1,000円というのがありますが、そういうふうな方法とか、とにかく3町が同じ条件であれば、私もこんな質問もしないし、文句も言いませんが、当時の財部町が、それをやったということは、本当に福祉だとか教育だとかに進んでいたと思うんですよ、曾於郡8町ですよ。そのときは合併前の話。財部町は、本当に通学を2km以上はバス通学すると。それから、福祉バスは無料、たしか無料だったと思うんですね。それも合併したときに財部町は福祉バスで行きますと無料、末吉は200円、大隅町はもうちょっと高かったと思うんですよ。それを合併協議会の中で終わってから議会に出されましたが、末吉に合わせて財部町は今度は200円足さなきゃいけない。大隅町は安くなったからいい、末吉はまだ200円だったからと、こういうふうに協議してやっているわけですよ。

それで合併協議会の中で、この通学の問題も八木副市長には何度もお聞きしたんですが、そのときはどうだったんですか。合併してから協議しますと、協議するという事になっていたのが、今現在18年ですよ。生まれた子は18歳、そのとき小学校1年生の子は、もう24歳ですよ。それだけまだ決め切らない。これは本当に私に言わせると怠慢だと思う。だからそのときには、財部町は本当に優秀な町だったと思うんですよ。でも合併した以上は、そういうところばかりやる。それに合わせれば一番いいんですが、合わなければどうするか。教育長が言われたみたいに、それは廃止することだ。そして今よく言われるんですが、決議、議員決議。この議員決議はどういう意味を持っているか、どういう効力を持っているか、説明してください。

○教育総務課長（鶴田洋一）

先ほど教育長が言われた平成23年9月26日に通学バスに関する決議案という形で出されております。その中で財部小学校、財部地域のスクールバスは廃止しないというものの決議が全会一致で決議されているところでございます。

議会というところは、可決、否決、修正案ということがあるかと思います。この決議についても一応議員全員で決議されたもので、大変重みがあるものだと認識しております。

○16番（大川内富男議員）

重みがあるのは分かっているんですよ。効力はどういうことがある。財部小学校の、財部町のバス通学について、我々も決議で誇り持っていますが、私も名前は書

いてあります。

そして、当時の議員になりました五位塚市長の名前もあります。この決議は、バス通学に対して存続させる、そのことに対してどれくらいの効力があるんですかって聞いている。

○教育総務課長（鶴田洋一）

法的なことについては、今手元に資料はないんですけども、先ほど申し上げましたとおり、重みがあるという認識であります。さらには、執行部から出された議案については、執行部から修正とか後ほどまた一部改正とかできるんですけども、議員から出された決議に対して執行部から修正とかいうことができないもので、我々としては尊重したいと考えております。

○16番（大川内富男議員）

ちょっと意味が分からないんですが、調べてみますと、決議とは意見書と同様に議会の意思を表明するものですが、法的根拠はない。政治的効果を期待して、あるいは議会の意思を対外的に表明することの理由で決議されている。

これでいきますと、法的根拠はないんですよ。今朝の新聞にも、屋久島の町議会の議員さんが、ちょっとばかり不祥事というか、何か産業廃棄物に火をつけ、燃やして、そして、今度罰金もあつたんですが、この人が昨日、町議会で議員辞職勧告決議を可決されました。これも新聞にも、「決議に法的効力はない」と書いてあります。まあ、ないらしいんですよ。ということは、強い要望なんです、議会からの強い要望。

そうしますと、確かに難しいとは思いますが、これをやめさせることもできるわけです。それは執行権者である五位塚市長は、その上の執行権でこれを廃止するなら廃止するとすると、これより上の段階だと思うんです、執行権のほうが。これについてはどうですか、間違いですか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

ただいまの、非常に難しい質問だと思っております。

当時出された議員のメンバーを先ほど大川内議員が言われましたが、ここに残っている議員の方もたくさんいらっしゃいます。その中で、当時全員で一致して、この決議をされているということでございます。なので、この全員一致、全会一致ということでも、我々簡単にはこれに対する対案というのは出しにくいものかと思えますし、また合併をして、合併前のサービスを低下させるということも、合併することへの望ましいことではないと思いますので、なかなかこの決議について我々からひっくり返すというか、修正するということは難しいものだと思っております。

○16番（大川内富男議員）

合併前のサービスを低下させるのが嫌だったら、全部したらいいじゃないですか。教育長が言われましたが、1億円かかろうが2億円かかろうが、それをやったら全部するべきですよ。そう私は思います。

これだけ、ここだけ議論して、後でまたやりますが、次に2km以上というのは、末吉が151人、大隅町が199人、財部町が171人となっているんですが、末吉は人数も多いんですが、これだけですかね、151人。これは末吉小学校、岩川小学校、財部小学校のことですかね、確認。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

先ほど教育長が答弁しました人数については、末吉地域、末吉小、櫛小、高岡小を含めまして、それから、大隅地域、岩川小、菅牟田小、笠木小を含めまして、それから、財部におきましては、財部小、財部南小、財部北小、中谷小の人数でございます。

○16番（大川内富男議員）

私が前聞いた、じゃ財部小学校のことでちょっとお伺いします。

財部小学校のバスの利用者は何人ですか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

財部小のスクールバスの人数につきましては、若干変動はあるんですけれども100人前後、102人となっております。

○16番（大川内富男議員）

今は100人でいいですが、人口はどんどん減りますよね。すると、生徒数、児童数もどんどん減っていきます。毎年毎年減っていくんですが、当然バスの利用者も減ります。そうすると次に、これは予算ベースで調べたんですが、今年の通学バスの予算が1,817万1,000円上がっているんですが、これを大体100人で割ると1人が18万円ぐらいかかっているわけですね。これは元年が1,400万円ぐらい、2年が1,400万円ぐらい、3年がどう減ったのか分かんませんが、1,280万円、4年が1,600万円、だんだんこれも上がってきております。これは当然今からだんだん上がりますよ、契約のあれでいきますと。ずっと上がっていく。そうすると人数は減る。この委託するバスは上がる、どんどん上がってくるわけですね。1人が20万円というのもう目の前ですよ、今。それだけ掛けてやらなきゃいけないんですか。

先ほど言われたみたいに、いいサービスですよ、本当にいいサービス。これは本当にできれば、さっき言ったみたいに全部いいサービスだから、したくないのであれば、本当にやればいいんですが、そこだからいけないんでしょうが、それでいきますと、これを方法はやるかやらないか、それとも何km以上かにこのお金を分配し

て送ってもらうか。そういうの私の考えの中の一つの平等なんです。そういう考えはないか質問をいたします。

○教育総務課長（鶴田洋一）

例えば、大隅・末吉地域に財部町のバスの費用と同額の補助を実施するとすると、先ほど大川内議員が言われました18万円という数字が出てまいります。

その2,800万円の中に、実は今年度から財部北小が遠距離通学になりまして、その分が含まれております。なので、財部小だけで考えますと、利用者が100人のところに今1,000万円程度かかっております。なので1人当たり10万円ということになります。2km以上に10万円を配るとなると、3,000万円とか4,000万円とかいう金額になってまいりますので、それもありますし、その2km以上の通学の方に毎年10万円配るとというのが、果たして教育上どうなのかということもあります。

なので、教育委員会としては、財部地域のスクールバスは、先ほど言った決議でやめることができない。ただし、遠距離通学者に対しての何らかの助成は必要だということで、この4km以上に1万円という補助を実施するということを決めたところでございます。

○16番（大川内富男議員）

今、財部のバス通学のこの制度をやめることができないと言われましたが、今これできて、今合併したから、もちろんやっている、合併以前からやっているわけです。合併以前のことは全く問題ないです。財部町の優れた政策だったので全く問題ない。その間に18年たっているんですよ。そして、今から人口が減っていく。委託料は上がっていく。やめることができないと言われましたが、未来永劫ずっとやるつもりなんですか。何か問題があったときはやめるとかなんとかじゃなく、ずっと今の状態でいくとやめることができないと言われたが、そのままずっとやっていくつもりですか。

○教育長（中村涼一）

今後、児童数が減っていくと、我々の予想としては令和十五、六年になると、今の半分近くになっていくと。そうなったときに本当に今のこの財部のバスの運行が本当にできるのかという問題もございます。未来永劫続けるつもりはございません。これはもう当然でございます。この間にまた小学校の今度は統廃合の問題も出てきますので、それ以外でもスクールバスの利用というのが出てきます。

教育委員会としては、今、大川内議員のほうからありましたが、ちょっと一步を踏み込んで、今後どうあるべきなのか、公平性というのを担保しながら、そして、今後のことを考えて我々のほうもちょっと議論をしていかなければならないのかなと。

我々は、今まで決議というものに対して、非常に重みがあるということで、継続という形で進めてきました。

ただ、そのときのスクールバスはやめないでほしいと。それは裏返せば、大隅、末吉でも同じようなスクールバスの運行をという思いもあったかもしれませんが。私としては、その辺の状況はよく分からないんですが、そうであれば、まず我々として本当に平等にするためにできる方法を、ちょっと真剣に考えて、それがあつた程度教育委員会で固まった段階で、また保護者、地域と、いろいろ協議していかなければならないかなと思っています。

我々としても、本当十分、この小学校のスクールバスという制度は県内でもほとんどございません。だからどこかの先例にしてというわけにもいかない部分もあつて、本当に我々教育委員会にとつても悩ましい問題ではあります。

ただ、今利用されている保護者がいるという重みもあります。そこも十分踏まえながら、どういう形で公平を担保していくか。そこを少し検討させていただけたらと思います。できるだけ早いうちに結論が出るように、また我々も話をしていきたいと思っています。

先ほどもありましたように、またこの問題について、教育委員会自体できちつと話合いもできていけませんので、先ほどの外部評価ではないですが、やっぱりこれまでそういう話もしてこなかったところもありますので、十分まず我々の中で検討させていただいて、そこである程度、案が固まったら、また議会や保護者、地域に提示したいと思っております。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

今本当に教育長の前向きな答弁を頂きました。いろんなことでまた質問をしたいと思うんですが、これはもういいですね。

次に、財部町のバス通学の実施要綱規則、これを必要だと思つて事務局に行つて出してもらったんですが、そしたら、この前に、平成30年にこれ頂いたのがたまたま出てきたんですが、平成14年の4月1日からこの財部のあれがされているわけですよ、バス通学の。

それで、このあいだ、この資料が欲しかったものですから、出してもらったら、何とこれは曾於市立小学校スクールバス運行管理規則というのが出てきまして、これは令和5年3月31日、今年出していた規則、課長、ありますか、そこに。

これで、ちょっと一つだけびっくりしたんです。規則だから、我々議員のほうに報告することはないんでしょうけれども、でもこういう問題があるということで質問している、何回もやっているのであれば、こういうことができたというぐら

いは知らせてほしかった。

その中で一つ質問、こちらで質問しようと思っていたのは、まず前にも質問しましたが、小学生に対しては1,000円の徴収と、中学生は2,000円の徴収、これはもう中学生は3町とも1校ずつです。何にも問題ないんです。徴収とかしなくても、市のほうでやっているからね。

これも、この間の14年4月、ただし当分の間、第6条の規定は適用しない。これは前のですからないかもしれませんが、お金、当分は徴収しないということなんです。その前のときしたときも15年ぐらいたっているんです。

市長ともちょっと議論したことがあります。当分の間ってどういう感覚で持っているか、当分の間ですよ。この間も県議選の時に志布志かどっかのあれで新聞にも出ていましたが、当分の間の問題が出ていました。これは18年。これはしかし、もう廃棄ですね、これは。財部町のこの財部町通学バス運行事業実施要綱というのはもう廃棄でしょう、新しいのができているから。じゃあ、新しいのでします。

この中で一つだけ違うのは、第2条で財部で、これは財部ですよ。財部の第2条、財部町通学バス運行事業（以下「通学バス事業」という。）の利用車両は、タクシー及びバスをもって運行し、当該事業の運営主体は財部町とする。これは財部町のタクシー会社とかバス会社が運用するわけ、代行するわけですね。これはもういいんですが、今度こっちには、これ入っていないですね。このどこどこが事業するっていうの入っていないんです、見たら。見たら、その中で一つが、それが入っていないのが一つ。

それから、私が今まで何回も質問している中で、これが何条ですかね、この中で3条関係という、こちら新しいほうの第3条、スクールバスを使用できる者（以下「使用対象者」という。）は、別表に規定する対象小学校区に在住し、それぞれ同表に規定する通学距離を満たす児童とする。こうなっているんですよ。

そこは、どこに書いてあるかという、後ろのほうに、第3条関係、対象小学校区、通学距離2km以上、財部小学校区2km以上、財部南小学校区2km以上、岩川小学校区、大隅南地区。この3校だけはするって書いてありますね。現在、そうなんでしょうけれども、これはぜひ、先ほどから議論していますように統一していただきたい、これがないように。2km以上でも3km以上でも4km以上でもいいんですよ。私、市内が全部統一してあれば何も言わない。

そういうふうな会合もその会合でしていただきたいし、それから、先ほどからコンパクトシティ。コンパクトシティというのはもう必然たるもので、こういうふうにならなくても必然的になっていくと思うんですよ。我々高齢者になってくると、便利なところの何が一番便利か。まだ車の免許があるからいいんですが、車の免許

を持っていない方、免許をあげた方、体の弱い方、何と言うかと言いますと、まず買物ができる、近くに。それから、医者が近くにあると、この2つの条件ですよ。そうなってくると、必然的にまちの中に集まってくる。集まってくると、2 km以上の方も少なくなるんですよ。大隅・財部地区と言っても、だんだんまちに入ってくる。郊外に住むという人、たまにはいるでしょうけれども、だんだんコンパクトシティになってくるわけです、必然的に。そうなってくると、もう今度統合のときでも、その話をしますが、2 km以上の方がだんだん少なくなってくる。

お金は、バスは人数割じゃないから、お金は同じだけ掛かる。それは教育長が先ほど言われましたとおり、未来永劫でないというのは、その当たり前のことなんで、それでそういうことのないように、とにかくそういうふうに集まってくると。

その中で次にまいりますが、ちょっと時間も詰まってまいりましたので、1万円以上のこれはもういいです、もういずれにしても、そういうのも取っ払って平等にやっていただきたい。

それから、これ最後に、財部地区のスクールバス運行については平成23年9月議会の議決を尊重し継続しております。これも遠距離通学を助成という方法で進めてまいりますじゃなくて、この会合を先ほどの結論的には、この会合は3町を統一してバス通学、通学ですね、バス通学に限らない。通学は3町が同一の方法をできる会合にしてほしい。これは今のところでいくと、決議を尊重し継続してまいりますと。ただし、末吉、大隅については今後も遠距離通学の助成という方法で進めてまいります。これじゃ私は駄目なんです。今度会合するときは、対策会合するときは、もう4年ぐらいしていないんでしょう、今。そこするときは、タイトル自体を3町を統一した通学方法はどうかと、それで議論していただきたい。それやる気ありますか。

○教育長（中村涼一）

今、議員のほうからありましたように、今後、教育委員会の中で十分検討して保護者や地域の意見を聞くという過程の中で、その通学方法の公平さということを前提とした、それをテーマにした会をしていかなければならないと思っております。そういう方向で進めていきたいと思います。

○16番（大川内富男議員）

ぜひそうしてください。お願いをいたします。

それでは7番目の今、この統廃合のことにまいりたいと思いますが、統廃合は、私はもう以前から、この大隅南小学校さんが岩川小に来られる前から、自分としてはもう統合したほうがいい。極端な話、一町一校でもいいんじゃないかというような考えを持っております。そうしますと、ある程度の市の持ち出すという余裕が出

てきて、それこそバスを走らせることもできるんじゃないかという考えも一つは持っております。

ただ今、一番最初に大隅南小学校さんが閉校されて、次は財部北小学校さん、今年いっぱい、今年度いっぱいでは高岡小学校さんで、だんだん今年も20校あったのが結局13校。また私は、こういうところが続いてくると思うんですよ。

それで、こないだ教育長とお話、教育長が企画されて教育委員と文教厚生委員の話を会合を持たれたときに、私も言ったのが一つあって、これがちょうどここに書いてありますが、本当に私の考えは、例えば、20人になったときには、教育委員会と話し合いを持つ。そういうような規則というか、そういうのを作ってほしいというのは、多分大隅南小学校さんが合併され、統合されるときは、閉校されるときは相当なエネルギーが要ったと思うんですよ。

教育委員会としては、もうとにかく市でもそうですが、地元に任せてますよって本当にきれいなことなんです、私に言わせるとちょっと無責任じゃないかと思った考えがあるもんですから、相当なエネルギーを使ったと思うんです。

話し合いを何度もしてどうするか、どうするかというのになって、2校目は前例があるから、財部北小がどうされたか分かりませんが、前例があるから、それほど難しくはなかったと。

それで、こんなこととして高岡小学校が、それでまたそうなってくるとまた次のところが出てくるとは思うんですが。それをできるだけ20人か何人でもいいんですが、それくらいになったときは、やっぱり教育委員会が主となって、その地の元の有志の方と話し合いをする。学校存続はどうか。そういうふうにとちょっとばっかり統合がいいなって思ったらそれをするし、どうしても残したいっていうんなら、目いっばいの支援をすると、そういうような方法をとった方がいいと思うんですね。とにかく地元の方だけ、校区の公民館に任せますよじゃなくて、そのほうが私は地元の人も楽する。ある程度、教育委員会としてもある程度のプランが立てられると思うんですが、その私の意見についていかがでしょうか。

○教育長（中村涼一）

以前も同じ質問していただいた、そのときもお答えしましたが、基本的には教育委員会としては行政主導で進めるつもりはないということでお話をしたんですが、その後、このコロナ禍もあって、また我々の予想よりも早い少子化というのが現在曾於市でも進行しております。

10年後のシミュレーションをしたときに、その当時はもう曾於市全体で小学校1年生の新入生が100人ぐらいになるんじゃないかと。その100人を今ある小学校20校に分けるということは、もうこれは考えられない。もう多くの学校で入学者なし

という学校が増えていく可能性があります。

そうなった場合、学級数が減ると。学級数が減ると教職員も減ると。教職員が減る中で一番やっぱり学校として困るのが養護教諭がいなくなると。今、曾於市の場合はそういう学校にも議会のほうからも応援を頂いて市費で雇っていますが、今後のことを考えると、本当に最終的には3小学校1中というシミュレーションもあります。

そうなった場合に、先ほどの通学方法の件とも絡んできますが、スクールバスで本当にそれだけの子供、広範囲のを運べるかといういろんな問題もございます。

ただ、教育委員会としては、我々もちょっと考えているのが、今年度、保護者、地域の方にアンケートをとって、今後こういうふうにご子供たちの数が減っていきますと。おたくの学校は10年後はこの程度の学校になります。そういうきちっとした数字を示して、学校、保護者、それぞれ御意見を聞いて、その中で教育委員会として最終的には本当に学校として成り立たない状況があった場合に、こういう形で登校ができますよというのはある程度、地域や保護者に示していけるとそういう形にはしていきたいなと思っております。ただ待つだけじゃなくて、ある程度理解していただくという方向を考えております。

○16番（大川内富男議員）

今、教育長が答弁していただいたとおり、私もそのように思います。ぜひそういう地元任せじゃなくて、やっぱりある程度になったときは教育委員会の方から出向いて行って、こういう話を、統合か存続かというのは地元聞いて、そして、統合だったら統合の手助けをする。それから、持続であれば精いっぱい支援をしていく。そういうのでやっていただきたいと思います。

私の個人的な意見は全く一町一校で、すみません。さっきやった、そういうことで考えております。

学校の統廃合のこと、それから、通学の件については先ほど課長にも申しましたとおり、いろんな通学に対しては小っちゃいことをこちょこちょするんじゃなくて、3町を統一した通学方法にするにはどうしたらいいかということで、今度は会合を進めていただきたい。これは強い要望です、お願いいたします。

それでは、次に、屋台村の市長のところまいりますが、市長、前の3年の6月の議会で私が質問したときには、いろんな質問書もありますが、答弁書もありますが、一番最初はちょっと鼻息荒かったですが、だんだんトーンダウンしてきて、これが3年6月の答弁書なんですけれども、そのときにいろいろな答弁していただきました。

その中に最後に、私が言ったのは、とにかく予算もつけられないし、谷口旅館が

どうのこうのっていうのもあったんですが、作らなかった理由については、事業を具体化し予算計上することができなかった。予算計上、全然しなければできないのは分かっているんですが、本来ならばこの答弁は予算計上するに至らなかった理由を聞きたかったですね、理由を聞く。

その次に質問したのが、できなかったということに対して、地元の人、いつも地元の人は喜んでおられますとか、楽しみにしておられるとかの答弁だったんですが、その地元の人たちにできなかった理由をどういうふうに説明したかという私の質問だったんですが、前回のときはここまで質問の2回目以降は質問、時間の関係でできなかった。

そこで、市長のお答えは、今でも財部の方々は期待されております。将来的に財部高校跡地に鹿児島大学の畜産獣医学拠点が誘致でき、J R 特急の停車などがかなうならば、実現の可能性はあるものと考えております。これが前回のでありますね。

今回も、皆さんもタブレットを見ておられると思うんですが、屋台村について、屋台村の実現可能性について、現在の考えについてお答えします。

いよいよ令和6年4月からSKLVの運営があつて、もうこっちのほうはできるようになったわけですね。前回のときはまだ確定じゃなかったです、SKLVは確定じゃなかった。今度はもうこれは確定、運営ができるようになった。

次には、昨日の夏祭りもそうですが、特急を止めて、財部のほうもSKLVができたら特急を止めて、町も発展する、曾於市も発展すると、これは当たり前のことなんです、この特急を止める、これでいきますと、交渉を行いましたってありますが、交渉の内容を教えてください。

○市長（五位塚剛）

J R 九州の福岡のほうにお伺いして私たちの曾於市でSKLVの事業が始まりますし、当然全国から学生が来られますので、ぜひ財部駅に特急を止めてもらえるようにお願いをいたしました。

○16番（大川内富男議員）

それは、感触はいかがだったでしょうか、感触は、J R さんの。

○市長（五位塚剛）

感触については、前向きに努力をいたしますということでございます。

○16番（大川内富男議員）

それでは、これは屋台村についても夢を諦めないで努力していきたいと考えておりますと答弁書を頂きましたが、これがもう一番最初からいきますと、もう6年以上、計画から行きますと、公約から行きますと6年なんです、この件に関しては私もそんなに簡単にできるもんじゃないということで質問しようとしていたんです

が、今でもそんな感じが、努力していきます、努力すると、実はなかなか、努力とか、検討しますというので、できたことは余り聞いたことがありませんので、これが詭弁にならないように祈念して、この項は終わります。

次に、最後になりますが、県議選についての質問をいたします。

まず、選挙における候補者支持については、誰でも自由であり、今回の県議選は副市長、あっ、これは違ったな。それは後ですね。

まず県議選については、公民館長はできるのかという質問をしたんですが、これは私のもちろん認識の違いで、私は自分の後援会長が前回のときと、その前の選挙のときに後援会長だった人が、今度の会合ではどうしても今度は公民館長になりそうだということで、後援会長を降ろさせてくれと後援会長代わったんですよ。それで、私の認識では、後援会が、公民館長は後援会長はできないという認識だったので、県議選のときに質問状を出しました。

そしたら、質問状で、この中で、この公職選挙法第136条の2の中で、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止において公民館長は含まれていないから、規定される公務員等に該当しないため規制されるものではないとして公民館長は後援会長できる、そういう判断でよろしいですね。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

今おっしゃったように、こちらから回答した文書、今おっしゃったとおりの見解でございます。

○16番（大川内富男議員）

それでは、公職選挙法第136条の2の公務員等の中の、例えば公民館長、誰が入っているんですか、この136条の2には。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

法の136条に規定されている特定の公務員というのは、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会委員、警察官、収納委員及び町税の吏員、これが選挙のできない特定の公務員となっております。

なお、参考に申し上げますと、まず地公法の中に公務員の規定がありまして、その中に公民館の館長というのが公務員に規定されていないことから、もともとが公務員でないという見解でございます。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

これは私も持っているんですよ。これは136条となっているんですが、回答を頂いたのには136条の2と書いてあるんですね、質問状に出したときの回答は。136条は私も持っております。今言われたとおりです。136条の2というのを知りたい。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

お答えします。

公職選挙法第136条の2の項目ですが、まずこの名目としましては、公務員の地位利用による選挙運動の禁止ということになっております。ここに、この項にまず地方公務員に公民館長はなっていないということで、この136条の2は公務員の地位利用に関する規定となっているところでございます。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

よく分かりました。これにも何か公民館長とか自治会長とか入っているかと思って質問したら、これはないわけですね。

そこで、もう一つ質問をいたします。これちょっと読み上げますが、回答です。地区公民館長の選挙活動についてですが、公職選挙法第136条、特定公務員の選挙運動の禁止及び地方公務員法で規定されている公務員ではないため、直ちに地区公民館長の選挙活動を禁止するものではないと判断します。また、地区公民館長の地位利用についてですが、曾於市では地区公民館長を特定の公務員として条例で位置付けはしておりません。よって、公職選挙法第136条の2公務員等の地位利用による選挙運動の禁止において、規定される公務員等に該当しないため規制されるものではないと判断します。これでいいんでしょう。ここまではよく分かります。

これで公民館長も選挙運動というのも、もちろんできますし、それから、後援会の会長もできるわけですね。ここが問題なのは、この後、回答いただいた「ただし」なんです。ただし、公務員館長とは市役所と関わりが深いため、市民から疑念のないような選挙運動を行わなければならないと判断します。

後援会長は、自分の後援会長、誰でも後援会長ですが、自分のその人の後援会長になったときには、その人を通すために一生懸命運動しますよ。これでいきますと、深いため市民から疑念のないような、違反にならない限り、全く後援会長というのは、その人のために当選させるために一生懸命頑張ります。これは五位塚市長であろうが、我々議員であろうが、みんな一緒ですよ。この意味が分からない。説明してください。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

議員おっしゃるとおりに、確かに規定によりますと束縛されるものではございません。しかしながら、選挙管理委員会、私も来てからでございますけれども、やはりなかなか公的機関ではありませんけれども地域の集合体、そういういろんな考えのお持ちの方の集合体の公民館でありますので、そこはもうお互いにその組織がばらばらにならないようなという意味を込めまして、疑念の念がないようにというふ

うな行動の、こちらからお願いという立場でありますので、全く規制されるものではないとは思っております。

以上です。

○16番（大川内富男議員）

分かりました。そうしますと、ほかのところで、そういうのはちゃんと規定された条例が出ているところありますね。これにも平塚市と書いていますが、私が調べたところでも、そういう条例が出ているところは、例えば、民生委員とか自治会長とか、自治会長はなかったかな、公民館長とか、それからいろんなのが規定されて条例ができています。だから本市においては、それが無いからこういうことになっているわけですね。

だから、市長どうですかね。この選挙のこういうふうな規定が、あちこちに市に条例を持っているところあるんですが、規制されて公務員等運動できないとか、ならないとか、こういうのを制定する気はないでしょうかね。

○市長（五位塚剛）

選挙というのは、国民が自由に活動できる制度であり、自由に選挙運動ができるわけですので、曾於市として選挙を妨げるような条例を設けようという考えはないところでございます。

○16番（大川内富男議員）

妨げる条例じゃなくて、選挙に、今言ったみたいな、ここ南淡路市、これはちょっと調べてもらったんですが、そういうところは、公務員、それから、民生委員、公民館長、監査委員、消防団員、農業委員、体育指導員、学校教育法に規定する教育者、こういう方々は選挙にはそういう積極的に携わってはいけないですよという条例なんですよ。だから、妨げるとかなんとかじゃないですよ。こういう公務員みたいな、公務員的な方々は運動には参加できませんよと、そういうような条例をほかの市町村に合わせてつくる気はないですか、選挙を邪魔するんじゃないですよ。そういう条例があちこちにあるんだということです。それを作る気はないんですかということです。

○市長（五位塚剛）

作る考えはありません。

○16番（大川内富男議員）

それでは最後に、これは市長の私の問うあれが悪かったのか、最後に県議選に続いて副市長お二方が中立の立場をとられたと。これは私なんか高く評価しているところなんです、このときに私は副市長の意見をお聞きしたかったんですよ。これは市長が、選挙における候補者の支持については誰でも自由であり、今回の県議選

では副市長の意思だったと思われます。

これは、市長が言われた言葉であって、中立を保たれたなというのは本当に私なんか非常に評価するところではありますが、副市長お二方はどういう意味で中立を保たれたか、これをお聞きしたかったんですよ。一言ずつお願いいたします。

○副市長（八木達範）

それじゃお答えしたいと思います。

市長は、政策を進めます。そして、我々はそれを補佐していくわけですが、国、県、特に県なんかに対しまして、事務的なことは我々がほとんどお願いしますので、そういうことを考えますと、そういう立場にありますと中立が一番いいというふうに判断をいたしました。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

副市長は、議会の同意を得て選任をしていただきますので、その件。あと県議会議員については、県へのそういうパイプでございますので、どちらがなられても我々はお願ひしないといけないということで中立ということでございます。

○16番（大川内富男議員）

よく分かりました。お二方が中立を保たれたことによって、県議会選挙も無事終わりましたんですが、これからも県議会議員としっかりと連携をとって、それから、要望は要望すると、それから、予算は予算を引き出すためには県議とよく手を取り合って、県のほうに要望したりするとか、曾於市民のために、お二方のお力添えをぜひ精いっぱい頑張ってくださいように祈念して、私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、原田賢一郎議員の発言を許可します。

○14番（原田賢一郎議員）

そお幸喜会、14番、原田賢一郎でございます。ただいまから、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

去る8月8日から8月10日にかけてまして接近したさきの台風16号は、人的被害は

なかったものの、本市においても多くの災害が発生をいたしました。8月25日の全協での報告によりますと、土木工事林務関係で応急委託費の災害復旧費は292件の1億615万円の補正が組まれております。そのうち大隅町が119件と最も多かったとの報告を受けたところであります。今からが本格的な台風シーズンとなっていまいりますが、農家にとっては実りの秋が心配されるところであります。

今回、私は4項目について質問をいたします。

まず1番目に、道路行政について伺います。

曾於市内において、道路の状態の最も悪いのが大隅町だと私は認識をしております。中でも、恒吉地区が最も悪い状況であります。今回取り上げる3路線は、いずれも恒吉地区であります。

そこで、①沖上大川原線の現状とその認識を伺います。

沖上大川原線というのは、議員の皆さん、そしてまた、課長の皆さん方もほとんどの方々が知らないんじゃないかと思いますが、後ほど課長に詳しく説明をしていただきます。

②沿線住民から何年も前から改良の要望があったと聞いておりますが、早急な対応が望まれるところでありますが、今後どう取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

③に、次に下須田木線ですが、この路線も沖上大川原線同様に非常に荒れている状況でございます。今後の計画を伺います。この路線は、一部分の改良は済まされておりますが、今後の計画を伺います。

④県道495号志柄宮ヶ原福山線は、神牟礼自治会から川路山自治会間の幅員が非常に狭く、軽トラック同士の離合もままならない状況であります。沿線には大型畜産農家も多く、早急な対応が望まれるところでありますが、これまでに県への要望をどの程度行われましたのかお伺いいたします。

2番目に、山林の行政指導について伺います。

①曾於市内、至るところで山林伐採後のハゲ山が目立つようになってきましたが、今回の台風6号と数日後の集中豪雨による伐採後の山崩れ又は水路等への土砂の流入等の被害はなかったかをお伺いいたします。

②伐採後、搬出用の道路が造られておりますが、行政としての指導はどうしているかをお伺いいたします。

3番目に、本庁・支所機能再編後の影響について伺います。

①昨年10月に本庁・支所機能再編計画が実施されましたが、大隅、財部両支所における影響は出てはいないか。

②両支所においては大きな職員削減がなされましたが、そのことに対しての悪影

響は出ていないかをお伺いいたします。

最後に、大隅文化会館についてお尋ねをいたします。

①、②大隅文化会館の施設の現状と認識を伺います。

③、④当施設の過去3年間の利用状況と、現在利用している団体名と団体数をお伺いいたします。

⑤当施設に対する市民からの苦情は寄せられていないかをお伺いいたします。

⑥当施設は大隅町民の文化の拠点であります。雨漏りや空調施設が機能しておらず、そのまま放置されているが、早急な対応の声を聞くが、この事をどう認識し今後どう対応していくのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、原田議員の質問にお答えしたいと思います。

1、道路行政についての①沖上大川原線の現状報告と認識を示せについて、お答えをいたします。

大川原から内山地区については、ほぼ改良工事が完了しておりますが、沖上地区については未改良の状況です。

沖上地区については、路面が荒れている箇所があり、維持工事等で対応しております。

1の②沿線住民から何年も前から改良の要望があったと聞いているが早急な対応をすべきではないかについて、お答えをいたします。

地元住民からの要望を受けて、令和元年度から2年度で排水路整備事業を実施しております。そのほかの箇所については、舗装補修などで対応しております。

1の③下須田木線も沖上大川原線同様非常に荒れているが今後の計画を示せについて、お答えいたします。

現在恒吉校区では、神牟礼・沖上線、紺垣線、須田木線、神牟礼三文字線、川路山・中須田木線の改良工事を実施しております。

総合振興計画などの長期計画との整合性を図りながら、下須田木線の計画を検討していきます。

1の④県道495号志柄宮ケ原福山線の改良は、早急な対応が望まれるが、県への要望をこれまでにどの程度行ってきたかについて、お答えをいたします。

県道495号志柄宮ケ原福山線の改良要望については、曾於地区の2市1町で構成している曾於地区土木協会より平成25年度以前から、神牟礼から川路山の区間について、排水路の整備も含め、県庁土木部、大隅地域振興局建設部に直接要望書を提出しております。

現在、大隅地域振興局で、離合箇所設置及び局部改良工事を実施されております。今後も、県に対しまして早期の完成を要望してまいります。

2、山林の行政指導についての①山林伐採後の台風6号等による山崩れ等の被害について、お答えをいたします。

今回の台風6号による集中豪雨により、伐採跡地の崩壊が1件、伐採中の山林から用水路への土砂流入が1件の、合わせて2件の被害報告を受けております。この2件の案件につきましては、伐採事業者へ土砂流出防止対策を実施するように指導いたしました。

2の②伐採後の搬出用道路への行政指導について、お答えをいたします。

伐採に使用する木材の搬出路につきましては、地山の切土を抑え、道幅は最小限で開設するよう指導しております。

伐採につきましては、木材搬出路から土砂流出がないように、伐採届の提出時に土砂流出防止対策を指導しております。

3、本庁・支所機能再編後の影響についての①10月以降の大隅、財部両支所への影響について、お答えをいたします。

窓口対応や現場対応等の市民から意見や報告は寄せられていないところです。しかし、組織体制としては、業務が多岐にわたることや、本庁と比較して職員数が少ないことから知識習得が困難といった意見が職員からあるところです。また、即時対応が必要な業務として、災害対応や復旧事務がありますが、今回の台風6号で再編後初めて経験いたしました。受付や現場確認等の初動体制に市民からの意見等はありませんでした。こちらについても内部での役割分担や協力体制の整備が今後の課題です。

3の②両支所の職員削減による悪影響について、お答えをいたします。

令和4年10月の機能再編は、基本的には両支所にある本庁機能を有する福祉事務所、農業委員会、教育委員会を本庁に集約するものでした。これにより職員数が減っておりますが、本庁機能から支所機能に移管したため、事務量に応じた職員数となったところです。基本的には、機能再編に応じた事務量に職員数を充てていることから、事務に対して影響はないと考えております。

4、大隅文化会館についての、①大隅文化会館施設の現状について、お答えをいたします。

大隅文化会館は昭和58年11月に竣工し40年を経過し、老朽化のため舞台奥等で雨漏りが見受けられるほか、冷房設備が修理不能な状態になっております。

このほか、館内設備等についても更新時期を過ぎており、音響設備や照明設備、つり物設備、受電設備や発電機等に経年劣化が見られます。

なお、建物自体は昭和57年以降に建設されているので耐震工事は必要ないと判断しております。

4の②現状に対する認識について、お答えいたします。

現在、修理の必要な冷房設備については、機械本体では約7,000万円、送風設備等の附属設備まで含めると約1億円の修繕費が必要と見積もっております。

また、音響設備や照明設備、つり物設備についても、約3億円の修繕費が見込まれております。

現在の施設を今後も維持するとなると、当然全面改修が望ましいと認識しております。

ただし、現在市内にある残り2か所の文化施設もいずれも老朽化しており、今後、建て替えや大規模改修が必要となってくるものと考えております。

今後、厳しい財政状況や、少子化、高齢化による人口減少、利用者のニーズの多様化を十分考慮しながら、文化施設の在り方を検討していく必要があるかと思います。

4の③当施設の過去3年間の利用状況について、お答えをいたします。

令和2年度は68回、2,217人の利用がありました。主な利用は、市政説明会、大隅中学校合唱コンクール、保育園の発表会、岩川小学校吹奏楽部定期演奏会です。

令和3年度は70回、4,198人の利用がありました。主な利用は、市政説明会、大隅中学校芸術鑑賞、自主文化事業2公演、岩川小学校吹奏楽部定期演奏会、ふるさと芸能まつり、保育園の発表会です。

令和4年度は136回、8,034人の利用がありました。主な利用は、市政説明会、大隅中学校合唱コンクール、弥五郎どんファンタジア、弥五郎どん祭り前夜祭と芸能発表会、自主文化事業1公演、岩川校区生涯学習推進大会、岩川小学校吹奏楽部定期演奏会です。

令和2年度及び3年度は、コロナ禍のため利用が少なかつたと思われませんが、令和4年度以降は利用回数、人数ともコロナ禍前の状況に回復しつつあります。

4の④現在利用している団体名と団体数について、お答えをいたします。

現在、弥五郎太鼓は週1回、生涯学習講座「ステンドグラス」講座が月2回、大隅文化協会の会議が随時、合計3団体が定期的に利用しております。

利用人数は、弥五郎太鼓が約25人、ステンドグラスが12人、大隅文化協会が約10人です。

このほか、毎年11月には弥五郎どん祭り前夜祭及びのど自慢大会、年度末には地元こども園の発表会、ふるさと芸能祭りが開催されております。

4の⑤市民からの苦情は寄せられていないかについて、お答えいたします。

現在、市民から空調設備を修繕してほしいという要望は受けております。

4の⑥当施設の雨漏りや空調施設が機能していない。そのまま放置しているがこの事をどう認識し今後どう対応していくのかについて、お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたが、今後も施設を維持するとなると全面改修が必要と認識しております。

現在、市内には3か所の文化施設があり、今後、建て替えや大規模改修を行った場合、多額の予算が必要となり、財政状況が厳しい中、予算確保は難しいものと考えております。

また、人口減少や利用者のニーズの変化も予想される中で、文化施設の利用形態も変わっていくものと思われまます。

教育委員会でも令和5年7月に、曾於市社会教育施設・社会体育施設整備及び在り方検討委員会を開催し、施設の複合化や集約再編について議論を始めたところです。

今後、委員の方々の意見を踏まえて、曾於市の公共施設マネジメント検討委員会で今後の施設の在り方の方向性について検討してまいります。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

ただいま、市長から詳しく説明をしていただきました。大体中身は分かったんですが、それでは質問項目に準じまして、また質問を、2度目をさせていただきます。

まず、この道路関係でございますが、これは昔話でございますけれども、旧大隅町時代に議員の先輩方がいつもこんなことを言われておりました。「一般質問ではね、道路行政をあんまり言うといかん」と、そういう御指導をいただいた時期もございました。そのようなことで、あんまり道路関係におきましては質問をしたくありません。何でかという、道路行政を取り上げると切りがないんです。陳情合戦になってしまうんです。ですから、あまり道路のことは言うなよという先輩たちの教えでございましたが、あえて今回取り上げさせてもらいました。というのはなぜかといいますと、先ほどの質問をされた方々の答弁の中に、市長はこういう発言をされましたが、「もう今18年もたって、大隅の財部のどういうという時期ではないんだ」という発言をされました。私もその認識でありたいと思っております。しかしながら、現状はそうではありません。これは認識をしっかりといただかないから、そういった発言も出てくると思います。我々は、そのこの地区の代表者の代弁者でございますので、あえて今回この道路行政を取り上げさせてもらいました。というのは、市長の認識をお伺いしたいんですけれども、この道路の状況におきましては、曾於市内で大隅、財部、末吉、この3か町の中でどこが一番悪い状況だ

と認識をされておりますか。

○市長（五位塚剛）

3町でどこが一番道路が悪いと言われるれば、県道を含めて大隅町が一番やはり整備が遅れているものかなという認識は持っております。

○14番（原田賢一郎議員）

安心しました。逆の言葉が返ってくれば、私ももう質問のしようがないところでしたが、そこで池田市政のときも私は同じ質問をした経緯がございます。その中で、道路の改良率、どれくらい改良が進んでいるかということを質問しました。今回も課長にその改良率は3か町どうなっているかということを前もって通告いたしておりますので、課長のほうから発表していただけますか。

○土木課長（朝倉幸一郎）

それでは、市道につきましての現況のまとめということで、令和4年の4月1日現在についてお答えいたします。

末吉地区が改良率74.91%、大隅地区が77.97%、財部地区が46.59%、曾於市全体では68.90%となっております。

○14番（原田賢一郎議員）

ただいま課長が説明をされたとおりでございまして、末吉が74.91%、大隅が77.97%、財部が46.59%です。この数字からいきますと、財部が最も悪いということになります。そして、逆に皮肉なことに大隅が77.97%、末吉は74.91%、大隅が一番改良率が進んでいますよという数字なんです。これは本当に耳を疑いたくなるんですけども、前も池田市政のときにも判明したんですが、それは、大隅町の場合にはほとんど簡易舗装、簡単にやる舗装ということで、延長をどんどん延ばしていった。しかし、末吉町さんの場合には1.5車線ということで、当たり前改良工事をずっとやっていらして、改良率の場合は、大隅が一番進んだんです。だから、お金をかけていないから。ですから、そういったカウントの仕方をしているものですから、大隅が一番改良率としてはいいんですよということを前の池田市長もおっしゃったんです。そしたら、池田市長に私が問いただしたところ、「本当に大隅が、改良が一番進んでいると思いますか」という質問をしたら、「いや、大隅が一番悪いですね」と、こう言われたんです。ですから、この実績を基にすると大隅が一番改良が進んでいるということで、手を入れるところはあんまりないじゃないかという、そういう変な錯覚を起こすんです。私はそう思います。

言いたいことは、一旦、写真をちょっと、この沖上大川原線を出してみてください。

（原田議員、議場モニターに沖上大川原線の写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

これです。それから次の写真も出してみてください。

（原田議員、議場モニターに沖上大川原線の別な写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

こういうような状況です。全部こうなっているとは言いません。部分的にはこういうようなところも結構たくさんあるんです。ですから、この沖上大川原線、これがどこにあるか皆さんも分からないと思います。ですから、課長のほうでちょっと説明していただけますか。

○土木課長（朝倉幸一郎）

それでは、沖上大川原線の場所について御説明いたします。

沖上大川原線は、垂水南之郷線、県道の曾於弥五郎インターから恒吉のほうに向かいまして、新原集落を過ぎて、その次が沖上集落ということになりますが、そこから左のほうに入りまして、沖上集落の中を通過して、大谷川のほうに下りまして、そこから内山集落、それから大川原集落まで通ずる、最終的に石ヶ牟礼・里脇線につながる二級市道ということになります。

○14番（原田賢一郎議員）

ありがとうございます。口で言ってもあんまり分かっていただけないかと思うんですけれども、こんな状況です。

次の写真を出してみてください。

（原田議員、議場モニターに沖上大川原線の別な写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

ここです。これは今の道路の、ここはよかところですよ、どこが悪いとかいというような感じなんだけど、あの道路から左脇にガードレールがあったような小さい道路が走っています。その道路は、シラス対策でできた農道、大谷に抜けるシラス対策道路なんですけど、ここの沿線に住んでいらっしゃる方が内山の方でございました。もう何年たっても手をつけてくれないと、それでこんなことも言われました。「役所の人は、一番最初は入り口の人たちが何か反対者がいて、なかなか同意が得られませんので、手をつけられないと言っていた」というような、そんな話もしていただきました。けども、それはもう解消済みであって、「一向に始まる気配がない」という話をされました。そして、その奥さんは、岩川の街に買物に行くのにこの沖上線を通らないかんの、あの脇道です、シラス対策でできたあの農道、あれを上の方へ、上流へ行って、大谷に出て、そしてまた岩川に出るというような日常生活をしていらっしゃいます。ですから、この路線には内山集落、大川原集落、それから柳迫集落、3つの自治体がございます。ですから、毎日の生活道路と

なっておるんです。ここをトラクターで通ろうものなら、はらわたが引きちぎれるようです。そういう状況のところでございます。

今回、私はこの道路状況を質問をするに当たり、市長はこの現場を見られたことがありますか。3路線、今から言いますけど。

○市長（五位塚剛）

意識はしておりませんが、私も結構、市内を走り回っておりますので、大体通っているというふうに思っております。

○14番（原田賢一郎議員）

認識はされていると思いますけれども、現状はこういうふうになっているとはあまり認識されていなかったんじゃないかなと思います。ですので、こういう状況でございます。やはりこの道路行政というのは、もうちょっと均等にといいいますか、3か町均等にといいいますか、そういったやり方をしてほしいなと思います。

それから、次の写真をお願いいたします。

（原田議員、議場モニターに県道495号の写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

これは県道ですね。次は何の写真ですか。分かりました。この辺、答弁からいきますと、随時改良の計画をしていきますと、対応していきますということでございますので、もうその住民の方々は諦めに近い嘆きの声を出しておられます。ですので、やっぱりそういった方々に寄り添っていただいて早急な、これを完璧に全部一緒にやれとは言いません。1年に100mでもいいですので、やっぱり手をつけていただいて、計画的にやっていただきたいと。これは沖上線であります、これは県道です、今からいきます。

それから、先ほど出ました須田木線も同様でございます。須田木線は、昨年いろいろな要望をしていただきまして、一部改良はされておまして、部分的ではございますけれども改修がなされております。これも引き続き、少しずつでもいいですから、継続して改良をお願いしたいところでございます。

それでは、④の県道495号志柄宮ヶ原福山線についての質問をいたしてまいります。

これが霧島市福沢地区から撮った写真です。立派な中央線が引いてあって、約8mぐらいですけど立派な道路で、こっちの手前が霧島市側、それである奥、狭くなっている、あっちが我が大隅町、曾於市です。極端に狭くなっております。こっちの広いこの道路は、もう10年ぐらい前だったですか、早く改良されておりますが、皮肉なことに、県道でありながら、曾於市になるとああいう幅員が狭くなっております。次の写真をお願いします。

(原田議員、議場モニターに県道495号の曾於市側の写真を表示)

○14番(原田賢一郎議員)

これが今の曾於市側の県道です。ですから、軽トラックの離合もままならない、そういう幅員の狭い県道でございます。この県道は、志柄云々線ですけれども、今の曾於市医師会病院に八合原から行きますが、その先に看板屋さん、シバさんの看板を過ぎてすぐ右に入って、そして福山志布志線を、県道を突っ切って月野に下ります。月野から伊屋松に上がって、南小学校の前を通過して、そして恒吉の麓、前の谷口議員の前を通過して、そして神牟礼に出て抜けます。この線路です。これが495号志柄宮ヶ原福山線でございます。ですから、こういう幅員の狭いところはたくさんあるんです。ここでたまには離合場所が数箇所造ってございます。そしてまた今、改良工事がどこか二、三十mですか、今工事を始めているところでございますが、これはもともと恒吉の瀬戸口県議のお膝元なんです。地域の方々にお話を聞きましたら、三反園知事時代に三反園知事も瀬戸口県議も地元の関係者、自治会長さんたちが寄って、この現地を見に来られたそうです。その約束の中では、南小学校近辺が整備ができたなら、あの前の整備ができたならこっちのほう、始めますよというような説明も受けたということをお聞きしておりますが、なかなか思うようにはかどっていないということでございます。何でここを言うかということ、この沿線沿いには、今非常に大型の畜産農家が多いんです。養豚農家、県内でも屈指の養豚農家もいらっしゃいます。それからブロイラー、これも優秀な農家の方が、それから繁殖農家、これも100頭規模は二、三件ございます。これで何を言いたいかというと、ここを大型の飼料トラックが通らないかとです。だから、大型トラックが来たらもうバックせんないかとです。これが県道なんです。こんな県道は見たことないでしょう、市長、どげんですか。

○市長(五位塚剛)

県との話し合いを毎年やるんですけど、こういう実情を話をしております。本当に見たことがないような県道だと思います。

○14番(原田賢一郎議員)

このような状況でございますので、昔は軽トラックで飼料を積んで済んだんです、軽トラック同士の離合で。けれども、今は大型の飼料の車、それから出荷時の10トンのトレーラー、それがここを通るんです。ですから、やっぱり畜産の振興のためにも、どうしてもこれを早く改良してほしいという地元の切実な願いでございます。先ほど、県議のいろいろなお話も出ましたけれども、瀬戸口県議という立派な県議もいらっしゃいます。ですから、要請を酸っぱいぐらいやってください。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

やはり畜産農家の振興のためには、道路行政というのは大事でありますので、要望をお願いしてまいりたいと思います。

○14番（原田賢一郎議員）

力強い要望をひとつよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の山林の行政指導についてお伺いをいたします。

先ほどの答弁をいただきました。山のほうの写真を出していただけますか。

（原田議員、議場モニターに伐採跡地の土砂崩れの写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

これです。これが今回の台風6号による伐採後の山林の土砂崩れです。たまたま皮肉なことに私たちの田んぼに通ずる用水路の上なんです。それで、10日から2週間ほど水を張ることができませんでした。しかし、応急委託で、先ほど申しましたけれども、的確な応急作業をしていただきまして、今水が通るようになりました。この原因は何かと言いますと、この山は今年の冬まで木が立っていたんです。それで、これを伐採をされました。そうしますと、大型重機でこの一山、搬出用の道路を造ります。そうしますと、大雨が降ると、その搬出用の道路に沿って大雨が流れてきます。それでこういったことが起きるんです。何を言いたいかということ、搬出をするときの道路を造るのは結構なんですけれども、その後始末、その点につきましては、課長、今どういう指導をされておりますか。

○耕地林務課長（國武次宏）

林内に造る木材の搬出路につきましては、伐採届出が必ず出てまいりますので、伐採届出で一応届出の中に、特に曾於市は元年度に鹿児島県で一番要領を厳しくいたしました。その中で、森林所有者と伐採事業者が提出されます確約書というのがございます。その中で、「伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失及び風水害等の各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。」と、あと、「伐採に起因する事案が生じた場合には、伐採中、伐採後においても森林所有者並びに伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。」ということで、確約書を提出してもらっております。

市の行政の指導につきましては、特にですけれども、伐採計画書を伐採事業者様から出すようになっておりますが、その中で一応曾於市としましては、幅員は2.5m以下に抑えなさいということと、地籍図に搬出をどのように行いますかということを記入してもらっております。なるべくならば、等高線上に水をきちんと林地に分散させるようにということで指導して、その見本となる地図も伐採事業者さんには全部説明して送っております。そのような形を取りまして、一応森林パトロール員

の意見ですが、作ったのが令和元年からでございますが、その要領の効力が出てまいりまして、非常に伐採するマナーがよくなったという意見も出ておりますので、この効果が出てきているんじゃないかなと考えております。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

次の写真を出していただけますか。

（原田議員、議場モニターに山林伐採時の搬出用道路の写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

これが伐採するために造られた搬出用の道路でございます。等高線上に走っております。次の写真をお願いします。

（原田議員、議場モニターに伐採業者の土砂流出対策の写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

これは、その伐採をされた業者の方が土留め、土砂が流出しないようにこういった丸太をそこに杭を打って、そしてやったださっております。ですから、本当に真面目な業者の方なので、こんなにやったださっているんです。

そこでお伺いいたしますが、課長、そういった指導もやっている、2.5m以内に抑えなさい、そして水切りのそういった作業もしなさいということでした。私たちがこの植林をするときに、林道をいっぱい昔造った経緯があるんですが、そのときに何十m置きぐらいに横断溝といって、側溝です、水よけを造るものでした。それがないと大きな災害となって、1か所に水がまとまる、そして災害を引き起こすということで、そういった指導をずっと受けておりました。ですが、ある業者さんに横断をするために水切りをずっとつけていたらどうですかと私も質問したんですけど、認識の違いでしたけれども、それをするによって、そこに雨水が集中するからいけないんだという認識を示されておりましたが、だから課長の指導どおりにはいっていないんだなというふうに感じましたけれども、その指導は徹底されておりますか。

○耕地林務課長（國武次宏）

今の水が集中するということで、一応先ほど御説明しましたように、等高線上にそのまま通すのではなくて、その等高線でも10mでちょっと下って、ちょっと上がるような分散型の造り方を一応指導しているところではございますが、やっぱり営利目的の事業者さんがおられます。そこで、何社かはちょっと厳しい点もありますけれども、しつこく災害がないような対応をしていただきたいということと、あと、曾於市につきましては鹿児島県内で1,500haほど伐採されておりますが、曾於市の平均が大体500ha切っているということで、鹿児島県の3分の1は曾於市の山を切

られているということで、一応その件数に当たっては、伐採届出を受理する上でやっぱり厳しいその指導、要するにどこの道を通してどのように山から出すのかというのを指導しているところではございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

分かりました。今後もそういった指導は徹底していただきたいと思います。この土砂の流入流出の災害は2件あったというふうに報告がございましたが、その1件がうちのその用水路だと思います。ですから、私はこういった事例が今度の台風で至る所が出るんじゃないかと心配をしておりました。やはり伐採後二、三年間は草が大きくなならない、木が大きくなならないということで土砂が流出しますよね。ですから、3年ぐらいが峠かと思いますが、そういったことで伐採をされる方には十分な指導を徹底していただくように要請をしておきます。今後ともよろしく。

それでは、次に入ります。

本庁・支所機能再編について伺いをいたします。

先ほど、市長のほうからいろいろな返答をいただきました。その中では、「業務に対して影響はないと考えております」ということの回答でございました。私たちは、去年の10月の支所機能再編におきましては、ある程度は理解はしてはいたものの、福祉事務所、それから農業委員会、教育委員会、このことだけを頭に置いておりました。

しかしながら、これ以外の課におきましても人員の大幅な削減がなされております。特に、大隅支所、財部支所におきましてはです。ですから、私はそのとき行ったときに、これで本当に支所機能は果たせるんだろうかと思いました。

人員を減らすということは、それだけ住民へのサービスが低下するということにつながります。そうなりますと、そこに配置をされた職員の方は鉄腕アトムみたいに頑張らなきゃいけないわけです。幾つもの役職をこなさないかん、いろんな知識がなければいけない、窓口や対応もしなければいけないということが発生をしております。

そこで、今回このような例も発生をいたしました。よく聞いておってください。ある人が、支所に行きまして相談をしました。そしたら、「私は、地元でないから分かりません」という回答。それからもう一件は、「私は、本庁から来ておるので分かりません」、こういう回答なんです。これは事実の話。ですから、本庁におきましては、いろんな改革をされるということで、ワンステップ何とか方式でしたか、そういったことも説明をされました。そして再編をする前の説明では、本庁にそういった技術者を一括して集中させると、事務の効率化が図れる、それと横の連絡が

うまくいくので仕事がうまくいくという説明も受けました。

両支所におきましては、もう今はＩＣＴの時代だからテレビ電話とかそういったものを駆使して本庁とその専門とつないでやり取りをして対応をしますと。ですから両支所の住民にサービスの低下は招かないようにいたしますということを私たちは受けましたが、その結果今そういったことがなされておりますか。

○市長（五位塚剛）

合併後、いろいろと支所機能のことを考えてきまして、昨年の10月から再編を実施いたしました。この前の台風の後で、特に大隅のほうから災害が非常に大かったためにこの本庁から職員を2人派遣して、地域住民の相談に行かせました。非常にたくさんの方が来ておられました。私も直接見ました。

なるべくそのような形で対応はしておりますけど、最初に冒頭に言われたその職員が、私本庁から来ましたから分かりませんか、地元でないから分かりませんとその発言は私も間違っているというふうに思っております。それは事実かもしれませんがそういう指導は私としてはしておりません。

当然ながらその課長もそういう指導はしていないと思っておりますけど、現実にあったとすれば職員の怠慢だというふうに思っております。原田議員が言われるようなそういうことが起きないように私たちも努力はしてきましたけど、まだ努力が足りないと思っております。

今後、もう1回ちょっとそういう状況を含めて職員の、市民からの要望については丁寧な説明と同時に、分からないときは本庁と連絡をとってやるべきだというように指導しておりますので、それができていないということは反省をしたいと思います。

○14番（原田賢一郎議員）

市長もこういったことを聞かれて心外だったと思います。指導が徹底されていないということで、こういったこと本当はあってはならないわけですが、実際そういったこと起きております。

これは市民に、役所にそういった苦情は来てないかと言いましても一般市民はそんなことを言いません。だから、私たちは議員だからそれが言えるんです。代弁して言っております。ですからそういったことがあるちゅうことは認識しちよってください。

それと参考までにですが、これも参考までに聞いとってください。私たち会派で、昨年長崎県の壱岐島ここに行ってまいりました。ここは畜産課長が一番御存じの壱岐島です。ここは曾於郡の家畜市場から素牛がどんどん行って、そして壱岐島の素牛はほとんど鹿児島島の牛で成り立ってます。それで親方を今通り越して曾於郡の

市場より高いんですそこが。ということもありまして、そして畜産課長はそこに曾於の畜産ということで講演にも行かれたということで、これ幸いということで行ってまいりました。

そこで畜産とは関係ないんですけども、ここの壱岐島では4か町が曾於市と同じぐらいの年代に合併を4か町でしております。それで、その支所機能の在り方というのは非常にユニークなんです。議会はある支所に置く、それから総務課関係の事務はどこの支所、それから農業委員会、教育委員会はここの支所、分散させてるんですよ。

ですから何を言いたいかわちゅうと、ただ中央に一極集中させて、効率化、財政のスリム化、それだけが私は改革じゃないと思っております。改革をしたゆえにおいて両支所の住民にサービスが低下するようであれば、そんな改革はしないほうがいいです。住民がいるから我々職員がいるんだということが基本だと思いますが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

3町が合併したときに対等合併ということで、3町に教育委員会、福祉事務所、農業委員会を分散していきました。おおむね10年間で改革をなさいという提案もあったわけです。

やっこの18年目にして支所の在り方について議論をしていきました。これについては、住民説明会も行なって議会にも説明してまいりました。今言われるようなやり方も一つの方法だと思いますが、曾於市が選んだのは、末吉の本庁に集中して、同時に財部、大隅の住民にもサービスが低下しないようにそれは基本として考えております。

今後も、職員の能力の向上と丁寧な行政の対応を進めていきたいというふうに思っております。

○14番（原田賢一郎議員）

そのようなふうに要請を強くしておきたいと思います。

そこで市長、提案ですけども、先ほどの道路行政のところちょっと帰るんですけども、きのう畜産課長ともお話をさせていただきましたらこんなことを、ランク分け。今品評会が始まっておりますけども本当は畜産課長も行かないかんかったんですけども、品評会のときに序列をつけるときに、A級、B級、C級とつけるとしますよ。

ほたら何を言いたいかというと、3か町の道路にもそういうランクづけをされたらどうですか。前の3か町におるときの建設課長、土木課長であつたら寄ってもらって、ほでその地域の道路事情をみんなで、その課長で見てさるくと、見て回る。

そうしたときにランクづけをする、ＡＢＣ。どっから一番最初に手をつけたほうがいいか。こっちはもうちょっとやめとってこっちから先のほうがいいよねという発想も出てくると思います。

なんで私はそういうことを言うかとちゅうと、私はある末吉町の道路改良をするときにその沿線の方とお話をする機会がありまして、私にこう言われました。原田さんち、こん道路をな、まだあっこたいげなおと、こいなよか道路をまだあっこわんないかんどかいなち言われたんです。沿線の人がですよ、そこに住んでいらっしゃる人が。私はうらやましかったです。今私が言ったようなこういった実情の大隅、恒吉地区の道路から見るともう天と地の差ですよ。

ですから、やはり課長さん方が目をそろえる、道路に対してのランクづけをする、そして悪いところから予算づけをしていく、このごろあまり均衡ある発展を言わないですけれども、それが均衡ある発展じゃないですかね。市長いかがお考えですか。

○市長（五位塚剛）

ただいまの原田議員の提案というのは、非常に私はすばらしい発想だと思います。少なくともやはり本庁のいる道路のほうの課長が一番偉いというわけじゃありませんので、基本的に３町をお互いに回ってどこを優先するべきかというのを議論するのは当たり前だと私も思います。そのような提案を受けましたので、早速そういうような体制づくりをしたいというふうに思います。

○１４番（原田賢一郎議員）

早速前向きな答弁をいただきましたので、期待しておりますのでよろしくお願いします。

それでは、今あっちこっち行っておりますが、支所機能のことですが今言ったような事例も発生しておりますので、ＩＣＴを使った本庁とのやり取りで交渉ごとができる、その進捗状況は今どうなってますか。総務課長かな。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

今議員がおっしゃったＩＣＴの関係でございますけども、インターネットを通してパソコンで画像、そして音声等をお互いで通じ合いまして、仮に専門的なもの、分からないものがあつたときに、担当職員に聞くという制度で今も動いているところでございます。

ただ現在のところ、電話での問合せで済んでいるケースが多く使用頻度は今少ないところでございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

私たちもこれだけ頻繁に支所に足を運ぶんですけども、それがどこにあるのか認識をしておりませんでした。今やっちはいらっしゃるんですか。はい、了解しました。であれば、もうちょっとこのスムーズな運営をしていただきたい。

支所におきましては、いろんなそういった問題点が発生しておりますので、両支所の住民がもう行たちやっせんと諦めムードにならんように、そういった対応を切望しておきます。よろしく。

それでは次の質問に入ります。

最後ですが、大隅の文化会館についての質問でございます。

先ほどいろいろと答弁をいただきました。その中でいろんな団体が利用されております。この中でありましたが、全体施設整備及び在り方検討委員会を開催し、施設の複合化や集約再編について議論を始めたところであります、とありますが、今どの施設をどうするかというのは今後の議論次第だということによろしいですか。

○市長（五位塚剛）

曾於市のこの3町にたくさんの公共施設がありまして、合併以前からのものがありまして、これをどこまでどういうふう維持していくかというのは非常に大きな課題でありますので、この施設の検討委員会を早くして、やはり市としての基本的な考えをつくるべきだというふうに思って、今後その会議を進めてまいりたいと思います。

○14番（原田賢一郎議員）

先ほどから私し上げておりますが、大隅の文化会館がこのままずっと放置されておったわけですが、いつになったらこれを改修があるんだろうかというふうに首を長くしておりました。

そのような中で、昨年度の弥五郎どん祭りの前夜祭、これが久々にあったわけですが、これも非常に大盛況だというふうに伺っておりますが弥五郎どんの前夜祭には何名のお客さんがいらっしゃいましたか課長。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

あそこの客席が1,000席でございます。ほぼ満席に近い人数が入ったというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

市長、非常にうれしいことですね。1,000人もの近いお客さんが埋まったということです。

大隅文化会館ができた当初、曾於郡内では最も客数の多い文化会館ということで、キャッチフレーズで非常に脚光を浴びたものでした。それでいろんな大きな行事等もありました。市政説明会かれこれ、昔はJAの総会かなあれもやっていたんですよ。今年は末吉だったかな、そういうような理由だったからやれたと思うんですけども、何せ岩川は曾於郡の中心地でございましたので、そういった施設もやっぱり必要だったと思います。

ですが事情がどんどんどんどん変わってまいりましたが、先ほどの質問の中で市長は、弥五郎どんが国の文化財に向けてほぼなるんじゃないかというような非常にうれしいニュースもあっちこっちから聞いております。ですから、この弥五郎どんは前夜祭はつきものです。1,000人もの前夜祭が開催されたて非常にうれしいんですがこれをどうされますか。

○市長（五位塚剛）

前夜祭につきましては本当私も参加いたしました。大盛況でありました。幸いにして前夜祭は11月でしたので、暖房は今きくようになっております。要するに大隅の空調施設は、冷房は冷水機をつくって送ります。暖房はボイラーでお湯を沸かしたやつを送風機で送りますので、暖房については当面の間は使えるんですけど、冷房が機器がアメリカと東芝が合体して造った東芝キャリアという機械でありまして、部品も含めて全くもう在庫がありません。そういう意味では、その冷水機を入れ替えるためには新しいのをもう入れるしかないのです。ただ幸いにして、冬場については使えるという今の状況であります。

○14番（原田賢一郎議員）

今せっかく弥五郎どんも復活して、そして国の文化財に向けてみんなが今一生懸命なっているときでございますので、この弥五郎どん祭りが指定文化財に向けてこういったもろもろのことに対して水を差すことがないような行政をしていただきたいと思います。

市長は冷房に関しては専門家でございますので、安価な方法でもうちちょっとやる方法がないかそういったことも検討をしてほしいと思います。

それとまた併せて、もしそれが不可能だということで取り壊しというようなことの結果になった場合は、今度また支所ができますけれども、そこに合体したそういった多目的ホールみたいなそういったことの構想はあるのかないのかお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

大隅町の支所の建て替え工事については、公民館を併設しますので当然公民館としての役割をしますが、末吉の公民館と同じようなホールは150名規模くらいの

やつはできると思うんですけど、1,000人規模のそういうのはできないと思っており
ます。

当然ながら、そのことも含めて今後検討しなきゃならないだろうというふうに思
っております。

○14番（原田賢一郎議員）

最後ですが、これは合併してよかったと言われるような行政を望むところでござ
います。今さっき言いました文化会館がなくなったりとか、弥五郎どんに向けて
のそういった、前向きに今一生懸命やっているのをそれを足を引っ張るような行政
だけはしていただきたくないというふうに思います。市民の願いでございますので、
しっかりとしたかじ取りをお願いいたしまして私の一般質問をこれで終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 3時17分
再開 午後 3時27分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第8、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

皆さん、こんにちは。さくら会、3番、瀬戸口恵理です。それでは、始めます。

今回は、大きく4項目について質問をいたします。

1、SKLV（南九州畜産獣医学拠点）について。令和6年4月の開設に向けて、
鹿児島大学との更なる連携のもと、9月1日に共同獣医学部附属南九州畜産獣医学
教育研究センターが設置されました。

動物の福祉・健康の適正な維持管理、農場衛生・経営に関するコンサルテーショ
ン及び地域獣医療の高度化等により畜産獣医学の教育研究と地域の活性化に貢献す
るための取組を進めるものです。

そこで伺います。

①現在のSKLVの進捗状況について伺います。

②地元住民からの雇用機会増の期待も大きいですが、SKLVでの職員の採用予定人
数や業務予定、期待する人材像について伺います。

③令和5年度の職員採用試験は9月だが、SKLVの採用試験はいつ頃の予定か
伺います。

④職員以外の会計年度任用職員等の各施設の採用予定人数、雇用の形態や条件、募集・採用時期の予定を伺います。

⑤多角的に鹿児島大学と連携を深めるため、今後どのような取組をする予定か伺います。

⑥教育関連でのSKLVとの連携予定があるか伺います。

大項目2、コンパクトシティ構想について。

①令和4年10月、まちづくり推進課内に設置されたコンパクトシティ推進室について、進捗を伺います。

②令和5年度新設の公民連携まちなか再生推進事業の進捗と、コンパクトシティ推進室との連携体制について伺います。

③財部支所の移転や財部中央公民館の改修を控えているなか、SKLVと財部駅を結んだ地域や県道2号線を含めて有効的なまちづくりを望む地元住民からの声も多いのですが、今後、どのように進める予定か伺います。

大項目3、温暖化対策について。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）のAR6（第6次評価報告書）において、人間活動が温暖化の主因であることは「疑う余地がない」と初めて明記され、不確実性の表現が外れました。

そこで伺います。①第2次曾於市環境基本計画（2021年度から2030年度）の現在の進捗を伺います。

②2026年度の中間見直しに向けて、IPCCのAR6の5つのシナリオも含め、本市としてどのように対応し各課で取り組む予定か伺います。

大項目4、令和6年度の予算編成について。

①市長が任期中に表明された今までの施政方針の進捗について伺います。数値化できるものに関しては達成率をお示しください。

②令和6年度の予算編成にあたり、柱となる方針やテーマ、コンセプト等について伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。

1、SKLVについての①進捗状況について、お答えをいたします。

まずハード面での進捗状況について、グラウンド跡に整備した牛・鶏の産業動物エリアについて、繰越しとなっていました舗装工事が7月31日に完成したところで、馬エリアについては、厩舎等は9月中に完成予定、関連するクラブハウスは年内、トレッキングコースは年度内の完成に向けて進捗しております。

管理研究棟や地域交流棟の机・椅子等の備品が10月までに搬入予定となっております。

す。

また、県道の接続を伴う市道改良工事と外構舗装等の工事を、3月上旬までの完成に向けて整備を進めています。

次にソフト面では、市職員が現地事務所において、一般財団法人SKLVそおを支援しながら運営開始に向けた事務手続き等を行っております。

鹿児島大学は、9月1日に共同獣医学部附属南九州畜産獣医学教育研究センターを現地に設置し、順次、教授・職員等が着任予定となっています。

なお、県経済連が10月以降、牛の搬入を開始予定で、ほかのエリアについても事業者が決定次第参入する予定となっております。

1の②職員の雇用等について、お答えをいたします。

SKLVの管理運営については全国的にも例がない複合的な施設であることから、施設の利用状況、業務の繁忙状況等を見極めながら、柔軟かつ迅速に対応していくために、当面は現在の市職員支援体制をある程度維持していく必要があると考えています。

財団では、事務補助職員を2人程度雇用して業務を進め、状況を見ながらフルタイムでの採用も期待できるものと考えております。

人材像としては、SKLVの設置目的を理解し、事業者と連携し管理運営を行いながら、来訪者とも積極的に交流できる人材を期待しております。

1の③採用試験について、お答えいたします。

②で答弁した状況で、現在のところSKLVの職員採用試験の予定はないところです。

1の④各施設での職員の雇用等について、お答えいたします。

まず財団では、会計年度任用職員を2人程度、それ以外の事業者については、参入する企業や団体が採用することになります。様々な職種の事業者が参入しますので、具体的な採用者数や、求める能力・資格等についても各事業者の裁量によるところです。

しかし、市としても新たな雇用については、可能な限り地元からの雇用をお願いするとともに、参入事業者のみならず、住民とも積極的に交流できる人物を採用されることを期待しております。

1の⑤多角的な連携について、お答えをいたします。

鹿児島大学とは、令和2年6月に南九州畜産獣医学拠点整備における連携協定に関する覚書を締結し、本拠点の整備を進めてきました。整備のめどが立ったことを受け、8月17日に南九州畜産獣医学拠点運営に関する協定を締結したところです。

当面は、この運営協定を基盤に、共同獣医学部と連携強化を行い、地域活性化に

取り組みたいと考えております。

1の⑥教育関連での連携予定について、お答えをいたします。

市内小中学校や高等学校との連携については、早い段階から農畜産業への興味を持つこと、地域産業に携わる大切さなどを育むためにも、連携・協力体制の構築が重要と考えております。教育委員会や県立高校などと連携強化に向けた協議を検討したいと考えております。

2、コンパクトシティ構想についての①まちづくり推進課内に設置されたコンパクトシティ推進室についての進捗について、お答えをいたします。

まちなか講演会を市民向けに1回、職員向けに1回開催したところです。また、まちづくりの人材育成として都市経営プロフェッショナルスクールに市の職員が参加しております。

現状としては、今年度は人材育成を中心に進めたいと思っております。

2の②公民連携まちなか再生推進事業の進捗と、コンパクトシティ推進室との連携体制について、お答えをいたします。

公民連携はまちづくりの手法であり、コンパクトシティはまちづくりの理念であります。そこで、現在曾於市が抱えている地域課題をいかに解決するかを模索中であり、どのような手法が曾於市に適しているのかを検討しながら、まちづくりを進めたいと思います。

2の③財部支所の移転や財部中央公民館の改修を控えているなか、SKLVと財部駅を結んだ地域や県道2号線を含めて、有効的なまちづくりを望む地元住民からの声も多いが、今後どのように進める予定かについて、お答えいたします。

財部のまちづくりに関しては現在検討中で、地域課題をいかに解決するか、どんな手法が財部のまちづくりに適しているかを模索中であります。

3、温暖化対策についての①第2次曾於市環境基本計画の現在の進捗について、お答えをいたします。

第2次曾於市環境基本計画は、令和2年度に策定し、令和3年度以降に毎年度の進捗状況を公表しております。計画における地球温暖化対策に関する施策は12項目ありますが、その中で令和4年度に目標を達成したものは3項目、未達成のものは9項目であります。

3の②2026年度の中間見直しに向けて、IPCCのAR6の5つのシナリオも含め、本市としてどのように対応し、各課で取り組む予定かについて、お答えをいたします。

計画における地球温暖化対策に関する施策については、目標年度である2030年度に向けて、現在の目標を達成できるよう各施策の取組を進めてまいります。また、

2026年度の中間見直しについては、本市を取り巻く環境や社会状況の変化などを踏まえ、各施策や目標の見直しが必要か検討を進めてまいります。

4、令和6年度の予算編成についての①施政方針の進捗について、お答えいたします。

これまでの施政方針については、特に少子高齢化に関することに触れ、方針を定めてきました。この少子高齢化に対応するために、令和元年度に第2期曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、総合的かつ計画的に実施しております。

数値化の中で、市外からの転入者数を年間1,000人と目標を策定いたしました。令和2年度は87%、令和3年度91%、令和4年度が119%となっております。

また、出産祝い金支給事業を年間60件と設定しましたが、令和2年度が112%、令和3年度が88%、令和4年度が80%となっております。

4の②令和6年度の予算編成の柱となる方針等について、お答えいたします。

令和6年度の予算編成につきましては、前年度に引き続き、市民の皆様に開かれた市政を目指すとともに、農・畜産物の付加価値を高め、商工業の発展をさらに推進し、子供からお年寄りまで笑顔が輝き元気なまちづくりを目指すため、市民にやさしい市政運営、人と自然を生かした活気ある地域づくり、教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり、人口増を目指し地域活性化の推進、農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりの5つを基本方針として、限られた財源の中で、市民の福祉、教育、暮らしを守るための予算として編成をいたします。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

たくさん質問をさせていただきましたのでたくさん答弁いただきました。その中で、SKLVとコンパクトシティ構想に関しては同僚議員の方から質問がありましたので、その点省いて私のほうで質問をさせていただきたいと思います。

まず南九州畜産獣医学拠点に関してよく市民の方、特に財部に住まわれる方からよく聞かれるのが、心配の声が多く聞かれてきます。まず一つに、期待もあるんですけれども、まず一つに雇用ですね。雇用があるのかどうか、私たち雇ってもらえるのだろうかという不安が一つあります。

まずその不安に関して1つ言うと、工事が始まっていろいろな業者さんが出入りしていますけれども、思ったよりも地元の業者が入れなかったねという地元の感想もありますので、その中で働く人の雇用に関して地元の人はどれくらい雇ってもらえるんだろうという不安と期待がございます。

もう1つ、費用面ですね。これ予算もそうなんですけども今現状、結局幾らかかっているんだろう総額という不安と、あとそれを今後人口が減る中、市民できちん

と予算運営ができるんだろうかということで、SKLVそのおのことにしても市民の方よく御存じない方もいらっしゃるので、その点に関してもよく聞かれることであります。

3点目に関しては、先ほどとかぶりますけれども持続性、これ費用がきちんと賄っていただけるだろうか、そして建物が築30年ぐらいにはまた修繕とかが必要になってくると思うんですけども、その費用はどう考えているんだろうか。そして環境に関しても、やはりお近くに住まわれる方は、まだ産業動物入ってきていないけれども今後どうなるだろうという不安もございます。

そして4つ目、こちらはどちらかというと期待の声なんですけれども、一体結局人ってどれくらい来るんだろう、そしてにぎわいってというのはどうなっていくんだろう。これはコンパクトシティ構想にもつながることなんですけれども、この4点に関して不安の声が聞かれます。

もし分かっている範囲で結構ですが、もう少し具体的な御答弁いただければお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

この事業については、この間何度も説明をしておりますし、地域住民の説明会も基本的には行ってまいりました。ただこの施設で地元の方々を何人使ってくれるのかというのは、具体的に、今本格的に内容が決まりましたので、大体の数字を今出したところであります。今後は、ここに関連する企業の方々を中心として募集が始まるだろうというふうに思っております。

それと工事に関しては、少なくとも曾於市内の業者が請け負っておられます。財部の業者も入っておられますので、よその企業が来て仕事をしているわけではありません。

また牛の匂いとか、いろんな問題は匂いが出ないようにということで対策をつくっておりますが、実際牛が入ってきた状況、鶏が入ってきた状況でまた分かってもらえるように説明はいたします。

後の問題については、随時進めながらやはりやっていかなきゃなりませんけど、30年後の改修工事のことを今質問されても正直なところ答えられませんけど、そのときはそのときなりに対応はしなきゃならないだろうと思っております。

あと不足する分は企画課長から答弁をさせます。

○企画政策課長（外山直英）

御質問の中に人の流れという御質問がございました。

この拠点整備につきましては、内閣府の地方創生拠点整備交付金というものを使っておりますので、この主な目的の中ににぎわいをつくるという目的がございます。

このSKLVを拠点に、財部駅を中心としたまちなかの再生というものができればいいなとうふうに考えておりますが、ただあくまで現時点で例えば雇用できる人数が30名であるとか、学生が200名から500名であるとか、少し現実的な数字が出てきた段階でございまして、まだ例えば商店街を復活させるために商業ベースに乗るには、もう少し具体的な数字等が出てこないと事業者の方がお店を開いてみようということにはまだならないと思いますので、もう少し具体性のある数字等が出てきた段階が必要だというふうな認識を持っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

曾於市のホームページを見ても鹿児島大学のホームページを見ても、なかなか具体的なことが出てこないなというふうに思っていたんですが、9月1日に研究センターが設置されて、獣医学のほうの附属施設のところのホームページにその名前が今現在上がっているところであります。

ただ、やっぱり獣医学の先生であるとか現在農学部畜産の先生はこの件に関してはよく知っていらっしゃるんですけども、他の農学部の先生も関連することがあるんですが、なかなか知られていないところであります。

その畜産の研究室も複数あるんですね。繁殖学、育種学、管理学、栄養生化学・飼料科学、そして生態機構学、食肉科学というふうに複数ございます。どの先生がどういった学問で来られるということに関してまたいろいろ違ってくると思うんですけども、それぞれ専門性があってSKLVに恐らく関連があるだろうと思っているんですが、今現在畜産の先生が来られる予定が分かっているれば、どの分野の先生が来られるというのは分かっていると思いますでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

我々が持っている情報では、農学部の畜産学科が来年4月に共同獣医学部の中に編成されるという程度の情報でしかございまして、どの学科の先生がお見えになるということはまだ把握しておりません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

またこれは地元の方の声なんですけれども、共同獣医学部がこちらに来るということで農学部の中の畜産コースが一緒になるということはまだなかなか、多分受験生も知らない人がもしかしたらいるかもしれない状態であるんですけども、その影響もあって今度農学部が入試が一本化になります。今までは学科ごとに分けて受験をしていたんですけども一本化になるんですが、それに関連してやはり地元の人から畜産関係が来るということで、農学部全体の波及効果があるんじゃないかと思われていて、できたら植物学の先生であるとか農業経営の先生とかとも連携しながら一緒にSKLVを盛り上げていただけないだろうかという市民の声もあったんで

すが、そういうことは今後考えていらっしゃるでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

これも私が今持っている情報なんですけれども、共同獣医学部の中に併設になって臨床教育と同じフィールドで教育を行う、ハイブリッド教育と鹿児島大学の先生がおっしゃっておいりましたけれども、そういった理念の中で畜産学科を併設するんだという程度しか私も情報を持っておりませんので、少しお答えできないところがございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

鹿児島大学との関連がありますのでなかなかこちらだけのことでは決められないことがあるんですけれども、例えば今鹿児島大学の先生が笹サイレージというか、竹を有効活用して餌にしようとかいう働きとかもあったりとかするんですけれども、またそれを畑にすき込んで、それがまた基腐病の予防になったりとかそういう研究をされていていらっしゃる方もいらっしゃるんです。

竹サイレージを飼料ですと畜産の先生なるんですけれども、それが植物学のことになったりするわけですよ基腐病になると。そういう関係の先生がいらっしゃって、僕はよく都城には行くんだけどねという声はあるんですよ。

なので、曾於市を飛び越えて都城と提携して共同研究をしていらっしゃるとかするので、せっかくこうやってSKLVができるのに、鹿児島大学の先生の専門的知識をできれば曾於市で生かしていただきたい。なので県の補助金を活用したりであるとか、そういうので研究を依頼して地域活性化の依頼をすることも恐らく可能なんですよね。そういったことも含めて、できれば鹿児島大学の獣医学と畜産以外の先生との交流も視野に入れて今後していただきたいなと思います。

その直接SKLVがという話じゃなくても、曾於市として県の事業に手を挙げるということも可能だと思うので、そこも含めて考えていただきたいと思います。

そしてまた、以前も一般質問の中で申し上げましたけれども、せっかくこうやって曾於市が注目されることになりますので、そもそも曾於市というところがどこかまだ学生が分かっていない現状があると思うんです。

私、1回ChatGPTに曾於市と入れてみたんですよ。そしたら長崎県と言われましたChatGPTに。なので、それChatGPTって質問した人の情報が蓄積されて回答になるので、恐らく長崎県だと勘違いして入力された方が過去にいらっしゃると思うんですけれども、まず厳しいかなそれが現実なんです。

なので、曾於市をもう少し鹿児島大学生全般にPRしていくべきだと思うんですけれども、現在以前も質問しましたがインターンの取組もないですし、鹿児島大学に行ったときに獣医学部の入り口であるとか農学部への入り口に曾於市のポスター

1つも貼ってないんですね。

できたら曾於市にSKLVできますとか垂れ幕があるとかそういうPRをしていただかないと、そもそももう8月終わってしまったんですけども、鹿児島大学のキャンパスに来られた受験予定の皆さんがそれを見て、曾於市ってどこだろうと検索できるようにできれば環境があったほうがよかったと思うんです。

これからまた受験シーズンになって、そうやってほかの高校から来られる方もいらっしゃると思いますので、そういった取組もできればお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市という土地がどこなのかというのが、本当に今までは分からない人が多かったと思います。これうちだけじゃなくて、ほかの市町村も合併をして名前が変わっているから本当に勘違いしているところもいっぱいあると思います。そういう中でここまで来まして、鹿大との共同で獣医学のSKLVができるということ自体がこれすごい大きな成果であります。

今言われるように、全国からいろんな方々が鹿大にも来られるし、またいろいろつながってくると思います。そういう意味での学長自らが曾於市と協定を結びましたので、学長も含めて、この事業を含めてまた全般的なことについていろいろな取り組みが今後開始されるだと思っております。私たちもそういう意味ではもうちょっと宣伝を、コマーシャルをどうしたらいいかということを実際に捉えていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

前向きに捉えていただいて、今後連携をより深めていただきたいと思います。

教育関連なんですけれども、SKLVとの連携予定に関していろいろお話しいたしましたが、学校以外で教育関連で考えていらっしゃるものがもしあればお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

学校の拠点SKLV事業以外で何を考えているかということと言われたんですかね。具体的には、まだこれ以外に何かするというのは検討しておりませんが、これにつながってコンパクトシティのことも含めて具体的に今から議論をするところでございます。

JR九州に特急も止めていただきたいというお願いもしておりますので、当然市民の方々もまだそのこと全く分かっておりませんので、やはり市民に広く出して市民の方々、またいろんな人たちが利用しないとこれは止まらない可能性もありますので、総合的にいろんなことを今後取り組んでいきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市民の方もいろいろ中身のことを知りたいと思っていっぱいますので、そういった方へもいろいろ教育というか中身のお話もしていただきたいと思いますし、また産業動物なので難しいと思うんですけども、例えばほかの自治体であるとか団体の行政受入れ等も考えていっしょにいますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民説明会を、地元説明会もこの間やりましたけれど、またやる計画であります。同時にある程度完成した10月に、曾於市内全体を見て建設業者とか不動産業者とかいろんな知識を持った方々、またいろんな場合によってはアパートとかそういうのを造ってもらえる住宅の関係ですかね、そういう方々の説明会、要するにこのSKLVの中身と同時に市民の皆さん、民間の皆さんが何をできるかということの具体的な提案もして、そういう話合いといいますか会を持ちたいというふうに思っております。

それと同時に、行政だけを中心とした例えば都城市、志布志市、鹿屋、この曾於市近辺につながっている行政のほうにも、県も含めて施設の説明をして、今後の計画を知ってもらうように、また協力してもらうようにその会合も10月前後に開く予定でいます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やっぱり学生の交流人口も増やしていかないといけないと思うんで、例えば曾於市のほうからほかの学科の共通教育の中に組み込んでいただくとか要望は可能でしょうか。

○市長（五位塚剛）

昨日、曾於高校の校長先生をはじめ話合いをちょっとしました。曾於高校が昨年特別区で全国優勝したわけですので、そういう意味では広く全国に知られたと思っているんですけど、今回の曾於高校の募集に対してそれほど人数が多く来てないんですね。

先生と話をしたら、希望してきた子というのは、本当に曾於高校に入ってその畜産食農科に来て牛のことを勉強したい本物の人が募集してきているんじゃないかという話もされました。

今後はこの曾於高校とこのSKLVと一体化できるような、全国から畜産に関する興味を持った、獣医学を含めて興味を持った人たちを呼ぶための何らかの体制づくりをする必要あるだろうと思います。

例えば仮の話ですけど、曾於高校に全国から学生が募集して入るためには、当然ながら宿泊する施設がないとできません。そういう施設を何らかの形で造り上げて

全国から来てもらって、また鹿大に入ってもらって獣医学で学んでまた私たちのこの地域に残ってもらう、そういう大きなスケールの中で私たちは取り組むというのは大事なことだろうと思っております。

今後そういう具体的な問題を含めて、関係機関、大学、曾於高校いろんな獣医師の皆さんたちと相談をして、計画を1つ1つ実現できたらいいなと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

専門性のある方を多く呼び寄せてたくさんの方に来ていただきたいと思うのですが、またそれとは別に大学の中には教養を得るために、例えば大学1年生であるとか大学院の1年生に対して共通教育といって、自分の専門外の勉強をする単位があると思うんですね。

それに関して、少しSKLVが関連することができないかなと思うんですけども、そこら辺を鹿児島大学の方に要望することはできますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

鹿児島大学の先生を中心として、ここは獣医学を育てる拠点になってまいります。ただ獣医学だけじゃなくて今後、鹿大の先生が言っているのは、畜産関係以外の人たちもここに関連するものが出てくるだろうから、生徒がここに勉強しに来ることは可能であるということも言われておりました。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり専門外の人にも来ていただいて曾於市のことを知っていただいて、また畜産の勉強を深める中で、専門ではないけれども就職の機会につながったりとか、また曾於市とちょっと関わって仕事をしようという方が出てくる可能性もあるので、そこも含めて今後検討していただきたいと思います。

現在、特任教授のほうで募集が8月18日に締め切られて、9月中旬予定で決まるというふうに鹿児島大学の方に掲載がありますが、こちらのほうはまだ連絡の方は来ていないでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

まだ連絡はいただいておりません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

地元としては、どういう人が来るんだろう、学生はどういう人が来るんだろう、先生たちはどういう人が来るんだろうというふうに気になるころではあります。

ただ一つ言えることは、地元のために1つもなかったと言われることのないように、地元も市内外含めてよかったと言われるような施設になるように今後も尽力していただきたいと思います。

続いて、コンパクトシティのほうに質問を移りたいと思います。

総務委員会の所管事務調査のほうの報告のほうにもありましたけども、私たち総務委員会は岩手県紫波町のほうに視察に行つてまいりました。岩手県の紫波町、そしてもう1つは宮城県の女川町の方に行つてまいりましたが、市長も以前行かれたことがあるということで御答弁いただいておりますが、この中でやはり一番私としては気になるところは、まず1つは財政、紫波町は町ですけれども独立して財政をしているので、もしどこかが赤字とかになったときに丸っと町が負担しなくていい仕組みづくりが1つあると思います。

それでもう1つが循環型のまちづくりということで、この中にエコタウンといつて55棟の住宅分譲住宅がありまして、恐らく2013年から分譲を始めて2018年にはもう完売したということで、2014年から建築が始まったということなんですけども、ここの特筆すべきところは、エコ住宅というどうしてもハウスメーカーが断熱性であるとかそういったノウハウに長けているのでそういうところに発注しがちなところを、あえて地元の工務店のほうにノウハウを勉強会を開きまして、工務店同士が勉強をして地元の工務店で全て55棟を建てたということです。

今後やはり、バイオマスであるとかE Vバスであるとか今後のまちづくりにおいてはエコ、バイオマス、脱炭素ということに関しては大切になってくると思うんですけれども、今後そのまちづくりに関してこのエコの考えというのは取り入れるお考えはございますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、世界的に温暖化ということで、大変な地球の本当危機的な状況になっているんじゃないかなというふうに思っております。今まで経験したことのないような災害、また火事においても1つの島を全部焼き尽くすような状況が目の当たりにテレビで出てきました。

そういう状況を見ると、やはり自然をどういうふうに守っていくかということ、今言われたエコの考え方や排出ガスの問題やいろいろなことを一人一人の市民が自分のことのようにして考えていかなきゃならないと思いますが、具体的に市としてそれをどうするというのは決めておりませんが、議論の対象にはなるというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

この紫波町の特徴というところでもう1つあるんですけども、図書館を中心としたまちづくりをされていらっしゃると思います。図書館は、ある一定の利用者数がありますので必ずそこには来ると。それを中心として、歯医者さんであるとか小児科であるとか、そのほかスーパーであるとかいろいろな施設を、スポーツ施設とかを併設しているんですけども、今度のその財部のまちづくりに関して図書館と

というのはこういった位置づけの予定でしょうか。

○市長（五位塚剛）

図書館は、今までの予定では今ある図書館を取り壊してそこに支所を造って、公民館の中に図書館を入れるという計画でありました。これで今まで議論しているわけですが、私もこの紫波町のこのまちづくりを見た場合に、もうちょっと本当に図書館づくりを発想を変えたものにしたほうがいいのかなという思いも持っております。

非常に紫波町の図書館を見て、広々としててゆとりがあって借りたくなるような本をそろえておられました。それと隣のところに学習室もあり、また一般の市民の人が来て一緒に自由に勉強できるという、何となく未来にあるような図書館というのを感じましたので、図書館というのは非常に大事だと思っております。今後いろいろと検討に今から入るだろうと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今市長がおっしゃったように、図書館に向かって歩いていったときに、紫波町の場合は入ってすぐ手前のところには市のイベントであるとか民間のイベントであるとかポスターをずっと貼ってありました。

そのポスターを貼るのにもそれぞれお金をとっておりまして、すごく安い金額だったと思います。一月500円くらいだったかなと思うんですけども、やはりちょっとしたポスター宣伝を貼るのにも500円ぐらいだったらそんなに金額負担もないので、ただ少しでも収入があるというのは市にとってもありがたいことだと思います。

そうやって少しでもお金を得る仕組み、そして入ってすぐに案内所がありまして案内の人がおりまして、その前に学習施設があってその奥に図書館があるんですけども、図書館の入り口とその学習室の境目もなにかこうフラットというか図書館に入りやすい明るい雰囲気、ただその図書館の中に関しては、今ある末吉であるとか大隅であるとか財部の図書館づくりとは引けを取らない、うちが決して引けを取っているわけではない、うちも結構目線の低い図書館づくりをされているので、中のつくりは意外と末吉とか財部とか大隅の図書館と同じような感じになっているなという私は印象でしたので、これちょっと工夫すればすぐ対応できるんじゃないかなと。場所の問題ありますけれども、私はそういった印象を持ちました。

なので、図書館というのは普段本が好きで来られる方、もう一つは子供の居場所づくりの場所にもなります。例えば、学校に行けない子が図書館だったらということである場合もありますし、学校が終わった後に保護者との待ち合わせ場所、そこに大人がいますので安全なということで待ち合わせ場所になっていることもありま

すし、また夏休みいろいろな事情で学童に行けない、習いごとに行けない子が毎日図書館に通って学習をしたり、図書館の方と話をしたりとって子供の居場所づくりにもなるので、この図書館というのは支所を建て替えて公民館に入れて改修をするけれども、決して図書館が追いやられてしょうがなくここにできたねという場所にしてはならないと思うんですね。

都城市も、やはり図書館を中心とした町づくりをしてあのにぎわいが今できています。なので、この都市計画アドバイザーの杉本先生も都城の町づくりに関わっていらっしゃいますのでそこら辺は詳しいかと思いますが、やはりその財部の地元のこともいろいろ状況も取り入れてまちづくりをしていただきたいと思います。

またその地元の方にも、今まで第1線で働かれていた方が退職をされて知識や資格などを持っていられる方がいらっしゃいますでしょうし、またその曾於市出身の方で他方面で活躍されていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういった方の意見も取り入れながらぜひ進めていただきたいと思います。

市長はその地元の声を町づくりに反映する仕組みとして、具体的にどういったことをしていこうとお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

このコンパクトシティを進めるに当たって、当然専門家の方々、また地域住民の方も中に入れて、どういう町づくりをしたらいいかということの一つ組織づくりはつくっていききたいなというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

また、そのまちづくりの中でよく市民の方から聞かれることは、財部支所の跡はどうするんだということと、あと現在水ノ手などにもある市営住宅の跡はどうしていくのかということをよく聞かれるんですけれども、こちら今現在具体的な議会へのお示しはありませんが、もし予定が現在あればお示してください。

○市長（五位塚剛）

跡のどうするかというのは、まだ決定はしてないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほども申し上げましたがSKLVのほうでも、やはり建てたはいいけどもその後の持続可能な継続的な修繕とかを含めた今後のやり方とかをやはり若い世代は気になるところなんですけれども、宮城県の女川町のまちづくり、復興のまちづくりの中ですごくインパクトがあった言葉が、還暦以上は口を出すなという言葉がありました。

これ理由がありまして、そもそも還暦以上は口を出すなと言った方が還暦に近かったんですけれども、先ほどまちづくり推進課長のお話もありましたように、私は

このまちづくりってすごく時間がかかることだと思うんですよね。1年2年ですぐできることではない。やはり10年20年かかることであるということを前提として、今60の人が10年後20年後いくつになっているかを考えなさいと。

例えば、30、40の人が10年後20年後になったときに、その世代がやはり一番責任を負うべき立場になっているはずだから、やはり若い世代の声を積極的に取り入れなさいということがありました。この意見を聞いて市長どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

一般的に選歴上の人は口を出すなということは私は考えませんが、しかし若い人をたくさん取り入れて、若い人の発想を聞きながら未来を描くというのは非常に私はわくわくするような感じがいたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

なかなか地元の声を聞くとなると、公民館長であるとか自治会長とかが代表としていって、その方の意見を集約してまちづくりに生かすとかになりがちだと思うんですけども、やはり今現役で図書館を利用している人、そして子供を育てている人、いろんな世代のいろんな多様性を含めた議論の中で進めていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

いろんな方の意見を聞くというのは非常に大事なことであり、当然今後はそのような形で、なんらかの形で協議会みたいなものを当然つくるべきだというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

財部のまちづくりに関してですけれども、またちょっと市街地とは離れて平塚インター周辺もやはり車の往来が増えておりまして、私が市民の方から伺った話だと、あそこの畑の一带を工業団地にして流通の拠点にしたらいんじゃないかという声もありました。現時点で市長、そういったお考えはございますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

考えは私も持っておりますけど、畑を工業団地にする、宅地分譲にする、農業委員会だけじゃないんですけど、規制が非常に厳しいです。もっと国県が地域活性化に求める事業については、一種農地であっても転用を認めますよというやっぱりそういう時代に入るべきだと思っております。

大きな農地の全体を宅地化というのは私も望みませんが、ある程度の町なかを含めたそういう周辺のところはやっぱり思い切って、ちゃんと農振の除外を含めて転用を認めないと発展はないだろうと私は思いますので、県国に対してもそのような要望は上げていきたいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり地域のまちづくりにおいては民間の力が不可欠だと思います。ただ、民間の人に将来こういったまちづくりをしたいねっていう希望などを闇雲に聞いても、なかなか答えづらいというのがやはり現状だと思いますので、市のほうには早急に、決定事項でなくても大体の青写真でもいいので、市民の方がまちづくりを想像できる、連想できるようなこういった目に見えるような形でちょっと御提示を早目にさせていただきたいと思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

本当に私たちの曾於市のあと10年後20年後を考えた場合に、将来像を早く出すべきだと思います。例えば、このSKLVが完成して乗馬が下のところまで降りてきますと、全体像の地域をもうちょっと南下したほうが財部、曾於市の発展につながるぞと私も思っております。

企業誘致も含めて、まちづくりをどうするかということは大いに議論すべきだということに思っておりますので、ただ早く提示できるかというのはちょっと分かりませんが、一生懸命各担当課を中心として市民の方々も参加した形でのまちづくりを提案したいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私の知っている方で財部出身の方が家を建てるときに、財部に建てるか都城に建てるか迷ったそうです。その方、迷いに迷って都城に建てたんですね。その理由を伺ったところ、将来都城のほうが恐らく発展するだろうと、財部はもう人口も減っていつてしまつて将来的に土地の値段が恐らく下がるだろうと。だから、子供に財産として土地を残すとして考えたときに、都城のほうが高いんだけど都城に頑張つて家を建てたという話を聞いたことがありました。

やはり私たち世代は、10年後20年後を見て生活しているわけですね。子供が今まで小さいけれども、この子がじゃあ大人になったときにどういったまちになるだろうというふうに考えております。

市長先ほど30年後はなかなか想像ができないとおっしゃいましたけれども、今将来に向けてどういった方向に向くというのはなかなか分からないところですが、財政的にもまちづくりとしても将来にわたつて最悪な事態が起きないようにやはり今現時点で手を打っていただきたいと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今財部のSKLVがいよいよ始まりますので、この後どうするかというのは本当に今の段階からやはり議論すべきだと思っておりますので、前向きに検討させてください。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

前向きに S K L V も、財部の含めたまちづくりも含めて前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、大項目 3 の温暖化対策について伺ってまいります。

先ほども、まちづくりの中で環境のお話をさせていただきましたが、やはり昨今の異常な気象におきましては、この温暖化対策に関連して起こっていることになっておりますが、ただ曾於市において環境基本計画というのがなかなか表に出てきていないというのが印象であります。市長として、曾於市の環境基本計画というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市を進めていく上で、環境をどのように守っていくかというのはやはり市長の役目でもあります。そのことを前提として計画を立てましたけど、決して十分だとは思っておりません。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

第 2 次の曾於市環境基本計画が策定されたのが 2021 年度からなので、今度私のほうが上げました I P C C の A R 6 というのが 2023 年 3 月 20 日に恐らくその取りまとめが終了しているかと思えます。

基本的に英語で書かれている報告書が多いんですけども、順次日本語訳であるとか環境省による解説された動画なんかが出てきているところなんですけれども、今回 A R 5、この前の評価報告書と今回が大きく違うところが、やはり人間活動が温暖化の主因であることを初めて明言したのが今回であります。

今までは、人間のせいであるっていう疑いはあるんですけども、地球の自然の中での温暖化であるという点においてははっきりと明言ができなかった。この A R 6 に関しては、太平洋上の観測する装置がより精度が上がって今回この数値が導き出されたところであります。

今現在、第 2 次の曾於市環境基本計画には恐らくこの I P C C の A R 6、もしくはその A R 5 も加味した上での計画であるか確認をさせてください。

○市民環境課長（諸留貴久）

お答えいたします。

まず曾於市の第 2 次計画につきましては、地球温暖化対策に対しまして 12 項目作成しております。この内容につきまして、環境と目標とするところを世界的な動向こういったものも踏まえて策定をしておりますが、今議員がおっしゃった内容、I P C C 等についてはこの基本計画の中では明記していないところであります。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

私がこのタイミングでこの質問を上げようと思ったのは、その2026年度の中間見直しは5年ごとにあるかと思うんですけども、それにこのタイミングだと間に合うかなと思ったんですが、その中間見直しにおいてIPCCのAR6のシナリオを含めて対応をする予定がありますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

何か国政の場の議論をしているような感じがいたしまして、少し私も勉強がまだできておりません。担当課長が次の中間報告に向けて考えがあるのか、ちょっと答弁をさせます。

○市民環境課長（諸留貴久）

お答えいたします。

環境基本計画のまず中間見直しにつきましては、現計計画が令和3年度から令和12年度までの10年間であります。計画の中間年度、今令和8年度としまして、初年度から令和7年度までの期間における各施策の進行状況を確認しながら、本市を取り巻く環境や社会状況の変化などを踏まえて見直しを行う予定であります。

この中で、IPCCのAR6等を参考にするかというところでございますが、環境基本計画の中間見直しにおきましては、まず2015年の国連サミット、2016年の発行のパリ協定、これ今第2次計画の中に入れております。

こういった国際間の協定、こういったものを踏まえてまず今明記しておりますので、この後環境を取り巻く社会動向、こういったところの明記も含めて中間見直しでは参考にしたいと考えております。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

担当課長にお伺いいたします。このIPCCのAR6の5つのシナリオというのは、担当課長としては御理解いただけているでしょうか。

○市民環境課長（諸留貴久）

お答えいたします。

まずIPCCに関しまして、今回私としても勉強いたしました。この中で、IPCCにおけるシナリオ、SSPシナリオというところで公表されているものでありますが、これまでAR5におきましてはSSP1から2.6というところの段階から一步上げるといいますか、さらに厳しめのシナリオをつくられたSSP1から1.9というところがこのシナリオとして作成されているというふうに把握しております。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

この水産学系の研究者の方はこのAR 6相当ショックだったみたいで、これは大変なことだということで学生にもかなり強く勉強をするように言われて、相当なレポートも書かされるんですけども、この気候変動が何が大変かという、このまま温暖化が進むと今曾於市で作付している作物は恐らくもう生産できなくなるだろうと言われてしています。

今現在、奄美大島等で生産しているものでないと、このまま今の現状のまま行くともう生産できなくなるだろうということで今そういうふう言われているんですが、やはり北のほうに、水産物もそうですけれども農作物も北のほうに徐々に上がっていつてしまっているということになっております。

現に、有明のほうでは海苔を生産できる期間がすごく狭まってしまっていて、海苔ていうのはある一定の温度以下じゃないと生産できないので、そのある一定温度以下の期間がすごく狭まってしまって生産量に影響していて、海苔の生産不良ということで海苔業界も価格が上がってしまって、なかなか一般で食べる海苔が手に入らないという状況にもなってきてしまっています。

やはり大きな問題なので、なかなか市として取り組むのは難しいと思うんですけども、やはり各自自治体が目標を持って取り組んでいかないと、環境というのは小さなことの積み重ねなのでぜひともこの中間見直しに関してはこの5つのシナリオも、もう一旦ある到達点を超えてしまったら幾ら温室効果ガスを抑制したところで後戻りできなくて、もうただただ気温が上昇するのを見ていくだけということしかできなくなってしまうという試算もありますので、ぜひとも担当課長にはこの見直しに関しては真剣に取り組んでいただきたいと思っているんですが、その点いかがでしょうか。

○市民環境課長（諸留貴久）

お答えいたします。

中間見直しにおきましては、本市を取り巻く環境、それから状況の変化というところを取り入れながら見直しを行うということを考えております。環境を取り巻く社会動向として世界的動向、今議員がおっしゃっているIPCC等のものも含まれていると思いますが、こういったところを捉えながら中間見直しの際に検討していきたいと考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ぜひとも中間見直しの際に反映をしていただきたいと思います。

続いて、大項目4の令和6年度の予算編成について伺ってまいります。

私に分かる限りで、そのタブレットに入っている限りで、市長が就任されてから

の施政方針を過去何年間か読ませていただきました。その中で市長自身としては、市長になられてからもうすぐ10年になりますよね、その振り返ってどういった感想をお持ちでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私は10年前に市長にさせていただきました。曾於市という名前が非常にまだ知られておりませんでしたので、曾於市合併10周年記念で曾於市のゆるキャラを発表したり、PR大使をお願いしたり、のど自慢大会を開いて曾於市を元気なところだよということをしました。

その後いろんなことを次々と展開していきまして、これについては議会の皆さんたちが予算を認めてきていただいたわけですので、引き続き市民が元気になるような、また市が元気になるような施策をやるべきだと思っております。

同時に、どうしても都城との比較が出てきまして、財政力においてはとてもかいません。都城の今度も出した移住すると500万円という数字はとても考えられない話でありまして、だけど私たちは私たちなりの取組をする必要があるだろうと思っております。

曾於市にないものは、都城でできるものは都城のものを利用すればいいし、都城近辺のベッドタウン地としての取組をすれば、私は当然移住する人もいるだろうと思っております。今後もいろんな形での取組を開始しながら、やっぱり将来の曾於市を見てまたいろいろとできるものを提案したいなと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長が就任されてから、子育て支援などにも力を入れていただいて子育てしやすい町だと言われるようになったかと思います。ただやはり、以前も申し上げましたがなかなか近隣の自治体もいろいろ子育て支援に力を入れてきていてそれはいいことなんですけれども、曾於市として子育てしやすいまちってよく市長もおっしゃいますけれども、そういったそのアピールポイントがどうしても弱まってきているような感じも見受けられますが、それに関してどう思いでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市のホームページを見ましても、なかなか新しい行事等もチェックが不足しております。曾於市のホームページを有効に使うというのが非常に私弱いなというふうに思っております。

そういう意味では、この担当を企画課だけに任せるのではなくて、やっぱり市の職員にはこういうまちづくり、ホームページづくり、いろんなのにたけている職員いますので、場合によってはもう共同で常に毎日ホームページをチェックできるようなそういうことと、曾於市のPRに対してどうすべきかという議論をもっとやる

べきだろうというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

都城市もいろいろ発信もされていらっしゃるし、その曾於市としても発信を、特に最近は頻繁によく目につくようになったかと思うんですけども、その発信をする担当の方はやはりそういった発信に向けた方を採用というか登用されていらっしゃるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

本来ならば曾於市のホームページは企画で今受けてますけど、中身については本来ならば各課なんですね。各課の人がチェックをして出すべきなのに、残念ながら企画のほうの広報担当は別な仕事があってなかなかチェックができないという問題もあります。

SNSを使った取組というのは非常に私は弱いだろうと思っておりますので、本来に職員の中にはそういうたけた人がいますので、やはり共同でやるというような仕組みをしたいなと思っております。今後ちょっと企画のやり方も見直しを含めて対応したいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長の今度御答弁いただきました令和6年度の予算編成の柱となる方針等についてお答えいただきましたが、読む限りいろんなところにバランスを配置したような施政方針だと思うんですけども、やはり先ほども同僚議員からの質問の答弁の中にもあったように、もうちょっとこの曾於市としてキャッチーな言葉がほしいなと思うところなんですけれども、市長そういったものをつくるおつもりはございませんか。

○市長（五位塚剛）

曾於市が誕生して18年が経過して20年目に入りますので、やっぱりいろんな意味で曾於市をPRする時期に来ていると思います。そういう意味で、今言われるような点も含めて前向きに議論させていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長のホームページの市長の欄のところに、信条にたった一度の人生どうにかなるさを書いてありました。やはり市政もどうにかなるか、なるさというのはちょっと人ごとかもしれないんですけども、やはり市としてバランスも重視していかないといけないと思うんですけども、何かに突出して光る何かが必要だと思うんですよね。

なので、例えば今回こうやって柱となる方針やテーマ、コンセプト等について伺った理由は、例えば私の場合は以前スーパーマーケットで働いておりましたけれど

も、新店をオープンするに当たってその店ごとのコンセプトを決めていくんですね。1つとして同じ店舗はないんです。やはりその地域の出店に当たっては、その住まいまわられてる方の懐具合も考えますし、あとその世代の構成なども含めてコンセプトを決めていきます。

例えばある店はちょっとおしゃれでとか、ある店はお金持ちでもそうじゃない人もどちらでも楽しくお買物ができる店とか、そういったコンセプトとかそのテーマをそれぞれあるんですね。

なので毎年施政方針を出されていらっしゃいますけれども、どうしても継続的な市政運営というのは必要なので同じようなものになって、その中に新しい新規事業が入っていくわけですが、令和6年度から新しくもう少し分かりやすい方針やテーマ、コンセプト等があると、市の職員の方も今年度はこういった方向でいけばいいんだと迷いなく進めるような気がするんですが、それについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

施政方針については、やはりその年度の目玉事業を中心に話していきます。言われるように、今後は施政方針の内容ももうちょっと見直しをして、分かりやすくそして曾於市をもっとPRできるような形での内容も取り入れていきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

全体をがらっと変えるのはなかなか難しいしそれは無理な話だと思うので、例えば6年度はこのサブテーマでいこうとか、そういった何か皆さんがそれに向かって進めるような何か指針などを示していただきたいと思います。市長、その6年度に関してはそういったことを考えて進んでいただけますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

いろんなことを考えながら、職員と議論しながらいい施政方針を出せるように頑張ります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今年度というか令和6年度はこれに向けて曾於市は向かっていくぞ、おーというような感じで向かっていけるような施政方針を期待して私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、財政課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○財政課長（池上武志）

午前中の質疑の中で、山中議員の質問の中で、公共施設の個別の施設計画について公表されているかという質問に対しまして公表されていますと答えましたが、実

際は公表されておりました。ここで修正をさせていただきたいと思います。
大変申し訳ございませんでした。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は、9月14日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

_____ . _____ . _____
散会 午後 4時44分

令和5年第3回曾於市議會定例会

令和5年9月14日

(第4日目)

令和 5 年第 3 回曾於市議会定例会会議録（第 4 号）

令和 5 年 9 月 14 日（木曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第 4 号）

（以下 3 件一括議題）

- 第 1 議案第 51 号 曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 52 号 曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 53 号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
（総務常任委員長報告）

（以下 6 件一括議題）

- 第 4 議案第 54 号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第 56 号 曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 57 号 曾於市学校給食センター改築本体工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第 58 号 曾於市学校給食センター改築電気設備工事（1 工区）請負契約の締結について
- 第 8 議案第 59 号 曾於市学校給食センター改築機械設備工事（2 工区）請負契約の締結について
- 第 9 議案第 60 号 曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結について

（文教厚生常任委員長報告）

- 第 10 議案第 55 号 曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について
（産業建設常任委員長報告）

- 第 11 議案第 63 号 令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

- 第 12 議案第 64 号 令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

（文教厚生常任委員長報告）

(以下 2 件一括議題)

第13 議案第65号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)について

第14 議案第66号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算(第2号)について
(総務常任委員長・産業建設常任委員長報告)

第15 陳情第7号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情
(総務常任委員長報告)

第16 認定案第1号 令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

(以下 3 件一括議題)

第17 認定案第2号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第18 認定案第3号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第19 認定案第4号 令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(以下 5 件一括議題)

第20 認定案第5号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第21 認定案第6号 令和4年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第22 認定案第7号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

第23 議案第61号 令和4年度曾於市水道事業剰余金の処分について

第24 議案第62号 令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

第25 議案第67号 令和5年度曾於市一般会計補正予算(第7号)について

第26 陳情第9号 市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減に関する陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	浏览昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主 任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	中	村	涼	一
副	市	長	八木	達	範	教	育	総	務	課
副	市	長	大休寺	拓	夫	学	校	教	育	課
総	務	課	長	上	村	亮	生	涯	学	習
大隅支所長兼地域振興課長		上	迫	直	一	農	政	課	長	吉
財部支所長兼地域振興課長		櫻	木	孝	一	商	工	観	光	課
企	画	政	策	課	長	外	山	直	英	畜
財	政	課	長	池	上	武	志	耕	地	林
税	務	課	長	山	中	竜	也	ま	ち	づ
市	民	環	境	課	長	諸	留	貴	久	水
保	健	課	長	渡	邊	博	之	代	表	監
こ	ど	も	未	来	課	長	福	重	弥	監
福祉介護課長兼福祉事務所長		上	集	勉		農	業	委	員	会
土	木	課	長	朝	倉	幸	一	郎		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第51号 曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の
制定について

日程第2 議案第52号 曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例
の制定について

日程第3 議案第53号 曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

日程第1、議案第51号、曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第3、議案第53号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案5件、陳情1件について、9月8日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第51号、曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の制定について。

本案は、南九州畜産獣医学拠点に関して、施設の名称、実施事業、管理に関する事項などの必要な事項を定めるものであります。

牛・鶏・馬各飼養施設の使用料の軽減について、それぞれの飼養施設の軽減率に統一性がないのではないかと質疑に対し、馬関連事業のみでは大きな収益が見込めないことや、地域でなじみのない馬産業の浸透には相当の期間を要することを勘案し、金額を設定したとの答弁がありました。

また、鹿児島大学の年間使用料の質疑に対し、管理研究棟等も含めた年間使用料

の合計は909万3,000円になるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号、曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例の制定について。

本案は、南九州畜産獣医学拠点の牛・鶏・馬の飼養施設に限り、1年を超える長期的かつ独占的な利用をさせる場合において、議会の議決を必要とするという内容であります。

対象を飼養施設に限った理由についての質疑に対し、牛の飼育については、繁殖から肥育まで一貫飼育を想定していることや、鶏・馬の飼育についても、研究施設であるという側面を考慮し、本条例案の提案に至ったとの答弁がありました。また、県内では、同趣旨の条例を制定している自治体は7市町村であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

本案は、個人番号カード等を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるように改正するものであります。令和6年2月1日から全国どこでも交付が可能になるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案51号について、二、三質問いたします。

この南九州畜産獣医学事業は、これまで約27億円からのお金をかけて、また、今後の運営も非常に安定的な運営のためには、議会サイドとしても大事ではないかと考えており、その立場から質問いたします。

今回、初めてこれに関わる条例が提案されました。私たち議会に提示されているのは、条例案とそれから参考資料並びに附則関係でございます。

まず質問であります、こうした非常に大事な大きな事業の今後の運営のためには、条例の全体にわたる構成といいますか、文章では論立てといいますか、構成が非常に大事だと思います。今後、予期せぬ予想をしない事態も発生した場合に、こ

うしたしっかりした条例体系ですと、それに対応できる、あるいは修正もして対応できるという点があるからであります。質問の第一点は、委員会審議の中で、この条例の全体の体系について、一応整った、不十分な、あるいは不足する点は議論がされたかされなかったか、これが質問の第一点であります。

委員長報告の中でも2点ほど、使用料の軽減についてと、それから鹿児島大学について909万3,000円になるという答弁があったということで、深い議論がされたようでありますけども、このことに関連しての質問であります。

質問の2点目は、この条例はありますけども、要綱あるいは規則が議会には示されておりませんが、別にこの要綱・規則は策定されていないのかどうか。この確認でございます。資料の中でも施行規則はありますけども、要綱等がないんですが、要綱は最初から作成しない考えであったのか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次に、議案の52号について1点だけ質問いたします。

委員長報告にありますように、1年を超える長期的かつ独占的な利用をさせる場合に、議会の議決を必要とするという立場からの条例制定であり、県内には7つの市町村が同趣旨の条例を制定しているということですが、質問の1点は、この52号の条例については、法律上は拘束性がなくて、あくまでも曾於市独自の任意の条例制定であるのかですね。この1点だけ確認をさせてください。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

ちょっと答弁漏れがあったら、再度指摘してください。

規則は参考資料の中にあります。要綱については、提示はなかったところであります。

それと、次の議案第52号については、地方自治法の96条の第11項に、議会の議決事件として記載されている内容でありますので、それにのっとってしたことであり、曾於市独自でしたというよりも、地方自治法にのっとって、これを制定したということであります。

（「法律上の拘束性があるということか」と言う者あり）

○総務常任委員長（岩水 豊）

これは地方自治法の規定によってありますので、96条の第11項を参照してください。

○19番（徳峰一成議員）

52号については、法律上の拘束性に基づいての、任意ではなくて、今回の条例の提案であるということと理解したいと思います。

51号でございますが、この条例の制定については、市当局としてもかなりいろいろ勉強されて、そして深く検討されて提案されたんだろうということは、条文を見て察することができます。

1回目に申し上げましたように、最初の条例が、全体の構成として問題がないのかどうか。その点はかなり構成については注意が必要かと思っております。

昨日、議会は現地を研修させていただきましたけれども、そのときも私、担当職員にもお聞きしたんですが、例えばこれが運営がされたとして、開始された以降について、いろんな箇所において負担額、市が負担するのか、事業出資者の、それとも、JAを含めて指定管理の相手方が負担するのか、あるいは、お互い負担割合はどうかという、いわゆる住み分けはほとんどこれからの作業であるようでございます。恐らく多くの一定のお金が掛かる、負担額が伴うと思うんですね、予期せぬ場合を含めて。それをこの条例の中でどのように位置付けるかというのが、その位置付ける項目があるかなと、決算も含めていろいろ調べたんですけども、ちょっと探し出せませんでした。もちろん維持管理費とか使用料については細かい規定がありますけども、それだけでなく、全般だったり、1年間を通していろんな予期せぬ負担が伴うと思うんですが、その住み分けをどこの条例の項目の中で位置付けて、必要ならば要綱・規則を含めて細かく規定するかであります。その点で、これについてのいわゆる住み分けについての議論がもしされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（岩水 豊）

質問の趣旨でちょっと分かりづかったんですが、使用料については、それぞれの施設の工事費が算定されます。その工事費から、国からの補助金、交付金を差し引いた額を基本の原価として、それをそれぞれの耐用年数で割った金額が、1年間の使用料の上限と位置付けてあります。それに応じて、今度は当初運営ができるまでの間、当初の間は減額措置をしていくということであります。

施設の使用料については、これは指定管理ではありませんので、使用料として徴収するということになっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問は、今後の特に運営上の細かい部分を含めての双方の負担をどうするかという問題が必ずかなりの数出てくると思いますんで、その点であります。一応委員長答弁で了解いたしました。

3回目の質問であります。大事なものは、これまでも申し上げておりますように、中長期の事業計画を立てることが、これは不可欠であろうと思います。委員会審議

の中では、その点については、今後の長期計画についての議論がされていたら報告してください。

○総務常任委員長（岩水 豊）

まず、年間使用料の算定式について、疑義が、質疑が出ました。その中で、まず本体のできた施設の工事費がある。工事費を基本にしていかないと、例えば耐用年数31年の半の施設にしましたら、31年間同じ状態で健全な状態で施設を維持していくためには、それなりの基本的な使用料が必要ではないかという意見が出ましたが、法的な解釈の下にのっとれば、交付金等を差し引いた額で算定するという事になっておりますので、原価としての取扱いの法的な解釈と我々の解釈との違いにより、このような算出法になったということであります。

あと全体の使用料、維持運営については、条例に定めてある範囲と規則に書いてある範囲ということで、委員会のほうも納得したところであります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（山中雅人議員）

総務常任委員長に2点質問いたします。

S K L Vについてなんですけども、J R Aですね、この馬が来るという話がずっとあるんですけども、1点目として、このJ R Aの馬がちゃんと来るのか来ないのか。

2点目として、10頭という約束でしたけども、10頭ちゃんと来るのか。この点、2点お伺いをいたします。

○総務常任委員長（岩水 豊）

J R Aといたしましては、施設を造ることに補助金を出したということで、当初、執行部のほうもJ R Aからの馬を預かるということで、その委託料で施設の運営を担っていくということでしておりましたが、J R Aに加盟している馬主のほうからの馬の要請をしましたが、現在のところ、その見通しが無いというところであります。

今回、馬エリアについての募集をしているところは、馬を現在持っているところが公募してきているという説明でありました。

○1番（山中雅人議員）

その話なんですけども、結局、現状、来年開校なので、これは現状大分厳しいということは、ほぼ来ないというふうな認識に私は立っているんですけども、それによろしいんでしょうか。

○総務常任委員長（岩水 豊）

委員の中からも、引退した馬で有名な馬が来たりすれば、その有名な引退した馬を見に来る人たち、乗馬に興味はなくても、その有名な馬を見に来る人たちがいるから、引退馬が来るのは結構いいんじゃないかと期待をしていたけど、これについて現在のところでは、J R Aにお願いして引退馬を要請しているが、現在は来ていないということで、今回の馬飼養施設の使用料については、特段の配慮をした中で使用料が算出されているということでありました。

○1 番（山中雅人議員）

最後の質問に移ります。

昨年度からもずっとJ R Aの補助金を前提として議論しておりまして、その補助金不採択になったということもあるんですけども、10頭来ますよということで議会の議論をずっと続けてきているところなんですけども、そのJ R Aと関係がこじれたというか、来なくなったということは、具体的に向こうとしてはどういう事情があったんでしょうか。その点について、委員会内で議論されていればお願いします。

○総務常任委員長（岩水 豊）

それについて説明があった、ちょっと手元に記録がないんですが、覚えている範囲内でお答えいたしますが、J R Aを通して馬主に協力要請をしましたが、説明では、預託、預けるための費用について負担をするのが、馬主等が非常に厳しいというところで敬遠されているというようなことでありました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第51号から議案第53号までの以上3件を一括して採決いたします。お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の

報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第53号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 日程第4 議案第54号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 曾於市学校給食センター改築本体工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第58号 曾於市学校給食センター改築電気設備工事（1工区）請負契約の締結について
- 日程第8 議案第59号 曾於市学校給食センター改築機械設備工事（2工区）請負契約の締結について
- 日程第9 議案第60号 曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結について

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、議案第54号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから日程第9、議案第60号、曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結についてまでの以上6件を一括議題といたします。

議案6件については、文教厚生常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案8件を9月8日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第54号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案は、認定こども園に関する法律の改正により、指定都市等の認定こども園の認定や許可に関わる見直しがされたことにより、一部の条項が削除されたことに伴

う条例の一部改正であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号、曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、本庁・支所機能再編計画に基づき、財部郷土館を解体し、その跡地に財部支所を建設するため、条例から財部郷土館を削除するための一部改正であるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第57号、曾於市学校給食センター改築本体工事請負契約の締結について。

本案は、4者による条件付一般競争入札により、予定価格の98.9%の落札率で契約決定する請負契約であるとの説明がありました。

最低制限価格が予定価格の92%と高く設定された理由はなぜかとの質疑に対し、国からダンピング防止の観点から75%から92%の間で最低制限価格を設けるようにとの通知があり、積算した結果、92%にしたとの説明がありました。

委員より、審査の効率化の観点から、入札執行結果表の様式について、市民に公表されているものも含めて、消費税を含んだ金額表示に統一することや、予定価格に対する各入札業者の入札率と最低制限価格の設定率の表示を入れてもらいたいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第58号、曾於市学校給食センター改築電気設備工事（1工区）請負契約の締結について。

本案は、7者（うち3者は辞退）による条件付一般競争入札により、予定価格の95.72%の落札率で契約決定する請負契約であるとの説明でありました。

委員より、入札業者1者が入札率88.38%で、最低制限価格が予定価格の92%となっていたことでそれを下回り、失格となっている。学校給食センター関連の入札における最低制限価格を引き下げるべきであるとの意見がありました。

討論では、徳峰一成委員より、最低制限価格が92%と高く設定されているが、社会実情とは異なっており、最低制限価格を数%下回っただけで失格となったことは納得できないとの反対討論がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第59号、曾於市学校給食センター改築機械設備工事（2工区）請負契約の締結について。

本案は、4者（うち1者は辞退）による条件付一般競争入札により、予定価格の92.19%の落札率で契約決定する請負契約であるとの説明がありました。

入札を辞退した業者があるが理由はとの質疑に対し、少し前に入札のあったほかの工事を請け負ったことにより、人員配置が難しいことから辞退されたのではないかとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第60号、曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結について。

本案は、2者による条件付一般競争入札により、予定価格の95.17%の落札率で契約決定する請負契約であるとの説明がありました。

工事請負仮契約書に黒塗り部分があるが、理由はなぜかとの質疑に対し、企業等の印影は本来公にしていない情報であり、偽造防止等の観点から黒塗りにしているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案6件について討論を行います。反対の討論はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの委員長報告にもありましたように、議案の58号には反対をいたします。残りの議案は賛成であります。

議案58号に反対の理由は、委員長報告の中でも若干触れてありますけども、その理由は1点だけあります。理由は、最低制限価格を予定価格の92%と非常に高く設定しているために、結果的に、市の説明では、入札に参加した株式会社の九南曾於営業所が1億5,050万円で入札に参加しましたが、最低制限価格の92%よりも低い、私の試算では88.38%であったために失格になったとの市の説明でありました。

これまでも請負議案においては、予定価格の9割近い、80%台で入札で落札した事例は幾つもあります、最近を含めて。そもそも制限価格を92%と高く設定したことが私には理解できません。委員長報告にありますように、92%と七十数%の間で

一応一つの判断とするように国の指針といいますか指導もあるようではありますが、それで最も高い92%と高く設定したことが理解できません。88.38%でも失格とせず、落札者として認めるべきではなかったかという1点だけの理由で、議案59号には反対であります。

(「58号ではないか」と言う者あり)

○19番(徳峰一成議員)

58号には反対であります。

○議長(久長登良男)

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久長登良男)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久長登良男)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました議案第58号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(久長登良男)

起立多数であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、議案第56号から議案第57号及び議案第59号から議案第60号までの以上5件を一括して採決いたします。

議案5件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久長登良男)

御異議なしと認めます。よって、議案第54号、議案第56号から議案第57号及び議案第59号から議案第60号までの以上5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号 曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について

て

○議長（久長登良男）

次に、日程第10、議案第55号、曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、産業建設常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案3件を9月8日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第55号、曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴う条例改正であるとの説明がありました。

委員より、審議会等の構成員に市議会議員を含めることを、空家等対策審議会をはじめ、全庁的に検討すべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第55号について討論を行います。反対の討論はありますか。

○18番（迫 杉雄議員）

議案第55号、曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

ただいま、産業建設委員長から委員会審査における採択の結果が報告されました。私自身大変心苦しい立場ではありますが、審査が十分でなかったことと、委員会採択後になり、そご的な事情が生じたことで、ただいまから討論をいたします。

まず、今回の曾於市空家等の適切な管理等に関する条例改正については、9月8日産業建設常任委員会で審査が行われました。早速、今回の法改正は、令和5年6月14日の法律第50号、施行日未確定と記されておりますこと。私は審査に当たっては、法改正の骨子を提出するよう委員長に要請いたしました。

また、審議会なる協議会はどうであるかについて求めますと、審議会はできています。委員会名簿の提出を求めました後で提出することで議論いたしました。協議会委員の中には、議会は、議長並びに所管の委員長なる者は入っているのかと問いますと、入っていないとの答弁であります。全国的空き家等の増加は社会問題になっていることから、国の法律改正は大体10年スパンであると認識しておりますが、社会問題となっていることから、平成26年から早急に改正が行われたものと思います。

まず、議論する資料がない立場から、審査議論はなかなかであります。今後、曾於市の発展に政策として反映させなくてはならない空き家対応は大きな課題であります。

委員会では、午前・午後の付託された案件を審査して、まとめ、採決に入りましたが、この時点までは、まちづくり推進課からの空家対策の推進に関する特別措置法の骨子の新旧対照表並びに協議会委員の名簿は提出されませんでした。残念であります。提出されてないままで採決に行ったことで、委員会では採択すべきものと決してまいりました。このことが実態であります。

しかし、後日、要請していた今回の空家等対策の推進に関する特別措置法の新旧対照表が提出され、目を通しました。

まず、改正新法の第8条に、市町村は空家等対策計画の作成並びに実態に関する協議を行う協議会を設置することができるとあります。第2項には、協議会は市町村長のほか地域住民、市町村議会の議員、法務・不動産・建設・福祉・文化等に関する学識経験者をもって組織するとなっていることは、旧法でも同様であったことです。

また、第7条は、幅広い今回の追加条項であること、第9条は、立入調査等、また新法第22条第12項では、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用すること等とあることを鑑みまして、旧法に対して今回の新法は、幅広く6条の規定を準用するとなっております。

追加改正されておりますことを鑑みまして、先般の9月定例会の一般質問での水道課への対応、また、今後の曾於市のスマートシティとの議論へつながっていくこと、それから、提出された協議会委員の名簿については、令和4年10月14日以前の職員の名前であり、現在、その職員もいろいろ移転しているというふうに見取っております。

産業建設委員会以外の議員の皆さんの御理解と、今後の二代表制について議論が進むよう考えて、議案第55号は、一時不再議の原則で今後対応できることを考え、反対討論といたします。御賛同を求めて終わります。

○議長（久長登良男）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。反対討論がありましたので、採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第11 議案第63号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第11、議案第63号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第63号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、旧末吉農業改良普及所解体工事設計業務委託等が計上されているが、解体時期はいつかとの質疑に対し、事務所本館は、解体も考慮して設計やアスベスト含有量調査は実施するが、当分の間は倉庫として使用する計画である。その他の周囲の施設6棟については、来年度に解体予定であるとの答弁がありました。

総務課関係では、人件費や資材高騰による耐震性貯水槽設置工事費の増額が主なものであります。

企画政策課関係では、パークゴルフ場・フラワーパーク等計画跡地の立木伐採委託料について、伐採後の跡地の利用計画があるのかとの質疑に対し、企業誘致を前提として、1団地から2団地の造成予定地を確保するために準備段階として伐採す

るものであるとの答弁がありました。

委員より、企業誘致用地の造成に係る長期的な計画を明確に示すよう意見がありました。

南九州畜産獣医学拠点事業の法面崩土復旧工事に至った経緯についての質疑に対し、7月3日の豪雨災害により被災したものであるが、被災箇所近くに建築工事関係者の仮設道路があり、雨対策が十分にされていないため排水が計画どおり機能せず、被災箇所へ雨水が集中したことが要因と考えられるとの答弁がありました。

委員より、発注者、施工監理者、施工業者の連携不足を指摘する意見がありました。

市民環境課関係では、戸籍システム改修委託の内容についての質疑に対し、令和6年3月から全国どこの自治体でも戸籍謄本が発行できるようになる予定であるが、市が管理している戸籍の正本データと法務省に送信されている副本データが一致していることが必要であるため、戸籍システムを改修し、正副件数が一致していることを確認するものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第63号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉介護課関係では、重度心身障害者医療費助成事業の重心医療助成制度変更対応システム改修業務委託料についての質疑に対し、これまでは、医療機関で本人が一度、自己負担分を支払い、その後、市役所窓口で本人が申請することにより償還されていたが、システム改修により来年4月から自動償還払いになるとの答弁がありました。

地域生活支援事業の手話通訳者の派遣謝礼の増額に対する質疑に対し、今年度は例年より派遣回数が多く、また、1回で13万円ほどの利用があったことから、予算の不足が見込まれたため、今回増額補正をお願いするものであるとの答弁がありました。

保健課関係では、予防事業費の予防接種健康被害救済給付金についての質疑に対し、新型コロナワクチン予防接種後に急性腎不全と肝障害を発症した市民1人に対する被害救済給付金で、令和3年9月10日から令和4年3月12日までの治療費等に関する給付金であるとの答弁がありました。

こども未来課関係では、保育所等給食支援事業についての質疑に対し、物価高騰等による経済負担の軽減を図るため、給食費の10%分を県と市で2分の1ずつ補助するものであるとの答弁がありました。

教育総務課関係では、教育委員会費及び事務局費の普通旅費の増額補正に関する質疑に対し、台湾との交流事業に関する打合せを行うため、教育委員会から2名分の旅費を増額補正するものであるとの答弁がありました。

小学校管理費の旧財部北小学校の施設修繕費についての質疑に対し、今後も地域住民が使用することになるので、修繕費を計上したとの答弁がありました。

学校教育課関係では、学校教育総務費の部活動地域移行推進協議会についての質疑に対し、今年度から3か年をかけて地域に移行するための協議会を計画しているが、協議会での協議をより進めるため、開催回数を当初の年3回から5回に増やすための増額補正であるとの答弁がありました。

情報モラル教材使用料についての質疑に対し、児童に配付しているタブレット端末で使用するソフトで、基本的には授業で使用するが、自宅等でも学習できるものであるとの答弁がありました。

生涯学習課関係では、市立図書館及び郷土館管理運営費の図書館協議会委員報酬についての質疑に対し、協議会を年2回から3回に増やすための増額補正であるとの答弁がありました。

委員より、市立図書館について、市は指定管理者としっかり話合いの場を設け、より良い施設運営に取り組んでほしいとの意見が出されました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第63号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第6号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

土木課関係では、市道整備事業（社会資本整備総合交付金事業）の河原・飛佐線の市道新設改良工事に関する質疑に対し、道路の拡張により、補強土工を計画している。次年度で工事を予定しており、円滑な事業進捗のため詳細設計が必要なことから、構造物設計業務委託料に組み替えたとの答弁がありました。

まちづくり推進課関係では、都市公園管理費に関する質疑に対し、向江公園内において、近隣住民から落葉、虫等の苦情があったこと及び本庁舎増築に関連して雑木を伐採したが、伐採した市有地法面が軟弱地盤で表面崩壊の懸念があることが判

明したため、地質調査を委託し、今後の対応を検討するものであるとの答弁がありました。

また、当該土地の排水対策に関する質疑に対し、隣地からの雨水が公園内に流入することも想定されるので、地権者と協議しながら対応していくとの答弁がありました。

農政課関係では、旧大隅町たばこ共同乾燥施設貸付料に関する質疑に対し、借主は株式会社ヤマザキのグループ会社である株式会社アグロ・テクノサービスであり、主に里芋の取扱いをしているとの答弁がありました。

商工観光課関係では、柳迫交差点看板移設に関する質疑に対し、J A所有の敷地内に無償で設置することの承諾は受けており、今後、設置期間等の決定を含め、契約の際に書面化するとの答弁がありました。

畜産課関係では、有機センター管理費に関する質疑に対し、発酵棟攪拌機Bケーブルレールの取替えを行っていたが、取替えの際に滑車部分も経年劣化に伴う取替えが必要と判明したため、追加するものであるとの答弁がありました。

耕地林務関係では、森林・林業振興事業に関する質疑に対し、イヌマキの被害が空家や高齢者の住宅の敷地内をはじめ、市内で多発しているため、地域で共同駆除を実施する自治会に対し、キオビエダシヤク駆除用薬剤を配布するとの答弁がありました。

また、駆除用薬剤に関する質疑に対し、調達予定の薬剤は、葉に吹きかけるよう散布することで約3か月間有効であり、従来の駆除用薬剤よりも効果が期待されるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案についての採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に2項目、産建委員長に2項目質問いたします。

まず第1点は、29ページの委員長報告の中にも一言ありますけども、消防設備の耐震性貯水槽工事費の161万2,000円であります。先日の議案提案でも質問いたしましたけども、単純な質問であります。貯水槽の現状あるいは今後の計画的な設置工事についても、先日の議案提案でも市から説明がありませんでしたけれども、貯水槽の現状あるいは今後の計画的な設置工事、計画性が必要だと思うんですが、議論が深められていたら報告してください。

2点目、34ページの南九州事業1,649万円の予算計上であります。委員長報告にもありました。なるほどと現地を見て思っております。今後のこの事業については、街路事業をはじめとして周辺の整備を含めて、今総合振興計画に入っていない新たな事業も予想されます。ですから、十分な議論が必要かと思いますが、今回の1,649万円を含めて、この事業の基本的な在り方について議論が深められていたら報告してください。

次に、産業建設委員長に2点質問いたします。

1つは、委員長報告にもありますけれども、今回、肥料価格高騰対策に3,000万円、子牛価格下落対策に4,800万円を計上いたしております。このことは、先日の私の一般質問でも質問いたしましたが、率直に言って、現状から見てまだまだ十分とは言えません。もっと言えば不十分であると思っております。今後、さらに一般市民を含む、あるいは一般市民も対象とした物価高騰対策が必要ではないかと考えております。議論はあったでしょうか。

これに関連して新型コロナウイルス、今回の物価高騰を含めて、国としては、地方創生資金の給付金を一応これまで支給しておりますよね。これがたしか私の理解では、10月の初めまでが申込みの全国市町村の期限だと理解いたしております。このことで、もし当局から話があり、議論が深められていたら報告してください。

次に2点目、72ページのこれも委員長報告にありますけれども、キオビエダシャク駆除薬剤散布でございます。14万9,000円の予算計上がされてあります。

質問の第1点は、このことについては、市としても急に担当課を決めて予算計上したようではありますが、これに関する補助金要綱は、市は作っているのでしょうか。やはりこれは今後、中長期に基づいて対応しなければ、なかなかこの駆除は難しいと言えます。その点でやはり腰を据えた取組という点からも、しっかりした補助金要綱等を策定する必要がありますが、この要綱が委員会に示されたか、これが第1点であります。

それから、14万9,000円の考え方も、率直に言って実態から見たらまだまだ弱いと言わざるを得ません。これも今後、市もいろいろ検討しながら、実態を踏まえた補助の在り方も二重、三重の重層的なやはり取組をしなければ、なかなか厳しいん

じゃないかと思っております。その点で、議会サイドとしても前向きな市と一体となった取組が必要じゃないかと考えておりますが、今後の予算対応を含めて、議論がもっと深められていたら報告してください。

委員長、以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

耐震性貯水槽の増額については、この件については人件費と資材高騰による設計単価の見直しによるものであるということで、現在の設置状況、そういうことについては、これは当初でありませんので議論しておりません。

南九州の34ページにつきましては、市は施工監理の業者を選定しており、そこに監理を委託しているわけでありますので、これに至っては追加資料を要望し、災害に至った経過についての議論をしたところでありました。

今後、全体的な事業についても、委員会の中での意見としましては、後出しで少しずつ、34ページの旧昇降口の改修とかいうのが今頃になって出てくるということで、全体的な問題で勘案されて出てきているのかというような疑問は出たところがあります。

また、地方創生拠点整備交付金の内容等に踏まえて、当初計画との変更について、交付金等の兼ね合いでの問題点がないかということについても議論がありましたが、今回、災害復旧については、この拠点整備交付金の兼ね合いで手続きしておりますので、別途でこういう形で発注せざるを得ないとの説明があったところです。

以上です。

○産業建設常任委員長（九日克典）

肥料価格関係については、総括質疑であつたとおり、徳峰委員の質問があつたとおりであります。委員会としては5月から10月の6か月間でいいかというような質問で、そうすると10月、11月以降については、令和2年度、令和4年度もこういう給付金の事業やったけども、価格が上向いたということで、そのときに応じて検討するというような答弁があつたようであります。

あと、虫の補助金の要綱はなかったようではありますが、自治会の対応に任せるといって要綱はないということでもあります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

産建委員長に2回目の質問をいたします。

まず第1点は、物価高騰対策で農家対策としてもまだまだ実情から見て十分ではない。特に一般市民を商業者を含めて、新たな対策が必要ではないか、物価高騰対策が必要ではないか。今、商品券事業ありますけれども、これでは十分でないとい

うことで、新たな対策が必要でないかという委員会での議論がもしあったら報告してください。

2点目、このキオビエダシヤクについては補助金要綱がないということですが、ぜひ委員会としても、委員長、これは全市的にですね、特に今年はひどい状況でありますので、箇所にもよりますけれども。ですから、しっかりした補助金体系を作りまして、その下で実態に合った中長期の腰を据えた、やはり予算対応を含めて必要じゃないかと思うんですね。その点で議論はされなかったんでしょうか。大きな観点から、最初のこれは予算計上でありますので、金額は僅かでありますけれども、しかし、大事な予算項目として議会、委員会としても市と一緒に、中長期にわたって取り組む必要があるんじゃないかという観点からの質問であります。議論が深められていたら報告してください。

○産業建設常任委員長（九日克典）

キオビエダシヤク駆除用薬剤については、鹿児島県の林業木材の補助金交付要綱はあります。これも次年度以降には、当局の説明では、執行部の説明では、3か月有効でロックオンという名前の薬剤で1,000倍以上の希釈でイヌマキやラカンマキ、ナギ等には被害事例がないということで、イヌマキを主に対象にした薬剤散布であると。これも来年度以降も続けるというような説明はあったようであります。

一般の方々の物価高騰の助成という質疑はなかったところであります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

総務常任委員長に質問いたします。

今回、木材委託伐採料が出されていまして、それがパークゴルフ場・フラワー公園予定地であるということで、企業誘致目的であるという報告でありましたけど、大体1団地から2団地の予定というのはありましたけど、どのぐらいの面積であるか。委員会でもし質疑されていたら質問いたします。

それと、文教常任委員長に質問いたします。

教育総務課関係でありますけど、台湾の里港郷との覚書を交わしたということで、今回、台湾との交流事業に関する打合せのために、職員に2名分の旅費をという補正であります。具体的に今、青少年交流または中学、小学生との交流、そういう今後のそれを打合せにいくところであるでしょうけど、具体的にそういう説明があったかどうか伺います。

○総務常任委員長（岩水 豊）

パークゴルフ場・フラワーパークの伐採地についてであります、まず基本的な会計処理の問題で、会計年度及びその独立の原則ということで、事業計画がない中で、いつ事業をするかというめどがないままに事業を進めるということは非常に危険なことであるということの指摘があり、それをもって計画案を出してもらいました。

今のところで案として考えているのが、1団地当たり8,000㎡から1万㎡、できれば2団地ほど造りたいということで、測量設計業務に6か月から10か月、造成工事に12か月程度かかるのではないかと試算をしているところであります。事業については次年度以降ということで、差し迫って事業計画として確固たるものが示されたということではない状況にあります。

以上です。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

台湾との交流事業につきまして、教育委員会サイドからの説明では、執行部、議会サイドが交流関係で事業を行うということで、教育委員会としましても、教育長と教育総務課長の2名プラス市長の3名で交流をしたいと。その内容等についての具体的な議論、説明等はなされておられません。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

総務常任委員会で新たに資料を要求されて、今具体的説明があったと思っておりますが、予算としましては伐採委託料でございますが、平地の部分等についても含まれていると思うんですけど、今後の計画であるということで、そういう農地のほうの転用、そういう具体的なことは今後の計画であるということでいいのか。それと、また山林の場合は、林野開発許可で相当数の面積を残さなくちゃいけないと思うんですけど、全体的面積が大きいので、一部分の全伐採は可能であるかどうか質疑がなかったかどうか伺います。

○総務常任委員長（岩水 豊）

法令上の伐採に対する規定等についての質疑はなかったところであります。

現在の段階では、今先ほど申しましたとおり、あくまでも次年度以降の計画として、企業誘致用の土地としての準備段階ということで今回予算計上をしたということで、それについての議論はなかったところです。企業誘致用地としては、農地と山林を含めた形で合計2万4,800㎡程度の土地について、今後検討していきたいということでありました。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は常任委員長報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第12 議案第64号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） について

○議長（久長登良男）

次に、日程第12、議案第64号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、文教厚生常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第64号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

国民健康保険システム改修業務委託料についての質疑に対し、国の制度変更によるシステム改修であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第64号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第13 議案第65号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第14 議案第66号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第13、議案第65号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第14、議案第66号、令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）についての2件を一括議題といたします。

議案2件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第65号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、生活排水処理事業に従事する会計年度任用職員の費用弁償の追加が主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第66号、令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、育休等代替職員として会計年度任用職員を雇用することに伴い、報酬等を追加するものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第65号及び議案第66号の2件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第15 陳情第7号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める
陳情

○議長（久長登良男）

次に、日程第15、陳情第7号、「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採

採択を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、総務常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

陳情第7号、「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情。

本陳情の審査では、税務課より、制度の概要についての説明を受け審査いたしました。

説明では、消費税の基本的な仕組みに加え、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置や小規模事業者に係る税控除に関する経過措置があることを確認したところであります。

委員より、本制度では、免税事業者に対して、取引の一方的な代金の減額など不当な圧力がかからないかが懸念されているが、10月から制度として開始される以上、中止を求める意見書を政府に提出することはそぐわないとの意見があり、本陳情について、採決の結果、賛成者はなく、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの委員長報告では、本陳情については賛成者はなく、賛成少数により不採択すべきものと決定しましたとありますが、納得できない、不満が大変残る内容でありまして、また、先日の私の一般質問に対する市長答弁でも、五位塚市長からもぜひこの陳情は採択して意見を上げていただきたいという、異例のといえますか答弁もあったわけでありまして、これが当然の考え方ではないかと思っております、まず1回目は3つの質問をいたします。

まず第1点は、委員会の立場は、最終的にはこのインボイスについては賛成なのか。賛成だとしたら、なぜ賛成なのかですね、そこがはっきりいたしません。賛成であるために、この反対のインボイス実施中止を求めるには不採択としたのかですね、そこを明確に議論の結果を答えてください。

それから2点目、本来ならば地元から出された陳情だし、6月議会でも審議がなされているわけですね。陳情者は委員会審議で求めなかったのかどうかですね。求めなかったとしたら、なぜ出席を、切実な問題であるし、地元から3名が出されていますので、出席を求めないまま不採択としたのかであります。陳情者はなぜ求めなかったのか。これが質問の2点目であります。

最後の質問は、率直に申し上げまして、地元の森山国会議員に対する忖度があるのかどうか。森山国会議員に対する遠慮があるのかどうかですね。ないと思うんですけども、その点で委員会の雰囲気として、あるいは、委員からもし意見が出されていたら報告してください。

以上、1回目は3項目であります。

○総務常任委員長（岩水 豊）

委員会の立場といたしまして、インボイス制度について賛成なのかということについては、陳情についての審査でありますので、個々の議員のインボイス制度についての賛成か反対かとかいう議論はしておりません。

陳情者の出席を求めなかった理由については、インボイス制度の制度自体についての中身を熟知するために、税務課より資料を提供していただき説明を求めたので、出席は必要ないと判断したところであります。

また、3番目に言われました、森山国会議員への忖度については答弁いたしません。

○19番（徳峰一成議員）

森山国会議員に対する考え方については答弁いたしません、それはそれとして。

2回目の質問でありますけれども、この種の陳情というのは、今回の陳情を含めて、やはりそれぞれの議員の方々の立ち位置というのが大事じゃないでしょうか。あらゆる陳情・請願について、これは一般の市長提案の議案についてでもそうあります。だから、インボイスのこの実施中止を求める陳情ですから、だから、おのおの議員の方々はインボイスに対してはどういった立ち位置、考え方を持っているのか。それで結果として判断がされると思うんですね。判断はもちろん議員固有の権利でありますけれども。ですから、その立ち位置が議論されていないというのはいかなげなもんかと思えますけれども、その点で議論が深められていたら、これ全体をリードする委員長の立場として報告をしてください。

2点目です。地元から出されている陳情について、これまで例えば文厚委員会でもそうありますし、私も総務委員会にも12年在籍したことがあるんですが、総務委員会もそうありますが、旧町時代も含めてですね。採択する場合は、出席を求めないことも文厚委員会でもあります。しかし、地元から出されている陳情・請願について、出席求める、求めず不採択というのは、つい数年の間では聞いたためしがありません。言葉は厳しいですが、それでは陳情者に対して失礼な対応じゃないでしょうか。そのあたりは正々堂々と賛成反対を行うというか、これは議員の固有の権利であります。議員の固有の権利であります、その点で非常に不可解といいますか、委員の方々どなたからも、この地元の代表として少なくとも陳情者を出席

してもらおうという意見は出なかったんでしょうか。これが不可思議であります。再度答えていただきたいと思います。

3点目、最も大事な点であります。インボイスが実施された場合に、経過措置があるとはいえ、我が曾於市の農家をはじめとした市民にとってプラスとなるか、マイナスになるか、これが非常に大事じゃないでしょうか。

これまでも本会議答弁にありますように、例えば農家の場合も、一例であります。繁殖農家、子牛の価格が下落し続けております。そして、市長答弁にありましたように、繁殖農家の7割程度、約7割はインボイスを登録していない、登録はできない、高齢者を中心、いわゆる少数頭飼いの方々であります。早速10月からこの価格について差別化、不公平でない、そうした取引が行われます。そうした方々に対しては、とてもプラスとなりません。あるいは中小の業者、小売店を含めて、取引にも10月から影響があります。これは私の家も商店であります。影響があります。ですから、全体として曾於市内の農家をはじめとした中小業者にとっては、経過措置があるといえ、10月以降は絶対にマイナスとなる制度ではないでしょうか。その最も大事な点についての議論が深められたのかどうか報告してください。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

まず、各委員から陳情について、陳情者の出席を求めるという意見はありませんでした。

それと、委員会の中では、国の税金の制度上の仕組みであるという理解の下に、税制度の公平なる消費税の負担ということの観点からの意見がありました。その上で採決に至ったところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

消費税が導入されてからのこの間の政府答弁の経過を御承知でしょうか。五位塚市長の答弁にもありましたように、1,000万円未満の取引については、原則、免税業者とするというのが当初の消費税の設置の政府の答弁であり、考え方であったんですよ。1,000万円未満もやむを得ないという、先ほどの点はいかななものか。これは答弁よろしいです。

一方、例えば、やむなくインボイスの登録をされた方々も少なからず、中小業者を含めて私が知っている範囲内でもおられます。そうなりますと、経過措置があるとはいえ、来年度からいわゆる消費税の申告をせざるを得ません。

さきの6月議会の一般質問でも申し上げたんですが、例えば翻って、今の市民税の税申告の場合もなかなか自分では書き方ができないということで、市当局では

サービスの一環として地域を回りながら、今でもこのサービス提供を行っております。これが消費税の場合は基本的には国の事業であります。国が対応を来年度からできるか。とてもとても市民個人としては、登録して、来年度から早速申告書が送付されたとしても、恐らく多くの方々が記入に戸惑うのじゃないでしょうか。その点でも登録していない方はもちろんのこと、登録された方も来年度から不自由と不満が出てくると思うんです。このあたりの議論はされたんでしょうか。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議論はしてありません。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。陳情に賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員会では全員一致で不採択に賛成されたようでありますが、ぜひ今回の本会議では不採択に賛成しても、先ほどの同僚議員の迫議員の事例にもありますように、本会議では翻って陳情に賛成することもできますので、ぜひその点はお互い同僚議員として、我が曾於の市民の生活を守る立場で、この陳情については、全会一致で採択されるよう要望を申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、陳情第7号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本陳情に対する常任委員長の報告は不採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立少数であります。よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり不採択とする

ことに決しました。

日程第16 認定案第1号 令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第16、認定案第1号、令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第16、認定案第1号、令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

本市の令和4年度当初予算編成は、「市民にやさしい市政運営」、「人と自然を生かした活気ある地域づくり」、「教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり」、「人口増を目指し、地域活性化の推進」、「農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」の5つを基本方針として、限られた財源の中で市民の福祉、教育、暮らしを守るための予算を編成して取り組みました。

決算の概要は、歳入総額307億4,409万7,000円、歳出総額は294億6,309万5,000円で、歳入歳出差引額は12億8,100万2,000円となりました。歳入歳出差引額から令和5年度へ繰り越すべき財源4億8,965万3,000円を差し引いた実質収支は7億9,134万9,000円となり、同額は令和5年度への繰越金となりました。

歳入決算額の主なものは、地方交付税90億4,231万2,000円、国庫支出金49億8,900万5,000円、市債36億1,400万円、市税33億7,592万9,000円、繰入金25億1,426万4,000円です。

歳出目的別決算額の主なものは、民生費80億2,737万6,000円、総務費65億1,368万7,000円、公債費31億7,570万3,000円、商工費30億6,703万1,000円です。財政分析については、令和2年度からの3か年の決算総額、財政指数及び財政健全化判断比率、基金残高及び市債残高の推移を含めて報告いたしております。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後は、1時から再開いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

私は、さきに通告しておりました7件の事業について質問いたします。

まず、主要施策の成果の15ページの交通災害共済推進についてですが、年々加入者数も減ってきておりますが、その中で見舞金受給者が大体平均的に同じぐらいの申請なんですけど、特に令和4年度については、どういう方が対象であったか伺います。

成果の16ページ、消防団員の出勤状況について質問いたします。

コロナがあったせいで、一応操法訓練等ともなかなかできなかったんじゃないかと思っているとございますが、令和4年度は訓練が403件ということでかなり増えておりますが、そういうことも要因であったのかどうか伺います。

あと、成果の43ページの就労継続支援B型についてでございます。

以前、文厚委員会にいたときも、そういう予算のところ、就労継続支援A型はそんなに予算が伸びていないところでありますが、就労継続支援B型については、年々予算規模も増えているという説明を受けたことがありました。

その中で、曾於市の事業者も、かなりその事業を取り組んでいられるところがありますけど、それぞれ曾於市内でいいんですけど、結構利用者数の多い事業者の主な内容、B型支援事業の内容についてはどういうことを取り組んでいられるか伺います。

次に、成果の45ページ、また46ページであります、一般質問等でも少し触れたところでありますが、生活困窮者自立相談支援事業についてであります。

令和4年度から社会福祉協議会に、この事業を委託されたと聞いておりますが、その中で事業数が、令和3年度は相談件数148件に対して106件、支援実績等も多かった令和2年度に比べると、半数ぐらいの延べ人数になっているので、何かそれに対して理由があるのか伺います。

次に、成果56ページの子ども医療費助成事業についてと、出産祝金支給事業についてでございます。

子ども医療費のほうも、大体年度によって違うんですけど、年々金額が少なくなってきていたとございましたが、若干でございますが、令和3年度と比較して令和4年度は若干増えている傾向はありますので、たまたまかでも分かりませんが、どういう理由が主だったか伺います。

それと、令和4年度から出産祝い金が第1子、第2子等も含まれるということで、

大幅に対象者が147名ということで増えておりますが、それについての保護者等の感想等はどんな感じであったのかについて伺います。

あと、成果の97ページ、98ページでございますが、学力向上の推進についてでございます。

この件に対しては、一般質問で同僚の大川内議員も質問されましたけど、もう一度、年々問題の内容も違うし、また対象の生徒も違うと思うところでありますが、令和2年度等はかなり県平均を100を超えている科目が多かったところでありますが、令和4年度は少し落ち込んでいるんじゃないかということで、教育長の答弁にもあったんですけど、それぞれそのときの傾向でも違うことで、これに気落ちをすることではないということも分かっているんですけど、これで見ますと、令和3年度の中学校2年生がよかったわけではございますが、令和4年度の中学3年生が、また同じ学年の人たちが対象となるけど、また100を超えている科目が多かったのに、下がっているところもあるということで、学年によって、また平均的な学力でありますので、そういう差異があるのか、問題傾向でそういうのがあるのかどうか伺います。

以上、1回目の質問が以上であります。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

まず、15ページ、交通災害の共済について、どういう方が請求をされたかということでございました。こちらの方々につきましては、23名の方が見舞金の請求をされておられます。

内容といたしましては、原付バイク等の運転中に自動車に追突をされたということと、信号待ちで後方から衝突されたこと、また出会い頭で衝突されてけがをされた方、そういう方々が請求をされておられます。合計で23件の請求があったところでございます。

続きまして、16ページの消防団員の出動状況についてでございますけれども、こちらにつきましては、令和4年度出動状況が多くなっておりますけれども、操法大会が開催される予定の年であったということと、今回、消防団と協議をいたしまして、実情に合わせた処遇改善を行ったところでございます。

内容としましては、操法大会の訓練回数、こちらを1分団10回まででございましたが、そちらを人数制限といたしました。そして、ラッパ隊につきましても、訓練回数の制限を引き上げたために、令和4年度の訓練回数が多くなっているところでございます。実情に合わせた回数にしたというところでございます。

以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

まず初めに、答弁に入る前におわびを申し上げます。

先日の各委員会で、主要施策の成果及び予算執行報告書の46ページの数字を2か所だけ訂正させていただきました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、43ページの就労継続支援B型について、お答えいたします。

就労継続支援B型とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方に、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであります。

これに対して就労継続支援A型は、企業等に就労することが困難な障害のある方に対し、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

一般的にB型を利用される方より、障害が軽い方がA型を利用されることとなります。

施設利用者数が増えた要因といたしましては、43ページの一覧表につきましては、令和3年度までは各年度の3月、1か月分の利用状況を表示していましたが、今年度からは年間分の利用施設が分かるように表示を変更しているところでございます。このために施設数は増えており、また延べ人数も年間の表示になっており、極端に数字が増えているところでございます。

なお、41ページに、延べ実人数と金額が昨年と同じように表記してあります。こちらで比較しますと、ほぼ昨年と変わらない状況であります。

それと、各事業所の事業の内容を聞かれたかと思います。

B型の利用件数の多い事業所の内容を申し上げます。

大隅シオン舎ですが、こちらは、パン、菓子、花、シイタケ、みそなどを作っております。深川農園につきましては、農作業、ゴボウ、里芋、サツマイモなどを作っております。あと、すみよしの里におきましては、園芸、食品加工、軽作業などを行っております。

続きまして、45ページ、生活困窮者自立相談支援事業についてお答えいたします。

令和3年度以前は、相談支援事業業務は、福祉事務所内に設置していた生活相談支援センター係が相談を受け付けておりました。令和4年度より、生活困窮者自立支援相談支援事業の相談支援業務を社会福祉協議会へ委託しております。生きいき健康センター内に、生活相談支援センターを設置して業務を行っております。

相談件数が減少した理由につきましては、生活保護の相談であった場合には、生活相談支援センターを介さずに、直接、市の生活福祉係へ相談される場合もあり、件数としてはカウントされておられません。そのほかにも、今まで受けていた相談が、

市のほうへ直接相談される場合もあり、そのため相談件数が減少しているところがあります。

以上です。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、ページ56ページ、子ども医療助成事業、出産祝金支給事業について、お答えをいたします。

まず、子ども医療助成事業につきましては、現在、18歳年度末までの子供の医療費の自己負担分を助成する事業となっているところであります。

助成の状況につきましては、平成30年度からになりますが、特に令和2年度につきましては、減少が大きかったところがございます。これにつきましては、新型コロナウイルスの蔓延によりまして、衛生面の向上による感染症全般の減少、特にインフルエンザ等の減少が大きいかと思います。

また、軽症者の受診控えが大きな原因でなかったかと思っているところであります。

また、令和3年度からは若干回復しておりますが、やはり受診の控えが大分少なくなってきた影響があるのではないかと考えているところでございます。

次に、出産祝金事業についてでございますが、現在まで第3子以降につきましては、10万円の支給をいたしていたところでございます。令和4年度からにつきましては、第1子、第2子の出産に対しましても、乳幼児用品等の購入に掛かる負担を少しでも軽減できるようにということで、1万円の支給を行っているところでございます。

令和4年につきましては、第1子と第2子を合わせて99名、第3子以降については48名に支給をいたしたところであります。

また、保護者の方からのお声といたしましては、第1子からやはり祝い金をもらえることで大変ありがたいという意見は頂いているところでございます。

以上であります。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

議員の御質問のありました2点、まず、学年によって調査の結果は異なるのかということでしたけれども、これは先ほど議員の御指摘のありましたとおり、小学校全国調査で言いますと、小学校6年生と中学校3年生が受験をしていきますので、当然、生徒が変わっていきますので、非常に学年によって変わっていく形になっております。

特に小規模校においては、1人、2人ということになると、非常に大きい影響が

出るのかなというふうに思っているところでございます。

あと、2つ目の御質問の問題についてということなんですけれども、この問題については、以前よりも、より思考力・判断力が問われる問題になってきているのかなというふうに感じているところです。

具体的に言いますと、例えば私が教えておりました英語で言いますと、昔は以前は進行形で、例えばbe動詞プラスingみたいな感じで答えられたんですけども、今は、例えば自分の住んでいるまちのよさを外国人にアピールするためには、50の単語で答えなさいとか、あるいは、学校のイラストが2つあって、どちらがより学校を表しているかというのを50の単語で、その理由とか、どうしてそう思うかというのについて答えなさいとか、そのように非常に簡単に回答できないような、思考力・判断力が必要になってくるのかなというふうに捉えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

答弁を頂きましたので、順次質問いたしますけど、まず、交通災害共済であります。原動機付の事故とか後ろから、そういうほかの保険対応にもなるし、警察が現場検証に来る事案であると思いますが、以前、私が相談を受けた人に、これに入っていたけど、自転車で個人で転倒されたという場合、そういう場合なんか、証明する人が要るとかいうことでありますが、そういう以前事例があったんですけど、そういう歩行者等、高齢者の方が、歩行中自転車等でけがをされたときの対応について、もし分かっていたら質問いたします。

消防団のほうは、実働回数が増えたということで理解するところでございますが、手当も予算の中でも増えたということでありますが、實際上、消防団の資質向上のために非常に訓練も大事なことでありますが、成り手不足等を考えると、コロナのときに来て増えているのかもしれませんが、あまりこういう訓練等が増えてくると、實際上それぞれ子育て中の団員も多いですので、PTA活動いろんなことでかぶってしまって、やはり成り手不足のほうにも影響があるんじゃないかと思っていますが、必要最低限の、延べでいくということでありましたので、その訓練であるのか、それについて伺います。

また、あと就労支援型B型につきましては、大体今の説明で分かったところであります。いろいろそういう障害のある方々が、より働く意欲で就労するところがあるということで、非常にいいことではないかと思っていますので、それについては分かりました。

次に、生活困窮者自立相談でございますが、この中で数的には、直接そういう福祉課のほうに相談も来られる件数もあるので、令和4年度としては件数としては減

っているということでありましたが、以前、市の福祉課で対応していたのが、社会福祉協議会に委託事業になったという結果であります。これはどこの市町村もそういう法律的なもんか指導によって、そういうふうに変わってきているのか、その点について再度伺います。

それと、子ども医療費等は、コロナ禍で利用者が控えたというんで、正常になってまた利用されたということで、それは、そのときの子供さんたちの体調、また、けが等でも影響することありますので、若干の増えでするので理解したところであります。

出産祝い金が子育て支援ということで、第1子、第2子も今回から含まれるということで、非常に喜ばしいことではないかと思っておりますが、第1子、第2子でも、お産手帳とかあると思いますので、これに対しての申請は、曾於市内に生まれた人には自動的に、そういう申請の届出通知がいくのか、また本人の申請主義であるのかどうか伺います。

それと、学力向上についてでもありますけど、非常に今、教育課長の説明でも分かったところでございますが、問題の出し方が年々変わって、いろいろ思考力を試されるということで、単語力いろんなことが必要で、幅広くそういうので出てくる結果かなと思っておりますので、その年その年、一喜一憂するのもしがななものかとは思っているところでありますが、できるだけ曾於市の子供たちの学力向上のため、今後とも頑張りたいと思っております。これについても、先ほどの説明で理解したところであります。

以上、2回目の質問に対してお答えを頂きたいと思います。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

先ほど議員からございました、自転車で事故、転倒ということでございます。

こちらにつきましては、道路上であれば保障のほうが出るというふうに考えておりますが、ただ、こちらにつきましては、疑問等があったときには窓口のほうに御相談頂ければ、御回答させていただきたいと思います。

続きまして、消防のほうでございますけれども、訓練のほうが多くなると、成り手不足も心配されるのでないかということでございますが、こちらの訓練につきましては、消防団からの要望で、今回、回数の変更があったところでございます。

確かに負担が増えると、成り手も不足するという心配も出てくるところでございますので、今後、消防団とも、この旨も含めながら協議させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

この事業がどのような形でされているかということですが、社会福祉協議会や民間の企業に委託されているところもあります。

ただ、ちょっと近隣の状況を完全には調べていませんので、ちょっと分からないところがあります。申し訳ありません。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

まず、第1子、第2子の申請についてですが、これにつきましては、出生届がありましたときに、一緒に申請をしていただいて振り込むという形を取っているところでございます。

以上であります。

○11番（今鶴治信議員）

生活困窮者自立支援が、社会福祉協議会の委託をされたということです。

今後、令和5年度はまた伸びてきているのかもしれないということではありますが、やはりその生きいき健康センターの社会福祉協議会が窓口になったということの周知徹底と、委託されたからには、ぜひ利用者也相談しやすい体制を取っていただきたいと思っております。

また、いろいろ包括支援センターとか社会福祉協議会に対する、本当、福祉の事業も大変増えてきているところございますが、ひとつこうやって取り組んでいただいたということで、またコロナ等で利用者等も少なくなったので、この前、新聞等でも訪問介護事業を1か所は社協のほうも閉められたというのも、いろいろ事情があるんでしょうけど、やはり市で直接できることは、なるべく市でしていただいて、社協にお願いすること、社協にお願いしていけばいいんですけど、やはりまだ不慣れな点もあると思いますので、ぜひ今後も社協に対してのバックアップ体制は、今もやっていらっしゃるかしらんけど、しっかりやっていただきたいと思いますが、その点についてももう一度質問いたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

今言われましたとおり、市のほうで昨年、係のほうで受けた件数は75件ぐらい相談を受けております。それで、この中でも生活困窮になる部分は、支援センターのほうにつないだり、逆に向こうから、こちらのほうに生活保護に該当しないかということで、相談もあつたりしております。

毎月、支援調整会議とか緊急のときには、その都度ケース会議等を開いて、社会福祉協議会のほうとは連携を密にしながら取り組んでいるところではありますが、言われましたとおり、今からも連携をなお一層図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

9項目にわたって質問をいたします。

まず、毎年聞いていますが、質問の第1点は、令和4年度の予算方針から各課の予算要求、そして査定、最終的な予算案の決定までの流れについて答弁してください。

2番目、市の財政状況について、主な財政指標を中心として、今後の課題を含めて分析的な報告をしてください。

3、特別会計を含む入札について、これも毎年聞いておりますが、総工事費、総委託費の総額、総件数、平均の落札額、受注額が大きい上位10社について、本社所在地を含めて分類して説明してください。

4番目、令和4年度の職員数、そして会計年度職員数、会計年度はフルタイム・パートに分けて前年度との対比で説明してください。

次に、会計年度職員の労働条件について説明をしてください。改善された分が4年度あるのかどうか、その中で前年度に比べて改善された内容があるなら説明をしてください。

次に、思いやりタクシーについて。

資料によりますと、まず第1点、乗車数が1日平均1.0以下の路線が幾つかあります。1.0ということは、往復を含めて1.0でありますので、本当少ない利用者であります。路線の見直しが難しいならば、やはりそこに人が住む以上、廃止はなかなか厳しい、難しいと思うんですね。

ですから、見直しが大事じゃないかと思えますけども、タクシーの補助券を使った改善策など、やはり複合的な対応が必要じゃないかとも考えますが、4年度実績を含めて報告をしてください。

次に、これも昔からというか、以前から議会で言っていますが、デマンドの取組の状況についても伺います。

次に、歳入について。

その1、例年との比較において、令和4年度の特徴を分析して報告してください。

2番目、その中で特に税収入、横ばい傾向が続いております。の特徴について、分析的に報告してください。

また、課題についても当然あるかと思いますが、これも分析的な報告をしてください。

次に、固定資産税の土地についての評価についてでございます。

以前、数年前に一般質問でも取り上げましたが、旧末吉町と財部町の養原地域を中心として、土地の評価について不公平さが見られるということで、市長答弁は、今後見直しや是正する方向で行いたいといった答弁でありましたが、見直しがされて終了されたかどうかの確認を含めた質問であります。

次に、税金の滞納について、国民健康保険税を含めて、総数、総額、減免、減免は法定減免じゃなくて任意減免であります。差押えなど分類して報告してください。

次に、市民などからの苦情等について、意見、要望、不満を含めて日常的にあらうかと思っております。

質問の1点は、令和4年度は、市四役、各課を含めて、どれだけ総数寄せられたか、分類して報告してください。

次に、寄せられた苦情等について、解決できた総数について、これも分析して報告してください。当然、課題や改善点があろうかと思えます。特に、末吉本庁への役所の集中化が図られる中、特に、大隅、財部町の農村地域、大変不便になっておりますけれども、これらを含めて課題、改善点について報告してください。

次に、国民年金について。

資料によりますと、質問の第1点、令和4年度も生活苦などの影響であるかどうか、免除者が全体の6割になって4割です。4割と非常に高いのではないかと。例えば、全額免除が続いた場合、将来受給時には、今の計算ではどれだけ受給ができるのか。本人は納入しなくても、国等の法律に基づく負担が決まっております。その場合、どれだけ年間受給できるのか。

次に、このことに関連して、4年度の受給者総数について、その中で最高額と最高額の受給者数について報告してください。

3、一方、受給者の中で年間50万円以下の受給者数についても、4年度実績報告してください。

次に、最後に、畑かん事業について。

その1、令和4年度の東部・北部・大隅南の畑かんの市の負担分について説明してください。

2、令和4年度の東部畑かんの曾於市の加入者戸数、加入率を含めて説明してください。あわせて、前年との対比でどれだけ増えたか説明してください。

3、北部・南畑かんについて。

その1、令和4年度までの事業の進捗率について。

2番目、4年度までの総事業費とその財源内訳について。

3、完了年度はこれまでずっと述べてきておりますが、それぞれ令和何年度、現在の時点では完了するという見通しであるのか。

次に、完了年度までの今後の総事業費と財源内訳について。

最後に、北部・大隅南畑かんの令和4年度段階での加入戸数、加入率について、それぞれ説明してください。

以上でございます。

○財政課長（池上武志）

それでは、財政課分からお答えいたします。

まず、①の令和4年度予算方針について……。

（「ゆっくり答弁してください」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

分かりました。①令和4年度予算方針について、お答えいたします。

まず初めに、令和4年度予算編成方針につきましては、令和3年10月1日に各課に対しまして、当初予算編成の基本方針等を示し、11月5日までの提出を依頼したところでございます。

その後、各課からの要求に対しまして、11月の11日から副市長査定を延べ13日間実施をしております。

また、12月の24日及び27日並びに年が明けました1月11日から、市長、両副市長による現地調査を含む市長査定を延べ7日間行い、当初予算を編成したところでございます。

次に、②番ですけれども、主な財政指標を中心に、今後の課題を含め報告をということでございますが、本市の財政状況を示す数値としまして、財政健全化法によります健全化判断比率の公表に基づきまして、4つの指標を公表しております。

その中で、実質赤字比率と連結実質赤字比率、これにつきましては黒字ということですので、数値がなしとなっております。

それから、将来負担比率ということでありますけれども、これにつきましても、比率そのものがマイナスとなりましたので、昨年引き続き将来負担はなしという形になっております。

残りの実質公債費比率であります。これの令和4年度の実績でございますが、7.4%となっております。これは国が示す早期健全化基準25%に対しまして、7.4%という数字でなっております。ちなみに昨年度は7.7%でしたので、0.3%の減となっております。

今回お尋ねのありました財政指標を踏まえての、課題を踏まえての報告ということでございますけれども、ここでは特に実質公債費比率の関係を念頭に置いて説明を

させていただきます。

まず、一般会計の起債につきまして、令和4年度の末残高が今回261億8,675万1,000円となりました。前年度に対しまして、5億756万9,000円の増となっております。

この起債残高の要因としましては、庁舎の整備事業、それから岩川小学校の建築、そして南九州畜産獣医学拠点整備事業等の大型事業による借入れが大きく影響しております。

今後も、本庁舎の改修、それから大隅や財部の両支所庁舎の整備事業、加えて末吉小学校の建設などの大型事業が控えており、起債の借入れも今後も増えていくことが想定されており、起債残高への影響も心配されているところでございます。

そのため、今後の起債の借入れに、まずついてでございますけれども、過疎対策事業債等の充当率や交付税算入率において、条件のよい起債、こういったものを中心に組み組んでいきたいと考えております。

また、償還に当たる公債費でございますけれども、財政状況に応じまして繰上償還を実施していきたいと考えております。

そして、それを行うことで公債費の抑制に努めるとともに、単年度で大きな負担とならないよう償還の平準化に努めていくことで、少しでも次年度以降の実質公債費比率の抑制に努めていきたいと考えております。

続きまして、③ですけれども、特別会計を含む工事請負費委託料についての請負金額、件数、落札額上位10社の業者についてお答えいたします。

まず、総額についてでございますが、工事費が48億9,385万6,347円、委託費が36億1,708万7,429円でありました。

次に、件数についてですけれども、工事費が358件、委託費が1,081件で、平均落札率は、工事費が97.09%、委託費が97.15%でありました。

次に、工事費受注額の大きい10社について、金額の大きい順から申し上げます。

まず、工事費の請負額のほうでございますが、1番目が渡辺・鎌田特定建設工事共同企業体で金額が8億4,150万円でございます。2番目が川畑建設、金額が4億35万円となっております。3番目が川原田工務店です。3億3,117万円です。4番目が渡辺組大隅本店、本社は鹿児島市となっております。金額が2億161万円。5番目が明興テクノス、本社は鹿児島市となっております。金額が1億6,940万円。6番目ですが、川原設備、金額が1億5,082万円です。7番目ですが、米満建設、金額が1億3,215万円。8番目が港産業、本社は徳島県の徳島市となっております。

（「何産業か」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

港産業です。本社は徳島県の徳島市です。金額が1億2,760万円。9番目ですけれども、日研高压平和キドウ、本社は鹿児島市です。金額が1億2,618万円。10番目ですけれども、九南曾於営業所、本社は宮崎県宮崎市です。金額が1億2,041万円となっております。

次に、委託費請負額の大きい10社について、金額の大きい順に申し上げます。

1番目がナンチク、金額が1億8,805万円。2番目が岩川醸造、金額が1億7,080万円。3番目がシダックス大新東ヒューマンサービス九州沖縄支店、本社は東京都調布市となっています。金額が1億5,751万円。4番目が社会福祉法人曾於市社会福祉協議会、金額が1億4,504万円。5番目が公益社団法人の曾於市シルバー人材センター、金額が1億3,540万円。6番目が大隅衛生企業、本社は鹿児島県志布志市となっています。金額が1億1,299万円。7番目が社会福祉法人スマイリング・パーク、本社は宮崎県都城市です。金額が9,584万円。8番目が大隅建設協同組合、金額が8,536万円。9番目が公益社団法人曾於医師会、金額が7,660万円。10番目が池田電設、7,506万円となっております。

次に、⑥の④ですけれども、歳入について例年との比較についてでございますけれども、令和4年度の特徴につきまして、まず自主財源のほうから申しますと、財産収入でございます。

こちらが住宅分譲地売払収入、これが7,890万6,000円、それから地域消費喚起プレミアム商品券売払収入1億6,850万円、これらの増によりまして、財産収入全体では2億6,594万3,000円、パーセントでいきますと137.8%の増となっております。

それから、諸収入でございますが、競馬振興特別助成金2億円等の増によりまして、全体でも2億2,607万4,000円、179.2%の増となっております。

次に、依存財源のほうでありますけれども、まず国庫支出金についてであります。

南九州畜産獣医学拠点整備事業に係ります地方創生拠点整備交付金9億2,805万4,000円の増がありましたが、一方で、岩川小学校の学校施設環境改善交付金6億2,929万8,000円、それから子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金6億625万7,000円等の減によりまして、国庫支出金全体では6億7,803万2,000円、12.0%の減となっております。

次に、県の支出金であります。畜産クラスター事業費補助金の1億4,019万7,000円、それから現年発生農業用施設災害復旧費補助金3億2,425万6,000円等の減によりまして、トータルでは4億2,022万9,000円、17.5%の減となっております。

最後に、市債についてでございますけれども、岩川小学校の改築事業の8億5,750万円等の減がありましたが、一方で本庁舎の増築事業、こちらで4億5,090万円、それから南九州畜産獣医学拠点事業で9億4,850万円等の増によりまして、市債全

体では4億2,240万円、13.2%の増となっております。

以上です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、総務課分につきまして御説明いたします。

まず、職員数、会計年度職員数の前年度の対比で説明をということでございますが、職員数につきましては、令和4年度末において354名でございました。令和3年度と比較しまして、2名の減となっているところでございます。

次に、会計年度職員数につきましては、令和4年度末におきましては、フルタイムが6名、そして、パートタイムの職員が206名の合計212名でございました。令和3年度末と比較いたしまして、フルタイムは27人の減、そしてパートタイムにつきましては14人の増、そして合計13人の減となったところでございます。

続きまして、会計年度職員の労働条件について、年度と比較して改善された内容について、お答えをいたします。

フルタイムにつきましては、正職に準ずる勤務となり、給与については補職により差異はございますが、月額15万4,900円から26万5,800円の間で支給をさせていただいているところでございます。

パートタイムにつきましては、任用条件により差異はございますが、事務補助員につきましては、勤務時間、正職員に準ずる勤務7.75時間の方、そして8時半から16時30分までの7時間の方、そして8時30分から15時30分までの6時間の方がおり、それぞれ週に3日から5日までの日数で勤務を頂いているところでございます。

報酬につきましては、例えば7時間の勤務の場合の方につきましては、月額6,283円を基本に支給させていただいているところでございます。

また、期末手当といたしまして、年間2.4月分を基本として支給をさせていただいているところでございます。昨年と比較いたしまして、期末手当の支給率が1.45月分から2.4月分へ改善をされているところでございます。

続きまして、7番の市民等からの苦情等についてということでございますが、こちらにつきましては、こちらのほうでは市政全般に対する苦情や意見について、毎月開催しております、庁議で改善を協議しているところでございます。

令和4年度の各庁舎に設けている意見箱に投函された案件、市の代表メールアドレス及び電話等で受けた件数につきましては、21件でございました。

（「何件か」と言う者あり）

○総務課長（上村 亮）

21件でございます。

分類でございますが、施設管理に関する件数が4件、事務手続や制度に関する件

数が4件、計画や施策に関する件数が5件、そして、窓口対応等の接遇に関する件数が8件、そして、先ほどありました組織再編に関しましては、こちらのほうでは受けていないところでございます。0件でございました。

続きまして、上記に寄せられた苦情等について、解決できた総数についてということでございます。

解決できた件数でございますが、施設管理に関する件につきましては4件、事務手続や制度に関する件につきましては2件、計画や施策に関する件につきましては4件、窓口対応等の接遇に関する件につきましては8件対処したところでございます。

課題につきましては、分類からもございますように、接遇に対しての苦情があったところでございます。こちらにつきましては、接遇の重要性について、庁内の掲示板で周知しておりますが、常日頃からの心がけや市民目線の対応を身につける必要があると考えております。

また、頂いた意見の中には、予算化や、予算の関係で現実化が困難なものや調整が必要なものがございます。解決に至っていない案件もあるところでございます。

改善点といたしましては、可能なもので即時対応できない場合は、期限を設けることでスピード感のある行政運営につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、私のほうから思いやりタクシーについて、お答えいたします。

まず1番目のお尋ねが、1日平均1.0以下の路線についてということで、主要施策の成果の20ページに、令和4年度の実績を表で表しております。こちらのタクシー部分では、年間の延べ利用者数が2万9,883名となっております。

また、1.0以下の路線で言いますと、末吉地域が1路線、大隅地域が4路線、財部地域が1路線、合計で6つの路線が1.0以下の路線ということになります。

現在、これらの路線について、試算を含めまして検討しております。途中経過となりますけれども、今の時点では、費用面については、タクシー補助券などを使えば効果が出るというふうな考え方を持っておりますが、ただ、今現在の曾於市内にあるタクシーの保有台数が相当少ないこともありまして、現実的にタクシー補助券を出したとしても、タクシー利用ができるのかといったような心配もございますので、その辺をまだ検討している段階でございます。

次に、2番目のデマンドについてというお尋ねでございました。

こちらにつきましては、今現在も、曜日や出発時間を決めて運行しているセミデ

マンドが、28路線中11路線運行しております。セミデマンドを多用して、委託業者のほうが実際に運行を継続できるかという問題もありまして、今のところでは、セミデマンド方式が限界に近いような状態ではないかなというような分析を持っているところでございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、税務課分についてお答えいたします。

まず初めに、歳入についての⑩でございます。

税収の特徴と課題について、お答えいたします。

市税収入の主な内訳についてですが、現年度分の収入済額で、市民税につきましては、主に原材料価格の高騰による法人市民税の減によりまして、前年度より977万8,149円の減となったところでございます。総額で11億6,423万4,073円となっております。

固定資産税につきましては、主に平成30年新築の約200戸の新築軽減が終了したことによる増によりまして、前年度より2,578万2,507円増の17億9,709万5,244円、軽自動車税につきましては、軽四輪乗用の新税率適用後の新規登録車両及び新規登録から13年経過した車両の増によりまして、前年度より302万900円の増と、1億7,272万6,300円となっております。現年度分の市税全体では、2,736万7,818円増の33億4,919万1,283円となったところでございます。

また、国民健康保険税につきましては、前年度より602万3,087円減の7億4,580万3,700円となったところでございます。

続きまして、課題でございますが、一応課題としましては、まず課税側としましては、やはり未申告者への対応というのが一番の課題ではないかというところで、未申告者に対しましては、再度の申告書の送付等で申告を促しているところでございます。

収納側につきましては、収納率の向上というのが一番の課題というふうに考えております。そういうことにつきましては、現年の未納者につきましては、差押え等を行うなどの検討を今しているところでございます。

続きまして、⑪の固定資産税、土地の評価について、旧末吉町、財部町の境界地域の不公平については、これまで見直しが終了されたかについて、お答えいたします。

土地の評価については、3年ごとの基準年度で見直しを行っております。

まず、状況類似地区を定め、その中から標準地として、宅地を237か所、畑を98か所、田を93か所、山林を56か所選定し、そこから個々の土地について評価を行っ

ております。状況類似地区は、街路条件、交通条件、環境条件等を基に決定をしているところでございます。

これらのことから、土地の評価については、評価替えに併せて見直しを行っているところでございます。今後も同様に見直しを続け、是正にも取り組んでまいります。

（「蓑原境は是正したのか」と言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

その是正につきましては、やはり状況類似地区ごとに評価を行っている関係で、状況類似地区間の価格差というのは必ず発生しますので、3年に1回の評価替えのときに、今必ず見直しを行いながら是正を進めていくということでございます。

続きまして、㊦の税金の滞納について、国保を含めて、総数、総額、減免、差押えなど分類して報告について、お答えいたします。

市税の滞納の状況は、個人市民税では、現年度分が1,288万4,037円、滞納繰越分が2,075万4,552円、法人市民税では、現年度分が96万7,000円、滞納繰越分が93万7,400円、固定資産税では、現年度分が2,185万3,956円、滞納繰越分が6,506万5,110円、軽自動車税では、現年度分が232万6,100円、滞納繰越分が602万9,600円で、市税の滞納額は合計で、現年度分が3,803万1,093円、滞納繰越分が9,278万6,662円で、市税全体では1億3,081万7,775円となったところでございます。

また、国民健康保険税では、現年度分が2,755万8,700円、滞納繰越分が7,131万2,851円となったところでございます。

差押えにつきましては、市税、国民健康保険税等の差押え実績は、115名に対しまして847回、金額では394万8,812円の差押えを行いました。

減免につきましては、市税全体では申請件数534件に対し、533件を決定したところです。自主減免につきましては、市民税が申請件数3件に対し、2件決定、国民健康保険税が申請件数8件に対し、8件決定したところでございます。

続きまして、8番の国民年金についての㊦、年金受給者の中で、年間50万円以下の受給者数についてお答えいたします。

課税対象となる年金についての回答となりますけれども、令和4年度決算時点における国民年金を含む公的年金の収入額が50万円以下の方は、1,426人となったところでございます。

以上です。

○市民環境課長（諸留貴久）

それでは、㊦国民年金についての㊦、全額免除が続いた場合に、将来受給時にどれだけ受給できるのかについて、お答えをいたします。

老齢基礎年金の計算式におきまして、全額免除の場合は、全額免除月数の2分の1を受け取ることができるということになります。令和4年度で年金給付例を申し上げますと、40年間全て全額免除であった場合は、年金額満額の77万7,800円の2分の1であります38万8,900円を受給するということになります。

なお、このほか要件を満たした場合には、年金生活者支援給付金の加算もあるところ です。

続きまして、⑧の㊸であります。令和4年度の年金受給者総数と最高額及び最高額の受給者数についてお答えいたします。

令和4年度の国民年金の受給者総数は、1万5,168人であります。

また、令和4年度の国民年金額の満額については、77万7,800円であります。

一方、この満額を受給されている人数につきましては、日本年金機構が把握をしている数値でありまして、この数値について曾於市の通知はないところであります。

以上です。

○耕地林務課長（國武次宏）

それでは、⑨の畑かん事業について、㊶R4年度の東部、北部、大隅南の市の負担金について説明をについて、お答えします。

県営土地改良事業の負担金につきましては、曾於東部畑かん事業の負担金は789万5,512円です。曾於北部畑かん事業の負担金は2億3,474万6,500円です。大隅南畑かん事業の負担金は2,550万円となっております。

続きまして、⑨の㊸令和4年度の東部畑かんの曾於市の加入戸数（加入率）について、併せて前年度との対比について説明をについて、お答えします。

令和4年度の曾於東部畑かんの曾於市の加入戸数につきましては、全体戸数が1,404戸に対しまして、加入戸数が233戸となっており、加入率につきましては16.6%となっております。

また、前年度との対比につきましては、令和3年度の加入戸数が239戸で、6戸の減となっております。令和3年度の加入率は17%で、令和4年度と比較しまして、0.4%の減となっております。

続きまして、⑨の㊸北部、南畑かんについての㊶令和4年度までの進捗率についてについて、お答えします。

令和4年度までの曾於北部畑かん事業の進捗率につきましては、65.3%となっております。大隅南畑かん事業の進捗率につきましては、86.6%となっております。

続きまして、⑨の㊸北部、南畑かんについての㊸令和4年度までの総事業費とその財源内訳についてお答えします。

曾於北部畑かん事業の令和4年度までの総事業費につきましては、142億4,121万

4,000円となっており、財源内訳につきましては、国費が67億3,696万2,000円、県費が46億4,104万4,000円、市費は28億6,320万8,000円となっております。

大隅南畑かん事業の令和4年度までの総事業費につきましては、12億4,960万円となっており、財源内訳につきましては、国費が6億8,728万円、県費が2億9,678万円、市費が2億6,554万円となっております。

続きまして、⑨の㊦北部、南畑かんについての㊦完了年度までは、それぞれ令和何年度となる見通しかについて、お答えします。

曾於北部畑かん事業の完了年度につきましては、令和9年度までとなっております。大隅南畑かん事業の完了年度につきましては、令和7年度までとなっております。

続きまして、⑨㊦北部、南畑かんについての㊦完了年度までの今後の総事業費と財源内訳について、お答えします。

曾於北部畑かん事業の完了までの総事業費につきましては、218億121万円となっており、財源内訳につきましては、国費102億1,228万5,000円、県費が72億4,870万4,000円、市費が43億4,022万1,000円となっております。

大隅南畑かん事業の完了までの総事業費につきましては、14億4,300万円となっており、財源内訳につきましては、国費が7億9,365万円、県費が3億4,271万2,500円、市費が3億663万7,500円となっております。

続きまして、⑨の㊦北部、南畑かんについての㊦北部、大隅南畑かんの令和4年度段階での加入戸数（加入率）について説明をについて、お答えします。

令和4年度の曾於北部畑かんの加入戸数につきましては、全体戸数が2,828戸に對しまして、加入戸数が197戸となっており、加入率につきましては7%となっております。

令和4年度の大隅南畑かんの加入戸数につきましては、全体戸数が265戸に對しまして、加入戸数が35戸となっており、加入率につきましては13.2%となっております。

○議長（久長登良男）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩	午後	2時10分
再開	午後	2時20分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に絞って質問をいたします。

まず、財政関係については、担当課長から4つの、曾於市の場合は指標に基づいて、特に実質公債費比率を中心としての報告がありました。基本的には妥当かと思っております。

その中で一つは、実質公債費比率を抑えるというのは、公債費比率を極力抑えていくやり方ではありますが、1点だけ、緊急の問題として、今後、末吉の本庁舎は約10億円近くかけて改築を行いますが、その起債は何を考えておりますか。過疎債は基本的に目いっぱい、特例債はもちろん使えません。こういった起債を考えておりますか。これが第1点。

それから、監査報告書の中でも、特に私が気になったのが実質収支比率です。これが4年度は6.2、前年度は5.9、前々年度は4.3となっております。言うもなく、昔から実質収支比率の妥当な数字というのは3%から5%と言われておりますが、これがもちろん低かったらよくない。高くても一般的にはよくないと言われておりますが、このようになぜ高くなったのかを含めて報告してください。

以上、2点であります。

次に、入札については1点だけ質問いたします。

前回の午前中の議案でもありましたけども、令和4年度、入札における最低制限価格です。最低制限価格は、令和4年度は何%から何%で設定しているのでしょうか。もともと最低制限価格が設定されたのが30年ほど前だと思うんですが、当時は約70%と全国的に言われておりましたが、これが高くなっておりますが、令和4年度、曾於市の場合は何%から何%の範囲内で工事の制限価格を設けているか、これが質問であります。

次に、職員について、これは市長に質問いたします。

答弁にもありましたけれども、一昨年と3年度の比較においても、特に会計年度職員の中でパート職員が非常に多くなって、フルタイムが少なくなっております。パート職員は、4年度は6人、全体の会計年度職員が212名でありますけど、この中でフルタイム職員は僅かに6名で、前々年度に比べて27名から6名に減っております。

一方、ほとんど、いわゆる昔の臨時職員というのはパート職員であります。これは曾於市全体から見たら、長期的に見て好ましいことじゃないと思います。極力可能な限り、労働条件等も鑑みながら、フルタイム職員を、全面的とは言わなくとも、ある程度増やしていく。それが曾於市の場合は、ほとんど全員に近い形がパート職員であります。これいかなものか。

特に五位塚市政は職員を大事にするという点からも、ほかの市町村もはっきり言って、こういった傾向なんです、県内の。けども、その点がもうちょっと目的性のある、会計年度職員を大事にするという意味で、フルタイム職員を減らすんじゃないかと。決算でありますので、お聞かせ願いたいと考えております。これがトップの考え方に大きく左右されますので、お聞きいたします。

次の質問、思いやりタクシーについて、乗車率が1.0割っているのが、全体で課長答弁では6路線だったですか、の中で2つの点で改善にも努力をされているということで、1つは、タクシーの利用については検討中、それからセミデマンドについても、これは限界かなということで、2つの展開、言いました。

という2つの答弁を考えていただきたいんです。これでは前進面が期待できないんです。タクシーについても、まだ検討中でありますから、セミデマンドは、これは限界だって。11路線です、28の中で。ですから、やはり決算でありますので、もうちょっと前向きな答弁をしてください。

なかなか難しい面は私も分かりますので、一步、二歩ずつでも前進する方向で、お互い理解を含めて、前向きな改善点を見いだす立場からの質疑が大事じゃないでしょうか。そういった点で、これは廃止はできませんので、人が住んでいる以上、そういった冷たい対応はできませんので、もうちょっと前向きな対応を、答弁をしてください。

次に、税務課です。1点だけ絞って、末吉と財部町の境界線沿いの固定資産税の評価については、七、八年前にそこに住む住民から私のほうに連絡あったんです。両方土地持っているけども、やはりアンバランスだって、不公平じゃないかってということで一般質問で取り上げて、五位塚市長も記憶があると思うんですが、当然のことながら、それを是正していきたいということであつたんです。

課長答弁にありますように、見直しは3年に1回でありますけども、現在の税務課長、見直し状況は進んだのか、終わったのかという、1点だけの確認を含めた質問なんです。決算でありますので。その点で、終了したのかどうかの確認の質問でありますので、答弁してください。

次の質問、畑かん事業について質問をいたします。財源とかで、畑かん自体は2つの観点から質問いたします。これ市長か副市長に答弁をしていただきたいと思います。

一つは、曾於東部、終了した。そして北部、さらに南畑かん、この3つ。加入率がなかなか進んでないです、加入率が。東部の場合も、もともと低いのが、さらに4年度、減っております、課長答弁でも、加入率が。例えば東部の場合も、加入率

が17%弱です。100件中17件、6戸減っております、前年に比べて。

高齢化の中で厳しい状況はありますけども、既に工事が完了しているし、曾於市も運営で負担金を条例に基づいて払っておりますので、ですからなかなか大変なことは百も私も承知でありますけども、議論がされているかどうか。少なくとも議論は進めていくべきじゃないかと言えます。

これは現在進行形の令和、すぐでありますけど、9年度終了予定の北部畑かんも加入率が今現在、僅かに7%、100名中7人です。あと令和9年度で事業が終わるんです。

さらに、南畑かんは割と進んでいるって、私もしょっちゅう行っているんですが、南畑かん地域にも、思っているんですが、意外と数字は13.2%です、課長、今現在の加入率が。これ意外でありますけども、どのような努力をする方向で、少なくとも議論はすべきだと思うんです。難しいことは百も承知でありますけども、それについてお答えください。これが第1点。

それから、第2点目は事業費であります。曾於北部と南畑かん、特に曾於北部、曾於北部はあと6、7、8、9、4年間しかありませんけども、曾於市の負担金が、事業に対する、14億7,000万円です、私が今計算したところ、14億7,000万円。

南畑かんは全体としては優れたというか、共産党議員団が、五位塚議員も一緒に昔から、こうしたボーリング方式ということで提起してきたんですが、総体事業費も安いんですが、それでも残りの金額が、間違えがなければ1億数千万円です。あわせて、だから、残りの約十七、八億円の負担金をどこから工面するかって。当然、財政当局で検討していると思うんです。

これ基本的には一般財源にならざるを得んでしょう、負担金だから。それとも借入金ですか。言うことを含む、僅かに、南部はあと6年と7年、2か年で終わる。それから北部もあと6、7、8、9、課長答弁では4か年で終わる。こうした財源問題があります。これは計画について出されていると思いますんで、その点について財源負担もお答え願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

再任用の職員の問題であります、正式な職員をカバーする意味で、任用職員をお願いしているわけでございます。その任用の職員については、市からパートにしないとかフルタイムにしないとか、それは全く強制はしておりません。本人の意思を尊重して行っております。

特に職員を退職した後、再任される方がおられます。その方々は特にフルタイム

で頑張ってもらうことが、いろんな意味での仕事の向上にはつながっております。そういう配慮もしながらしておりますけど、本人の希望によって、ある程度の、フルタイムにならない、パートになっていく傾向にあります。

全体としては、考え方としては、任用職員は減らす方向で考えていきたいというふうに思っております。当然ながら人口は減少していきますし、ある程度減らさないと、いつまでも任用職員に本来の仕事を頼るわけにはいきませんので、専門的な部分を含めて少しずつ見直しをしながら、全体的には減らしていく方向でいきたいと思います。あくまでも本人については、希望者の状況を判断して進めてまいりたいと思います。

あと乗り合いタクシーの問題が出てきました。旧末吉町から始まって、大体35年たってまいりまして、スタートのときからの市民の利用される状況が相当変わってきております。

当時、車の免許持っていない方々が大変重宝がられて、利用が非常に多かったわけですが、その後、病院の関係の方々は、もともとは病院で患者さんを病院までの送り迎えしなかったんですけど、これが始まりまして、いろんな問題で利用者が減っていきました。そして、高齢化によって亡くなられると、全くこの状況が変わってきております。そういう中での厳しさがあって、今デマンドのことも言われましたけど、これも限界があるというように思っております。

今後はこのことも見直しをして、場合によってはタクシー券のチケットとか、そのほうが財政的には非常に市にとってはいいのかなと思っております。そういうことも含めて、全体的には話し合いをしております。

次に、畑かんの問題であります。

現状としては非常に厳しい加入率だというふうに私も認識しております。なぜかという、私たちの曾於市は畜産を中心とした農業の町でありまして、畑の全体の面積の中に水を一応利用の設置はしておりますけど、実際加入、飼料に水をかける方というのはほとんどいらっしゃいません。

また、カンショについても、作付のときには水が必要ですけど、その後はなかなか水を使わないという現実があります。そのほか水を使った農業ということで、ニンジンとかゴボウとか、いろんな作物選定をしながら利用してもらうように努力はしております。

この間、財部を中心として、お茶の農家の方々が防霜ファンに代わって、大分利用をしてもらえるようになりましたけど、非常に限界も感じているのは実際であります。

全国的に水の利用については、いろいろ要望しております。維持管理費に対して、

非常にどこも厳しい状況になってきておりまして、国に今いろんな形でお願いをしているのは現実であります。市といたしましても、事業をここまでしておりますので、努力をまた引き続きやっていきたいというふうに思います。

あとは各担当課長から答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

最低制限価格についてお答えをいたします。

質問がございました、70から92%と範囲を申されましたが、本市の場合は曾於市最低制限価格に関する要綱というものを定めております。平成28年から施行しておりますけれども、これに基づきまして、第3条ですかね、最低制限価格の設定というのがありますので、各工事におきまして、それぞれ直接工事、共通経費、現場管理、あと一般管理費と、これに決められた係数を掛けて出しますので、一つの答えしか出てまいりません。従いまして、70から92%の間というのはあり得ないわけであります。ですから、一つ一つの工事に対しまして価格は出てまいります。

ただ特別な工事につきましては、これに準ずることはできませんので、72%から92%の……

（「令和4年度も72から92の範囲か」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

すみません。75から92%内で決める場合がありますが、ほとんどの場合が——全部ですね。全部、最低制限価格の計算を使って出しますので、一つ一つの答えが出てまいります。

以前、これが始まる前は低入札調査価格というのを設けておりました。これが70%という数字です。これを下回った場合は、失格はしませんけれども、調査をして、施工可能であれば落札ということになります。

参考までに申し上げますが、前回行いましたゆず搾汁のライン、これについては非常に特別な工事でございましたので、最低制限価格を設けるということは妥当ではないという判断で、低入札価格を設定をしたところであります。これは参考までに申し上げます。

○財政課長（池上武志）

それでは、私のほうからは、本庁舎の改修に関する財源の関係についてお答えいたします。

本庁舎の改修につきましては、令和6年度と令和7年度、2か年で改修をしたいということで今計画を考えております。

その中で財源でございますが、令和6年度につきましては、合併特例債がまだ借入可能額としてありますので、合併特例債を考えているところでございます。

ただ令和7年度につきましては、借入限度額が不足する可能性がありますので、不足する分につきましては、今後検討はしていきますけども、基金活用も含めて考えていきたいと考えております。

それから、実質収支についての御質問だったかと思いますが、令和4年度につきましては、最終的に歳入から歳出を引いて、そして翌年度に繰越額を引いた7億9,000万円という形で、今回6.2%となりました。

先ほどおっしゃいましたとおり、前年度繰越金は標準財政規模に対しまして、おおむね3%から5%が望ましいと言われております。今回6.2%ということで、若干、率的には上がりましたが、要因としましては、まず歳入のほうで諸収入、それから市債、こういったものが伸びたというのが一つの要因であります。

そして、歳出のほうでは、逆に扶助費、それから災害の復旧費、こういったものが大きく下がっております。こういった関係で率が6.2%となったと考えているところでございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、旧末吉町、財部町境界付近の不公平については、これまで見直しを終了されたかということでございますが、境界付近の田畑、山林につきましては、評価替えに合わせ、分筆、地目変更等による見直しは行っているところでございますが、一部の地区ではやはり据え置きされている状況で、まだ見直しは終了していないという状況でございます。

今までの経過でございますが、平成28年の徳峰議員の質問を受けまして、令和3年度の評価替えに合わせ、状況類似地区間の価格差の解消のため、不動産鑑定士との協議を行い、状況類似地区の見直しを検討したところでございますが、見直し地区外との状況類似地区との価格差が大きくなるなどの影響が予想されたため、断念しているところでございます。

また、市内全域について、国の定める比準表により1筆ごとに調査する方法も検討したところでございますが、膨大な時間と費用が掛かること、またほとんどの市町村についても評価額を長年据え置いている状況があることから、実施できていないところでございます。

今後も評価替えに合わせ見直しを進めていながら、状況類似地区間の価格差についても、不動産鑑定士などの意見を聴きながら、また近隣市町村の状況も見ながら、実施方法等について検証していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○耕地林務課長（國武次宏）

畑かんの加入率は、伸ばすために、課ではどういうふうな対策を取ったらいいかということで今議論しているところでございます。

特に南畑かんにつきましては、先ほど質問がありました、令和7年までの残事業費の財源の内訳ですけれども、総事業費、残った事業費につきましては1億9,340万円となっております。そのうち国費が10億637万円、県費が4,593万2,500円、市費が4,109万7,500円となっております。

特に南畑かんにつきましては、先ほど加入率は16.6%と申し上げておりますが、畑の全面積と給水面積を比較しますと、全面積が201haございますが、給水面積は108haとなっております、給水率は53.7%と非常に高くなっております。

作物につきましても、大隅南につきましては白菜、カンショ、キャベツの順に高収益作物で努力されているところだと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、まず市長から、職員の中での会計年度職員の割合が非常に高い。職員が、答弁にありましたように、令和4年度は354人、一方、会計年度職員が212名であります。212名っていうのは、全体の職員の中の37%、つまり10名中4名近くが会計年度職員であります。これは再任の人数云々の次元の問題じゃないんです。その中で特にほとんどがパート職員であると。

ですから、私の質問というのは、会計年度職員を減らすというのは市の方針で、意見は申し上げませんが、総体として今現在、非常に多くなって。その中でパート職員が中心であるって。これはトップの市長の運営で、もっとフルタイムのほうに回すことはできないのかっていうことを含めての質問なんです。あまりにもフルタイム職員が少な過ぎるっていうことでの決算での質問であります。

それから、大休寺副市長でもどなたでもいいんですが、制限価格の設定について、以前は全く議論することはなかったです、過去20年間。70%から、大体おおむね70%ちょっとでありましたので、その範囲内で入札を行っていましたが、つい最近になって92%って、以前は考えられない最低制限価格が出たために、午前中の給食センターについても、94%ぐらいで落札しているって。88%は失格という扱いです。

ですから、申し上げたいのは、今後、一定の経験と試行錯誤は必要であるでしょうけれども、要は財政節約という観点も、一つの大事な点じゃないかと言えますので、その点で十分、今後検討課題じゃないかと言えます、率直に言って。

ですから、むやみに制限価格を下げなさいということを単純化して言っているわ

けじゃないんです。その点、もうちょっと今後の検討課題として考える余地が大いにあるんじゃないかという点での前向きな質問でありますので、その点は副市長も酌んでいただいて、もうちょっと含みのある答弁をしてください。

次に、企画課長に思いやりタクシー、市長のほうからタクシーの利用券については検討して取り組みたいということでありましたけども、令和6年度から、一挙にはいかなくても、やってみて、そして経験と記憶もつかんでいくというのが大事だと思うんです。これで全て解決するとは到底考えられんですけども、その点で令和6年度からということで考えてよろしいか、答弁してください。

最後に、畑かん事業の財源です。財源が残り、南畑かんがあと2年、北部畑かんが課長答弁で、あと4年でありますけども、これに課長答弁と、1回目の答弁との数字の差異が出ておりますが、しかし、これも数億円の財源が必要かと思います。これ一般財源になります。

これについては財政当局を含めて、一応財政計画の中に入っておりますか。これも来年度以降の予算に入れざるを得ない大きな金額でありますけども、これ1点だけ確認してください。畑かんが非常に重く、運営もそうですけども、工事が終わるまで負担金で大きな重しとなって見られますので、その点で答えてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

職員の、任用職員の問題であります。フルタイムとパートタイムの関係です。市のほうから募集かけるときには、基本的には本人の希望に沿った採用しております。大体女性の方が中心として任用職員は多いんですけど、フルタイムになったときには、御主人の扶養から外れるという、そういうこともありまして、このような数字が出てきておりますけど、状況によってはまたフルタイムで働いてほしいというお願いも一部やっております。それについては引き続き、前向きに努力はしていきたいと思えます。

あと乗り合いタクシーについては、非常にお客さんが少ない便、コースが相当あります。そういう意味での見直しを含めて、今いろいろ議論しておりますので、今後どういう形が曾於市の市民の足の確保ができるかということを含めて、再度協議をさせていただきたいと思えます。

畑かんの問題については、非常に財政的な問題もありますけど、これも引き続き、いろんな方法を考えながら努力していきたいというふうに思えます。

あと公共事業の入札の在り方の問題です。事前に予定公表をやったり、事後にしたり、いろんな取組めますけど、基本、私はいかに競争性をさせるかだと思っております。私自身も入札の問題は、もっと改革する必要があるだろうと思っております。

す。

非常に高い部分で落札している可能性は、十分私自身も感じております。もっとB級の人たちを共同体で参加させていくとか、またいろんな形での入札の制度を、もうちょっと市民から見て競争性が非常にあるなという、分かるような形を、今後努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

(「畑かんの財源は財政計画に入っているのか」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

お答えいたします。

財政計画に含んであります。

○議長(久長登良男)

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久長登良男)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております本案については、議長及び監査委員を除く18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久長登良男)

御異議なしと認めます。よって、本案については、議長及び監査委員を除く18人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集、日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、決算審査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

決算審査特別委員会開催のため、しばらく休憩いたします。特別委員の皆さん、議員控室にお集まり願います。

休憩 午後 2時52分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開会されました決算審査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

決算審査特別委員会委員長に今鶴治信議員、同副委員長に上村龍生議員、以上のとおりであります。

日程第17 認定案第2号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定案第3号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定案第4号 令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第17、認定案第2号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、認定案第4号、令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定までの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第17、認定案第2号から日程第19、認定案第4号まで一括して説明をいたします。

日程第17、認定案第2号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

国民健康保険制度は、長期的な安定運営を確保していくため、逐次、法の改正が行われ、国保財政の健全化を図りつつ現在に至っております。平成30年度からは都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担い、市町村と共同で運営しております。

本市においては、加入者の高齢化等を背景に、依然として医療費は増加傾向にあるため、健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の予防・重症化予防を目的に、特定健康診査及び特定保健指導事業等を実施しております。

また、受診率向上の一環で、特定健診とがん検診を組み合わせたミニドックや健康意識や啓発のため、30歳から39歳までの早期介入健康診査・保健指導を実施しま

した。

特に生活習慣病による合併症等のリスクの高い方には、医療費適正化及び重症化予防について、特定健診後の個別支援や継続的な訪問指導、医療機関との連携による糖尿病性腎症や慢性腎臓病対策に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額56億1,754万9,000円、歳出総額53億9,828万2,000円で、歳入歳出差引額は2億1,926万7,000円となりました。

しかし、単年度における実質的な収支は、前年度繰越金2億521万6,000円及び法定外繰入金1億5,000万円を差し引くと、1億3,594万9,000円の赤字となったところです。

次に、日程第18、認定案第3号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払い等を行っております。市町村は、所得割と均等割を基に、被保険者一人一人に賦課された保険料の収納と保険証交付等の窓口業務を行っています。

決算の概要は、歳入総額6億2,795万6,000円、歳出総額は6億2,571万9,000円で、歳入歳出差引額は223万7,000円となりました。この繰越額については、出納整理期間中の令和4年度分の保険料等であり、令和5年度会計で広域連合に納付するものです。

次に、日程第19、認定案第4号、令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

我が国では、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上の人口は急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口は急激に減少することが見込まれております。

曾於市においても、65歳以上の高齢化率は既に40%を超え、介護予防に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上が重要となっており、曾於市独自の多様なサービス、総合事業に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額60億8,682万2,000円、歳出総額56億820万5,000円となり、歳入歳出差引額は4億7,861万7,000円となり、令和5年度への繰越金となります。

今後も高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう努めながら、健全財政に取り組んでまいります。

以上で、日程第17、認定案第2号から日程第19、認定案第4号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第20 認定案第5号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定案第6号 令和4年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第22 認定案第7号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第23 議案第61号 令和4年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第24 議案第62号 令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、認定案第5号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、議案第62号、令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、認定案第5号から日程第24、議案第62号まで一括して説明をいたします。

日程第20、認定案第5号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

市町村設置型による浄化槽の新設については、事業導入から20年となった令和3年度末をもって終了しています。

令和4年度は設置後10年を経過した浄化槽について、設置年度の古いものから順次、所有者へ無償譲渡を開始し、令和4年度末で80基の譲渡が完了しました。また、引き続き事業により設置した浄化槽の維持管理、法定検査の実施、使用料の徴収に取り組みました。

決算の概要は、歳入総額6,964万7,000円、歳出総額6,660万5,000円で、歳入歳出差引額は304万2,000円となりました。

次に、日程第21、認定案第6号、令和4年度曾於市水道事業会計決算の認定について説明をいたします。

水道事業は、住民の健康で豊かな生活を支えるため、本来の事業目的であります市民への清浄で安定した飲料水の供給に努めるとともに、衛生の向上と生活環境の整備、充実を図るものであります。

令和4年度の給水戸数は1万5,301戸となっております。また、収益に影響がある有収水量率は89.4%、給水家庭における1月当たりの平均使用水量は17.9m³、使用料は消費税抜きで平均2,469円となりました。

工事等につきましては、法楽寺地区配水管布設工事のほか12件の建設改良工事を実施し、安定した水の供給確保を図っております。

それでは、決算の概要について説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出について説明をいたします。

収入合計は、消費税抜きで5億5,212万3,940円で、主なものは水道使用料の4億6,011万9,230円で、収入総額の約83%となっております。支出合計は5億112万8,421円で、当年度純利益は5,099万5,519円となりました。

次に、資本的支出について説明をいたします。

支出においては、総額4億1,394万9,812円となり、その内訳は、建設改良費3億115万1,700円及び企業債元金償還金分1億1,279万8,112円となっております。消費税を含めまして、資本的支出に不足する額4億1,394万9,812円は、内部留保資金等で補填しております。

次に、日程第22、認定案第7号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について説明をいたします。

公共下水道は、生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設であります。本市では、平成9年度より事業を開始しており、26年が経過しております。

令和4年度事業では、下水道浄化センター敷地内にある汚泥処理施設の外構を整備しました。令和4年度末の接続戸数は1,824戸、接続率は72.9%となっております。また、収益に影響がある有収率は94.8%、1戸1月当たりの平均有収水量は16.2m³、下水道使用料は消費税抜きで平均1,958円となりました。

それでは、決算の概要について説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出について説明をいたします。

収入合計は消費税抜きで2億3,167万5,395円で、そのうち下水道使用料は4,355

万3,290円、収入総額の約19%となっております。支出合計は2億47万9,136円で、当年度純利益は3,119万6,259円となりました。

次に、資本的収入及び支出について説明をいたします。

収入においては、総額1,843万6,752円となり、その内訳は、企業債が1,570万円、受益者負担金が273万6,752円となっております。支出においては、総額1億1,998万1,069円となっており、その内訳は、建設改良費873万9,244円、企業債元金償還金分1億1,124万1,825円となっております。消費税を含めまして、資本的収入が資本的支出に不足する額1億154万4,317円は、内部留保資金等で補填しております。

次に、日程第23、議案第61号、令和4年度曾於市水道事業剰余金の処分について説明をいたします。

令和4年度曾於市水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金が2億1,449万9,649円となり、当該剰余金を翌年度繰越利益剰余金として処分するため、提案をするものです。

次に、日程第24、議案第62号、令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について説明をいたします。

令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算に伴い、当年度未処分利益剰余金が9,448万3,096円となり、当該剰余金を翌年度繰越利益剰余金として処分するため、提案するものです。

以上で、日程第20、認定案第5号から日程第24、議案第62号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩	午後	3時16分
再開	午後	3時26分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まずは認定案の6号の上水道について、2点質問いたします。

第1点は、令和4年度の加入者総数について、加入率を含めて、そして前年度対比において説明をしてください。

2点目、歳入を初めとした財政についてであります。例えば剰余金等、基金を含めた、あるいは内部留保金を含めて4年度はどうであるか、分析して報告してください。あわせて、4年度の市の負担額についても説明してください。

次に、認定案の7号の公共下水道について2点。

1点は、令和4年度末の加入者総数、加入率を含めて、併せて前年度との対比において説明してください。

2点目、歳入については、市の負担額について、さらに財政状況、内部留保金を含めた財政状況について、さらに今後の財政、市の負担額を含む問題について、分析して説明してください。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

御答弁申し上げます。

まず、水道事業会計の決算につきまして御答弁申し上げます。

4年度の加入者総数、加入率及び前年度との比較、対比について、お答えいたします。

令和4年度末の給水戸数1万5,301戸……

（「ゆっくり言ってください」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

給水戸数1万5,301戸、給水人口3万455人、計画区域人口3万982人に対して、普及率は98.3%となっております。

令和3年度末の給水戸数1万5,387戸、給水人口3万639人、計画区域人口3万1,390人に対しまして、普及率は97.6%となっております。

前年度との対比についてですが、給水戸数が86戸の減、給水人口が184人の減、普及率が0.7%の増となっております。

続きまして、歳入をはじめとした財政について、お答えいたします。

収入につきましては、水道料金等の収益的収入合計が5億5,212万3,940円となっております。

なお、資本的収入はございませんでした。

収益的収入のうち給水収益は、令和5年3月末日現在で4億6,011万9,230円、未収金は9,186万5,780円となっております。

なお、基金につきましては、令和元年度をもちまして廃止しております。

企業債の未償還残高は、令和5年3月末日現在で19億390万8,697円となっております。

剰余金につきましては、減債積立金8,290万円、建設改良積立金3億2,235万

1,174円、当年度未処分利益剰余金 2 億1,449万9,649円、合計では 6 億1,975万823 円となっております。

これらは次年度以降の建設改良工事をする上での資金的支出の補填財源となるものでございます。

続きまして、4 年度の市の負担額につきましては、資本費繰入収益5,639万9,000 円、他会計補助金1,149万8,000円、合計で6,789万7,000円を一般会計から補助しております。

続きまして、公共下水道事業会計決算で、令和 4 年度末の加入者総数、加入率及び前年度との対比について、お答えいたします。

令和 4 年度末の総接続戸数1,824戸、水洗化人口2,995人、接続率は72.9%となっております。令和 3 年度末の総接続戸数1,790戸、水洗化人口3,030人、接続率は71.8%となっております。前年度との対比につきましては、総接続戸数が34戸の増、水洗化人口が35人の減、接続率が1.1%の増となっております。

続いて、歳入について、市の負担額と、今後の負担額を含む財政について、お答えいたします。

市の負担額につきましては、企業債等元利償還金に対する補助金として、資本費繰入収益 1 億1,120万円、他会計補助金1,713万5,000円、合計で 1 億2,833万5,000 円を繰り入れております。

今後の負担額を含む財政につきましては、人口の減少及び高齢化等によりまして、接続数は伸び悩むものと考えております。使用料の増収は見込めないところでございます。

老朽化に伴う施設の更新及び長寿命化の必要が生じており、起債事業の増加も見込まれるため、今後も元利償還金に対する補助金は必要となるものでございます。

以上でございます。

○19 番（徳峰一成議員）

財政状況を中心として二、三質問いたします。

まず、上水道についてでございますが、減債建設改良、未処分を含めて 6 億1,975万円であります。一方において、いわゆる内部留保金はトータルで幾らになるでしょうか。あと現金保有は幾らになるでしょうか。この 2 点について伺います。

あと公共下水道は、今課長説明にもあったように、非常に今後の見通しが厳しいというか、悲観的な印象を受けました。

その中で、例えば 4 年度の一般会計からの繰入れ等が実に 1 億2,833万5,000円で。通常はこうした事業というのは、起債償還が少なくなって、年々少なくなって

いくのが一般的であります。

しかし、殊、例外的に公共下水道においては、事業が始まってから二十数年たっておりますが、一般会計からの繰入れが全く減っておりません。今後の見通しもやはり今後5年、10年、こうした厳しい財政状況が公共下水道の場合、例外的に続くのでしょうか。これ1点だけ確認させてください。

○水道課長（吉元健治）

お答えいたします。

上水の内部留保資金の5年度への繰越額ということだと思いますが、合計で11億253万2,647円でございます。

続きまして、現金預金ですけれども、現金預金につきましては、4年度末で10億8,518万4,138円となっております。

あと下水道の繰入れが今後も続くのかという御質疑だと思いますが、今後も老朽化に伴います施設の更新、長寿命化等の更新が出てまいりますので、現時点では令和8年度が負担額のピークとなる予定でございますが、今後起債が増えてまいりますので、今の状況は続いていくものと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけど、これ総括的に大休寺副市長が元締でありますので質問いたします。

この上水道については、あらゆる特別会計の中で最も財政的に余裕があるといえますか、潤沢とは言えないまでも、余裕がある事業であります。課長答弁でありましたように、5年度への内部留保金の繰入れが11億円を超えているし、現金預金も10億8,000万円ということで、これを今後いかに計画的に活用するかというのが、やはり特にトップの考え方だと思うんです。

全部使うということではできませんので、もう既に老朽化が全体がしておりますので、特に力点はどこに置いてかじ取りを行っていく考え方でしょうか。方法論が幾つかあるかと思うんですが、その1点だけ、どこの部分のところに計画的に少なくとも投資を行っていく考え方であるのかでございます。

それから、公共下水道については、これはいかんともし難い状況であります、繰入れが毎年1億円前後、今では1億2,000万円を超えております。加入戸数も限界でありまして、毎年1戸当たり5万円以上の、言わば市が補填を各戸数に行っているんです。二十何年間で百何万円、1戸当たり、市が補助している状況でありますけれども、公共下水道は今後ともこの状況が続くと、悲観的にならざるを得ないのでございましょうか。公共下水道地域も高齢化が進んでおりまして、どんどん人口

が減っている状況じゃないと見ておりますので、その点について、トップの副市長の考え方を聞かせてください。この2点です。

○副市長（大休寺拓夫）

それでは、まず水道、上水道の関係についてお答えを申し上げます。

内部留保が11億円ということであります。あと現金のほうは10億8,000万円と、若干の差はありますけども、ほぼ同じ中身でありますので、これについては3年前から新たな起債を借りずに内部留保を活用していくというふうに切り替えております。

と申し上げますのが、後年度の負債額が大きくなりますので、そこを避けるためということと内部留保の活用ということで、現在のところ、そちらのほうを、企業債のほうをなるべく借りないようにして負担を軽減していくということで、今内部留保については、昨年度は1億4,000万円ほど活用させていただきました。

（「活用とは償還か」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

償還ではなくて資本的支出のほうの財源補填になります。

（「水道は償還できないでしょう」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

償還はしていますが、償還はちゃんとやっておりますが、新たな起債を生まないということ、後年度にまた負担が増えますので、内部留保がある程度ございますから、そちらを活用して、新たな借金をしていかないという決算であります。

それでいっても、今の水道料金でいけば、数年はもちますけれども、あとまた内部留保についても二千四十何年ですか。2月に皆様方にアセットマネジメントをお示ししましたけれども、その数値よりも1年早まっておりますので、今の関係でいけばいいかなと思っています。

あとまた一般財源のほうから50%相当の補助金を入れておりますので、そちらのほうもまた勘案をしながら、市の財政を考えながら検討していかないといけないなと思っております。

あと水道につきましては、今後また一番施設の大きい橋野水源地、あと住吉の配水池とありますから、そういうものもありますので、今の推移を見守りながら、なるべく内部留保を活用していきたいと思っております。

下水道につきましては、一応今のところ、元利償還金、利息、元金ともに一般財源のほうから賄っております。ほぼ100%です。これも非常に大きな金額なんですが、今の使用料を考えますと、しばらくはこの線で行かないといけないのかなと思っております。

あと旧年度から工事を行いまして、結構たっておりますので、長寿命化計画も立てております。それにおきまして、それぞれの維持補修も出てまいりますので、非常にまた大変かなと思っております。

また、今レーンが嫌気槽、好気槽、そこのレーンが1レーンしかございませんので、そちらのまた対策もしていけないとということで、非常にまた総合的に検討していけないといけないと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定案3件及び議案2件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案3件、議案2件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

_____ . _____ . _____

日程第25 議案第67号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第25、議案第67号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第67号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に8億3,689万8,000円を追加し、総額を290億7,443万1,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、5ページの第2表のとおり、現年発生農業用施設災害復旧費ほか1件について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をしますの

で、2 ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を1億872万1,000円、県支出金は、災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を3億1,981万5,000円、繰入金は、財源調整による財政調整基金繰入金を9,018万7,000円、市債は、災害復旧費の現年発生農業用施設災害復旧費を2億3,160万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を6,910万円、それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、台風6号による災害発生に伴う現年発生農地・農業用施設災害復旧費を6億5,372万1,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1億8,317万7,000円、それぞれ追加しております。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

3点質問いたします。

この補正7号も災害関係が中心であります。補正4号、5号、6号、7号、災害が中心でありますけども、災害で12億円からの4つの補正で予算額であります。その中で歳入については、一つは財政調整基金を取り崩しております、約2億円。

一方で、6号補正でも4億円から積立てを行っており、今現在、財調の残高が約22億円であります。最終的には30億円に持っていこうという考え方であると思うんですが、今のこの見通しでは、今後の、30億円は想定範囲内、今の22億円というのは想定範囲内というふうに理解していいのか、確認方々の質問であります。

それから2点目は、今申し上げましたように、補正の4号から7号、12億3,000万円が災害関係の予算であります。この12億数千万円というのは、例年とほぼ同額か、あるいは少ないのか大きいのか、全体として、今年の災害関係の予算は。この質問でございます。

次に、3点目の質問です。今回の災害は、今年の災害は、特に農地災害が中心でありまして、中でも大隅町が件数的にも予算的にも非常に多いんです。大隅町が多いというのは、毎年流れとして感じられますけども、その理由はどこに理由があるんでしょうか。これは地勢的な特徴からか、地勢的な、あるいは土地改良事業、用水路を含めた、そうしたいわゆる昔の構造改善事業が、なかなか山あり谷ありの地形が多くて、進んでないという点もあるのでしょうか。その点でお聞かせください。

関連して、特にこの大きな災害箇所がありましたら、二、三、予算額を含めて報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財政調整基金については、5年度の決算状況を見ないと確定はしませんが、おむね30億円をめどに目指していきたいというふうに思っております。

また、今回の台風等の被害等なんですけど、特に大隅が多かったところもありますけど、全体的にはいろいろな要件があると思います。特に大隅のほうは、非常に雨量が多かったということと、集中的に水田のほうに流れた。そういうちょうど水を水田に足しておりますけど、それ以上にオーバースhootするような形で雨水が入って崩壊したというのは非常に多いところであります。

また、水路についても、そのような状況が出てきて、昔からの水路が崩壊しております。これはどちらかというと末吉、財部よりは、まだまだ整備がされていない分もあるのではないかなと思っております。

以上です。

○土木課長（朝倉幸一郎）

今市長のほうで答弁されましたが、今回の梅雨前線豪雨から台風6号に関しての雨におきましては、特に台風におきましては、南のほうから北上するということで、地理的に大隅半島の下のほうから、今回のようなコースを通りますと、湿った空気が南方のほうから来るということで、どうしても大隅のほうは雨量が多くなる傾向はあると思われます。

台風6号におきましては、岩川で時間70mm以上の雨が降っておりますので、また被害が発生した地点を地図上に今落としますと、ほぼ直線的に南のほうから、曾於市の岩川を中心とした南のほうから上のほうに、北のほうに北上していると。そのような傾向もありますので、その雨が宮崎のほうで線状降水帯ということで気象庁のほうから発表がありましたけれども、それになる前の段階の雨が今回降ったというような状況ではないかというふうに推測されます。

また、災害の規模についてであります。昨年の14号台風よりは少ない状況でありますけれども、平年ぐらいの災害が発生しているというふうに考えております。

以上です。

○耕地林務課長（國武次宏）

耕地災害について報告いたします。

昨年と比べてどうかということで、昨年と比べまして、昨年の災害復旧関係が2億6,600万円ほどということで、今年度が梅雨前線と台風6号を併せまして、約9億1,800万円ほど出ているということで、今年のほうが、土木課長の説明もありましたように、台風6号により線状降水帯的なものが大隅地域を北上してい

ったということで、今回は大隅のほうがかなり多く出ている状況でございます。

被害の大きいところにつきましては、財部の北俣の荷込地区になりますけども、頭首工の崩壊がありまして、これが大体5,000万円を見ております。

続いて、大隅町の須田木佐牟田平が隧道の崩れということで、約3,000万円の災害の復旧費になっております。

以上です。

○土木課長（朝倉幸一郎）

すみません。大きなところについて説明が漏れておりました。大きなものにつきましては、大隅の川床地区、笠木校区にありますけど、こちらが川床線が5,200万円、それから同じく、その近くの蕨谷集落、そちらの梶ヶ野・わらび谷線が2,650万円。あと月野の岩元地区にありますけど、岩元・大鳥線が2,000万円ということになっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

どなたでもいいですから、1回目の質問の答弁漏れでありますけども、合併後ずっと見てみますと、全体として大隅町が災害関係が多いと思うんです。今年は雨量が大隅から来たという面もあるでしょうけども、全体としてこれは調べられたら、これは地勢的な点でしょうか。あるいは地勢的な点だけじゃなくて、先日の同僚議員の原田議員の質問にも関連いたしますが、大隅町はやはり道路だけじゃなくて、用排水路を含めて、全体としてまだまだ弱いという点もあるんでしょうか。それが大きな雨が降って、必要以上に災害が出ているという、そういった点が見られないのかどうか。

やはり決算であるし、市としては大きな観点で、分析的に考えて、今後の中長期の計画に生かしていくというか、方法論というか、対応が大事じゃないかと思うんです。大隅町が全体として災害に弱い、そうした地勢的な点を含めて、状況が見られるのか。それとも、それはもう別問題なのかどうか、その1点だけ確認させてください。

○市長（五位塚剛）

災害が起きるところは、大体同じようなところで起きております。以前は市道の、町道の工事は、スタートから側溝を設けておりませんでした。今は同時に必ず側溝をつけておりますけど、そういう事業があつて、まだ全部側溝もないところもあります。

それだけじゃないと思いますが、大隅町の地形というのは、市道も県道もそうですけど、非常に改良が遅れているのは実態であります。改良率で言えば高い数字

がありましたけど、実際はまだまだ側溝を含めた改良が完全でないという部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。

○土木課長（朝倉幸一郎）

大隅、私も大隅出身なんですけれども、昔から大隅町は曾於郡内でも、特に災害件数については多い町でありました。今徳峰議員の質問に対しては、地勢的なものが一番大きいのではないかというふうに考えております。

といいますのも、末吉、財部につきましては、大淀川水系で、比較的平たん区域も、平たんな地域も、面積の割合でいくと多いんですが、大隅につきましては、そのような大きな川の水系にもなってないということで、谷とか、谷が特に多くて、道路も勾配のきついところが多いと。そういうことで昔から災害が比較的、周辺に比べて多く発生している地域であると思います。

今回の台風6号であります、志布志、大崎については、ほぼ出てないというところありますので、地勢的なものが大きいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

今市長、課長も言われたように、地勢的な面を含めてありますので、答弁よろしいですが、中長期的に大隅町には一定の、そうした観点から投資をすべきじゃないかと言えます。答弁よろしいです。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

お諮りします。議案第67号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第26 陳情第9号 市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減
に関する陳情書

○議長（久長登良男）

次に、日程第26、陳情第9号、市長選挙と議会議員選挙の同時開催並びに議会議員定数削減に関する陳情書については、配付いたしております陳情文書表のとおり、議会改革調査特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、10月3日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

—————・—————

散会 午後 4時00分

令和 5 年第 3 回曾於市議會定例会

令和 5 年10月 3 日

(第 5 日目)

令和5年第3回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和5年10月3日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

- 第1 認定案第1号 令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第2 認定案第2号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第3 認定案第3号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第4 認定案第4号 令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員長報告）

（以下5件一括議題）

- 第5 認定案第5号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第6 認定案第6号 令和4年度曾於市水道事業会計決算の認定について
第7 認定案第7号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について
第8 議案第61号 令和4年度曾於市水道事業剰余金の処分について
第9 議案第62号 令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
（決算審査特別委員長報告）

- 第10 閉会中の継続審査申出について

- 第11 閉会中の継続調査申出について

- 第12 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊

10番	淵 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	17番	渡 辺 利 治	18番	迫 杉 雄
19番	徳 峰 一 成	20番	久 長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	山 中 竜 也	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	代 表 監 査 委 員	野 村 行 雄
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
大隅支所産業振興課長	中 西 昭 人		

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 認定案第1号 令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久長登良男）

日程第1、認定案第1号、令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（今鶴治信）

決算審査特別委員会付託事件審査報告。

決算審査特別委員会に付託された認定案7件、議案2件を総務・文教厚生・産業建設の3常任委員会を単位とする分科会を設け、その所管事項について9月19日から9月22日に分科会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査し、9月28日、議場において各分科会主査の報告を求め審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

認定案第1号、令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての各分科会での審査における主な質疑、答弁、意見は次のとおりです。

初めに、総務分科会です。

財政課関係では、市債残高が前年度末より5億756万9,000円増の261億8,675万1,000円となった要因についての質疑に対し、SKLV（スクラブ）建設の約9億5,000万円、本庁舎南棟建設の約4億5,000万円が主な要因であるとの答弁がありました。

大隅南小学校校長、教頭住宅の建物売払における広報の在り方について、市民に広く周知できているのかとの質疑に対し、本庁及び各支所の掲示板に公告しているとの答弁がありました。

委員より、公有財産の処分については、市報・ホームページ等を活用して広く市民に周知を図るべきとの意見がありました。

総務課関係では、会計年度任用職員の採用についての質疑に対し、年度当初は総務課で基準を設け一括して採用しているが、年度途中の採用については、各担当課で面接を実施し採用している状況であるとの答弁がありました。

委員より、会計年度任用職員の採用については、一定の基準を明確にし、採用について不満が出ないように対応していくべきとの意見がありました。

また、本庁と各支所の住民サービスに格差がないか検証する必要があるとの意見もありました。

災害対策費の河川監視システムの活用状況についての質疑に対し、先日の豪雨時の災害対応においては、大隅支所前の前川の監視カメラが豪雨で見えづらい状況もあったことから、道路状況などの確認により対応したとの答弁がありました。

委員より、よいシステムであるので、今後も十分に活用するよう意見がありました。

また、消防団の統合の動きについての質疑に対し、令和5年度に大隅方面隊の恒吉分団と神牟礼分団が意見交換会を実施したとの答弁がありました。

職員の健康診断の状況についての質疑に対し、再検査対象者48名のうち22名から再検査受診の報告があったとの答弁がありました。

企画政策課関係では、自治会加入率についての質疑に対し、令和4年度は68%、令和5年度は66.4%との答弁がありました。

結婚支援事業の婚活イベントの成果についての質疑に対し、令和4年12月実施のイベントでは、38名参加で5組、令和5年3月のイベントでは25名参加で1組のカップルが成立したとの答弁がありました。

南九州畜産獣医学拠点事業の予算計上の考え方についての質疑に対し、当初の全体事業費は約19億円であったが、現在、約29億円程度にまで増加した状況となった。当初計画時点での実勢に近い見込みが必要であったが、その後の大学からの意向などで、そのたびに補正予算を計上する対応となったとの答弁がありました。

今後の予算計上についての質疑に対し、決定事業者等との打合せ次第では、さらに増える可能性があるので、随時、議会へも説明していきたいとの答弁がありました。

古民家再生活用モデル提案型事業補助金についての質疑に対し、3年間募集し、補助金の予算額も増額してきたが、申込者がいない状況である。建物の傷みもひどく、再生活用が厳しいのではないかと考え、事業の見直しを検討しているとの答弁がありました。

市民環境課関係では、財部一般廃棄物最終処分場の現地調査を実施しました。

クリーンセンター管理費の燃料費の増加についての質疑に対し、A重油価格の高

騰が影響しているとの答弁がありました。

また、一般廃棄物収集運搬業務委託について、委託先から燃料費高騰による委託料増額の相談はなかったのかとの質疑に対し、現時点では契約額変更の要望はないとの答弁がありました。

委員より、将来的なクリーンセンターでのごみ処理については、中・長期的な計画を策定し、広域的な処理方法を含め、今後の考え方を整理する必要があるとの意見がありました。

また、リサイクルに関する市民の意識を高めるための啓発を求める意見がありました。

監査委員事務局・選挙管理委員会関係では、選挙におけるポスター掲示板設置業務委託についての質疑に対し、掲示板の材料処分まで含めてシルバー人材センターに委託しているとの答弁がありました。

税務課関係では、令和4年度の税全体の収納率は95.91%で、前年度と比較して0.01%低くなり、また、収入未済額は1億3,161万1,000円で、前年度より98万8,000円の減となったとの説明がありました。

滞納整理に関する差押えの状況についての質疑に対し、令和4年度では115名に対し、預貯金などの差押えを約395万円行ったとの答弁がありました。

委員より、納税に関わる職員のメンタルケアについて、配慮を引き続き行ってほしいとの意見がありました。

会計課関係では、窓口収納手数料についての質疑に対し、コンビニ収納の件数が対前年度比5,878件の増で、窓口収納全体の約40%を占めるとの答弁がありました。

基金の繰替運用についての質疑に対し、令和4年度は、一時借入れは行わず、財政調整基金からの繰替運用で資金不足への対応ができたとの答弁がありました。

委員より、各種使用料の口座振替の事務事務に不備がないよう、関係課も含めたチェック体制の整備を進めるよう意見がありました。

議会事務局関係では、委員より、インターネットでの市議会映像配信システムについて、今後、視聴回数等の分析も行いながら議会運営に活用してほしいとの意見がありました。

次に、文教厚生分科会です。

保健課関係では、曾於地区の緊急医療関係についての質疑に対し、令和4年度は曾於地域救急医療協議会が2回、作業部会が2回開催されたとの答弁がありました。

委員より、曾於医師会立病院の充実強化について、さらに議論を進めるべきであるとの意見がありました。

財部・大隅支所再編後の業務状況についての質疑に対し、大隅支所保健福祉課は

福祉の担当者が1名減となり、支所の職員が休暇や出張などで人員の不足が見込まれる場合は、係間や本庁から応援職員を要請するなどして2名体制の確保を心掛けている。財部支所保健福祉課は、以前が福祉事務所であったために、これまでどおりの対応を求める住民の方もおられたとの答弁がありました。

委員より、支所再編したばかりでいろいろ問題点も出てくると思う。今の体制の改善点があれば、副市長にも相談するべきであるとの意見がありました。

本市の健康寿命増進に関する質疑に対し、健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間」をいい、その境目は「身体的・精神的・社会的に健全な状態か」という捉え方で、介護認定を受けている方に当てはめると要介護2までの方をそのように捉えている。本市の平均寿命と健康寿命の差は、男女ともに四、五歳ほどで、以前は、七、八歳程度であったので、各種事業の効果が出てきているのではないかと答弁がありました。

福祉介護課関係では、事業費の増減についての質疑に対し、身体障害者福祉費は若干伸び、老人福祉費と生活保護費が若干減少している。要因としては、身体障害者福祉費は児童関係のサービス利用の増、老人福祉費は養護老人ホームの入所者が亡くなったり、介護施設に入所されたりしたことによる減、生活保護費は人口減や生活困窮者への支援の充実が減少の要因と考えられるとの答弁がありました。

社会福祉法人に対する指導監査の状況についての質疑に対し、本市の監査対象法人は16法人であり、令和4年度までは新型コロナで実施できなかったが、令和5年度は監査体制を充実して5法人の監査を行う予定であるとの答弁がありました。

委員より、市のチェック体制や監査方針の確立は、非常に大切な業務である。一定の専門性を持った人員の確保等、今後さらなる監査体制の充実を図るようとの意見がありました。

こども未来課関係では、都城市では10年後には子供の人口増を目指す計画が進められているが、本市の取組状況はどうかとの質疑に対し、財政的に同じようなことはできないが、本市では妊娠から出産、子育て期における母子に関する相談・支援体制の充実を図っている。また、令和4年度から第1子・第2子に対し出産祝金の支給を拡充したが、令和6年度からは支給額の増額を検討しているとの答弁がありました。

幼児の人口減に対する認定こども園等の定数に関する質疑に対し、園も定数の見直し等をされながら、運営についても努力されている。定数減については、市の許可は必要なく、県へ申請し許可を受けているとの答弁がありました。

教育総務課関係では、冒頭、教育長からの決算の概要と決算から見える課題について説明があり、事務局職員の資質・能力の向上が課題ではないかと質疑に対し、

現在コロナ禍の影響もあり、経験不足から仕事が前例踏襲になりがちであり、事業の見直しや事務改善が進まない状況がある。人材育成にはそれなりの時間と投資が必要であり、自治体によっては国の機関等へ職員を積極的に派遣しているところもある。派遣することで新たな人脈ができたり、そこで経験したことを自分が今後携わる業務に生かしたりするなど、長期的な展望からも職員の資質向上につながると思われるので、計画的な人材育成に努めていきたいとの答弁がありました。

空き家となっている教職員住宅に関しての質疑に対し、今後教職員の入居希望がなく民間利用できる住宅については売却や貸与も考えているが、築40年を過ぎているものについては解体する計画であるとの答弁がありました。

末吉小学校改築工事に関する質疑に対し、現時点での総工費は21億9,500万円で、財源については国庫補助金や過疎債を充当していく予定であるとの答弁がありました。

委員より、合併特例債がなくなり、過疎債も使える額が限られてくる。今までとは違った財源を総合的に考える必要があるとの意見がありました。

学校教育課関係では、学校活動支援員22名配置による効果についての質疑に対し、支援員については、個別の支援を要する児童生徒の支援や多人数の学級において担任のサポートを行うことで、授業を円滑に進めるなど学力向上に資する活動を行っており、全体的に効果が上がっているとの答弁がありました。

学力向上対策で最も力を入れている点についての質疑に対し、教育は「人づくり」であり、その中でも指導力のある教職員を育てることが重要だと考え、令和5年度から教職員の指導力向上のために市教育センターを設置し、年間80講座を計画して研修を行っているが、既にかんがりの手応えを感じているとの答弁がありました。

生涯学習課関係では、生涯学習課所管の施設の整備計画についての質疑に対し、市内に61施設、131の建物があり、施設の在り方検討委員会で検討している。また、市の公共施設マネジメント検討委員会もあるとの答弁がありました。

委員より、老朽化施設の在り方について、公共施設マネジメント検討委員会においては、もっとスピード感を持って検討されたい。大規模な修繕が必要でも、現に市民が利用している施設については、財政事情もあるだろうが廃止するかどうかの検討とは別にして、可能な限り対応されたいとの強い意見がありました。

図書館利用者の利用者増対策で、目標値を設定していないのかとの質疑に対し、設定していないとの答弁がありました。

委員より、決算でその政策の評価をするに当たり、具体的な目標値がないと評価のしようがないので、最低限の目標値は設定すべきであるとの意見がありました。

自主文化事業の各文化施設の公演開催状況に関する質疑に対し、財部きらめきセンターの公演予定は入場者数の関係で末吉になり、大隅文化会館は冷房設備の故障で夏場の開催計画ができなかったとの答弁がありました。

委員より、できるだけ各町均等に振り分けるべきであるとの意見がありました。

なお、大隅文化会館及び大隅運動公園の現地調査も実施しました。

次に、産業建設分科会です。

農業委員会関係では、農家相談室について、従来の相談室は年4回開設し、10件の相談があり、新たな取組として行った女性委員による農家相談室では、2回開設し20件の相談があったとの説明がありました。

相談内容についての質疑に対し、隣接地境界の除草や耕作者を探してほしいという相談が主なものであるとの答弁がありました。

耕地面積の現状についての質疑に対し、農地の総面積は7,800ha、遊休農地の状況については、再生可能な農地が349ha、再生利用が困難な農地として令和4年度に非農地判断を行った土地が39.6haであり、引き続き遊休農地の解消に努めるとの答弁がありました。

畜産課関係では、畜産農家戸数が年々減少し続けており、特に肉用牛繁殖経営農家は高齢者の離農に伴い、著しく減少し続けているとの説明がありました。

子牛せり市引付補助金についての質疑に対し、高齢者支援に限らず、ほかの補助金制度を含めて、効果的に活用できるよう総合的に検討していくとの答弁がありました。

家畜の伝染性疾病対策についての質疑に対し、7月と10月に消毒用薬剤の配布を行い、県等も薬剤配布を2回行った。令和5年度についても市が配布を予定しており、また、豚熱の発生に伴い、九州全県でワクチンを接種することになっている。今後も細心の注意を払い防疫の徹底を図るとの答弁がありました。

農政課関係では、有害鳥獣駆除の状況についての質疑に対し、増加傾向にあるイノシシ、アナグマ、タヌキ等の農作物被害に対応するため、曾於市有害鳥獣捕獲隊（隊員数181人）による有害鳥獣の捕獲を行っているとの答弁がありました。

委員より、農作物被害の拡大や全国的な豚熱等が鳥獣等を介して拡大しているので、今後も積極的な事業展開に努めるよう意見がありました。

水道課関係では、市民の日常生活の改善を図り、健康保持や環境衛生の向上促進に寄与するため、小規模水道施設における安全で良質な飲料水の使用を促すことを目的に、水質検査、施設修繕及び改修事業を実施した水道組合に対して補助金を交付したとの説明がありました。

小規模水道施設整備費補助金については、老朽化した設備において、故障を見越

した予防的な取替え修繕に対して補助は可能かとの質疑に対し、補助は可能であるとの答弁がありました。

委員より、高齢化が進む小規模水道等に対する補助率を上げられないか、検討するよう意見がありました。

土木課関係では、市道や河川の整備、災害復旧事業などを主な業務としており、当年度は梅雨前線豪雨や台風14号による災害に見舞われ、道路・河川の崩土・倒木除去等の早急な処理に努めたとの説明がありました。

市道の現状及び整備状況についての質疑に対し、市道清掃については自助、共助、公助の観点から自治会にお願いしているとの答弁がありました。

委員より、各町の市道状況をランク分けし、改良の優先順位をつけるべきとの意見がありました。

まちづくり推進課関係では、公営住宅の入居率についての質疑に対し、6月末時点で市営住宅が766戸中600戸入居で、入居率78.3%、市有住宅が91戸中77戸入居で、入居率84.6%、地域振興住宅が145戸中137戸入居で入居率94.5%であり、政策空家は市営住宅112戸、市有住宅はないとの答弁がありました。

人口増のためには中心市街地にも地域振興住宅を建てるべきではないかとの質疑に対し、地域振興住宅の主旨として郊外建設があり、市街地への住宅建設は民間に任せているとの答弁がありました。

委員より、要綱の新設・改正等は議会に説明し了承を受けるべきではないかとの意見がありました。

耕地林務課関係では、電源立地地域対策交付金事業の八合原4号線改良舗装工事の現地調査を実施しました。

農業用施設整備原材料支給における原材料費高騰の影響についての質疑に対し、支給上限は砕石が20m³以内、生コンクリートが30m³以内、コンクリート二次製品が20万円以内であるが、この支給は続けていくとの答弁がありました。

森林伐採後の再造林についての質疑に対し、鹿児島県内における伐採面積約1,500haのうち、3分の1の約500haを本市が占めており、300haは曾於市森林組合が再造林をしているとの答弁がありました。

商工観光課関係では大川原峡キャンプ場の現地調査を実施しました。

思いやりふるさと寄附金の寄附額の推移についての質疑に対し、市内37の事業者で357の返礼品をそろえ、寄附件数8万4,268件で約15億4,160万9,000円の寄附があったとの答弁がありました。

委員より、貴重な財源であるため、新たな商品開発とブランド認証品の広報を進め、ポータルサイトを有効活用し増額に努めるよう意見がありました。

続いて、決算審査特別委員会での主な審査内容について報告します。

総務分科会関係では、古民家再生活用モデル提案型事業の見直しについての質疑に対し、増築を繰り返している物件であるため、専門家を入れて、古民家としての価値等を精査し、事業を見直さなければいけない状況にあるとの主査答弁がありました。

文教厚生分科会関係では、曾於市子ども子育て会議の開催状況についての質疑に対し、2回開催しているとの副主査答弁がありました。

産業建設分科会関係では、小規模水道施設は今後より深刻な運営状況になると予想され、担当課は実態把握を行って積極的に対応すべきと思うが、その議論はなかったかとの質疑に対し、上水道の敷設や故障時の対応、交換部品確保について検討がなされており、担当課は実態を十分把握しているものと考えているとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、認定案の第1号、令和4年度一般会計決算認定については、五位塚市政のこれまでの取組を評価して、賛成する立場であります。

ただ、文厚委員会の審査の中では、今後、見直しや改善すべき点が幾つか見られ、審査の過程で私自身率直に指摘をいたしました。

ここでは、施設の老朽化対策について一言述べます。

現在、市が所有する多くの施設が老朽化しております。特に、文厚関係では、生涯学習課が多くあります。市は、内部検討委員会、あるいは外部の検討委員会も設置しておりますが、もっと位置付けを明確にしてスピード感を持って取り組むべきであります。一例では、大隅町の文化会館は、廃止が決まっていないのに、冷房装

置が故障してそのままの状況であります。これは一例であります、予算が足りないでは済まされない点ではないでしょうか。今後、老朽化問題は五位塚市政にとっても大事な問題であります。

12月議会の一般質問でも取り上げることを申し上げて、賛成討論いたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、認定案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 認定案第2号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定案第3号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第4号 令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、認定案第2号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第4、認定案第4号、令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題といたします。

認定案3件については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（今鶴治信）

認定案第2号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は

次のとおりです。

療養給付費と国民健康保険税の課税状況、法定外繰入金についての質疑に対し、療養給付費については、令和3年度は前年度比4%の増であったが、令和4年度は前年度比4.2%増と前年度をさらに上回った。要因としては、今まで新型コロナの影響で受診控えをしていた被保険者が、新型コロナのピークを抜けていくにつれ、いよいよ受診をしなければならないという状況になり、被保険者数は408人減っているにもかかわらず、一人当たりの給付額が伸びたのではないかと。国保税については、令和4年度はほぼ横ばいで、令和4年度まで景気の影響を受けにくい資産割があったため、思っていたよりも税収が減らなかったことと、一人当たりの給付額は伸びたものの、被保険者数の減少によって前年度と同程度の給付額になったため、一般会計から法定外繰入金が当初の2億5,000万円から1億5,000万円で済んだ。令和5年度は、4方式から資産割を除く3方式に変わり、所得割の比率が高まったことで市民所得の増減に影響されやすくなり、5年度は歳入を当初7億円と見込んでいたが、今の予測では6億8,000万円程度と見込んでいるとの答弁がありました。

国保の被保険者における給付費の支出が多い疾病についての質疑に対し、①高血圧、②脳疾患（脳梗塞等）、③心疾患（狭心症等）、④血糖値関係であるとの答弁がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第3号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は次のとおりです。

75歳以上（65歳から74歳で一定の障害のある人を含む）が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月1日に設置され、今日に至っています。

被保険者数と医療費の伸びについての質疑に対し、県全体の医療費は約2,890億円、被保険者数は26万9,000人で、一人当たりの医療費は107万2,399円であり、うち本市の医療費分は、県全体の医療費を本市の被保険者数で按分すると約74億円となり、伸び率は2.73%の増となった。被保険者数は、県全体では少しずつ伸びているが、本市はほぼ横ばいの状況であるとの答弁がありました。

後期高齢者会計における給付費の高い疾病についての質疑に対し、①骨折、②心臓疾患、③認知症、④腎臓病（透析）等であるとの答弁がありました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

討論では、委員より、広域連合による本特別会計の制度上の理由から、本認定案に対する反対討論がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

認定案第4号、令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての文教厚生分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

給付費の全体的な推移についての質疑に対し、新型コロナの影響により施設への通所系サービスが減少し、自宅等への訪問系サービスの利用が増加、また、介護老人福祉施設サービス費の増は、提供量の増によるものであるとの答弁がありました。

令和4年度決算において、歳入が60億円で歳出が56億円となっているが、その要因は何かとの質疑に対し、新型コロナの影響で事業所が人数を確保できなかったことで提供量が減ったことや、利用控えによるものではないかとの答弁がありました。

委員より、令和4年度に約4億8,000万円の剰余金が出た要因として、新型コロナの影響による利用控えで給付費が減少したこともあるが、あと1点は令和4年度から約15%もの保険料の引上げが実施されたことの影響が大きい。次期保険料を決定する際に給付費の伸びもそれほど想定されないのであれば、保険料の値下げを検討すべきであるとの強い意見が出されました。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

討論では、委員より、歳入歳出差引額が約4億7,861万円であり、第8期事業計画と決算の実態に大きな開きがあるため賛成できないとの反対討論がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案についての採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、認定案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、認定案の2号には賛成、一方、3号と4号には反対であり、まず3号から討論をいたします。

認定案の第3号、私は令和4年度後期高齢者医療特別会計決算認定には反対であ

ります。

この保険制度は、県連合で運営していますが、令和４年度、2,890億円の膨大な決算額でありながら、決算内容が市町村に詳しく示されておりません。このため、今回の決算審査の中でも立ち入った質疑ができない非常に風通しが悪い制度内容となっている点があります。

県連合の予算と決算は、市町村長と議会議長の代表19名による議会で審議されております。議会で予算決算が審議されてきましたが、僅かに、１年間に２回、しかも短い時間で膨大な予算決算が決められております。2,890億円の決算額は、私の試算では曾於市の被保険者に按分いたしますと84億円となるようであります。また、一人当たりの医療費は107万円と大きな金額であります。これは曾於市の介護保険あるいは国民健康保険会計よりも大きい決算額であります。

後期高齢者保険制度は、ほかにも改善すべき点や問題点が見られるため、決算認定には反対であります。

次に、認定案第４号、令和４年度介護保険特別会計決算認定にも反対であります。

令和４年度の歳入総額は60億8,682万円、一方、歳出総額は56億820万円、４億7,860万円の大きな差引額が生じております。これは２年半前に策定した介護保険第８期計画から大きくかけ離れた収支額であります。結果的に、大きな剰余金が生じております。

このような大きな剰余金は、一つは新型コロナ禍の下で給付額が少なかったためであり、さらに一つは、２年半前の介護保険料の15％大幅引上げによる大きな差引額であり、剰余金であります。市が策定した介護保険計画と決算額が大きく違っているという理由で賛成できません。これは令和５年度、本年度においても見られる点であります。

私は、さきの一般質問と決算審査でも申し上げましたが、保険料の大幅引上げによる剰余金の一部は、来年度から引下げに回すべきであり、市長並びに担当課長もその方向であるとの答弁がありました。

来年度から始まる第９期介護保険計画の策定では、第８期計画を深く検証され、併せて一般会計からの繰入れを検討される中で、介護保険の実態に合った計画策定をされることを申し上げて討論いたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました認定案第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、認定案第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、認定案第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第5 認定案第5号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定案第6号 令和4年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定案第7号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第8 議案第61号 令和4年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第9 議案第62号 令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、認定案第5号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議案第62号、令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上5件を一括議題といたします。

認定案3件、議案2件については、決算審査特別委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（今鶴治信）

認定案第5号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての総務分科会での審査における主な質疑、答弁、意見等の主査報告は次のとおりです。

市町村設置型による浄化槽の設置総数は1,109基であります。令和4年度は、設置後10年を経過した浄化槽について、設置年度の古いものから順次、所有者へ無償譲渡を行い、令和4年度末で80基の譲渡が完了したとの説明がありました。

譲渡計画についての質疑に対し、計画では、10年間で無償譲渡が完了する計画であるとの答弁がありました。

委員より、設置後10年経過した浄化槽については、条例により無償譲渡が可能であるので、事務処理上の手続の対応が可能であれば、早めの譲渡を進めるべきとの意見があり、総務分科会では、意見の一致を見たところであります。

なお、決算審査特別委員会では、主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第6号、令和4年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

本案についての産業建設分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は次のとおりです。

本事業における当年度の給水単価と給水原価は、給水単価140円29銭に対し、給水原価は令和3年度より50銭高い150円27銭であったとの説明がありました。

企業債については、平成4年度から現在まで51件、29億2,910万円を借り入れ、当年度に1億1,279万8,112円を償還し、償還高累計は10億2,519万1,303円となり、未償還残高は19億390万8,697円となったとの説明がありました。

また、新たな企業債の発行はなかったとの説明がありました。

なお、決算審査特別委員会では、水道事業会計は現金預金を約10億8,500万円保有するなど財政状況に余裕があるが、今後の計画的・効果的な扱い方についての審査がなされたかとの質疑に対し、急な故障等に対応するためにも、現金預金については余裕を持って保有しておかなければならないとの主査答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

認定案第7号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について。

本案についての産業建設分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は次のとおりです。

本事業における下水道の接続状況は、接続戸数1,824戸、水洗化人口2,995人で、処理区域内人口4,110人に対し72.9%の接続率であるとの説明がありました。

企業債については、平成9年度から現在まで61件、25億4,100万円を借入れ、当年度に1億1,124万1,825円を償還し、償還高累計は12億882万2,304円となり、未償還算額は13億3,217万7,696円となったとの説明がありました。

なお、決算審査特別委員会では、主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え本委員会としては、本認定案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第61号、令和4年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案についての産業建設分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金2億1,449万9,649円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第62号、令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について。

本案についての産業建設分科会での審査における主な質疑、答弁等の主査報告は次のとおりです。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金9,448万3,096円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

なお、決算審査特別委員会では主査報告への質疑等はありませんでした。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、認定案3件、議案2件について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決いたします。採決は分離して行います。

まず、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。認定案3件に対する決算審査特別委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第61号及び議案第62号を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件に対する決算審査特別委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第10 閉会中の継続審査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第10、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

_____ . _____ . _____

日程第11 閉会中の継続調査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第11、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

_____ . _____ . _____

日程第12 議員派遣の件

○議長（久長登良男）

次に、日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（五位塚剛）

本議会におきまして補正予算を含めた全ての議案について、全て承認、認めていただきました。感謝申し上げます。また、令和4年度の決算の認定につきましても、全て認定をいただきました。

また、委員会、各議員から出されたいろんな意見については、私たち執行部一同、

真摯に受け止めて、市政発展のために引き続き邁進してまいりますので、今後とも御支援と御指導のほどよろしくをお願いをしたいと思います。今回の9月議会についての御支援、本当に感謝申し上げます。終わります。

○議長（久長登良男）

以上をもちまして、令和5年第3回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 1 号	曾於市南九州畜産獣医学拠点の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 2 号	曾於市議会の議決を必要とする公の施設の利用に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 3 号	曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 3 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 6 5 号	令和 5 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 4 号	曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 6 号	曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 7 号	曾於市学校給食センター改築本体工事請負契約の締結について	全会一致 可 決
議 案 第 5 8 号	曾於市学校給食センター改築電気設備工事（1 工区）請負契約の締結について	賛成多数 可 決
議 案 第 5 9 号	曾於市学校給食センター改築機械設備工事（2 工区）請負契約の締結について	全会一致 可 決
議 案 第 6 0 号	曾於市学校給食センター改築厨房設備工事請負契約の締結について	全会一致 可 決
議 案 第 6 3 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 6 4 号	令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 5 号	曾於市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 3 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 6 6 号	令和 5 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

決算審査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
認 定 案 第 1 号	令和 4 年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 2 号	令和 4 年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 3 号	令和 4 年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 4 号	令和 4 年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 5 号	令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 6 号	令和 4 年度曾於市水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 7 号	令和 4 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
議 案 第 6 1 号	令和 4 年度曾於市水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決
議 案 第 6 2 号	令和 4 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決

別紙

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

総務常任委員会

受 番	理 号	受 理 年月日	件 名	陳 情 者	審 査 報 告
第 7 号		令和5年 5月31日	「インボイス制度実施 中止を求める意見書」 の採択を求める陳情	曾於市在住 ほか2人	賛 成 少 数 不 採 択

令和5年第3回曾於市議會定例会

(決算審査特別委員会)

令和5年9月14日

決算審査特別委員会設置

分 科 会 設 置

令和5年9月28日

主 査 報 告

令和 5 年第 3 回曾於市議會定例会決算審査特別委員会會議錄

令和 5 年 9 月 14 日（木曜日）

午後 2 時 54 分開議

場所：議員控室

1. 審査日程

第 1 委員長の互選

第 2 副委員長の互選

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

1 番	山 中 雅 人	2 番	出 水 優 樹	3 番	瀬戸口 恵 理
4 番	矢 上 弘 幸	5 番	片 田 洋 志	6 番	重 久 昌 樹
7 番	鈴 木 栄 一	8 番	上 村 龍 生	9 番	岩 水 豊
10 番	淵 合 昌 昭	11 番	今 鶴 治 信	12 番	九 日 克 典
13 番	土 屋 健 一	14 番	原 田 賢一郎	15 番	山 田 義 盛
16 番	大川内 富 男	18 番	迫 杉 雄	19 番	徳 峰 一 成

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

開会 午後 2時54分

○議会事務局次長（吉田竜大）

これより、令和5年決算審査特別委員会を始めたいと思います。

初めての委員会でありますので委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長の大川内委員に、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（大川内富男）

皆さん、お疲れさまでした。それでは委員会を開きたいと思います。

いつもどおりですが、年長の故をもちまして、臨時委員長をさせていただきますが、それではただいまから本日の委員会を開きます。

日程第1 委員長の互選

○臨時委員長（大川内富男）

日程第1、委員長の互選を議題といたします。

これより、委員長選挙を行います。

ここで、意見調整のため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時55分

○臨時委員長（大川内富男）

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

お諮りします。委員長選挙は指名推選の方法により行います。指名推選の方法は、臨時委員長が指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（大川内富男）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りします。委員長に今鶴治信委員を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（大川内富男）

御異議なしと認めます。よって、今鶴治信委員が委員長に当選されましたので本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま、当選されました今鶴治信委員の御挨拶をお願いいたします。

（委員長就任のあいさつ）

○臨時委員長（大川内富男）

ここで、委員長と交代いたします。

日程第２ 副委員長の互選

○委員長（今鶴治信）

それでは、日程第２、副委員長の互選を議題といたします。

これより、副委員長選挙を行います。

ここで、意見調整のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 ２時５７分

再開 午後 ２時５７分

○委員長（今鶴治信）

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

お諮りいたします。副委員長選挙は指名推選の方法により行います。指名推選の方法は、委員長が指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。副委員長に上村龍生委員を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、上村龍生委員が副委員長に当選されましたので、本席から会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま、当選されました上村委員の御挨拶をお願いいたします。

（副委員長就任のあいさつ）

○委員長（今鶴治信）

以上で、委員会を散会いたします。委員の皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 ２時５９分

令和5年第3回曾於市議會定例会決算審査特別委員会會議錄

令和5年9月14日（木曜日）

午後4時10分開議

場所：議員控室

1. 審査日程

第1 分科会の設置

第2 主査、副主査の選任

第3 審査日程及び分科会付託

第4 その他

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	大川内 富 男	18番	迫 杉 雄	19番	徳 峰 一 成

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

開会 午後 4時10分

○委員長（今鶴治信）

それでは会議を開きます。

これより、決算審査特別委員会を開きます。

本日の委員会は、配付いたしております審査日程により進めます。

日程第1 分科会の設置

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第1、分科会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。決算審査を円滑に効率的に行うため、本特別委員会に、会議規則第102条の規定により、分科会を常任委員会単位で設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第2 主査、副主査の選任

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第2、主査、副主査の選任を議題といたします。

お諮りいたします。各分科会の主査及び副主査につきましては、各常任委員会の委員長及び副委員長をもって選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第3 審査日程及び分科会付託

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第3、審査日程及び分科会付託を議題といたします。

お諮りいたします。審査日程及び分科会付託については、別紙資料のとおりであります。次の委員会では、各分科会主査の審査結果報告、質疑、討論、採決であります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第4 その他

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第4、その他を議題といたします。

議員申し合わせ事項についての御確認でございますが、分科会では結論（採決）は、出さないこととなっております。

また、議長及び監査委員は分科会及び決算審査特別委員会での質疑までは出席できるものとし、討論、採決は除斥となります。

そして、次の特別委員会は、執行部の出席は求めないことで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の特別委員会は、9月28日午前10時から本会議場で開きます。

本日は、これで散会いたします。委員の皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 4時13分

令和5年第3回曾於市議会定例会決算審査特別委員会会議録

令和5年9月28日（木曜日）

午前10時00分開議

場所：曾於市議会議場

1. 審査日程

- 第1 認定案第1号 令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（総務分科会主査、文教厚生分科会主査、産業建設分科会主査報告）

（以下3件一括議題）

- 第2 認定案第2号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第3 認定案第3号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第4 認定案第4号 令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（文教厚生分科会主査報告）

（以下5件一括議題）

- 第5 認定案第5号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第6 認定案第6号 令和4年度曾於市水道事業会計決算の認定について
第7 認定案第7号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について
第8 議案第61号 令和4年度曾於市水道事業剰余金の処分について
第9 議案第62号 令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について
（総務分科会主査、産業建設分科会主査報告）

2. 出席委員は次のとおりである。（16名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	9番	岩水豊	10番	湊合昌昭
11番	今鶴治信	12番	九日克典	13番	土屋健一
14番	原田賢一郎	15番	山田義盛	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成				

3. 欠席委員は次のとおりである。（2名）

8番	上村龍生	16番	大川内富男

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

開会 午前10時00分

○委員長（今鶴治信）

おはようございます。

これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、配付いたしております審査日程により進めます。

日程第1 認定案第1号 令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（今鶴治信）

日程第1、認定案第1号、令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されていません。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（岩水 豊）

おはようございます。

総務分科会審査報告。

総務分科会に付託された認定案2件を、9月19日から9月22日に分科会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査しましたので報告します。

1、認定案第1号、令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。

財政課関係では、市債残高が前年度末より5億756万9,000円増の261億8,675万1,000円となった要因についての質疑に対し、SKLV建設の約9億5,000万円、本庁舎南棟建設の約4億5,000万円が主な要因であるとの答弁がありました。

大隅南小学校校長、教頭住宅の建物売払いにおける広報の在り方について、市民に広く周知できているのかとの質疑に対し、本庁及び各支所の掲示板に公告しているとの答弁がありました。委員より、公有財産の処分については、市報・ホームページ等を活用して広く市民に周知を図るべきとの意見がありました。

総務課関係では、会計年度任用職員の採用についての質疑に対し、年度当初は総務課で基準を設け一括して採用しているが、年度途中の採用については、各担当課で面接を実施し採用している状況であるとの答弁がありました。委員より、会計年度任用職員の採用については、一定の基準を明確にし、採用について不満が出ないように対応していくべきとの意見がありました。また、本庁と各支所の住民サービ

スに格差がないか検証する必要があるとの意見もありました。

災害対策費の河川監視システムの活用状況についての質疑に対し、先日の豪雨時の災害対応においては、大隅支所前の前川の監視カメラが豪雨で見えづらい状況もあったことから、道路状況などの確認により対応したとの答弁がありました。委員より、よいシステムであるので、今後も十分に活用するよう意見がありました。また、消防団の統合の動きについての質疑に対し、令和5年度に大隅方面隊の恒吉分団と神牟礼分団が意見交換を実施したとの答弁がありました。

職員の健康診断の状況についての質疑に対し、再検査対象者48人のうち22名から再検査受診の報告があったとの答弁がありました。

企画政策課関係では、自治会加入率についての質疑に対し、令和4年度は68%、令和5年度は66.4%との答弁がありました。結婚支援事業の婚活イベントの成果についての質疑に対し、令和4年12月実施のイベントでは、38名参加で5組、令和5年3月のイベントでは25名参加で1組のカップルが成立したとの答弁がありました。

南九州畜産獣医学拠点事業の予算計上の考え方についての質疑に対し、当初の全体事業費は約19億円であったが、現在、約29億円程度にまで増加した状況となった。当初計画時点で実勢に近い見込みが必要であったが、その後の大学からの意向などで、そのたびに補正予算を計上する対応となったとの答弁がありました。今後の予算計上における質疑に対し、決定事業者等との打合せ次第では、さらに増える可能性もあるので、随時、議会へも説明していきたいとの答弁がありました。

古民家再生活用モデル提案型事業補助金についての質疑に対し、3年間募集し、補助金の予算額も増額してきたが、申込者がいない状況である。建物の傷みもひどく、再生活用が厳しいのではないかと考え、事業の見直しを検討しているとの答弁がありました。

市民環境課関係では、財部一般廃棄物最終処分場の現地調査を実施しました。クリーンセンター管理費の燃料費の増加についての質疑に対し、A重油価格の高騰が影響しているとの答弁がありました。また、一般廃棄物収集運搬業務委託について、委託先からの燃料費高騰による委託料増額の相談はなかったのかとの質疑に対し、現時点では、契約額変更の要望はないとの答弁がありました。委員より、将来的なクリーンセンターのごみ処理については、中・長期的な計画を策定し、広域的な処理方法を含め、今後の考え方を整理する必要があるとの意見がありました。また、リサイクルに関する市民の意識を高めるための啓発を求める意見がありました。

監査委員事務局関係では、選挙におけるポスター掲示板設置業務委託についての質疑に対し、掲示板の材料処分まで含めてシルバー人材センターに委託していると

の答弁がありました。

税務課関係では、令和４年度の税全体の収納率は95.91％で、前年度と比較して0.01％低くなり、また、収入未済額は１億3,161万1,000円で、前年度より98万8,000円の減となったとの説明がありました。

滞納整理に関する差押えの状況についての質疑に対し、令和４年度は115名に対し、預貯金などの差押えを約395万円行ったとの答弁がありました。委員より、納税に関わる職員のメンタルケアについて、配慮を引き続き行ってほしいとの意見がありました。

会計課関係では、窓口収納手数料についての質疑に対し、コンビニ収納の件数が対前年度比5,878件の増で、窓口収納全体の約40％を占めるとの答弁がありました。基金の繰替運用についての質疑に対し、令和４年度は、一時借入れは行わず、財政調整基金からの繰替運用で資金不足への対応ができたとの答弁がありました。委員より、各種使用料の口座振替の手続事務に不備がないよう、関係課も含めたチェック体制の整備を進めるよう意見がありました。

議会事務局関係では、委員より、インターネットでの市議会映像配信システムについて、今後、視聴回数等の分析も行いながら議会運営に活用してほしいとの意見がありました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

次に、文教厚生分科会副主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会副主査（淵合昌昭）

文教厚生分科会審査報告。

文教厚生分科会に付託された認定案４件を、９月19日から９月22日に分科会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査しましたので報告します。

認定案第１号、令和４年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。

保健課関係では、曾於地区の救急医療機関についての質疑に対し、令和４年度は曾於地域救急医療協議会が２回、作業部会が２回、開催されたとの答弁がありました。委員より、曾於医師会立病院の充実強化について、さらに議論を進めるべきであるとの意見がありました。

財部・大隅支所再編後の業務状況についての質疑に対し、大隅支所保健福祉課は福祉の担当者が１名減となり、支所の職員が休暇や出張などで人員の不足が見込まれる場合は、係間や本庁から応援職員を要請するなどして２名体制の確保を心掛け

ている。財部支所保健福祉課は、以前、福祉事務所であったため、これまでどおりの対応を求める住民の方もおられるとの答弁がありました。委員より、支所再編したばかりでいろいろと問題点も出てくると思う。今の体制での改善点があれば、副市長にも相談すべきとの意見がありました。

本市の健康寿命増進に関する質疑に対し、健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間」をいい、その境目は、「身体的・精神的・社会的に健康な状態か」という捉え方で、介護認定を受ける方に当てはめると要介護2までの方をそのように捉えている。本市の平均寿命と健康寿命の差は、男女ともに4から5歳ほどで、以前は7歳から8歳程度であったので、各種事業の効果が出てきているのではないかと答弁がありました。

福祉介護課関係では、事業費の増減についての質疑に対し、身体障害者福祉費は若干伸び、老人福祉費と生活保護費が若干減少している。要因として、身体障害者福祉費は児童関係のサービス利用の増、老人福祉費は養護老人ホームの入所者が亡くなったり介護施設に入所されたりしたことによる減、生活保護費は人口減や生活困窮者への支援の充実が減少の要因と考えられるとの答弁がありました。

社会福祉法人に対する指導監査の状況についての質疑に対し、本市の監査対象法人は16法人であり、令和4年度まで新型コロナで実施できなかったが、令和5年度は監査体制を充実して、5法人の監査を行う予定であるとの答弁がありました。委員より、市のチェック体制や監査方針の確立は、非常に大切な業務である。一定の専門性を持った人員の確保等、今後さらなる監査体制の充実を図るようとの意見がありました。

こども未来課関係では、都城市では10年後には子供の人口増を目指す計画が進められているが、本市の取組状況はどうなっているかの質疑に対し、財政的に同じようなことはできないが、本市では、妊娠から出産、子育て期における母子に関する相談・支援体制の充実を図っている。また、令和4年から第1子・第2子に対して出産祝金の支給を拡充したが、令和6年度からは支給額の増額を検討しているとの答弁がありました。

幼児の人口減に対する認定こども園等の定数に関する質疑に対し、園も定数の見直し等をされながら、運営についても努力されている。定数減については、市の許可は必要なく、県へ申請し許可を受けているとの答弁がありました。

教育総務課関係では、冒頭、教育長から決算の概要と決算から見える課題について説明があり、事務局職員の資質・能力の向上が課題ではないかの質疑に対し、現在コロナ禍の影響もあり、経験不足から仕事が前例踏襲になりがちであり、事業の見直しや事務改善が進まない状況がある。人材育成にはそれなりの時間と投資が

必要であり、自治体によっては国の機関等への職員を積極的に派遣しているところもある。派遣することで新たな人脈ができたり、そこで経験したことを自分が今後携わる業務に生かしたりするなど、長期的な展望からも、職員の資質向上にもつながると思われるので、計画的な人材育成に努めていきたいとの答弁がありました。

空き家となっている教職員住宅に関しての質疑に対し、今後、教職員の入居希望がなく、民間利用できる住宅については売却、貸与も考えているが、築40年を過ぎているものについては解体する計画であるとの答弁がありました。

末吉小学校改築工事に関する質疑に対し、現時点での総工費は21億9,500万円で、財源については国庫補助金や過疎債を充当していく予定であるとの答弁がありました。委員より、合併特例債がなくなり、過疎債も使える額が限られてくる。今までとは違う財源で総合的に考える必要があるとの意見がありました。

学校教育課関係では、学校活動支援員22名配置による効果についての質疑に対し、支援員については、個別の支援を要する児童生徒の支援や多人数の学級において担任のサポートを行うことで、授業を円滑に進めるなど学力向上に資する活動を行っており、全体的に効果が上がっているとの答弁がありました。

学力向上対策で最も力を入れている点についての質疑に対し、教育は人づくりであり、その中でも指導力のある教職員を育てていくことが重要だと考え、令和5年度から教職員の指導力向上のために市教育センターを設置し、年間80講座を計画して研修を行っているが、既にかんがりの手応えを感じているとの答弁がありました。

生涯学習課関係では、生涯学習課所管の施設の整備計画についての質疑に対し、市内に61施設、131の建物があり、施設の在り方検討委員会で検討している。また、市の公共施設マネジメント検討委員会もあるとの答弁がありました。委員より、老朽化施設の在り方について、公共施設マネジメント検討委員会においては、もっとスピード感を持って検討されたい。大規模な修繕が必要でも、現に市民が利用している施設については、財政事情もあるだろうが廃止するかどうかの検討とは別に、可能な限り対応されたいとの強い意見がありました。

図書館利用者増の対策で、目標値は設定していないのかとの質疑に対し、設定していないと答弁がありました。委員より、決算で、その施策の評価をするに当たり、具体的な目標値がないと評価のしようがないので、最低限の目標値は設定すべきであるとの意見がありました。

自主文化事業の各文化施設の公共開催状況に関する質疑に対し、財部きらめきセンターの公演予定は入場者数の関係で末吉になり、大隅文化会館は冷房設備の故障で夏の開催計画ができなかったとの答弁がありました。委員より、できるだけ各町で均等に振り分けるべきであるとの意見がありました。

なお、大隅文化会館及び大隅運動公園の現地調査も実施しました。

○委員長（今鶴治信）

次に、産業建設分科会主査の報告を求めます。

○産業建設分科会主査（九日克典）

産業建設分科会審査報告。

産業建設分科会に付託された認定案3件及び議案2件について、9月19日から9月22日に分科会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査しましたので報告します。

認定案第1号、令和4年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案についての主な審査内容について報告します。

農業委員会関係では、農家相談室について、従来の相談室は年4回開設し10件の相談があり、新たな取組として行った女性委員による農家相談室では、2回開設し20件の相談があったとの説明がありました。

相談内容についての質疑に対し、隣接地境界の除草や耕作者を探してほしいという相談が主なものであるとの答弁がありました。

耕地面積の現状についての質疑に対し、農地の総面積は7,800ha、遊休農地の状況については、再生可能な農地が349ha、再生利用が困難な農地として令和4年度に非農地判断を行った土地が39.6haであり、引き続き遊休農地の解消に努めるとの答弁がありました。

畜産課関係では、畜産農家数が年々減少し続けており、特に肉用牛繁殖経営農家は高齢者の離農に伴い、著しく減少し続けているとの説明がありました。

子牛せり市引付補助金についての質疑に対し、高齢者支援に限らず、他の補助金制度を含めて、効果的に活用できるよう総合的に検討していくとの答弁がありました。

家畜の伝染性疾病対策についての質疑に対し、7月と10月に消毒用薬剤の配付を行い、県等も薬剤配付を2回行った。令和5年度についても市が配付を予定しており、また、豚熱の発生に伴い、九州全県でワクチンを接種することとなっている。今後も細心の注意を払い、防疫の徹底を図るとの答弁がありました。

農政課関係では、有害鳥獣駆除の状況についての質疑に対し、増加傾向にあるイノシシ、アナグマ、タヌキ等の農作物被害に対応するため、曾於市有害鳥獣捕獲隊、隊員数181人による有害鳥獣の捕獲を行っているとの答弁がありました。

委員より、農作物被害の拡大や全国的に豚熱等が鳥獣等を介して拡大しているので、今後も積極的な事業展開に努めるよう意見がありました。

水道課関係では、市民の日常生活の改善を図り、健康保持や環境衛生の向上促進に寄与するため、小規模水道施設における安全で良質な飲料水の使用を促すことを目的に、水質検査、施設修繕及び改修事業を実施した水道組合に対して補助金を交付したとの説明がありました。

小規模水道施設整備費補助金について、老朽化した設備において、故障を見越した予防的な取替修繕に対して補助は可能かとの質疑に対し、補助は可能であるとの答弁がありました。

委員より、高齢化が進む小規模水道等に対する補助率を上げられないか検討するよう意見がありました。

土木課関係では、市道や河川の整備、災害復旧事業などを主な業務としており、当年度は梅雨前線豪雨や台風14号による災害に見舞われ、道路・河川の崩土・倒木除去等の早急な処理に努めたとの説明がありました。

市道の現状及び整備状況についての質疑に対し、市道清掃については自助、共助、公助の観点から自治会にお願いしているとの答弁がありました。

委員より、各町の市道状況をランク分けし、改良の優先順位をつけるべきとの意見がありました。

まちづくり推進課関係では、公営住宅の入居率についての質疑に対し、6月末時点で市営住宅が766戸中600戸入居で、入居率78.3%、市有住宅が91戸中77戸入居で、入居率84.6%、地域振興住宅が145戸中137戸入居で、入居率は94.5%であり、政策空家は、市営住宅112戸、市有住宅はないとの答弁がありました。

人口増のためには中心市街地にも地域振興住宅を建てるべきではないかとの質疑に対し、地域振興住宅の趣旨として郊外建設があり、市街地への住宅建設は民間に任せているとの答弁がありました。

委員より、要綱の新設・改正等は議会に説明し了承を受けるべきではないかとの意見がありました。

耕地林務課関係では、電源立地地域対策交付金事業の八合原4号線改良舗装工事の現地調査を実施しました。

農業用施設整備原材料支給における原材料高騰の影響についての質疑に対し、支給上限は、碎石が20m³以内、生コンクリートが30m³以内、コンクリート二次製品が20万円以内であるが、この支給は続けていくとの答弁がありました。

森林伐採後の再生林についての質疑に対し、鹿児島県内における伐採面積約1,500haのうち、3分の1の約500haを本市が占めており、300haは曾於市森林組合が再生林をしているとの答弁がありました。

商工観光課関係では、大川原峡キャンプ場の現地調査を実施しました。

思いやりふるさと寄附金の寄附額の推移についての質疑に対し、市内37の事業者で357の返礼品をそろえ、寄附件数8万4,268件で約15億4,160万9,000円の寄附があったとの答弁がありました。

委員より、貴重な財源であるため、新たな商品開発とブランド認証品の広報を進め、ポータルサイトを有効活用し、増額に努めるよう意見がありました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ただいまの各分科会主査及び副主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（山中雅人委員）

総務常任委員長に2点、質問いたします。

1点目なんですけども、この令和4年度の支出の一番大きいのは、当然ながらSKLVに関するものだと思うんですけども、この中で地域振興予算がつかなかったりとか、JRAの馬が来なかったり、予算がつかなかったり、かなり紆余曲折あったと思うんですけども、これについて、令和4年度を総括して担当課から十分な説明があったのか、その説明の透明性などを含めて、御意見を伺うところです。

2点目として、古民家再生モデル事業を今後事業の見直しをするということなんですけども、この事業が実施された経緯と、そして申請者がいないというのはちょっと見通しが甘かったのかなと思うんですけども、そもそもこれをまちづくり推進課が本来、空き家を担当しているのに、なぜこの企画課のほうでやられていたのか、それも含めて、過去の経緯を含めて答弁をお願いします。

以上です。

○総務分科会主査（岩水 豊）

ちょっと不足がありましたら再度質疑をしてください。

SKLVにつきましては、当初予算19億円で始まり、資材高騰、それと一旦議会で議決してしまえば後戻りできないということで追認する形で追加補正が出た場合に、議員としても、議会としても、可決せざるを得ない状況になると。これだけ膨大になってくるとやはり当初の計画が甘いではなかったかという意見が出たところであります。今後についてはまた、ちょっと説明不足もありましたが、下の畜舎棟へ行くところに消毒施設がありませんが、これについては予算を確保していると。その後、鹿大との間で建物内の教室、それと研究室、実験室等を使用する場合の電気料については、子メーターをつけて支払いたいということで、その子メーターをつける場合の工事費等が考えられるということでありました。

JRA等については、総括質疑でもありましたとおり、建物に対する補助金等で

しているということで、委員の中からも競馬の引退馬の有名な馬でも来れば集客効果もあるのではないかなという意見も出たところでありました。

古民家再生については、企画政策課が持っておりまして、昨年度は現地調査をしたところでありましたが、建物の傷みがひどいことで予算額を倍増して、市長の政策にありましたが、どうしてもしたいということでありましたが、現状そういう状況ではないということで、決算とは関係ありませんが、今年度募集をかけ、延長までしましたが募集がなかったというようなことでありました。

以上です。

○1番（山中雅人委員）

それでは、古民家再生モデルについて質問をいたします。

3年間募集し、ということは3年前からの事業だとは思いますが、建物が老朽化が激しくてそれを再生利用しようとするとても膨大なお金が掛かってなかなか入居者が来ないということだと思いたくはないうんですけども、私の考えとしては、これはまちづくり推進課が本来やるべき事業だと思っていて、まちづくり推進課のほうでもコンパクトシティの実行の経緯は、空き家が非常に多くなってきて、なかなかこれをどうにかしたいということでまちづくり推進課のほうでコンパクトシティを実行しようとしたというそういった経緯なので、そもそも何でこれを企画政策課が担当しなければならないのかというのがちょっと私、そもそもが分からなくて、これをその企画政策課が立案自体、新規事業というのは常に企画政策課が中心に来るのでそれはいいんですけども、どこかのタイミングでまちづくり推進課のほうにこれ委託するとかしたほうがよかったのかなとは思いたくはないうんですけども、そのあたりの過去の経緯などを御存じであれば、本当に恐らく今後やめていくということなので、過去の総括として答弁をお願いします。

○総務分科会主査（岩水 豊）

担当課については、この事業が始まってからたしか3年になると思いたくはないうんですけど、企画課が持っており、企画政策課と変わりましたがそのまま引き継いでいる状況だと認識しております。考えはまちづくり推進課のほうというような考えもあるかもしれませんが、一つの住宅環境を整えたりとかいう事業とは違って、その古民家を再生し、画家の絵を飾ったり、そこで何かの事業をできればというようなことで企画課が提案し企画政策課が所管している事業だと認識しているところです。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

まず、総務分科会主査に質問をいたします。この主査報告に基づいての質問をいたします。

まず、総務課関係の会計年度職員の採用については、一定の基準を明確にしということで、一般論からいいますと、当然のことではありますが、これまで会計年度職員については基準が全くなかったのでしょうか。そのことを含めて説明してください。

2点目、関連いたしまして、本会議の提案でも質問いたしましたけども、今、曾於市の会計年度職員は、全体の職員の中の令和4年度も4割弱を、かなりの数を占めていますが、数名を除いてほとんど全員がパート職員であります。このパート職員を含めて労働条件の引上げを含めた点についての審査が行われていたら報告してください。

次に、南九州畜産獣医学事業について、さっきの同僚の山中議員とも関連した問題を含めて、二、三質問いたします。

一つは、当初が約19億円であったのが現在約29億円と。私の理解では27億数千万円という理解であったのですが、この29億円の中には今後の運転資金の準備資金としての1億数千万円、2億円も入れての29億円でしょうか。それともこれまでの事業費のいわゆるハード事業関係が29億円でしょうか。確認をさせてください。

そして、今後さらに増える可能性もあるというのもちょっと気がかりな点でありますけど、これは答弁よろしいです。

関連して2点目の質問は、今後の運営については、一応指定管理団体が基本的には自分の運営する関連の支出は行うとして、なかなかそう簡単に割り切れない部分が出てくる心配、おそれ、可能性もあります。そのあたりについては議論がされなかったのでしょうか。

それから3点目、山中議員の質問に関連して、今まで企画政策課が担当するとして、今後の運営を含めてやはり企画政策課が継続して担当課となるのでしょうか。

以上です。

それから、古民家再生活用モデル提案型事業補助金についても、3年間募集したけども申込みがなかったということで、建物の傷みもひどくて、これはあります、あり得ます。ほかに議論がされていたら、なぜ申込みが全くなかったのか、市の考え方を含めて、あるいは同僚議員の意見も含めて、ほかになぜ申込みがなかったのか、意見が出ていたら報告してください。事業の見直しということでも、全くなかったわけありますので、かなり思い切った抜本的な見直しが必要ではないかとも一般論としては考えられますので。

そして3点目、山中議員と同じように、当初は支所再編前からありますので、企

画課が担当するとしても、まちづくり推進課ができましたので、やはりまちづくり推進課に担当を替えたほうが一般的にいいと思うんですが、そのあたりの議論がなかったのかどうか、報告してください。

以上です。

あと産業建設分科会主査に委員長報告に基づいて質問をいたします。

まず、子牛競り市の補助金について、ほかの補助金制度を含めて効果的に活用できるように総合的に検討していくということで、一般論としては分かるんですが、具体的には効果的にあるいは総合的にというのは、どういった意見が出されてこの効果的・総合的だったのか。特に今月は平均で子牛競り市が45万円、雌の場合も40万円を切っているという異常とも言える大きな下落であります。ですからそのこともちょっと視野に入れての質問なんですけども、報告してください。

2点目、小規模水道に対する補助率引上げ、これは当然のことだと思います。間違っていなければ今補助率が2分の1だったと思うんですね。このことについての幾つかの意見が出されたと思うんですが、このことを含めてどの程度に補助率を引き上げたらいいか。また、補助率の引上げだけで対応できる問題であるのか、意見がそれで出されていたら報告してください。大事な問題でありますので。

それから3点目、地域振興住宅の下で委員より、要綱の新設・改正等は議会に説明して了承を受けるべきではないかというのは、産業建設委員会の審査に関わる全ての各課の要綱の新設・改正なんではないでしょうか。そのように理解しているんですが、これが確認の第1点。

それから、了承を受けるというのはどういった意味合いでの了承を受けるということで意見があったのか、具体的にお聞きいたします。

最後に、先日の議案提案でも当局に質問したんですが、金額的に委員会で最も大きなのが、一つが北部畑かん事業であります。北部畑かん事業は、これまで曾於市の負担金が28億6,000万円負担いたしております、令和4年度。令和4年度だけでも2億3,000万円の負担金であります。市の考え方では、令和9年度までに一応事業は終わると。だから5年間ですが、5か年間の今後の市の負担金が実に14億7,000万円、単純計算で1年間に3億円であります。この財政的な負担の問題について、もし議論がされていたら、恐らく曾於市は財政当局はこのことを深く認識していないのではという、ちょっと杞憂、心配もありますので、議論がされていたら報告をしてください。

併せて、もうあと数年で事業が終わるのに加入率が7%といった先日の市の報告でありましたけども、7%というのも低過ぎるこの加入率でありますけども、議論がもしされていたら報告してください。されていなかったらよろしいですけども。

以上です。

○総務分科会主査（岩水 豊）

お答えします。

まず、総務課関係の会計年度任用職員の採用についてであります。当初は、先ほど説明したとおりです。途中で様々な事業等の兼ね合いで一時的に任用職員を採用しなければならないという際に、仕事量の精査、どれだけの人員が必要なのかという精査等が明確に示されていないのではないかという意見が委員のほうからもあり、仕事量に必要な人員確保ということを見据えてほしいという意見があったところです。

会計年度任用職員の労働条件については、質疑はありませんでした。

南九州畜産獣医学拠点事業の件についてですが……。

（何ごとか言う者あり）

○総務分科会主査（岩水 豊）

次に、南九州畜産獣医学拠点事業についてであります。私どものほうでは、説明として29億円とありましたので、基金並びに、この前の補正で出されました災害復旧等と関連する周辺の道路整備等を含んだ額と認識しております。

指定管理としては、SKLVという財団がありまして、あとは指定管理ではありませんので、それについては質疑はありませんでした。

古民家再生モデル事業についてであります。建物の老朽化が非常に厳しい、そして説明であったのが、当初建てた後に増築を繰り返しているということで、古民家としての価値等についても専門家を入れて精査していくという場合に、構想上、再生モデルとしての中身がちよっともう一回見直さなければいけない状況にあるということです。

あと、まちづくり推進課のほうへの担当課の移動ということは、質疑はありませんでした。

以上です。

○産業建設分科会主査（九日克典）

徳峰委員の畜産に関する、牛の関係に対しての補助金制度を効果的かつ総合的に検討していくというのがありましたが、これは子牛競り市の引付金は4,000円ですが、これの引上げについての質疑であって、やはり曾於家畜市場は、旧曾於郡の2市1町の協議の下に総合的に協議して、上げるなら上げるということで足並みをそろえるというような答弁があったようであります。そのようなことで畜産についてはありました。

それから小規模水道事業ですが、これもやはり委員が言われたとおり、2分の

1の助成でありますけども、非常に高齢化して、この小規模水道施設を利用している市民は非常に高齢化して大変であると。老朽化してですね。それで壊れてからではもう間に合わないということで、事前にそういった老朽化した施設についての補助はどうなんだということで質疑がありまして、補助は可能であると。その金額が2分の1というのは補助金規定がありますから、規則がありますので、その点についてはまだ検討するということでありました。

それから、地域振興住宅の要綱、これは当初我々は、私だけだったのかもしれませんが、気づかなかったのは、当初の条例では旧3町の町なかの小学校、本市では大規模校でありますけども、だんだん減ってきておりますが、末吉、岩川、財部小学校近辺を中心にして、その辺の学区内の部分については地域振興住宅はできないというような解釈であったわけですが、私ごとになりますけども、その募集要項の中に柳迫校区も含むということが要綱に入っておりましたので、こういった要綱を事前に議会には、要綱は市長権限でしようけれども、ほかの畜産関係の補助金問題についても、要綱は案として示されておりますので、やはりそういったので説明して、それから議会の了承、反対とか賛成とかじゃなくて、了承を得るというような意見であったところであります。

あと、畑かん事業ですが、北部畑かんについての負担金の質疑はなかったところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成委員）

1回目の質問を含めてもう一回、ダブりますが、総務委員会主査に一、二点質問いたします。

会計年度職員については、採用については一定の基準を明確にしということでありますけど、1回目の質問と重なりますが、これまで基準はなかったのでしょうか。これが確認。

それから、なかったら当然のことながら一定の基準を明確にするのは当たり前のことと理解いたします。そのことを含めて、もうちょっと詳しく説明してください。

それから、どこが所管するかで一応、古民家再生活用モデル関係は今後も企画政策課であるようではありますが、この南九州畜産獣医学拠点も今後とも企画政策課であるのか議論がされていたら、今後は運営になりますので、やはり企画政策課が運営まで担当しなければならないというのはちょっと理解できない点があるものだから、もし議論がされていたらお聞かせください。以上の2点です。

それから産業建設分科会主査に1点だけ、確認方々、質問をいたします。

この小規模水道について、主査報告にありますように、非常に全体が高齢化が進

んでおり、ますます、もう自前では老朽化した水道の改修が厳しいというか、あるいは難しい、もっと言ったらできないところが今後出てくると思うんですね。だから補助率を2分の1から3分の1、以前が3分の1でありましたのでこれが2分の1に今なっている。引き上げるのも当然でありますけども、もっと踏み込んで、地域から補助があるから水道課が対応するという受け身の対応ではなくて、事の重要性、今後ますますある面では深刻で重要になりますので、もっと積極的に受け身から転じて、水道課として全体のやはり実態把握を行って、そしてやはり計画的に年次計画を立てて積極的に対応するというか、この補助率を含めた対応についても、受け身ではなくて、そういった議論がもしされていたら報告してください。

以上です。

○総務分科会主査（岩水 豊）

会計年度任用職員の採用についてであります、年度途中での採用については、担当課の担当者による面接ということだけでありました。その面接だけということと、委員から先ほど申したとおり、業務量、仕事量の精査が十分にされているのかということで意見があったところです。

また、SKLVについては、定例会の補正予算の中で提案された条例等の規則の中にも企画政策課がすると書いてありますので、再度読み直ししてみてください。

以上です。

○産業建設分科会主査（九日克典）

小規模水道事業施設における問題は、水道課においても十分、実態を把握されておりまして、もう故障してからではとてもじゃないけども間に合わない。予備もそういうふうにあまり準備ができていないというような答弁もありました。そういったことで上水道を引くというのも費用的な問題で非常に難しいという答弁がありまして、十分に実態は把握されているものと信じております。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（瀬戸口恵理委員）

文教厚生の方にお伺いしたいと思います。

こども未来課関係で養育支援訪問のほうで令和4年度まで決算の予算の中にも入っておりますけれども、こちらは令和5年度以降は廃止ということで以前答弁がありました。ただ、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業のほうに切り替えるということで、令和5年度においては養育訪問事業で助産師さんなどを含めて6名のほうで対応していくという話がありましたが、それについて、令和5年度の状況につ

いて答弁等あれば教えてください。

また、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体実施事業があるかと思いますが、その中で出産応援給付金、また子育て応援給付金がありますが、これは付随して相談支援を充実するというふうにあります、その相談支援の内容について、実績等あれば現状を教えてくださいたいと思います。

○文教厚生分科会副主査（淵合昌昭）

今、こども未来課のことであつたんですが、現状でお話ししますと、子供に対する支援というのは、現状のままで令和5年もいくと。ただし、都城市が子ども支援に対する援助を大分持ってくるという現状でいくと、曾於市は現状を、先ほど申し上げましたけども、子供からだんだん、幼児期から支援していくということです。

あともう1か所。今出ましたことについては、意見としてはなかったと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ほかにございませんか。

○6番（重久昌樹委員）

文教厚生分科会副主査のほうに2点ほどお伺いいたします。

大隅支所の保健福祉課のことで、係間や本庁からの応援職員を要請するなどして2名体制の確保を心がけているという報告がございますが、これにつきましては、心がけているということは2名体制を確実に実施するということではないのではないかと思います、ここらあたりの現状がどのように把握されているのか。1名体制で行っている場合もあるのか、必ず2名体制になるのか、そこあたりでまだ住民サービスにもつながってくると思いますが、そこあたりの詳しい状況等々が分かれば教えていただきたいと思います。

それとその下の財部支所の保健福祉課のところで、これまでどおりの対応を求める住民の方もおられたという答弁があつたということですが、これまでどおりの対応を求めるということは、もうこの時点で対応ができていないという解釈になると思うんですけども、この時点でサービスの低下につながっていると思いますが、具体的にどのようなことがされなかったのか、そこあたりでまた議論がされていれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○文教厚生分科会副主査（淵合昌昭）

今、大隅支所の保健福祉課の件ですが、この件は委員会でも議論になりました。その中におきますと、今現状でやはり本庁・支所との連携がうまくいっているかと

というのがすごく疑問視されているという点もありました。早急にこういう点は改善すべきだという意見がありました。体制についてはまだ見ていないのですが、財部支所あるいは大隅支所の在り方については、そういうことで考えています。

それから、財部支所の福祉事務所について要求があったということですが、この件については、基本的には大隅支所のほうでいろんなことの問題があったところがあって、財部については対応を求められたというのがありましたけども、対応していくということです。

以上です。

○6番（重久昌樹委員）

すみません。もう一回ちょっと確認させていただきたいと思いますが、2名体制は確実に実施されているのか、1名の場合もあるのか、その点が1点。

あと、これまでどおりの対応を求める住民の声があったということで、具体的にどのようなことであったのかという確認が取れたのか。もう1点だけ、分かれば教えていただきたいと思います。

○文教厚生分科会副主査（淵合昌昭）

今の質問ですけども、一応今後の体制で副市長にも相談して改善していくということになっております。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ほかにありませんか。

○5番（片田洋志委員）

文教厚生分科会副主査にお伺いします。

こども未来課分でちょっとお伺いしますが、幼児の人口減に対する認定こども園の定数に関する質疑に対して、定数減に関しては市の許可はなく県の申出を受けているという答弁でしたが、定数増については直接県に申出をすればいいというようなことが議論されたかお伺いします。

○文教厚生分科会副主査（淵合昌昭）

それに関しては議論がなかったところです。

○5番（片田洋志委員）

今のところで関連しまして、定数減については市の許可なく県へ申請を直接ということですが、子ども・子育て会議がその中で何回か市のほうで行われているのか、という議論がされたか伺います。

○文教厚生分科会副主査（淵合昌昭）

今のこの子育てに関する意見なんですけども、特に先ほども申し上げましたけど

も、都城市が大々的にやってきた中で、やはり隣接する曽於市もそういうことを考えながら子育て、出産、特に曽於市の場合は妊娠、出産、子育てということを重点に持っていくということがあるみたいです。よろしくお願いします。

○5番（片田洋志委員）

最後に1点だけ確認で、曽於市の子ども・子育て会議という会議が年に何回行われているかという話は出ていなかったでしょうか。

○文教厚生分科会副主査（淵合昌昭）

その会議は一応年2回ということを知っています。

○委員長（今鶴治信）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

ほかに討論はありますか。

○19番（徳峰一成委員）

令和4年度の一般会計の決算審査認定には、全体としては賛成いたします。ただ1点だけ、ただいまの議論にも関係いたしまして、ほかの2つの分科会でも指摘できる点かもしれませんけれども、やはり文教厚生委員会の審査の中でも、課長になってから間もないということもあるんでしょうけれども、市長とか副市長からの指示とか方針というのは一生懸命やるけれども、今出されました同僚議員から、このこども未来課関係を含めていろいろ市民から意見が出される要望、ある面では不満、あるいは問題点もあると。それを職場で議論して、そして副市長を含めて上のほうにつないでいくというか、改善点を含めて、のが非常に弱いということが感じられて、その都度その都度、私も委員の一人として課長に率直に、やはり市の三役との関係においては、一方通行じゃなくて相互関係といいますか、そうした関係を作るのが住民のサービスにつながるんじゃないかということで、その都度その都度くどくどと申し上げた経過があります。その点も含んでいただきたいと思います。

以上で賛成討論といたします。

○委員長（今鶴治信）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、認定案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、認定案第1号は、認定すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

日程第2 認定案第2号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定案第3号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第4号 令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長（今鶴治信）

日程第2、認定案第2号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第4、認定案第4号、令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上3件を一括議題とします。

認定案3件については、文教厚生分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されています。

文教厚生分科会副主査の報告を求めます。

○文教厚生分科会副主査（淵合昌昭）

認定案第2号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

療養給付費と国民健康保険税の課税状況、法定外繰入金についての質疑に対し、療養給付費については、令和3年度は前年度比4%増であったが、令和4年度は前年度比4.2%増と前年度をさらに上回った。要因としては、今まで新型コロナの影響で受診が控えられていた被保険者が、新型コロナのピークを抜けていくにつれて、いよいよ受診をしなければならないという状況になり、被保険者数は408人減って

いるにもかかわらず、1人当たりの給付額が伸びたのではないかと。国保税については、令和4年度はほぼ横ばいで、令和4年度までは景気の影響を受けにくい資産割があったため、思っていたより税収が減らなかったことと、1人当たりの給付額は伸びたものの、被保険者数減少によって前年度と同程度の給付額となったため、一般会計から法定外繰入金が当初の2億5,000万円から1億5,000万円で済んだ。令和5年度は4方式から資産割を除く3方式に変わり、所得割の比率が高まったことで市民所得の増減に影響されやすくなり、5年度は歳入を当初7億円と見込んでいたが、今の予想では6億8,000万円程度と見込んでいるとの答弁がありました。

国保の被保険者における給付費の支出が多い疾病についての質疑に対し、①高血圧、②脳疾患（脳梗塞等）、③心疾患（狭心症等）、④血糖値関係であるとの答弁がありました。

認定案第3号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

75歳以上（65歳から74歳までで一定の障害のある人を含む）が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月1日に設置され、今日に至っています。

被保険者数と医療費の伸びについての質疑に対し、県全体の医療費は約2,890億円、被保険者数は26万9,000人で、一人当たりの医療費は107万2,399円であり、うち本市の医療費分は、県全体の医療費を本市の被保険者数で按分すると約74億円となり、伸び率は2.73%の増となった。被保険者数は、県全体では少しずつ伸びているが、本市はほぼ横ばいの状況であるとの答弁がありました。

後期高齢者会計における給付費の高い疾病についての質疑に対し、①骨折、②心臓疾患、③認知症、④腎臓病（透析）等であるとの答弁がありました。

認定案第4号、令和4年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案について主な審査内容について報告します。

給付費の全体的な推移についての質疑に対し、新型コロナの影響により施設への通所系サービスが減少し、自宅への訪問系サービスの利用が増加、また介護老人福祉施設サービス費の増は、提供量の増によるものであるとの答弁がありました。

令和4年度決算において、歳入が約60億円で歳出が約56億円となっているが、その要因は何かとの質疑に対し、新型コロナの影響で事業所が人員を確保できなかったことで提供量が減ったことや、利用控えによるものではないかとの答弁がありました。

委員より、令和4年度に約4億8,000万円の剰余金が出た要因として、新型コロナの影響による利用控えで給付費が減少したこともあるが、あと1点は、令和4年

度から約15%もの保険料の引上げが実施されたことによる影響が大きい。次期保険料を決定する際、給付費の伸びにもそれほど想定されないのであれば、保険料の値下げを検討すべきであるとの強い意見が出されました。

以上で終わります。

○委員長（今鶴治信）

ただいまの分科会副主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今鶴治信）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、認定案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

私は、認定案の2号の国民健康保険については賛成、認定案の3号と4号の後期高齢医療保険と介護保険特別会計には反対であります。

反対の理由について討論いたします。

まず、認定案の第3号の令和4年度後期高齢者医療特別会計であります。反対する理由は、この保険制度は県連合が行っておりますが、副主査の報告にもありましたように、年間、令和4年度が2,890億円という膨大な予算であります。これを曾於市の被保険者に直しますと、私の試みの計算では86億5,000万円と曾於市の場合になります。令和4年度の国民健康保険が決算額は56億円、介護保険が60億円よりもはるかに大きい、それほど大事な重要な保険制度であります。しかしこの県連合の保険制度は、19名の市町村長と市議会代表から構成された議会で年に2回、2時間足らずで通常は予算決算を含めて審査が行われています。ちなみに今、曾於市も、議長と今回から新たに五位塚市長もこれに入っております。こうした僅かな時間で膨大な予算決算が審議されて、2年に1回ほぼ自動的に保険料の見直しといえますか、値上げがこの間行われております。そして大事なのは、この予算決算の中身が、私たち市町村の議会の中では十分議論ができない、基礎資料がないといった問題があります。先日の9月の決算審査でも、令和4年度のこの県連合の決算状況がまだ市当局に提供されていないんです。まだ決算も行われていない。こうした不十分な問題点もあります。非常に風通しが悪い、予算額は非常に2,700億円という膨大な金額でありながら風通しが悪く、制度上の問題を抱えるために賛成できず、反対であります。

次に、認定案の4号の令和4年度介護保険特別会計にも反対であります。反対する大きな理由は、令和4年度歳入総額が60億8,682万円に対して、歳出総額は56億820万円、差引きの額が4億7,861万円と大きな差引額が生じております。これは、

副主査報告にありましたように、第8期の事業計画から大きくかけ離れており、膨大な剰余金が生じておりますが、その理由は2つありまして、1つは新型コロナ禍の下での介護給付費を受ける被保険者が少なかった点、さらに加えて、1つは令和3年度から介護保険料の平均で15%以上大幅引上げによる結果としての剰余金であります。市が策定した8期計画とこの実際、実態決算が大きく違ったという理由で賛成できません。こうした剰余金は、介護保険料の言わば取り過ぎ、保険料の値上げによる取り過ぎでありまして、令和6年度から保険料の引下げに回すべきではないかということで、一般質問をはじめとして、委員会審査の中でも強く指摘し、要求いたしました。必ず新年度からそれに応えるものと思っておりますが、併せて、令和6年度から始まる第9期事業計画の策定は、第8期計画を深く分析・検証して、介護保険の実態に見合う計画に生かしていただきたいことを指摘して、反対討論いたします。

○委員長（今鶴治信）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決いたします。採決は分離して行います。

まず、反対討論がありました認定案第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（今鶴治信）

起立多数であります。よって、認定案第3号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（今鶴治信）

起立多数であります。よって、認定案第4号は認定すべきものと決しました。

次に、認定案第2号を採決いたします。本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、認定案第2号は認定すべきものと決しました。

日程第 5 認定案第 5 号 令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 6 認定案第 6 号 令和 4 年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第 7 認定案第 7 号 令和 4 年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 8 議案第 61 号 令和 4 年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第 9 議案第 62 号 令和 4 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について

○委員長（今鶴治信）

次に、日程第 5、認定案第 5 号、令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 9、議案第 62 号、令和 4 年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。

認定案 3 件、議案 2 件については、それぞれ所管の分科会に審査を付託していましたが、審査を終了されています。

まず、総務分科会主査の報告を求めます。

○総務分科会主査（岩水 豊）

認定案第 5 号、令和 4 年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本案についての主な審査内容について報告します。

市町村設置型による浄化槽の設置総数は 1,109 基であります。令和 4 年度は、設置後 10 年を経過した浄化槽について、設置年度の古いものから順次、所有者へ無償譲渡を行い、令和 4 年度末で 80 基の譲渡が完了したとの説明がありました。

譲渡計画についての質疑に対し、計画では、10 年で無償譲渡が完了する計画であるとの答弁がありました。

委員より、設置後 10 年経過した浄化槽については、条例により無償譲渡が可能であるので、事務処理上の手続の対応が可能であれば、早めの譲渡を進めるべきとの意見があり、本分科会では、意見の一致を見たところであります。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

次に、産業建設分科会主査の報告を求めます。

○産業建設分科会主査（九日克典）

認定案第 6 号、令和 4 年度曾於市水道事業会計決算の認定について。

水道事業関係では高松浄水場の現地調査を実施しました。

本事業における当年度の給水単価と給水原価は、給水単価 140 円 29 銭に対し、給水原価は令和 3 年度より 50 銭高い 150 円 27 銭であったとの説明がありました。

企業債については、平成4年度から現在まで51件、29億2,910万円を借入れ、当年度に1億1,279万8,112円を償還し、償還高累計は10億2,519万1,303円となり、未償還残高は19億390万8,697円となったとの説明がありました。また、新たな企業債の発行はなかったとの説明がありました。

認定案第7号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計決算の認定について。

本事業における下水道の接続状況は、接続戸数1,824戸、水洗化人口2,995人で、処理区域内人口4,110人に対し72.9%の接続率であるとの説明がありました。

企業債については、平成9年度から現在まで61件、25億4,100万円を借入れ、当年度に1億1,124万1,825円を償還し、償還高累計は12億882万2,304円となり、未償還残高は13億3,217万7,696円となったとの説明がありました。

議案第61号、令和4年度曾於市水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金2億1,449万9,649円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

議案第62号、令和4年度曾於市公共下水道事業剰余金の処分について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案されたもので、当年度未処分利益剰余金9,448万3,096円を全額、翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ただいまの各分科会主査の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成委員）

認定案の6号の令和4年度の水道事業の決算について、もし審議されていたら報告をお願いいたします。

先日の議案提案の質疑に対して、この水道事業については令和4年度、例えば内部留保金が約11億200万円、そして重なりますけども、現金預金が10億8,000万円と、大変余裕のあるといいますか、年間の水道事業予算の2倍近い、余裕のある資金を保有いたしております。これに対して、市としても、老朽化対策を含めてとして、今後の投資的な事業計画は持っておりますけども、まだまだ細かく計画がなされていない点が見られるようであります。こうした、潤沢と言ったら語弊がありますが、余裕のある財源を今後いかに計画的に効果的に使っていくかが今大事かと考えられますけれども、もしこの点で審査が行われていたら報告してください。1点だけであります。

○産業建設分科会主査（九日克典）

今の現金預金についての質疑でありましたけども、当局の説明では、やはりどこがどの場所でいつ発生するか分からないということで、予備的にその預金現金は保有していないといけないというような説明がありました。

以上です。

○委員長（今鶴治信）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、認定案3件、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。採決は分離して行います。

まず、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件を一括して採決いたします。お諮りいたします。認定案3件は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、認定案第5号から認定案第7号までの以上3件は、認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号及び議案第62号の2件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件は決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号の2件は、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、産業建設分科会主査より訂正の申入れがございました。

先ほど旧曾於郡内2市1町と答弁がありましたが、3市1町の誤りであるということでありましたので、御了承をお願いいたします。

なお、委員長報告の案文については、委員長、副委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今鶴治信）

御異議なしと認めます。よって、委員長報告の案文については、委員長、副委員長に委任することに決しました。

以上をもちまして、令和５年決算審査特別委員会を閉会いたします。委員の皆さん、御苦労さまでした。

閉会 午前１１時４７分